多文化教育の視座から見た博物館活動の研究
日本の先住民族アイヌの文化表象に関する課題を中心に

若園 雄志郎

目次

序論 4

1　課題設定・研究の視点 4

2　論点 10

2-1　アイヌ文化の継承と発展をめぐる議論 11

2-2　先住民族の権利をめぐる議論 12

2-3　博物館に関する議論 13

3　先行研究 19

4　章立て 22

5　民族呼称について 29

第 1 部　近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利 31

第 1 章　近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけ　教育と「展示」を中心に 31

序 31

第 1 節　近代国家成立過程におけるアイヌ民族への教育にみる同化 33

第 1 項　開拓使仮学校へのアイヌ民族の強制連行 33

第 2 項　対雁学校の設立とアイヌ民族の入学 36

第 3 項　北海道旧土人保護法と旧土人児童教育規程の成立 37

第 2 節　近代国家成立過程におけるアイヌ民族の「展示」における劣等視 41

第 1 項　第 5 回内国勧業博覧会におけるアイヌ民族 41

第 2 項　セントルイス万国博覧会におけるアイヌ民族 47

結 51

第 2 章　国際条約における先住民族の権利と自立 54

序 54

第 1 節　国際労働機関における先住民族の位置づけ 56

第 1 項　ILO 第 107 号条約における先住民族 56

第 2 項　コーボゥ報告における先住民族 58

第 3 項　ILO 第 169 号条約における先住民族 60

第 2 節　先住民族の権利に関する国際連合宣言における先住民族の権利 63

第 1 項　先住民族の権利に関する国際連合宣言の審議と二風谷ダム裁判 63

第 2 項　先住民族の権利に関する国際連合宣言の規定と博物館 66
第 3 節　オーストラリアの博物館における先住民族との協働 70
第 1 項　行動指針“Previous Possessions, New Obligation”の策定とその評価 70
第 2 項　改訂版 CCOR の策定　「自己決定」と「雇用と養成」 74
結 79
第 2 部　博物館活動の見直しと新しい試み、地域における博物館を中心とした空間 82
第 3 章　民族に関する博物館活動の見直しと新しい試み 82
序 82
第 1 節　民族に関する博物館活動における新しい試み 84
第 1 項　民族に関する博物館活動の見直しに至る背景 84
第 2 項　博物館における新しい試み 87
第 2 節　日本国内における事例 92
第 1 項　日本国内のアイヌ民族に関する活動のある博物館 92
第 2 項　平取町立二風谷アイヌ文化博物館の取り組み 94
第 3 項　北海道開拓記念館の取り組み 102
第 3 節　オーストラリアの博物館における事例研究 113
第 1 項　オーストラリア博物館の取り組みと先住民族との協働 113
第 2 項　オーストラリアにおける博物館資料返還の意義 117
結 121
第 4 章　観光における博物館の教育的意義と地域との関わり 125
序 125
第 1 節　文化の維持・発展・創造としての観光の視点から見た博物館 127
第 1 項　観光における博物館の利用 127
第 2 項　観光における民族の文化の創造 131
第 3 項　エコミュージアムの概念における観光と既存の博物館の関係 135
第 2 節　伝統的生活空間（「イオル」）の再生と白老アイヌ民族博物館 142
第 1 項　白老アイヌ民族博物館と観光の関係 142
第 2 項　伝統的生活空間（「イオル」）の再生と自立 147
第 3 項　白老地域計画と博物館の役割 154
結 158

第 5 章　アイヌ文化振興法と博物館 163
序 163
第 1 節　アイヌ民族関連の特別展とアイヌ工芸品展の分析 165
第 1 項　アイヌ民族関連特別展の分析 165
第 2 項　財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構によるアイヌ工芸品展の分析 172
第 2 節　アイヌ民族博物館における伝承者育成事業の分析 193
第 1 項　伝承者育成事業カリキュラム案による研修内容 193
第 2 項　研修内容の再分類 195
結 203
第 6 章　博物館における多文化教育の課題 206
序 206
第 1 節　博物館における「政治性」と「専門性」 207
第 2 節　アイヌ民族に対するイメージと博物館の関係 211
第 3 節　博物館における差異の承認に向けての課題 215
結 219
結論 222
資料 1　アイヌ民族関連特別展一覧（1990 年から 2011 年まで） 240
資料 2　伝承者（担い手）育成事業授業一覧（第 1 期） 266
注 334

序論

1　課題設定・研究の視点

本論は、先住民族の文化の継承及び発展を目的として、社会教育施設、特に博物館の活動に関して多文化教育の視点から検討を加え[1]、多文化・多民族社会における博物館教育のあり方についてについて考察するものである。博物館にある資料の解釈や博物館での教育活動にある歴史観は「正しい」ものであるとされてきたことに対し異議が唱えられてきたこと、同時に先住民族の文化に関する権利についての議論が先住民族の権利獲得に関する国際的動向の中でも高まっていることは、社会教育の分野においても十分に検討する必要がある。そこで本論では、博物館における先住民族の文化維持・発展の権利保障の方法及びその可能性を検討するとともに､そのためには先住民族自身の主体性形成の働きかけや、博物館での研究の蓄積を生かして先住民族と主流社会の相互の認識を深めるための働きかけを先駆的に行っていくことが必要であることを論証したい。また、本論では主に日本における先住民族であるアイヌ民族を中心として論を進める。

この研究課題を設定した背景は以下の通りである。

現代の日本は急速に多文化・多民族化している。この「多文化・多民族化」とは主に在日コリアンや中国人、また外国からの移民が増加するという文脈で語られることが多い。2005 年の国勢調査における人口は 127,767,994 人[2]、他方法務省入国管理局による外国人登録者の総数は 2,186,121 人[3]となっており、日本に居住する人のうち約 2%が外国人である。超高齢社会を迎え労働人口が減少する中、労働力確保のために外国人労働者の受け入れは重要な課題であり、同時にそれが外国人増加の理由となっている[4]。また「出入国管理及び難民認定法」（入管法）が 1989 年に改正（1990 年に施行）されたことを受け、就労目的で多くの外国人が日本に滞在するようになった。このような政策としての労働者受け入れだけではなく、強い通貨（円）への指向や外国企業の市場への参入、学習指導要領の改訂による小学校における英語の必修化に伴う外国人教員の増加要望、国際結婚などの要因も考えられる[5]。その中には永住を希望する者、また一時的な滞在であり将来的にはそれまで居住していた国へ帰国することを予定している者、またさらに他の国へ行くことを希望する者など様々である。そのような状況の進展に伴い、生活・就労支援や法的措置などにおいて多くの問題が発生している。特に近年ではニューカマーとよばれる子どもたちも多くの

問題に直面している。それは言語の面において顕著であるが、子どもたちの成長やアイデンティティといった問題に対する支援も必要となっている。同時に識字問題や地域における文化の相違による軋轢をも生んでいる。そのためこのような社会的マイノリティに対して華僑学校やブラジル人学校、あるいはボランティアによる日本語教室や地方自治体・NPOによる支援活動など、学校教育・社会教育において様々な取り組みがなされている。

その一方で「多文化・多民族化」の問題に当たって、国内における先住民族であるアイヌ民族に対しての取り組みについてはその取り組みが十分とはいえない。国内のアイヌ民族の人口は推定で 0.1%程度[6]であるが、アイヌ民族に関する教育や政策的な課題は近代国家成立から存在している重要な問題である。日本が近代国家成立の中でアイヌ民族をどのようにとらえていたかは、1899 年の北海道旧土人保護法（旧土法）、1901 年の旧土人児童教育規程、そして 1903 年の「学術人類館」が端的に表している。旧土人児童教育規程では和人[7]の児童とアイヌ民族の児童を分離し、さらに順序をつけて教育することが認められており、北海道教育会旧土人教育取調委員の報告ではアイヌ民族に対して「卑陋不潔ナル風俗」「粗野怠惰」[8]としていた。また、「学術人類館」では「内地に近き異人種を聚め、其風俗、器具、生活の模様等を實地に示さん」[9]としてアイヌ民族を含む多くの民族を「学術的」に「展示」したものであった。これらに共通しているのは社会進化論的認識に基づく植民地主義・同化主義であり、このことは戸籍上アイヌ民族を「土人」「旧土人」という呼称で和人とは明確に区別していたことからも伺える[10]。さらに旧土法は 1997 年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）の附則第 2 条により廃止されるまで約 100 年間法律として残っていたのであった。

これらに見られるアイヌ民族への視線はその当時に限ったことではない。現代の多くの博物館におけるアイヌ民族の文化に関する展示としては、アイヌ模様の入った衣服や民具、あるいは江戸時代のアイヌ絵が中心となっている。また、観光地などにおけるアイヌ舞踊や儀式の上演は人間そのものを展示対象としているという批判を受けることもある。ここでの問題はその展示により民族文化を学習することができるものの、それが現代においても変化のない固定化された民族イメージを作り上げてしまっていることである。大きな枠組みとして「先進的な主流社会」が「伝統的な生活をしている民族」を表象（represent）、すなわち研究対象として、あるいは好奇の視線から一方的に表現していることには変化がなかったということができる。

しかし近年、世界各国の先住民族が自らの文化に関する権利の表明、すなわち何を見せ

何を見せないか、またはどのように見せるかを決定するのはその文化の担い手である民族である、ということを表明するようになってきた。国家的に「日本人」への同化を強制し文化を断絶させられたことにより、民族の文化は家庭においても社会においても継承され難くなってしまったという歴史がある。そのため、現在では数少ない古老による伝承を元にした学習活動、あるいは資料入手の過程については問題があるものの、研究者が収集した資料を利用しての学習活動に文化の継承を頼らざるを得ないという状況である。

このような背景の下に多文化教育を視点として博物館活動に考察を加えるのは以下の理由である。

多文化教育は 1960 年代から 70 年代にかけて黒人の公民権運動が起こったアメリカにみられるような文化的多元主義に基づく教育である。アメリカにおいては「多文化主義」（multiculturalism）が「1980 年代後半あたりより、政治の綱引きのなかで、とくに教育の場面での人種、エスニシティ、宗教、性別、性的指向、言語らの多様性尊重の動きをさす概念」[11]として用いられているのに対し、「文化的多元主義」（cultural pluralism）は「多様性をかかえる社会統合のための代表的な抽象理念として、社会科学者らによって今世紀半ばあたりから広範に」[12]用いられている。ただし文化的多元主義は 1970 年代に入って再定義されており、「多様性」を構成するのが単なる同好の士なのか、民族的な文化が根幹にあるのかなどといった点を明確にしないものから、公民権運動に見られる民族的な同化主義への強い抵抗や異議申し立てを元にするものへと変容したのであった[13]。

公民権運動は公共施設、住宅、雇用、そして教育における差別を排除することを目指して取り組まれたものであり、教育機関に大きな影響を与えた[14]。最初にアフリカ系アメリカ人、そしてその他の民族集団は学校やその他の教育機関に対して、彼らの経験・歴史・文化・価値観を反映したカリキュラム、黒人やヒスパニック系などの教師を要望し、地域における民族的な多様性を教育に反映させることが必要だと訴えた[15]。逆に言えばそれまでの教育がいかに主流社会である白人中心の視点で行われていたかを示しているといえる。このような動きは民族という枠組み以外にも女性、障害者、高齢者、性的マイノリティによる権利獲得運動に影響を与えた[16]。

アメリカでは黒人の公民権運動をきっかけとして先住民・非ヨーロッパ系移民・女性・高齢者などによる権利獲得運動の中から多文化教育が生まれてきたが、カナダ・オーストラリアでは連邦政府による多文化主義の政策化が早々に行われ[17]、いわばトップダウン的に形成されてきたのであった。このように国によって事情はそれぞれ異なってはいるが、

労働の場を求めての移民の増加のみならず、植民地支配によって異なる文化集団が社会に存在することで、民族間の摩擦や偏見・差別が起こってしまうことを避け、相互認識を深めるための教育を模索する中から多文化教育が発展してきた。

文化的多元主義にはその多様性をどこまで認めるのかといった議論がある。関根政美による類型[18]ではリベラル多元主義（Liberal/Cultural Pluralist Approach）とコーポレイト多元主義（Corporate/Cultural Pluralist Approach）が挙げられている。前者は私的領域でのみ文化的多様性を認めるものであり、公的領域では当然差別は禁じられるものの主流社会の文化・言語・習慣などに従うことが求められるものである。後者は私的領域はもちろん、公的領域においても文化的多様性は尊重され、またマイノリティが現実的に競争上不利であることから、社会参加に際してアファーマティブ・アクションのような積極的な支援が行われるものである。しかし前者の場合は「差別を禁止して社会参加のための機会の平等を確保すれば、時間とともにマジョリティとマイノリティの差別、不平等構造はなくなると考える」[19]とされているものの、多様性を認めているように見せるために私的領域においては制限を加えず、結果的に主流社会への同化を目指すことで、「差別、不平等構造はなくなる」と考えることができるとするものである。教育に限ってみても公教育で用いる教科書・教授言語・カリキュラムなどが主流文化の文化・言語・習慣のみを反映させ、主流文化以外の文化をその場に持ち込むことが禁じられるのであれば、それは私的領域での自由を認めていたとしても同化のための教育であるということができる。同化を目指すことの問題点は後述するが、同化の過程においては文化の剥奪が起きていると考えることができる。それはマイノリティの持つ文化を禁じ、主流社会の持つ文化を唯一のものとするものであり、「禁じられた」文化を持つマイノリティは差別の対象となりうるということができるだろう。

異なる文化集団同士の平等性と相互承認について述べている論者としてベネット（Bennett, Christine I.）がいる。ベネットによれば「民主的な価値と信念に基づき教育することと学習することへのアプローチであり、文化的に多様な社会と相互依存的な社会における文化的多元主義に賛同するものである」[20]としており、文化的多元主義に基づいた教育であるとしている。文化的多元主義は文化的同化主義あるいはるつぼ論とは鋭く対立し、平等と相互の尊重が特徴であり、社会の理想的な状態であるとしている。文化的同化主義あるいはるつぼ論に基づいた社会では民族的な少数者はその伝統を放棄し、主流社会に混ざるか吸収されることを期待されてしまう。このような問題意識は先住民族の権利宣言で

も共通のものであり、「出自または人種、宗教、部族または文化の違いに基づく民族または個人の優越性を基礎とする、あるいは主張するすべての理論、政策及び慣行は、人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難されるべきであり、そして社会的に不正である」[21]と厳しく批判されている。また、ベネットは多文化教育を構成する相互作用的な 4 つの側面として「平等への運動、カリキュラム改革、異文化間における能力へのプロセス、偏見や差別（特に人種差別）への戦いへの関与」[22]を挙げており、教育を改革する運動という側面があることを指摘している。この指摘は他の論者にも見られ、バンクス（Banks, James A.）は「多文化教育はすべての生徒が学校で教育的平等を経験すべきであることを宣言する概念である」「多文化教育は両性の学生、多様な文化・言語・民族集団の学生が学校での成功を経験する平等な機会のための学校の変容をもたらすことを意図した改革運動である」[23]としている。また、「学校を社会制度として考えるべきである」[24]ともしており、多文化教育を考える上で学校と社会の変容は相互に関連し合っていると述べている。

また、多文化教育の理論をどのように実践していくかについて他の論者よりもさらに現実的に述べているのはニエト（Nieto, Sonia）である。「偏見や差別への戦い」というような強い言葉を使ってはいないが、ニエトは様々な文化的背景を持った生徒たちのケース・スタディを通じて多文化教育が直面する課題としてレイシズムと差別、学習を阻害する学校の構造的条件、文化が学校に及ぼす影響、言語的多様性を挙げている[25]。この課題に見られるのは教育の持つ構造や文脈であるため、多文化教育を社会政治的文脈で考える必要があるとしている。その上で多文化教育の定義について 7 つの特性を提示している[26]。すなわち、多文化教育とは反レイシズム教育であり、基礎教育であり、すべての生徒にとって重要であり、全面的なものであり、社会的公正のための教育であり、プロセスであり、批判的教育学であるとしている。ここで強調されているのは多文化的な視点としてエスニック・フェスティバルのような表面的な取り組みだけではステレオタイプを永続させる結果になりかねない、ということである。そのためカリキュラムや人間関係などについても変革が必要とされるのである。また、「あらゆる教育的決定は、それが教員によるものであれ教育システム全体によるものであれ、どのレベルでなされたものであろうと、決定者の政治的イデオロギーや世界観を反映している」[27]とも述べている。これは博物館における展示をめぐる政治性とも共通しており、それは必ずしも公正中立あるいは解決済みではないことを認識する必要があるといえる。そのためには批判的な視点を持つことが重要と

なってくるのである。

それではなぜ文化を剥奪し、否定し、あるいは主流社会へと同化させることが問題となるのか。これらの論においてはそこから生じる差別や偏見をなくすためであり、それぞれの文化は尊重されるべきものであるためだということができる。しかし文化を考える際に根本に置かなければならないのは、文化の維持・発展・伝承はその民族の持つ権利であるということである。可視的な部分で言えば民族固有の文化財や伝統的な習慣といったものが挙げられるが、ギアツ（Geertz, Clifford）によれば、文化とはこれまであったような習慣、慣習法、伝統、癖といった具体的な複雑な行動様式ではなく、行動を支配する計画、方策、ルール、使用法といった（コンピューター・エンジニアであれば「プログラム」と呼ぶ）一連の制御機構[28]、だとしている。つまりその民族の構成員がなんらかの行動を起こし、あるいは思考する際には共有している一連のルールに基づいてそれらが行われるということである。そのため文化を剥奪し否定することは「個人の尊厳や価値への心理的道徳的暴力」[29]であり、「個人としての人間から、文化、即ち、生き方や行動の規準、統制機構を奪いとれば、その個人は自信を失うとともに、生きる指針、価値基準、及び、様々な問題への対処、解決の仕方を見失い、自失の状態を迎える」[30]こととなるのである。

これらの論を踏まえれば、多文化教育とは既存の教育への改革運動であり、「人種、民族、性、社会階級、障害等による偏見、ステレオタイピング、差別を排除し、多様な集団とそれに属する人々（児童・生徒）のアイデンティティを認め、支配的主流文化への同化を要請しない多様な文化に基盤を置き、即ち、民主主義的文化的多元主義に基づき、教育改革運動を含む、全ての児童・生徒の学力向上をめざす一つの教育である」[31]ということができる。もちろん「一つの教育」が示すように、民族ごとの文化を尊重したとしてもそれぞれに対して異なった教育が行われるべきではなく、同時に学校における児童・生徒に限ったことではなく、バンクスが述べたように社会全体に対しても関連していると考えることができるのである。換言すれば学校教育における特殊な教育ではなく、社会教育も含まれるということになる。しかし多文化教育に関する研究はこれらの論者に見られるように学校教育におけるものが多く、それ以外の教育の機会でどのような理論・実践があるかについては触れられることが少ないといえる[32]。

このように多文化教育は民族・性・社会階級などといった個々の多様な背景を問わず、平等な学習機会を持てるような教育改革として発展してきた。また、主流社会への同化要請を排除し、民族固有の文化を尊重し、その権利を認める社会における教育活動を組織す

ることを目指して取り組まれてきた。日本においても、居住する人のうち約 2%が外国人であることが示すように、地域における多文化化は着実に進展し、多様な文化背景を持った人々が増加している。そのため個々の文化を尊重し相互に認識を深めるために多文化教育の必要性が高まっているといえる。それは主流社会を中心とした画一的な自民族中心主義的な教育ではない。多文化教育の対極にある教育とは「主流の、あるいは支配的な文化・言語への強い同化要請、あるいは同化の強制を伴う教育」[33]であるが、そのような教育はともすれば無意識的に行われてしまっていたといえる。すなわち強い同化要請や強制を伴っていることが明示的ではないとしても、その内容において結果的に同化要請が行われたり、特定の文化・歴史観が優れているとする、あるいは無意識的に優れている・自明のものであるとしてしまっていたのであった。前述の「自失の状態」は確かに一面では強制的な同化によるアイデンティティ喪失の状態を示しているが、このような無意識的な「同化」においては、言うなればあたかも「同意を得た」同化、あるいはアイデンティティの混乱が生じてしまうのである。

日本における多文化教育は外国人労働者や在日コリアンなどを念頭に置いた教育として捉えることが多く見られるが、多文化教育はこのような外国人支援といった文脈でのみ為される教育ではない。「現在生じている民族的少数者に限定されて焦点が合わされているわけではな」く、「従来からのマイノリティである被差別部落出身者、アイヌ系の人々、在日韓国・朝鮮系・中国系の人々等にかかわる教育は多文化教育の範ちゅうに入る」[34]のである。すなわち、アイヌ民族に関する教育の諸問題を考える時に多文化教育を避けて考えることはできないのである。そのため民族文化を扱った博物館における教育活動では、これまでの同化主義的な活動を見直し、主流社会と先住民族との相互認識を深めていくとともに、主流社会が先住民族に関する諸課題を解決していく環境醸成のために多文化教育の視点が不可欠であると考えられる。つまり、先住民族に関する教育はその民族だけに対して行われるのではなく、むしろ主流社会が先住民族についての情報や知識を学習する必要があるといえる。

2　論点

本論においてアイヌ民族の自立に係る論点としては、アイヌ文化の継承と発展をめぐる

議論、先住民族をめぐる議論、博物館に関する議論が挙げられる。以下にそれぞれの論点を設定した理由について述べる。

2-1　アイヌ文化の継承と発展をめぐる議論

博物館によるアイヌ文化の表象とそれをめぐる取り組みについて考察するためには、まずアイヌ民族が日本国内においてどのような位置づけにあるのか、その取り組みは十分に彼らの文化や教育に対する強い思い入れを反映したものになっているのかについて検討を加える必要がある。つまり博物館における一般的な日本史や文化に関する教育普及活動に比べ、どのような点に特殊性があるかについて述べなくてはならない。

近年のアイヌ民族を取り巻く状況にはいくつかの変化があった。国会における動きとしては2008年6月6日にアイヌ民族を「独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族」[35]と認めることを求める決議が衆参両院でそれぞれ満場一致で採択され、これを受けた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」設置（2008 年）、アイヌ民族に関する政策を取りまとめる「アイヌ総合政策室」設置（2009年）および「アイヌ政策推進会議」開催（2010年～）がなされた。これは「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」（1995 年設置）による報告[36]を受けた1997年のアイヌ文化振興法の施行とそれに伴う北海道旧土人保護法の廃止以降の大きな動きであるといえる。

旧土法は1899年に制定され、貧困にあえぐアイヌ民族の保護を目的として土地や農具、授業料などを支給するものとされていたが、アイヌ民族の立場から見れば、「給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調にした『同化』政策によって民族の尊厳は踏みにじられ」[37]るというものであった。1984年に北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）は旧土法の廃止を求めるとともに、語学教育や歴史教育、さらには研究機関の設置といった文化に関する施策だけではなく、民族自立化基金や民族政策の審議機関の設置を求めて「アイヌ民族に関する法律（案）」（アイヌ新法案）の決議を同協会の総会にて行った。このことがアイヌ文化振興法制定の契機となったのである。

アイヌ文化振興法ではアイヌ文化を普及･啓発することでアイヌ民族とその文化に対する国民的理解を深めることが必要であるとされている。すなわち民族としての誇りが尊重される社会を実現し、アイヌ文化を含めた多様な文化の発展に寄与することが望まれているといえよう。実際にはアイヌが社会に対して何を求めているのかを議論に反映させ、文

化だけにとどまらない振興策を行うことが重要である。アイヌ民族側の意見表明を考えてもこれまでにアイヌ民族が受けてきた差別や偏見、さらには実質的な同化政策の影響による文化の断絶を考えれば、今後とも人権擁護や福祉の充実に対しても取り組むことが必要である。残念ながらアイヌ文化振興法ではアイヌ新法案で求められていた民族自立化基金などについては盛り込まれず、文化に対する「振興」のみが述べられている。当然ではあるが、そのために現在行われている施策は「アイヌ文化普及啓発セミナー」や「アイヌ文化フェスティバル」など、基本的には文化振興に関するものとなっているのが現状である。

ただし、アイヌ民族側からの意見表明として大きなものはアイヌ新法案の決議のみである点にも注意する必要がある。アイヌ民族の最大の組織は北海道アイヌ協会であるが、会員数は 2012 年現在で 3000 名程度であり[38]、「1　課題設定・研究の視点」で触れた北海道におけるアイヌ民族全体の数からすれば 1 割を超える程度の組織率である。このことはアイヌ民族が決して一枚岩ではなく、民族全体としての合意を形成することの難しさが存在しているといえる。もちろん「アイヌ」として各地にいる全てのアイヌ民族を統合すべきだとするわけではなく、各地域の差異を尊重しながら民主的に民族としての要望をまとめていかなければならないだろう。そのためにもアイヌ民族相互の認識を深めていく場が必要となっているといえる。

2-2　先住民族の権利をめぐる議論

他方、先住民族の権利をめぐる議論についても検討しなくてはならない。国際社会においては先住民族による権利の主張がたびたび行われてきたが、初期の権利に関する言及としては 1957 年に ILO 総会で採択された「独立国における先住民並びに他の種族民及び半種族民の保護及び統合に関する条約」（第 107 号条約）があった。この中では第 11 条で先住民族が伝統的に占有する土地に対する所有権を認め、第 21 条で教育の機会均等についての規定を設けるなど当時としては画期的な内容を含んではいたものの、この条約の目的は先住民族を国民社会へ「統合」（integration）することにあった[39]。先住民族は「未開」であり「遅れている」ため「文明化」して西欧諸国のような「文明化した社会」へ適応することによって民主主義が達成されるという考えに基づいた条約となっていたのである[40]。

その後 1984 年に国連の差別防止・少数者保護小委員会（現・人権促進保護小委員会）で、コーボゥ（Cobo, Jose Martinez）により提出された「先住民に対する差別問題の研究報告書」（「コーボゥ報告」）において、第 107 号条約にみられる主流社会への同化要請に対する

問題点が指摘され、先住民族はその文化の独自性を保ち、発展させ、次世代へ伝達する権利があり、彼らの伝統を尊重しなければならないことが述べられた。その上でこの条約の目的を「統合」から「民族の発展（ethno-development）・独立・民族自決」に転換するように勧告したのであった。このような動きを受け今日的な条約とするため改訂が構想され、1989 年に「独立国における先住及び部族民族に関する条約」（第 169 号条約）が採択された。この第 169 号条約も先住民族にとっては改訂作業に直接参加できなかったなど、十分に主張が反映されたものではなく、完全に満足のいくものではなかったが、内容においてこれまでの「統合と保護」から「社会的及び文化的独自性、慣習、伝統並びに制度を尊重」に転換されたことは大きな一歩であるといえる。

その後も先住民族の権利に関する議論は活発に行われ、2007 年に国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（先住民族の権利宣言）が採択された。国際法上「宣言」には法的な拘束力はないものの、先住民族に関する問題に対して国際的に取り組まなくてはならないことが各国の共通認識であり、国連加盟国はこの宣言を尊重した活動や法整備を行っていくことが期待されているといえる。

先住民族の権利宣言の前文で「先住民族は他のすべての民族と平等である」「この宣言にある先住民族の権利を認めることは、正義、民主主義、人権の尊重、差別の禁止及び誠実の各原則に基づき、国と先住民族とが調和的・協力的な関係を強化するものである」[41]と述べられていることは特に重要であると考えられる。それはこの宣言を行うに当たって、差別の追放や先住民族の持つ権利の尊重とマジョリティを含んだ全体的な問題意識が、後述する多文化教育と方向性を一にすると考えられるためである。そして日本が先住民族の権利宣言に対して賛成しているとはいえ、国内法の改正や新規の立法措置を行うことでアイヌ民族の権利について法的に明文化するにはまだ時間がかかるといえる。その意味でも社会に対する働きかけを行っていくことは博物館として重要な役割であると考えられる。

2-3　博物館に関する議論

2-3-1　博物館における先住民族の文化表象に関する議論

文化の多様性を認識し、学習するにあたっては博物館が持つ機能が注目できる。それは博物館には資料に関する教育普及活動などといった独自の活動内容があり、物質的な資料を媒介としたイメージの喚起による学習活動を行うことが可能であるためである。そのため文化に関する多様性について理解を深め認識するための拠点として博物館の存在は大き

い。しかしそのための博物館活動が地域の歴史や課題の中での位置付けを十分に伴って行われているかは疑問が残る。それは民族文化を扱った博物館の活動においては民俗学的・人類学的アプローチの比重が比較的大きいと考えられるためである。そのため資料の分析や保存法などについては研究の蓄積があるといえるが、それらをどのように教育に活用していくのかについては十分な研究・実践がなされていないといえる。博物館の意義と役割は地域の歴史や課題によって変化するが、情報・資料を収集、保存、管理するだけではなく、その事実の調査研究とそれを用いた教育活動を通じて、地域における多様性を理解し認めあうといった役割も期待される。

それでは前項で述べた先住民族の文化や権利に関する課題に対して、社会教育の場ではどのように取り組むことができるだろうか。特にその活動内容がある民族集団を扱っている場合は、アイヌ施策をめぐる議論や先住民族の権利宣言を含む国際的な先住民族をめぐる議論を念頭に置いた上で、彼らの持つ権利について配慮し、活動内容に反映させていくことが不可欠である。そのため民族文化に関する調査研究や展示などの博物館活動を行っている博物館においても先住民族に関する展示や教育普及活動について多くの議論が行われている。

ここで注意しなくてはならないのは、博物館は資料を中心とした教育活動を行っている社会教育施設であるが、その教育活動は決して中立的なものではないということである。つまり展示を中心とした教育プログラムにはその制作者の意図が反映されていることを意識する必要がある。同時にその制作者は一般的に文化人類学や考古学といった分野の専門家が多く、教育学を中心として制作されることはあまりないといえる。これは博物館の教育活動には文化人類学などの議論が反映されてきたということができる。アイヌ民族は歴史的に 1 つの国家を形成したことがなく、国家による歴史の記述（通史）が存在しないため､日本史あるいはアジア･北方史の中でその資料の整理や研究がすすんできたのである。

歴史的に見れば博物館は先住民族をマジョリティと同じ国家に属するものとして認識させつつも、しばしばステレオタイプ化された先住民族の過去の文化の一部を示すことでイメージの固定化を図り、現代との連続性を絶ってきたといえる。政治学者であるアンダーソン（Anderson, Benedict）は植民地国家がその支配領域を把握し住民を分類する権力の制度として人口調査・地図・博物館を挙げている[42]。これは言い換えれば「その支配下にある人間たちがだれであるのかという性格付け、その領域の地理、その系譜の正統性」[43]を示しているといえるが、19 世紀の植民地主義、すなわち自らが支配していない他の国家・

地域に対しての征服を推し進めた活動は、遺跡を博物館化（museumized）することにより文化遺産としての価値を高め、その征服と支配を正当化していったのだという。ここでの「博物館化」とは国民的アイデンティティを構築する上でのシンボルとしての意味づけを遺跡に対して行うことである。

アンダーソンは遺跡に対する意味づけを行ったが、このことは博物館そのものについても当てはまるということができる。博物館は現代では教育機関、あるいは研究機関として捉えられているが、19 世紀の民族文化を扱った博物館が目指していたのが「近代西洋を頂点におく諸人種・諸民族の『進化』を、かれらの作り出した器物の展示を通じて『実証』することにあった」[44]ことは明らかである。そのような背景から、「博物館は先住民文化を天然資源と同様に、衰退と滅亡に晒された貴重な資源、あるいはタイプ標本として扱い、『失われてしまう』という脅迫観念からコレクションを蓄積し、展示してきた」[45]のであった。コーボゥ報告では「侵略・植民地化される以前に歴史的な連続性がある」人たち、すなわち先住民族を彼らの意志に関係なく国家という枠組みに入れられてしまったことが述べられているが、これは政治的な部分だけにとどまらず、民族を扱った博物館においても同様であったといえる。彼らの意志を反映させられないまま、マジョリティによりその文化だけが恣意的に切り取られて展示されてきた、または国家として異なった文化や民族を 1 つのものとして認識させていく、あるいはマジョリティへ同化させていく手段として博物館が用いられてきたのである。

しかし、近年それまで展示されるだけの民族側から異議申し立てが行われるようになってきた。これは前述のように、先住民族の要求にこたえる形でその権利に関する条約や宣言が相継いで出されるようになり、意志決定の主体が先住民族自身であると認識されるようになってきたことと呼応している。そして実際には多くの博物館が前世紀の博物館のように明確に植民地主義的であるとはいえなくとも、主流社会、あるいは調査の過程で先住民族への聞き取りなどを行ったとはいえ、研究者の視点のみで構成されてきた博物館における展示を中心とした教育普及活動は、結果的にその延長線上に存在してしまっていたといえるだろう。そのため民族文化を扱った博物館においてもこのような一面的な活動を見直す動きが活発化してきている。

この動きの中では博物館がその活動内容を多角的に捉えるために先住民族との関わりを模索している。つまりその文化についての権利を持つのは先住民族自身であることを改めて認識するとともに、その権利保障の一歩として先住民族が自らの文化について語ること

が重要であると考えられてきているのである。しかし、マジョリティへ同化させられてきた先住民族が自らの文化を十分に語れるとは限らず、その過程においては自らの文化を改めて獲得し構築していく学習活動が行われている。先住民族自身が文化を語るための学習は､新たに学習者本人やその周囲において民族としてのアイデンティティ獲得が行われる、さらに獲得されたアイデンティティを維持する過程ともなっているのである。

2-3-2　不特定多数の来館者と博物館に関する議論

さて、博物館が文化表象を誰に対して行うのかといったときに、博物館が必ずしも地域住民のみの利用にとどまるとは限らないことに注意する必要がある。それは博物館が来館者・来訪者が目的地の歴史や文化を短時間で概観できるため観光としての対象としても選定されやすいためである。文化表象を行う先住民族にとってはアイデンティティ維持、あるいは構築のための環境醸成にはこのような状況も影響があると考えられるためである。いうまでもなく博物館は社会教育施設としての機能や研究機関としての機能を持っている。しかしこれだけには留まらず、まちづくり・地域おこしの一環としての機能も併せ持っている。同時にアイヌ民族が「北海道」を象徴する観光「資源」として見なされてきたことも挙げられる。もちろんこのことはアイヌ民族のみに関わらず、各国の先住民族における状況と類似したものであるといえよう。

観光とは余暇利用として、または学校や組織の活動の一環として自らが居住・生活している地域を離れ他地域の文化や景観に触れる機会である。基本的にはレクリエーションの一環であるといえるが、これにより日常のストレスなどから解放され、新たな気持ち・新たな視点・新たな興味・関心をつくるものである。これに加え、橋本和也は「今日的な問題を明確にする」ために「異郷において、よく知られているものを、ほんの少し、一時的な楽しみとして、売買すること」[46]と定義した。すなわち観光とはその地域の構成要素の一部分を見るものであり、そこには経済活動を抜きには語ることができないのである。ここで観光として「見る」ものとして訪れる側が期待していることは自分たちとは異なるものやその地域との交流である。受け入れる側としてもそれを意識することとなるが、博物館として民族の文化を見せる時にはそれが単なる「見世物」になってしまうことが問題となってくる。

博物館展示が誰に対してなされているものかという点については、①地域住民のための博物館、②地域を他者に普及する博物館―あるいは観光客のための博物館、の 2 つを挙げ

ることができる[47]。前者は一般的な都道府県立や市町村立の博物館であり、後者について観光地として機能しており、観光客が見学していくことを前提とした設計がなされている博物館であると考えられる。

前者については「地域博物館論」などに代表されるような市民参画を運営の軸とする博物館が想定されているといえる。その場合、博物館における展示だけではなく、ワークショップや友の会などといった活動もある。博物館の活動の範囲は大きいといえるが、後者では時間に制約の大きい一過性の観光客を対象として考えるため、基本的には展示のみがほぼその博物館の活動をあらわすことになる。

観光を捉える立場は様々であり、個人的な余暇活動や行動に焦点をあてたもの、経済的効果や社会現象として捉えるもの、また文化現象として捉えるものがある。特に文化現象としての視点からは主に文化人類学の分野においての研究が数多くなされている[48]。この中では「見世物」になることで文化が破壊・形骸化するという視点で捉えるのではなく、文化の発展と創造、さらには訪れた他者との関わりの中でアイデンティティを構築していくという視点で捉えられることが指摘されている。

2-3-3　オーストラリアにおける博物館をめぐる議論

アイデンティティ獲得を含めた先住民族の権利から見ると、日本の状況は立ち後れがあるといえる。アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・北欧諸国・台湾などにおいてはその存在を公式に認めており、またカナダ・オーストラリアでは多文化主義に基づいた法制度の整備が進んでいる。しかし、日本における先住民族であるアイヌ民族をめぐっては積極的には行われてはこなかったのである。

オーストラリアを事例として考察する理由は主に 2 点である。1 点目としては、オーストラリアでは 1992 年にオーストラリアが「無主地」（terra nullius）とされてきたことを否定し、世界で初めて先住性に基づく土地権が認められた「マボ判決」（Mabo Judgement）が出されて以降、先住民族に対する取り組みが重視されていることが挙げられる。この点においてはアイヌ民族の存在を軽視し、北海道を無主地とみなして日本に編入させたこととオーストラリアの事情は重なる部分がある。

確かにカナダにおいても先住民族（カナダの場合はインディアン・イヌイット・メティス）[49]に関して、1982 年憲法第 35 条において土地権を含む権利についての規定がある。しかしオーストラリアとは異なり、イギリスによる入植当時より先住民族との間には当時領

土を争っていたフランスよりも有利な立場に立とうとするために先住民族との間に「条約」が結ばれている。また、「1763 年宣言」（Royal Proclamation of 1763）ではイギリス政府の許可無くして入植者・商人のインディアンの領域への立ち入り禁止、インディアン領域に居住している入植者の退居、インディアン生活領域の売買・譲渡はイギリス政府のみの権利であること、インディアンの権限（aboriginal title）の存続[50]、が述べられており、これは現在でも「イギリス旧植民地の先住民が権利を主張する際の拠り所となり、先住民の権利の章典」[51]であるとされている。さらにこれも現在でも有効な法律であるが、1876 年にカナダ政府が制定した「インディアン法」（Indian Act）には「連邦政府と『インディアン』の関係、連邦政府の果たすべき財政・行政・教育・医療の責任、指定居留地内での自治の規定、『インディアン』の定義など」[52]が定められている。つまり、圧倒的に先住民族側が不利ではあるものの、あくまでも「国家対国家」の関係であり、先住民族が自治権を持ち、現在でも権利を主張するための法的背景が植民当時から存在しているのである。このような「国家対国家」といえる先住民族との関係はアメリカのインディアンやニュージーランドのマオリも同様であるということができる。

理由の 2 点目としてはオーストラリアでは 1993 年に「先住権原法」（Native Title Act）により土地の返還あるいは補償などが明文化されたが、同年、マボ判決や先住権法の制定といった動きを受けて、博物館でも所蔵する先住民族の資料に関しての行動指針「かつての所蔵品と新たな義務」（Previous Possessions, New Obligations: PPNO）が策定されたことが挙げられる。これ以降、博物館の収蔵資料の返還やその展示や利用に当たって先住民族の許可を得ること､そして共同でそれらに関する作業を行うことなどが求めらたのである。この行動指針は「これからの博物館と先住民との関係をきわめて具体的に規定したものとして、すでに、オーストラリアのみならず、世界の博物館にとっても無視できない存在」[53]ということができる。各国の民族を扱った博物館にとって､1 館のみの行動指針ではなく、オーストラリアの博物館全体として明示したこと、そしてこれまで先住民族の文化を「標本」としてとらえてきたことに対する反省と今後の先住民族との関係性を見直していこうとしていることは非常に示唆に富んだ動きであるといえる。そして 2005 年には PPNO の改訂版である「連続した文化と継続する責任」（Continuous Cultures, Ongoing Responsibilities: CCOR）が出された。これらの行動指針はオーストラリアにおける博物館の先住民族資料に関する指針であり、国内の各博物館における様々な取り組みの基本として考えられるのである。

3　先行研究

第 1 章に係る先行研究としては小川正人[54]や廣瀬健一郎[55]によるものがある。小川の論考は近代におけるアイヌ学校の設置及び教育制度の成立過程を詳細に分析し、その実態を解明しようとするものである。廣瀬の論考はアイヌ民族の東京連行及び教化をアイヌ民族に対する組織的な教育の嚆矢であるとし、この分析を通じて開拓使のアイヌ民族に対する認識と彼らが構想したアイヌ教育の内容について明らかにしている。ただし、小川は既存の研究が「総じて、アイヌ民族の主体性をもっぱら「同化政策」への抵抗の程度如何で把握しようとしてきた」結果、「アイヌ民族の「主体性」の確認はいわゆる民族解放運動やそれにつながる言論に限定されがちであった」[56]と指摘しており、「「差別教育」「反教育」の場という「本質」を持っていたアイヌ学校に積極的に子どもを通わせたアイヌの、その意識や態度のなかに、民族としての主体性・自立の要素というものを見出すことが可能であり必要である」[57]と述べている。この視点は第 1 章だけではなく本研究において示唆に富むと考えられる。確かに博物館が一方的に民族の文化を規定し切り取られた範囲でのみそれを教育普及の対象とする「権力装置」としての側面を持つことは否定できない。しかしアイヌ民族自身は当然として、博物館自体も民族の主体性や自立に関して積極的に取り組む場所として変化する途上にあると考えられるのである。

博物館学の立場からの博物館における政治性・権力性に関しては金子淳[58]によるものが挙げられる。ここでは「紀元 2600 年」を記念する「国史館」、及び「大東亜共栄圏」の思想に基づいた「大東亜博物館」の 2 つの計画の分析を通じて、博物館は一つの支配的な国民アイデンティティへと誘導する、すなわち植民地主義やナショナリズムとの親和性が高い構造をもっていることが明らかにされている。どちらの計画も実現には至らなかったが、その思想はアンダーソンが述べたように、あるいは 19 世紀における民族文化を扱った博物館のように、植民地主義を推し進める日本における博物館計画であったといえる。しかし現代の日本の博物館と民族との関係を探るものではないため、本研究ではさらにそのような博物館の思想の現代における批判を中心とする。

第 3 章及び第 4 章に係る先行研究としては、民族文化を扱った博物館に関して論考を行った吉田憲司[59]によるものが挙げられる。吉田の研究では 1984 年にニューヨーク近代美術館（MoMA）で開かれた「20 世紀美術におけるプリミティヴィズム（原始主義）　部族的とモダンの親和性」展（Primitivism in 20th Century Art: Affinity of the Tribal and the Modern）

のコンセプトをめぐる議論から現代における文化表象の問題点を指摘し、そこでの西欧的権力性に対する反省を受けて各地で開催された民族文化や歴史の展示における様々な試みについて論じた。その際、民族文化を扱った博物館の存在意義として「西洋と非西洋の歴史的関係性の具体的な証」と「文化的アイデンティティの形成の装置」[60]の 2 つを挙げている。この 2 つの新たな存在意義を基盤として吉田が示した枠組みは、旧来の展示に欠落していた部分を補おうとする修正主義的な展示、展示という営みそのものを見つめなおそうとする自省的な展示、展示するものとされる者、さらにはその展示を見るものとのあいだの対話や共同作業を志向する展示、文化の担い手自身による「自文化」の展示[61]、の 4 つである。この他にも民族の権利に関する意識の高まりとともに主に文化人類学の立場より博物館に関する論考が活発に行われている。しかしいずれも博物館の教育活動に着目した研究ではなく、活動の中心となる民族文化の担い手、それを表象する者、そしてそれらを学習したり利用したりする者という三者がどのようにアイデンティティを獲得ないしは維持していったのか、その際の博物館の機能はどうなるのかといった視点からの研究が手薄であったと考えられる。吉田の視点は近年の民族文化を扱った博物館を考える際に有効だと考えられるため、本論でもそれを援用しながら考察を行っていく。

なお、第 2 章は国際的な条約や宣言の内容のうち博物館における教育に関わるものを考察しており、第 5 章は一次資料を中心として分析を加えている。また第 6 章はそこまでの章を受けて包括的に考察を加えたものである。

社会教育学の立場から、本論と同様の課題設定が行われている研究としては岩本陽児[62]によるものがある。岩本は、「異文化を尊重し、相互理解に基づく平和共存の社会基盤を市民が主体的に作り上げていくことは二一世紀に向けての必須の課題である」[63]としており、これは本論とも重なるものである。ただし岩本の研究では移民と主流社会との関係について論じられており、先住民族と主流社会との関係に注目している本論とは視点が異なるといえる。

このほか社会教育学では、主に地域と博物館の関係性から住民自治とは何か、地域主体とは何かについて論じられてきている。主なものとしては小島弘義の論を元にした伊藤寿朗による「地域博物館論」がある[64]。伊藤による地域博物館とは「地域の課題に、博物館の機能をとおして、市民とともに応えていこう」[65]とするものであり、「地域に生活する市民自身の自己学習能力を刺激し、育み、自分で自分の学習を発展させていく力量（自己教育力）の形成を図ることを課題としている」[66]博物館である。ともすれば啓蒙主義的に

なりがちな博物館での教育活動を、市民を主体とし、その学習のための環境を醸成していく活動へと捉え直していくことは重要な視点である。しかし、博物館は市民だけではなく不特定多数が利用することを踏まえたときその活動がどのようなものになるのかという点、また民族を主体として考えた時にはその地域という概念をどのように規定するかという点において本研究とは視点が異なる。

ただし、社会教育においては識字教育や日本語学校・日本語教室などにおける研究の蓄積があり、その点については多文化教育を意識した論考もあるといえるが、アイヌ民族との協働へ向けた活動やアイヌ民族の自立をどのように考えていくかといった研究はまだ不十分であるといえる[67]。2010 年までの日本社会教育学会紀要及び年報(『日本の社会教育』)においては多文化・多民族共生社会と社会教育についての論考はいくつかある[68]が、アイヌ民族ないしは日本における先住民族に関する論考は竹ヶ原幸朗「アイヌ民族と社会教育―北海道を中心に」(日本社会教育学会編『日本社会教育学会紀要』No.30、日本社会教育学会、1994)、藤田昇治・藤田公仁子「アイヌ文化の継承と博物館の役割」(日本社会教育学会編『多文化・民族共生社会と生涯学習』東洋館出版社、1995)のみである。竹ヶ原は「北海道の社会教育施設のなかで、いち早くアイヌ民族の存在に注目したのは博物館(資料館・郷土館を含む)である」[69]と社会教育施設の中でも特に博物館に着目しているが、概略紹介が中心となっているため十分であるとはいえない。また、藤田のものは論点整理を軸としているため具体的な言及までは行われておらず、こちらも概略的なものとなっている。ただし、多文化教育については、前田耕司による論考[70]のように、オーストラリアの先住民族に関する考察を通じて日本国内の先住民族、すなわちアイヌ民族を取り巻く教育課題への視点を得ようとするものもあるが、前田は主に高等教育改革を中心としており、博物館を中心としている本論とは視点が異なるといえる。

以上のように社会教育においてはアイヌ民族に関する論考は十分であるとは言い難く、主に文化人類学や考古学の立場からの論考が多いといえる。また、民族文化を扱った博物館活動に対して社会教育の立場から日本におけるアイヌ民族を中心とした研究は行われていないといえるため、本研究において検討する必要性があるといえる。

4　章立て

多文化教育の理念、及び先行研究を博物館における活動に引きつけて考えるとすれば、1）すべての地域住民に対する民族･社会階級などの差異にかかわらない平等な学習機会の保障、2）展示内容から特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見･差別の排除、3）異なった民族･文化についての学習と差異の承認、4）異なった民族･文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性、5）民族的アイデンティティの維持と継承の自由、が重要であるということができる。これらは本論の全体に関わる問題であるということができるが、本論では第 1 部として近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利について、教育と「展示」を中心とした近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけ（第 1 章）、国際条約における先住民族の権利（第 2 章）から述べる。ここには主に上述の 1）及び 2）に関連して歴史的・制度的な側面からの考察を行う。第 2 部として博物館活動の見直しと新しい試み及び地域における博物館を中心とした空間について、民族に関する博物館活動の見直しと新しい試み（第 3 章）、地域における博物館を中心とした空間（第 4 章）、アイヌ文化振興法と博物館（第 5 章）から述べる。第 2 部では主に 3）～5）について事例を示しながら考察を加えるとともに、提起された課題について第 6 章で検討を加える。以上、全 6 章構成で博物館における多文化教育について論考する。

第 1 章は近代国家成立にあたって、学校における教育と社会における「展示」を通じてアイヌ民族の自立が歴史的に妨げられてきた過程についてである。先行研究によればこの時期に教育においてはアイヌ民族の文化剥奪が行われたといえるが、他方「展示」においては「先進的な主流社会」と「伝統的な生活をしている先住民族」の対比が行われたといえるのである。このことは人類学者に「伝統的な民族文化」が消滅するという危機感を与え、アイヌ民族に関する資料の収集とアイヌ民族の「標本化」が進んだといえる。本章の目的は、現代の博物館において「正しい」とされてきた歴史である変化のない固定化された民族イメージが教育と「展示」を通じて近代国家成立の頃に成立し、また生活基盤を奪われ文化が否定されることにより自立の手段や環境が制限されていった過程について検証することである。

まず近代国家成立の過程におけるアイヌ民族の位置づけを、教育の面では開拓使仮学校附属北海道土人教育所及び対雁学校､そして旧土人児童教育規程の成立過程から考察する。北海道土人教育所はアイヌ民族の強制連行が行われ、また対雁学校は樺太アイヌを強制移

住させた場所に設置された教育所であるが、どちらも「日本人」に同化させる教育が行われたのであった。また、一般の学校に入学したアイヌ民族に対しては教師による文化剥奪が行われてきた。次に「展示」の面では、第 5 回内国勧業博覧会における「学術人類館」、セントルイス万国博覧会における人類学館について検討する。これらの博覧会においてアイヌ民族は人類学的な「標本」としての扱いを受けるなど、現代の視点から見れば著しい人権侵害が当然のようにあったのだった。

現在、アイヌ民族についてはアイヌ文化振興法の制定や先住民族として認めることを求めることが衆参両院で決議されるなど、固有の文化や権利に配慮した様々な政策的取り組みが行われつつあるが、それ以前は蝦夷地・北蝦夷地が「無主地」として 1869 年に明治政府によりそれぞれ北海道・樺太として日本に編入されて以来、「日本人」に同化させる政策がとられてきたのであった。1869 年 5 月 21 日の明治新政府による「蝦夷地開拓」の方針を決定するに当たっての「御下問書」には「蝦夷地之儀ハ　皇國ノ北門（中略）北部ニ至テハ中外雑居致處是迄官吏之土人ヲ使役スル甚苛酷ヲ極メ外國人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ土人往々我邦人ヲ怨離シ彼ヲ尊信スルニ至ル一旦民苦ヲ救フヲ名トシ土人ヲ煽動スル者有之時ハ其禍忽チ箱館松前ニ延及スルハ必然ニテ禍ヲ未然ニ防クハ方今ノ要務ニ候間箱館平定ノ上ハ速ニ開拓教導等ノ方法ヲ施設シ人民繁殖ノ域トナサシメラルベキ」[71]とあり、「土人」すなわちアイヌ民族をこれまで酷使したため、外国人の扇動により反乱を起こすかもしれず、それを防止するために「開拓」「教導」を行わなければならない、とされていた。その「開拓」「教導」の手段として成立したのが旧土法であり、また旧土人児童教育規定による旧土人小学校であった。これを契機としてアイヌ民族へ対する植民地主義的な視線による同化と排除が成立したといえる。

第 2 章は先住民族の持つ権利についての国際的な議論が博物館の取り組みとどのように関係しているかについてである。博物館において民族に関する研究や展示といった活動を行っている場合、その民族の権利や存在を無視することはできない。特に人権や民族に関する資料を中心とした活動を行っている博物館においてはその活動の見直しが図られ、先住民族の権利の尊重のための活動が多く行われてきている。本章の目的は国際的な先住民族に関する議論を整理し、特に教育及び文化に関する議論の中で、「先住民族」は自らの意志とは無関係に主流社会において「被支配者となっている民族」であるために、その格差を是正する特別な措置が必要とされていること、そして先住民族自身の「自己決定」が重要であることについて述べることである。

本章では、先住民族の権利獲得の流れを、早くから先住民族の権利について取り組んできている国際労働機関（ILO）における議論と先住民族の権利に関する国際連合宣言より整理するとともに、これらにおける先住民族の権利について特に教育と文化から検討を加える。ただし 1993 年が国連により世界の先住民の国際年とされ、先住民族の権利宣言の草案が提出されるも、実際に採択されたのは 2007 年の国連総会においてであったように、権利については非常に長い時間をかけた議論が必要となる。このような動きは先住民族に対してエンパワーメントを行ったと考えられるが、同時に民族文化を扱った博物館においてはその内容を十分に反映させることが求められているということができる。

加えてそのような内容を志向したオーストラリアの博物館における行動指針について検討する。この行動指針に関しては「これからの博物館と先住民との関係をきわめて具体的に規定したものとして、すでに、オーストラリアのみならず、世界の博物館にとっても無視できない存在」[72]とされているものの、これまで詳細に検討した研究は日本国内にはなかったものである。

第 3 章は植民地主義的な博物館からの脱却の過程と取り組みと現代の博物館における文化表象と先住民族の関わりである。アイヌ民族が歴史的にその文化あるいは存在を抑圧され、断絶させられてきたことは、人権上大きな問題であることが国際的な先住民族をめぐる議論より指摘できるが、本章の目的としては、民族文化を扱った博物館における新しい試みを整理した吉田憲司の理論を元にして、主流社会により設立・運営された植民地主義的な博物館における民族文化の表象の変化について事例研究を含めた考察を行うことである。

吉田が提示した「新しい試み」とは、旧来の展示に欠落していた部分を補おうとする修正主義的な展示、展示という営みそのものを見つめ直そうとする自省的な展示、展示する者とされる者、さらにはその展示を見る者との間の対話や共同作業を志向する展示、文化の担い手自身による「自文化」の展示である[73]。この論はアイヌ民族に関する教育普及活動を行っている博物館にも大きな影響を与えたといえる。

そこで事例としては北海道平取町の平取町立二風谷アイヌ文化博物館（以下、「二風谷博物館」）、北海道札幌市の北海道開拓記念館（以下「開拓記念館」）、オーストラリア・シドニーのオーストラリア博物館（Australian Museum）を取り上げる。

まず二風谷博物館を事例とした理由は、道内に暮らすアイヌ民族の約 4 割が日高管内に集中しているため管内人口（85,493 人[74]）に占める割合が大きい点、また二風谷ダム裁判

に見られるようにアイヌ民族にとっては特別な場所である点、さらには同館で展示されている資料はそのほとんどがアイヌ民族に関する資料[75]である点が挙げられるためである。二風谷博物館は「アイヌ伝統文化の今日的継承」を理念としており、現代工芸に関しての展示も行われている。テーマ展においてはメッセージ性を強く含み、まず地元のアイヌの人々が自分たち自身の文化的伝統について再認識するための契機となっており、地域におけるアイヌ文化について共同で作業することで社会へ問題提起を行っていることを述べる。

次に開拓記念館を事例とした理由は、札幌市には道庁がおかれ、また人口の面からも北海道最大の都市であるという点、また博物館の名称に「開拓」と謳われているように、開拓記念館の役割の一つに「北海道開拓のなかで産みだされた文化財を中心にさまざまな歴史資料を収集保存、調査研究し、それらを体系的に整えるとともに、常設展示を核とする展示活動や教育普及の諸事業を通して、北海道の歴史と先人の遺産を後世に伝える」[76]ことがあり、主にアイヌ民族が居住していた土地を和人が「開拓」したという視点からの北海道の歴史に関する活動を行っていると考えられるためである。その「開拓」という歴史をふまえた上で多民族・多文化が存在する地域に対してどのように取り組んでいるのかを考察する。

そしてオーストラリア博物館を事例とした理由は、1827 年にオーストラリア最大の都市であるシドニーに設立されたオーストラリアで最も古い博物館であり、その規模も国立オーストラリア博物館（National Museum of Australia）やメルボルン博物館（Melbourne Museum）と並ぶ点、PPNO の作成に大きく関わったグリフィン（Griffin, Des）が策定当時オーストラリア博物館館長（Director of Australian Museum）であり、同博物館を中心としてこの行動指針を具体化した取り組みへと発展させた点が挙げられるためである。同博物館はマジョリティ側が設立し先住民族の文化を扱っているため、日本国内の事例として挙げた上記の博物館の類型として考えることができる。

第 4 章は不特定多数がその地域を訪れることを念頭に置いた民族文化の維持・発展と主流社会に対する働きかけを行う空間における博物館の役割についてである。これは一般的には観光という行動を受けてのものとして捉えられている。観光は一見民族の文化を切り売りしている行為と捉えられてしまい、アイヌ民族に関して言えば民族衣装を着て観光客に対して土産物を売ることで生活している者が「観光アイヌ」と揶揄されることが往々にしてある。もちろん観光が文化に与える影響はその状況や時代によって変化するが、文化を切り売りしているのではなく、文化を維持・発展させていこうとする主体的な取り組み

であると考える必要がある。他者の視線があることを前提とした文化の維持・発展ではあるものの、継承されてきた、あるいは継承されるはずであった文化がどのようなものかを学ぶ拠点として博物館が利用されているのである。同時に博物館自体が観光の対象となることも留意する必要がある。すなわち博物館が一過性の来館者に対して民族の文化を表象するとき、博物館を拠点とした学習とは機会や量において差異があるのである。本章の目的は、人の移動が一般的となった現代において、訪問者を受け入れる側の文化に与える影響について理論的な流れを整理し、観光における民族の文化の維持・発展に関しての博物館の役割について論考することである。

ここではまず北海道の阿寒湖畔で開催されている「まりも祭り」について検討を加える。それは伝統文化を新たに解釈し文化の創造を行った事例として、地域の発展や阿寒湖畔のアイヌ文化に「決定的な影響を与えたもの」[77]が「まりも祭り」であるためである。これは他地域からの観光を念頭に置いているものであるが、文化を切り売りしていると捉えるよりはむしろ発展・創造し、地域における関係性を深めた事例であるといえる。次に博物館が観光の目的地として選定されている現状から、観光における博物館の役割について考察する。これまでの博物館における観光の位置づけを振り返り、観光について明確に述べているエコミュージアムの理念との比較検討を行う。

そして白老アイヌ民族博物館における事例を取り上げる。白老アイヌ民族博物館は 1984 年に観光施設であるポロトコタン内に設立された。民族を扱った博物館における新しい試みとして「個々の民族による『自文化』の展示や、民族単位での博物館建設」[78]を挙げた吉田憲司は、同博物館に対して「アイヌ民族自身の手で設立され、今もアイヌ民族自身の手で運営されているこの博物館は、今日、世界で進んでいる先住民族による自文化展示を目的とした博物館建設の動きを先取りしたものといってよい」[79]として一定の評価を行っている。これは先住民族の文化を活動の中心とする博物館の設立・運営が主にマジョリティによって行われてきたためである。もちろんアイヌ民族自身の手で設立・運営されている博物館は他に萱野茂二風谷アイヌ資料館（平取町）や川村カ子トアイヌ記念館（旭川市）も存在している[80]が、同博物館はその中でも最も規模が大きいと考えられる。同博物館について『白老中核イオル整備基本計画』の中では「白老アイヌ民族の観光の歴史がなければ、今日の（財）アイヌ民族博物館の活動は成立しなかったといっても過言ではない」[81]と述べられており、自らの文化を消費対象として他地域から訪れる者へ見せるという観光との関連が深いこと[82]を伺わせる。この背景を持つことで同博物館ではポロトコタンの野外

博物館としての機能を重視しており、博物館の持つ多くの資料と併せてアイヌ民族についての知識が深まるような活動が行われている。同博物館の持つ今日的課題としては白老町が現在計画中の「イオル」(「伝統的生活空間」)において「中核イオル」として選定されたことに伴う博物館の位置付けである。「イオル」がアイヌ民族の文化を継承し発展させてゆく目的の下に設置されるのであれば、当然地域の歴史や民族の文化を扱う博物館は無関係ではいられず、むしろ重要な役割が存在すると考えられる。この「イオル」は基本的にアイヌ民族を対象とした複合的な施設であるが、一部は一般公開されることを踏まえた上での研究は不可欠であろう。

第 5 章は現在アイヌ民族に関する唯一の法律であるアイヌ文化振興法が博物館にどのような影響を与えたかである。アイヌ文化振興法は「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（中略）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（中略）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与すること」を目的とするものであるが、文化の振興や普及啓発に特化した法律であり、アイヌ民族が求めていた土地に関する権利や自立化基金などについてが反映されたものではなかった。しかしながらこの法律の目的を達成するための業務を行う法人として財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以下「推進機構」）が設立・指定されたことはアイヌ文化に大きく影響を与えたと考えられる。

そこで本章ではアイヌ文化振興法と密接な関連のある推進機構と博物館の関係を考察することで同法が博物館に与えた影響について述べる。推進機構では 1997 年度より「アイヌ工芸品展」を北海道内外の博物館で毎年開催しており、2011 年度までに 17 回、道外ではこれまでに 12 箇所で行われた。このアイヌ工芸品展は「国内外の博物館などが所蔵する民族衣装、生活用具、儀礼用具などのアイヌの伝統的な工芸品を展示・公開する「アイヌ工芸品展」を開催し、アイヌ文化への国民的な理解とアイヌの人々の伝承意欲の向上を図ろうとする事業」[83]であり、アイヌ民族に関する課題が北海道における地域問題ではなく、日本全体の問題であることを提示する機会となり得るのである。推進機構の事業でもう一つ博物館との関連が深いといえるのは「伝統的生活空間の再生」事業の一環としての伝承者育成事業である。それは実際にこの事業を委託されているのがアイヌ民族博物館であり、そこで行われている研修のカリキュラムを検討することにより博物館の教育機能について検討を加えることができると考えられる。

第 6 章は博物館における多文化教育の課題についてである。本章の目的は、第 2 部のここまでの考察を受け、第 3 章から提起された課題である博物館が民族の歴史や文化を主流社会の視点のみで提示し、アイヌ民族に対して「過去のもの」「下位のもの」といった差別的なイメージを形成してきてしまったことに対し、博物館はどのような専門性を発揮しうるのかについて、そして第 3 章及び第 4 章から提起される国際的な先住民族の権利獲得の流れの中で、博物館が先住民族の文化を語ってきたことに対して自省的となり、その活動を見直し新たな試みを行う中で、多文化教育の理念がどのように適用できるかについてさらに考察を加えることである。これらは前述の多文化教育における重要な点として挙げたものに関わるものであるが、特に前者は 2）展示内容から特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見･差別の排除、及び 3）異なった民族･文化についての学習と差異の承認に、後者は 3）及び 4）異なった民族･文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性に関わるといえる。

そこで本章では第 2 部における考察を踏まえ、博物館における「政治性」と「専門性」、民族に対するイメージと現代の展示、そして博物館における差異の承認においてどのような点が問題点となるか、について考察する。多文化・多民族社会においては相互の差異を承認が課題であるが、博物館における教育普及活動にそれらがどのように反映させていくことが可能であるか、また多文化教育の視点からどのような点が課題としてあげられるかを考察していく。

なお、第 5 章に関連する資料として 1990 年から 2011 年まで全国で開催された「アイヌ関連特別展一覧」、及び 2008 年より白老アイヌ民族博物館で実施している「伝承者（担い手）育成事業授業一覧（第 1 期）」を付した。前者については第 1 節で主にアイヌ文化振興法成立前後での開催数の変化及び開催地についてを分析、後者については第 2 節主に研修項目を内容によって分析し、考察を加えた。特に推進機構主催による「アイヌ工芸品展」は海外のアイヌ関係資料を含めた幅広い資料を展示しており、またアイヌ民族の文化や歴史の研究者による企画や論考が行われているため、非常に興味深い展示であるといえる。これら資料は 1997 年のアイヌ文化振興法以降､博物館における現代のアイヌ民族の文化表象と関連する取り組みがどのように行われているかについての参考資料とする。

5　民族呼称について

本論では引用文中を除き、主に北海道・東北を中心として居住してきた先住民族を「アイヌ」、本州以南に居住してきたいわゆる「日本人」については「和人」と呼称している。

どちらの用語も論者や組織などによってその使用法が異なるが、「アイヌ」に関しては「アイヌ民族」ないしは「アイヌの人々」としていることが多く見られる。前述の通り 2008 年にアイヌ民族を「先住民族」と認めることを求める決議が衆参両院で採択され、これに対する官房長官の談話が発表されたが、それ以前に制定されたアイヌ文化振興法では「アイヌの人々」のみ、二風谷ダム裁判の判決文では「アイヌの人々」「アイヌ民族」の両方が使用されている。それは「アイヌ」という単語が歴史的に差別的な意味合いで使用されたことがあるために、それに対して不快感を示す人々がいることを踏まえたもの、あるいは 2008 年以前は国政の場においてアイヌ民族を先住民族として認めていなかった、すなわち日本国内に先住民族が存在しているかは不明である[84]、という立場を国がとっていたことが理由であるといえる。しかし、そのような不快感を理由として「アイヌ」ではなく「ウタリ」（utar（ウタㇻ）、人々、仲間・同胞）の語を使用してきた北海道ウタリ協会が、先住民族政策の進展を受けて 2009 年に「北海道アイヌ協会」と改称したことに見られるように、近年では「アイヌ」という語に対してアイデンティティを持てるようになってきた社会環境が醸成されてきたといえる。そのため民族名としては「アイヌ」という語を使用することが適当であるとも考えられるが、本論では日本が多民族国家であり、アイヌという民族が存在していることを明確にするため、また「北海道アイヌ」「樺太アイヌ」「千島アイヌ」の差異にまでは踏み込んでいないため、引用文中を除き基本的に民族集団名として「アイヌ民族」の語を使用することとする。ただし、アイヌ民族の個人を意味する場合（「〇名のアイヌ」など）、あるいはアイデンティティを意味する場合（「アイヌの文化」など）といったように文脈状「アイヌ」と表記している場合がある。また、第 1 章に関しても、明治期には「アイヌ」「アイヌ人」「北海道旧土人」といった用語が使用されているが、本論全体での混乱を避けるため同様に表記する。

「和人」に関しては「大和民族」や「日本民族」などといった用語が使用されることもあるが、基本的には本州以南の日本に居住してきた人々の一般的な総称である。また、「シャモ」はアイヌ語の「シサㇺ」（sisam）が訛ったものでアイヌ民族による蔑称といわれることがあるが、佐々木利和[85]や小川正人[86]は「シャモ」は歴史的用語として捉えている。し

かし2009年の『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』など、多くの報告書では「いわゆる『和人』」[87]とされていることに見られるように、現時点ではこのような人々に対する確定した学術用語はないものの、一般的には「和人」と呼称しているといえる。そのため本論では本州以南の日本に居住してきた人々及びその子孫、つまりアイヌ以外の日本人を総称して「和人」の語を使用することとする。また本論では議論が拡散することを避けるため、第1章を除き「琉球王国」及び「琉球民族」については言及を行わない。これに関しては改めて考察を加えることとしたい。

第 1 部　近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利

第 1 章　近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけ　教育と「展示」を中心に

序

本章では日本が近代国家として成立する際にアイヌ民族の自立が歴史的に妨げられてきた過程を教育と展示の 2 つの視点から考察していく。アイヌ民族に対する位置づけを考えるときにこの 2 つの視点は重要な意味を持つと考えられる。それは近代国家成立にあたって領土を確定させ労働力を含む国力を高めることを目的に大日本帝国の臣民としてアイヌ民族を組み入れる必要があったためである。この時期にアイヌ民族へ対する植民地主義的な視線による同化と排除が成立したのであった。

教育と展示が重要な意味を持つことは 1918 年の「開道五十周年記念北海道博覧会」における「拓殖教育衛生館」[1]の展示にみられる。このうちの「教育館」では土人学校の資料も展示されたが、山田伸一はこれに対して「アイヌの『同化』の達成を、特に文明化の達成という観点から自賛する文章には、（中略）『蒙昧な者』に対して施してきた学校教育を、自らが与えた恩恵として満足気に語る響きがある」と述べ、「一般化するのは危険であるが」としながらも「和人来館者たちが抱いたであろう感想の一類型と見ておくことはできよう」[2]としている。つまり展示を通じて「正しい」とされた成果を普及させ、アイヌ民族に対する同化を容認する社会の一助となったということができる。

1869 年に開拓使が置かれる以前、松前藩が領有していた時代にはアイヌ民族に対しての特別な同化教育はなかったようである。もちろんこれは民族の違いを尊重したものではなく、「蝦夷統治の上で支配者たる内地人と被支配者たるアイヌの上に確然たる差別をつけて置く必要があった」[3]ためにアイヌ民族への教育がそもそも考えられていなかったということである。しかしこれは松前藩の統治から幕府直轄になったことで変化した。その理由は「競争相手から蝦夷地を守る必要上、ことに国境線が明確でないときは住民主義によってこれを決定せざるを得ないことが認識されたため、蝦夷を急激に内地人化する必要を生じ」[4]たことによる。この「競争相手」とは主に帝政ロシアであり、特に千島アイヌに対しては「松前氏の政策とは反對にして、アイヌの福利を謀り、智識を向上せしめ、加ふるに宗教を以て感化」「寛延二年には學校を建てゝアイヌを教育」[5]したという。

このような状況から北海道を日本が領有できなくなるという危機感がつのり、北海道全域には日本語を話し日本の文化を持つ住民が存在しているという事実が必要となった。そのため開拓使以前のように「内地人とアイヌの上に確然たる差別をつけて置く」という状況を放置しておくことができなくなったのであった。これを受けて日本、特に開拓使はアイヌ民族を「土人」ないしは元々「土人」であったが日本人へ統合されたことを示すため「旧土人」と差別的な呼称をし、日本人へと同化させるために東京の開拓使仮学校附属北海道土人教育所[6]への強制連行、対雁学校への入学、旧土人児童教育規程の制定などを行った。

またこの時期、近代化した日本の国力を内外に周知させるために日本は内国勧業博覧会や海外の万国博覧会へ積極的に参加していたが、そこでは主に人類学者の協力のもとアイヌ民族の「展示」が行われた。民族を物質的資料だけではなく、その民族自身を含めてあたかも動物園のように「展示」、すなわち植民地の多数の現地人博覧会場に連行し、博覧会の開催中、柵で囲われた模造の植民地集落の中で数ヶ月にわたって「生活」させて「展示」していくという、19 世紀末に社会進化論と人種差別主義を直截に表明した展示ジャンルが現れたのは 1889 年のパリ万国博覧会（Exposition Universelle de Paris 1889）からであった[7]。ここでは「ヌビア人」をはじめとして多くの民族が「展示」された[8]が、日本におけるその嚆矢は大阪で開催された第 5 回内国勧業博覧会であり、海外における初めてのアイヌ民族の「展示」は 1904 年のルイジアナ割譲記念万国博覧会（Louisiana Purchase Exposition、以下「セントルイス万国博覧会」）である。これらによりアイヌ民族に対する当時の行政側の和人の視線や認識も浮き彫りになったといえる。

このようにアイヌ民族に対しては学校教育・社会教育の双方において、一見「平等」を志向しながらも、本質的には異質な存在として扱ってきたのであった。すなわち制度上は「日本国民」であっても、実際にはアイヌ民族であることからそこで本章では近代国家成立の過程においてアイヌ民族の自立を妨げ、和人への同化と和人からの排除を行った教育と、その「成果」を社会に向けて発信していった展示について述べる。まず教育の面では開拓使仮学校附属北海道土人教育所及び対雁学校、そして旧土人児童教育規程の成立過程から、次に展示の面では第 5 回内国勧業博覧会における「学術人類館」、セントルイス万国博覧会における人類学館に関する議論から考察を加えていく。

第１節　近代国家成立過程におけるアイヌ民族への教育にみる同化

第１項　開拓使仮学校へのアイヌ民族の強制連行

北海道領有に関する「競争相手」としては帝政ロシアが存在したが、それによる慰撫政策に対抗するために幕府は特に択捉島において漁場の整備や教化に力を入れ、「改俗牌」と呼ばれる「大日本ヱトロフ住人」「日本名」「旧名（アイヌ名）」を記した真鍮・銅・木製の札を各人の首にかけさせた[9]。幕府直轄時代の教育は「蝦夷を早く内地人化そうとする当局者の意向であり、したがって弊風の打破、風俗の改変、植民者道徳の教諭のみ急で」あったといい、「これらの傾向は勿論開拓使によっても受け継がれた」[10]のであった。

「弊風の打破、風俗の改変」については 1871 年 10 月 8 日にアイヌ民族に対して、

「一　開墾致シ候モノヘハ居家農具等被下候ニ付是迄ノ如ク死亡ノ者有之候共居家ヲ自燒シ他ニ轉住等ノ儀堅ク可相禁事
一　自今出生ノ女子入墨等堅ク可禁事
一　自今男子ハ耳環ヲ着シ候儀堅ク相禁シ女子ハ暫ク御用捨相成候事
一　言語ハ勿論文字之儀モ相學ヒ候様可心懸事」[11]

との「告諭」が行われた。最初のものは家送り（カソマンテ）[12]を禁じたもの、2 番目は女性の入れ墨（シヌイェ）を禁じたもの、3 番目は男性の耳飾り（ニンカリ）の着用を禁じたもの、最後は日本語の習得を求めたものである。1 番目は一面には火事の防止ということもあったかもしれないが、死者が出るたびに家を焼き転居してしまっては管理上不都合であるため[13]といえる。2・3 番目は和人の習慣から考えれば「弊風」であり、4 番目は日本人であれば当然日本語を話すべきであること、そしてやはり管理の都合上通訳を使わずにアイヌ民族を統治することが必要であったことがその理由である[14]。他方、1872 年に札幌開拓使庁開墾掛が札幌近辺の村落に「筆算指南所」を設置しようとした理由は和人の子供がアイヌ民族の習俗に影響されていく事への危惧があったことが一因としてあり[15]、「弊風」を放置しておくことは和人の側にも悪影響があると考えられていたといえるだろう。

このような「日本人」へアイヌ民族を統合していく流れの中で最初の学校における教育を行ったのは東京においてであった。開拓使は「元來北海道土人ハ容貌言語全ク殊ニシテ

風俗陋醜ヲ免レス現今開拓盛業ノ折柄従前之風習ヲ脱シ内地ト共ニ開化ノ域ニ進ミ彼我ノ差別無之様仕度就テハ内地人民ヲ映シ其風来ヲ教シムル而已ニテハ自然遷善ノ功速ニ行届兼所謂荘嶽之間ニ置ハ易ク且速ナルニハ若カスト存候」[16]として、1872 年に東京府芝（現・東京都港区）増上寺の開拓使仮学校附属北海道土人教育所、東京府下渋谷村（現・東京都渋谷区）の開拓使第三官園にアイヌ民族を強制的に入学・入園させた[17]。ここでは「大凡百人程出京爲致度目的ヲ以テ」「少壮ハ假學校ニテ讀書習字等修行爲致其他澁谷御用地ニテ農業樹藝牧畜等修行申付置候」[18]とあるように、100 名程度を想定した上で、13 歳から 38 歳の 36 名[19]のアイヌを前述の目的のために東京に連行し、若者は北海道土人教育所で読書や習字をさせ、それ以外のものは開拓使第三官園にて農業や牧畜などの実習を受けさせた。

前述の通り 1871 年においてもアイヌの文化を禁止し和人のへの同化を求める「告諭」がなされたが、この東京への連行にあたっても、「留學中のアイヌは皆和人の風俗に倣はしめ、男は髭を剃り髪を切り、女は入墨耳環を廢し髪を結ひ、特に男には洋服を着け靴を穿ち帽を被らせたり」[20]とあり、明治維新後の和人の風習の強制が見られる。また、使用された教科書は『史略』『泰西勧善訓蒙』『啓蒙手習之文』『郡名産物日本地理往来』『単語編』であった[21]。これら教科書の内容は初歩的なものであり、強制的に入学させられたアイヌの年齢が 13～38 歳であったことを考えると、開拓使はアイヌ民族に対して年齢にかかわらず民族全体として初等教育段階であるという認識であったと考えられる。

このような強制的な就学は当然成功せず、気候の変化や食生活の違いなどこれまでと全く異なった生活環境に置かれることで健康を害する者や病死する者、あるいは行方不明となる者があり、また帰郷・帰省したい旨を願い出る者が多くなった[22]。これを受け連行されたアイヌに対しその希望を調査したところ、「全く帰郷したいもの二十名、帰省したいもの五名を数え、帰郷を望まず就学を続ける希望を持つ者は僅かに五、六名」[23]であったという。さらにこの「帰省したいもの」「就学を続ける希望を持つ者」に関しても「帰省したものは再び上京せず、残ったものも明治八年八月仮学校を札幌に移すとともに帰郷してしまった」[24]のであった。ただし、これら出身地へ戻ることを希望したアイヌに対して「教育を受けたるアイヌ等は、一度び郷里に歸りて愚昧のアイヌ等に交らば、忽ち元の如く無教育の状態に復歸するは瞭然」[25]という考えがあった。そのため、「婦女子八名ヲ除キ男子十七名ノ内三等ノ区別有之上等六名ノ者ハ兼而申進置候似合ノ場所へ御使役相成右余間ヲ以漸次修行御申付中下二等ノ者ハ迚モ成業ノ見込無之者ノ由ニ付是等ハ農業現術修

行為致候方可然」[26]として、男性のうち「好成績」を修めた 6 名を「似合ノ場所」で「使役」させ、それ以外の成績の者は農業実習のみを継続させることで引き続き連行しなかったアイヌと隔離しようとしたのであった。つまり東京へ連行し教化することはアイヌ民族の各コミュニティ（コタン）におけるアイヌ民族のリーダーを養成しようとしていたわけではなく、漠然と「日本人化」することを目指していたのみであったといえる。

高倉新一郎によればこの東京への連行と教化について「開拓使の土人教育はその目的・方針において前時代と異るところのない同化政策」であり、「アイヌ・内地人が共に同一社会を作って平和な文化発展を招くよう教育し、風俗生活様式を内地人同様にすることを前提とし、彼らの思想をも融和させ、アイヌ・内地人の区別をなくし、混然として一体をなす一国民を作ろうとするのにあった」[27]と述べ、主流文化への同化を目指すことが「平和」であると開拓使が考えていたとしている。しかし同時に高倉は「北海道アイヌのようにその文化程度が低く、しかも内地人と接触すること古く、その居留地も内地の延長と看做さるべき所に居住する者にとっては極めて、妥当な、可能な政策ではあった」[28]としているが、文化に優劣をつけ、アイヌ民族の居住する地域を「内地の延長」と無批判に述べていることを考えれば、「極めて、妥当な、可能な政策」ということは難しいと考えられる。むしろ「何か具体的な計画があって、周到な準備の上に遂行されたものではな」く、「アイヌを東京へ連行して農業指導を受けさせるという考えだけがあって、とにかく連行することが先行したのであ」り、「その時々、政策を遂行する上で障害となったことの解決を図るという極めて場当たり的な施策であった」[29]と考えることができる。

また、当時東京から帰郷・帰省したアイヌが「男子は洋服を着け帽を被り靴を着け、女子は美服を纏ひ髪を日本風に結びたるを以て、外觀實に立派なる風貌」[30]と評されていることからも、時代背景として明治維新の後に国家全体が「脱亜入欧」の機運に突き動かされ、西欧化が美徳とされていたことがあるといえる。すなわち全体としてはアイヌ民族の意志とは無関係に和人への同化及び西欧化を目指していただけではなく、北海道を「開拓」していく上での労働力として考えられていたにもかかわらず、アイヌ民族に対する教育の具体的な方法においては理念だけが先行した拙速な「場当たり的な施策」によるものであったといえるのである。

先住民族の若者を教化のために強制的に連行しコミュニティから引き離すということは同時期にオーストラリアでも起こっていた。ここでの詳述は避けるが、1869 年ヴィクトリア州における「アボリジニ保護法」（Aboriginal Protection Act 1869）では州知事の権限

として「アボリジニの子供たちの保護監督と教育」があり、1886 年の保護法では 21 歳までのアボリジニに対して保護・隔離することが法的に認められていた。これらの法律がオーストラリアにおけるアボリジニに関する最初の一般的法律であった[31]。アイヌ民族の事例とは異なり、この政策は 1960～70 年代まで継続されており、アイデンティティの喪失や世代間の断絶などといった「盗まれた世代」（Stolen Generation）の問題を引き起こすこととなった。アイヌ民族の東京への連行・強制入学ではその期間が 1～2 年程度であったこともあり、そこまでの深刻な問題を引き起こすことはなかったが、継続してこの政策が行われた場合はオーストラリアと同様の結果になってしまった可能性は十分に考えられるだろう。

第 2 項　対雁学校の設立とアイヌ民族の入学

1872 年に学制が公布され、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」として初等教育が義務とされた。これに先立つ教育機関としては 1870 年に函館に郷学校が、1871 年に函館に函館学校、札幌に資生館（後の札幌学校・雨龍学校・札幌第一小学校）が設立され、学制公布後の 1874 年には官公立学校は 10 校、私立のものは 20 校あったという[32]。このような状況のもと、1876 年に開拓使は「舊土人教化ノ儀ニ付テハ是迄毎々相達候通リ何分ニモ誘導可致ハ勿論ニ付兼テ戸長總代ヲ始教育所有之場所ハ教員等ヘモ懇々説諭シ縦令速ニ他ノ人民ト並立スルニ至ラストモ漸々教化候様注意可爲致因テ目下教育ニ従事セル舊土人ノ員數取調有無共可届出此旨相達候事」[33]として教化の必要性を説き、就学しているアイヌ民族の人数の調査を求めている。この中で「懇々説諭」する相手は「戸長總代」と「教員等」になっているのは当時の状況を示しているといえる。つまり教員に対してもアイヌ民族の教化について十分に説明する必要があったということは「アイヌ教育を推進し得る基盤を、開拓使はまだほとんど有していなかった」「教員においてすらアイヌ児童の就学を督励しようとする意識や条件を示している」[34]と推定でき、教育の枠組みからアイヌ民族の存在が抜け落ちていたと考えられる。

1875 年には樺太アイヌを対雁に強制移住させたが、1877 年には「之等の兒童教育の爲め十一年一月同所に教育所を建て文部省小學校教則に準して教育を開始」[35]するために現地に教育所を設置（翌年に対雁学校と改称）した。「之れ本道に於ける土人學校の濫觴」、

すなわちこれがアイヌ学校の始まりであった。その後 1880 年代までに設置されたアイヌ学校は広尾（1879 年）、大津・平取・紗那・瀬棚（以上 1880 年）、白老・千歳・室蘭（元室蘭）（以上 1881 年）、遊楽部・色丹・虻田・有珠（以上 1884 年）、白糠（1885 年）などであった[36]。

北海道庁の「舊土人に關する調査」では対雁学校の状況として、「入學するもの三十餘名に達し就學日尚淺きに拘らず能く邦語を解し志書問答筆算等の進歩の著しく入學亦日を逐うて増加し教場峽隘を告げ收容の餘地なきを以て八月七日地を相し教場校舍を新築して之が擴張を圖りし」[37]と非常に盛況であり、また児童の成績も「能く邦語を解し」「進歩の著しく」と「優良」であると述べられている。しかしこれは「一朝一夕の説諭では到底望み難いことを察し、学用品は勿論、昼飯・菓子類・衣服までも給与して誘導」したものであり、1882 年に一律に行っていた援助を廃止し、「将来見込のある者」のみに援助を行う事になってからは出席者が減少していったのであった[38]。また、教師は当初樺太で生活していた者でアイヌ語やアイヌの文化に通じていたが、医師でもあったために患者が発生することに伴って休みがちであり、「一箇月の中本當に授業のある日は十日位か、或は十五日位しか無かった」[39]というのが実情のようである。そのため和人の側から見て「教育の結果は、しかしながら甚だおもしろくなかった」[40]となるのは当然であろう。さらに一定の援助をすることで就学を「誘導」したのみではなく、その「誘導」になお従わない場合には「行政側の対応はきわめて威圧的なものにな」り、「アイヌに対する日本国家の圧倒的な支配力にモノを言わせた恫喝」[41]が行われた。つまり、アイヌ民族には和人に従わず自分たちの生活習慣を守るという選択肢は当初より与えられず、恫喝を背景にした「説得」に、少なくとも表面上は従わざるを得なかったのである。このような状況があったため、「爾來アイヌ兒童の教育所は各地に興れるも開拓使廢止の十五年迄には未だ記すべき成績なし」[42]となるのは自明であったといえる。

第 3 項　北海道旧土人保護法と旧土人児童教育規程の成立

アイヌ民族に対する教育に関して東京への強制連行、対雁学校の設立の次に大きな出来事となるのは 1899 年の北海道旧土人保護法（以下「旧土法」）の制定と 1901 年の旧土人児童教育規定（北海道庁令第 42 号）である。その間、聖公会のバチェラー（Batchelor, John）

らによる愛憐学校設立（1888 年）など、キリスト教伝道者による教育活動が行われた。特にバチェラーはローマ字を使用したアイヌ語、つまり母語による授業や伝道を行っており、また病院の設立やアイヌ語辞書を編纂するなど精力的に活動した。確かにバチェラーの活動は布教が目的ではあったが、地域のアイヌ民族と真摯に向き合ったこと、またその文化を尊重する姿勢[43]があったことからその活動は評価することができるだろう。しかしバチェラーが書簡で「日本人はいつもそういっているように、貧しきアイヌに対するいかなる干渉にも、たいへん嫉妬深い」「またアイヌに関係するすべての問題について非常に敏感」「私はアイヌのところにいるときには、私のあらゆる行動や行為、言葉がスパイによってマークされていると信ずべき理由を持っています」[44]と書き記しているように、アイヌ民族と接触することを政府側としては不都合に考えていたようである。事実、1883 年の「旧土人教育基本金御下付ノ儀ニ付上請」ではアイヌ民族への教育に関する基本金を申請しているが、その申請理由の一つとして「今日ノ勢外国伝教師等年々巡回誘導候ニ付実ニ忽ニスベカラサル時会ニ立至リ居候」[45]と当時から外国人宣教師による活動を警戒していたことが伺える。また北海道教育会旧土人教育取調委員からは「あいぬノ學校未ダ起ラス徒ラニ外人ヲシテ之ニ着手セシム幌別ノ學校ハばつちらーノ管理スル所ナリ（中略）之レヲ傍観シテ知ラズト爲スハ國家ノ耻辱ニアラズヤ」[46]とバチェラーらの活動と日本側の不作為を問題視する意見が出ていた。このような外国人によるアイヌ民族への教育活動はロシアとの国境問題などを抱えていた政府あるいは北海道を刺激し、アイヌ民族への教育及び統治に関する新たな枠組みを作ることが必要であると認識させたのであった。

旧土法は大きく分けて土地に関する規定（第一条～第四条・第十条）、福祉に関する規定（第五条・第六条）、教育に関する規定（第七条～第九条）、罰則規定（第十一条）から成っており、1997 年のアイヌ文化振興法成立まで存続していた。教育に関しては、

「第七条　北海道旧土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就学スル者ニハ授業料ヲ給スルコトヲ得

第八条　第四条乃至第七条ニ要スル費用ハ北海道旧土人共有財産ノ収益ヲ以テ之ニ充ツ若シ不足アルトキハ国庫ヨリ之ヲ支出ス

第九条　北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所ニハ国庫ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得」[47]

というものであった。特に第九条の小学校設置の規定は注目すべきであると考えられる。この就学に関して「就學を著しく忌避し（明治三十三年度には就學歩合百人中四十六人に滿たず）其就學せるものにありても缺席甚だ多くして學業の成績良好ならす」[48]ということの原因を、

「一、累代教育の遺傳に乏しきと家庭教育のきわめて不完全なるとに依り心意の發達頗る遲鈍にして國語算術等の進歩十分ならす其の成績到底和人兒童に及はさるもの多し
二、生來至て不規律に生活し來りたるを以て學校の規律に堪へす
三、衣食住の程度劣悪に位するより自然羞耻の念を生す」[49]

としており、これまで通りの差別的な認識であった。そのため「舊土人兒童を和人兒童より分離して教育する」[50]ことが得策であるという分離教育が念頭にあった。

アイヌ児童の尋常小学校における教育内容は 1895 年の小学校教則に従って第 2 類の尋常小学校教科課程に依っていたが、1901 にこの小学校教則に代わり旧土人児童教育規程が定められた。ここでは「各教科は普通の尋常小學校の凡そ二三學年迄の程度を四學年間に修了せしむるの趣旨に依り毎學年の教授程度を簡易ならしめ」[51]と、和人児童よりも短く、また簡単な内容とすることが謳われている。しかし実際には「舊土人に適切なる教科書なき爲め凡て普通の教科書によりて教授し而も多くは何等の取捨を加ふることなくして教材の凡てを其の儘授くるの有様ならさる事項も多かりしのみならす其の程度亦兒童實際の力に適合せさるものあると理會を助くへき教具の設備充分ならさるとにより教授を不徹底に終わらしむることも尠からすして其實績豫期のごとくならさるものあり」[52]と報告されているように、教材や設備が「充分ならさる」ために意図した実績にはならなかったという状況であった。

また、アイヌ児童を「和人兒童より分離して教育する」ことが「得策」であることはこの旧土人児童教育規程で明確に述べられている。第一条でこそ「尋常小學校ニ於テ舊土人兒童ト其ノ他ノ兒童トヲ區別シ教授スル場合ハ舊土人兒童ノ教科目各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ此ノ規程二依ル」とあくまで「区別シ教授スル場合」と限定している一方で、第四条では「尋常小學枚若ハ其ノ分教場ニ於テハ兒童ヲ舊土人ト其ノ他ノ者トヲ二部ニ分チ一部ノ教授了リタル後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得」[53]と和人の児童とアイヌ民族

の児童を分離し、さらに順序をつけて教育することが認められた。

前述の北海道教育会旧土人教育取調委員の報告では「彼等ノ卑陋不潔ナル風俗ヲ化シテ國民ノ美風ヲ得セシメサルヘカラス其粗野怠惰タル性情ヲ變シテ篤實勤儉ノ徳義ヲ得セシメサルヘカラス故ニ修身科ノ必要アリ」[54]として修身科の必要性について強調しているが、これは旧土人児童教育規程の注意事項として北海道庁訓令第 43 号第 2 の 2 において「修身ハ特ニ清潔、秩序、廉耻、勤儉、忠君、愛國ノ諸徳ノ修養ヲ主トシ且日常ノ作法ニ注意シ善良ナル習慣ヲ養成センコトヲ務ムヘシ」[55]としている。同時期の小学校令施行規則では「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ児童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ実践ヲ指導スルヲ以テ要旨トス」「尋常小学校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤倹、恭敬、信実、義勇等ニ就キ実践ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ国家及社会ニ対スル責務ノ一班ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ気象ヲ長シ公徳ヲ尚ハシメ忠君愛国ノ志気ヲ養ハソコトヲ務ムヘシ」[56]となっており、アイヌ民族に対しては「忠君・愛国」に加えて「清潔・秩序」が求められていることがわかる。これは日常生活から根本的に変更を迫り、精神的にも忠節を尽くすことを教え込むことで和人社会に組み入れていくという意図であると考えられる。また、同規程注意事項の第 3 には

「四　家庭トノ關係ヲ親密ニシ郊外ノ監督ニ注意シ父兄兒童ヲシテ共ニ學校ヲ愛スルノ念ヲ起コサシムヘシ

五　凡テ學校ノ儀式ハ嚴重ニ之ヲ執行シ成ルヘク父兄ヲシテ參列セシムヘシ」[57]

とあり、アイヌ民族の児童のみならず保護者も学校と密接に関わることが求められていた。これに従い入学式や卒業式だけではなく、学校において紀元節・天長節など祝祭日の儀式があるときには必ず保護者が参加させられ、校長・官吏・警察官などが生活の改善や和風化に関する講話を行った[58]。すなわち学校が地域を統制する装置として考えられていたといえ、「彼等ノ卑陋不潔ナル風俗ヲ化シテ國民ノ美風ヲ得セシメサルヘカラス」にある「彼等」とは単に児童に対する教育だけではなく、その地域のアイヌ民族全体を暗に示していたということができるのではないだろうか。子供たちを媒介としてアイヌ民族全体を皇民化していく一つの手段であったと考えることができる。

修業年限や科目の具体的な内容の検討については多くの論者が指摘しているが、アイヌ民族に対する教育の本質としては「アイヌを差別したうえで、アイヌ民族の個性や文化を

全面的に否定し、“アイヌ語は消え去るべきもの”“アイヌは日本民族に渾一すべきもの”という前提のもとに、日本語だけの教育をつうじて、徹底的な同化教育・皇民化教育をおこなうための差別学校であった」[59]といえる。また、高倉が指摘するように政策としては「ただ資本主義の荒浪によって没落した農山漁村の無産者と同様に扱われ、ただ教育方法にだけ僅かに異民族政策の面影をとどめるにすぎなくなった」[60]という面もあるだろう。一方で小川は「同化」教育という言葉で説明するのは不十分だとして、「北海道開拓にさいしての先住民族の抑圧・排除こそがアイヌ『蔑視』や『別学』原則をもたらしたのであり、それがアイヌ語・アイヌ文化の徹底した破壊に始まる『簡易』『卑近』な教育内容・方法・程度に反映した」[61]という構造であると述べている。アイヌ民族は和人にとって北海道開拓をすすめる上では排除すべき存在であるために、民族としての自覚や自立を失わせ、形の上では「日本人」に文化や言語の上では同化させていくことを目指した一方で、「日本人」ではなく「旧土人」という枠組みに押し込み続けてきたということができるのである。

第２節　近代国家成立過程におけるアイヌ民族の「展示」における劣等視

第１項　第５回内国勧業博覧会におけるアイヌ民族

さて、それではアイヌの文化などの情報を主流社会に対してはどのように伝達していたのだろうか。明治以降の日本において最初にアイヌ民族に関する資料が展示されたのは1872 年の湯島聖堂博覧会である。この博覧会は 1873 年のウィーン万国博覧会に日本の参加が決定したことが大きな影響を与えている[62]。湯島聖堂博覧会は文部省布達に「皇国従来博覧会ノ挙アラザルニ因リ」[63]とあるとおり、日本初の博覧会であり、アイヌ関連の資料としては「煙草入（北海道土人所製）　四件」[64]が確認できる。また、博物館におけるアイヌ民族に関する特別展としては 1941 年に日本民藝館で開催された「アイヌ工藝文化展覽會」があるという[65]。

日本が近代国会成立の中でアイヌ民族をどのようにとらえていたかは、1903 年の「人類館事件」が端的に表しているといえる。これは第 5 回内国勧業博覧会において「学術人類館」として人間自体を展示対象としたものである。第 5 回内国勧業博覧会は 1903 年 3 月 1

日から 7 月 31 日まで大阪で開催され、開催日数、出品数、入場者数などにおいてその規模は最大であった[66]。会場内の施設は工業館・教育館・農業館・林業館・水産館・動物館・通運館・機械館・参考館・植物温室・冷蔵庫・美術館・体育会場・台湾館・商標館であり[67]、これらは台湾館[68]を除き国内の産業の発展を示すとともに欧米の技術を紹介するものであった。そのため第 4 回までの博覧会においては見世物的な要素は極力排除されていた。しかし、「明治三〇年代以降に開かれていく博覧会になると、むしろ積極的に、見世物的な要素を会場の中に取り入れていこうとする動きが現れてくる」[69]ことになり、第 5 回では「場内の余興」として快回機（メリーゴーランド）・不思議館・ウォーターシュート・大林高塔（展望台）を備え、イルミネーションなどによる演出が行われていた[70]。

学術人類館（3 月 10 日から開場）は「世界一週館」「薩摩踊」「動物園」と共に「場外の余興」として設置されたものである。1903 年 1 月 14 日の「人類館開設趣意書」には、

> 「第五回内國勸業博覽會の餘興として各國異種の人類を招聘聚集して其生息の階級、程度、人情、風俗、等各固有の状躰を示すは人類生息に付學術上、商業上、工業上の參考に於て最も有要なるものにして博覽會に缺く可からざる設備なる可し然して文明各國の博覽會を鑒察するに人類館の設備あらざるはなし之れ至當の事と信す然るに今回の博覽會は萬國大博覽會之準備會とも稱す可き我國未曾有の博覽會なるにも拘らず公私共に人類館の設備を欠くは我輩等の甚た遺憾とする所なり爰に於て有志の者相謀り内地に最近の異種人即ち北海道アイヌ、臺灣の生蕃、琉球、朝鮮、支那、印度、爪哇、等の七種の土人を傭聘し其の最も固有なる生息の階級、程度、人情、風俗、等を示すことを目的として各國の異なる住居所の模形、装束、器具、動作、遊藝、人類等を觀覽せしむる所以なり」[71]

とその開設目的について述べられている。この中で「各國の博覽會を鑒察するに人類館の設備あらざるはなし」と述べられているのは、1889 年のパリ万国博覧会に始まる植民地主義的な「展示」、すなわち植民地における民族の文化や生活そのものを、その民族ごと「展示」することを念頭に置いたものである。この後各地で開催される万国博覧会及び日本国内の博覧会でこのような「人類学的展示」は広く普及していくことになる[72]。また、世界における強国の一員であることを示すには「文明的」なものと「未開」なものの対比が必要であったということもできる。

この「人類館開設趣意書」では学術的な内容であることが強調されていたが、実際の内容は、

「内地に近き異人種を聚め、其風俗、器具、生活の模様等を實地に示さんとの趣向にて、北海道アイヌ五名、臺灣生蕃四名、琉球二名、朝鮮二名、支那三名、印度三名、同キリン人種七名、瓜哇一名、バルガリー一名、土耳古一名、亞弗利加一名、都合三十二名の男女が、各其國の住所に摸したる一定の區劃内に團欒しつゝ、日常の起居動作を見するにあり、又場内別に舞臺の如きものを設け、其處にて替る〳〵自國の歌舞音曲を演奏せしむ、絶だ奇觀なり、（中略）特等には土人等の寫眞及び別席にて薄茶を饗せり」[73]

というものであり、アイヌ民族をはじめ各国の民族そのものの生活を実際に本人たちを住まわせた上で「展示」したものであった。この博覧会自体は「帝國の地位を進めたると共に人智技藝の進みたるを表顯」[74]することを目的としており、また「絶だ奇觀なり」と紹介され「土人等の寫眞」を記念品として用意しているように、単に珍しいものを展示しているというだけではなく、「学術」という名の下に「余興」として「研究対象」を見世物とした展示であったということができる。博覧会自体は農商務省の管理下で開催された国家的イベントであるが、「学術人類館」は政府公認ではなかった。「第五回内國勸業博覽會を機として人類館と云ふものを設置せんとの議大阪地方有志者間に起たり協賛會に於ても其費用を補助する事と成りし趣なる」[75]とあるように、大阪の有志による主催であるため国家としての意図が直接反映しているとみることはできない。しかし、主催者側も観客もこれが博覧会の一部を構成するものという認識をもっていたと推定でき[76]、また、例えば「朝鮮二名、支那三名」の「展示」に対する当該国からの抗議を受けて外務省がこれらの「展示」を中止するように求めるなど、その内容について国益を損なうと判断した場合には「展示」内容について介入している[77]。

人間を見世物にしているという批判は当初から存在していた。そのため元々は単に「人類館」と呼称する予定であったが、「人類館は人類學研究の材料として各種の人類を聚め其同左風俗を知るの料となし又研究を要すべき古物を收容し識者の解決を求むるを目的に設立せるものなれど單に人類館とありては人間の觀世物の如く思ふ人もあるべければとて今回學術人類館と改稱することになり又協賛會へ向けて補助を願出でたるが東京の坪井博士

は同館の開設を賛し人類大地圖その他古器物を多く出する由なり」[78]と、見世物ではなくあくまで学問的な展示であることを強調するために「學術人類館」と呼称を変更したのであった。ここで、この學術人類館を賞賛している「坪井博士」は人類学者の坪井正五郎のことである。坪井は人類学会会長を務めるなど当時の日本の人類学界に大きな影響力をもった人物であり[79]、「東京帝國大學人類學教室備附の物を貸與する」[80]などこの「学術人類館」における「展示」に大きく関わったといえる。そのため、確かに「学術人類館」自体は大阪の有志による場外の「余興」ではあるが、当時の人類学界がどのようなまなざしでアイヌ民族を捉えていたかが学術人類館における「展示」からうかがえるのである。ただし、「人類館開設趣意書」に関する『東京人類学界雑誌』における記事では「開會次期切迫の事にも有り、且つは設計中に解し兼ぬる點も有るとかにて、教授の此企てに對する關係は未た詳ならず。早くより相談の無かりしは如何にも殘念の事なり」[81]とあり、「学術人類館」の構想段階から坪井あるいは人類学会が主体的に関わっていたということではなかったようである。

アイヌ民族の「展示」の様子については大阪毎日新聞の記者が正式開場の前に「瞥見」している。これによれば、

> 「目下は家屋の建築に忙しく滿面髭に埋れたるアイヌ二人熊笹もて屋根を葺きその妻らしき人と子息とが笹を揃え居れり聴けばアイヌ人が家屋はその主人死すと共に直に焼拂ふの習慣にて今回も當地まで家屋組立材料一切を持來たるに餘程の困難なりきとアイヌ人は十勝酋長なるホラ子事伏根安太郎を始めテンコウ事伊賀天語シバウ事志家芝九郎女性はアルシト事伏根ふみヌシタン事志家ふさ外一二名にて伏根酋長の子息にして今年十二になれるウカントクアイノ事伏根敬一は高等小學程度なるやにて文字も稍巧に書けり伏根酋長は熱心なる英國監督教會基督教徒にて昨日は日曜のことゝてフロツクコートにて川口の教會堂に赴きたる程にて土人教育を盛ならしむべく伏古小學校成る物を設立し居れるといふ」[82]

と報じている。ここでは「キリスト教徒」であることや「フロツクコート」を着用して教会に出かけていること、その子供が「高等小學程度なるやにて文字も稍巧に書け」ることと、「滿面髭に埋れたるアイヌ」が対比されている。また、「展示」の対象となった伏根は記者の取材に答えており、

「北海道にて土人を内地人と共に同一の小學校に入らしむれば兎角アイノだとか馬鹿だとか罵り散らされ教育上不利なる結果を見るものから單純に土人のみの尋常小學程度位の者を設けこれを卒業せしめたる上は自ら更に進んで教育をうけんとする欲望も生ずべきにつき何とか土人學校を設けんとて（中略）郷里帯廣市街に小さきながら一個の校舎を建て昨年六月開校式を擧げ兒童を收容すべき設備は僅かに成し得たるも教師を聘用してこれを維持すべき経費に窮し（中略）同地方に傳道する英監督派の宣教師子トリシツプ氏に事情を陳べその助力を得一人の教師を聘し目下二十五六名の兒童を教育するに至れりされど初より教育の目的を以て設置したるものにて宗教上の干渉を加へせしめざれば宣教師の感情甚だ厚しと云ふを得ず尤も近來土人保護法の發布せらるゝに逢ひ一箇所許は學校も設けられたれど未だ各地に普からず徒に日月の推移に任せばその間に成長する兒童等は牛馬に伍して教育の恩惠に浴するを得さる（中略）今回の博覧會を機とし人類館に出場し余が意のあるところを演じ多數有志の贊助寄附を得んが爲來阪したり」[83]

と、参加した理由が学校の設立・運営資金を調達することだと述べている。「英國監督教會」「英監督派」はバチェラーらの所属していた聖公会のことであり、「言語應酬自由にして毫も内地人と異るを見す坐作の如きも禮節差別なき土人と同じからず」「同人は兩三年來基督教の感化を受け酒も煙草も禁じ例の一夫多妻の習俗の間に立ちて嚴に一夫一妻の倫を守り篤實なる信者の家族を成し居れる」[84]と記者は伏根を「賞賛」している。このように報じているのは「アイヌでありながら」キリスト教を信仰し規律正しい生活を送り、学校の設立に尽力している、という視点があったためであろう。ただし伏根に関しては「明治三十四年教育の必要を痛感したホテネこと伏根安太郎が、大通五丁目の自宅に旧土人の子弟一一名を置き、大谷派本願寺説教所の僧を教師として教育した」「同三十五年以降聖公会の宣教師ネオトロシップ（函館でアイヌ学校を経営）その他の援助を受けた」[85]という記録があることから、必ずしも宣教師を教師としていたわけではなかった。また「初より教育の目的を以て設置したるものにて宗教上の干渉を加へせしめざれば」と述べているように、当人がキリスト教徒であったかどうかは確実ではないものの、布教とアイヌ民族の児童への教育については区別していたと考えられる。また、「伏根は、さらに明治三十六年、教育所の維持費のことについて、東京・神戸・大阪・京都・名古屋・前橋等を遍歴し、その義

援を得るために非常な努力を払つた」[86]とあることから、教育に関する資金を調達するために日本各地をまわっており、その一環として自ら「展示」対象となろうとしたのではないかと考えられる。

「学術人類館」の展示に対しては国内、特に沖縄からの抗議もあった。これは「展示」対象となっていた中に「琉球二名」があったためである。1903 年 4 月 7 日付の「琉球新報」ではその大きな理由を「沖縄の婦人を陳列したること」[87]、具体的には「最初は藁を敷てその上に坐せしむる積りなりしも當人の不服を唱へたるに依り辛ふして畳にかへたる由にて候これより推量しても設立者の趣意が可成野蠻風にみせるにあることは明白にて候」「此處に附属として陳列せるは俗に高麗煙管と稱す陶器の煙管とコバの團扇にて候」「されハ縦覧者の目に映する沖縄ハ同列のアイヌ生蕃と大差これなく候」[88]としている。つまりその待遇が悪いこと、そしてアイヌ民族と同列に扱っていることを問題としているのである。そして「学術人類館」については「學術人類舘と云へ如何にも立派なれどもこの報道に依れば其實際は世人の好奇心に投する觀世物的陳列」であると批判している。これは「人間の觀世物の如く思ふ人もある」という理由で「人類館」を「學術人類館」と名称を変更したにもかかわらず、結局は内容とその見せ方において変わるところがなかったことを示しているといえるだろう。

また、4 月 11 日付の報道では、「陳列されたる二人の本縣婦人は正しく辻遊廓の娼妓にして（中略）如何に善意を以て解釋するも學術の美名を籍りて以て利を貪らんとするの所爲と云ふの外なきなり」とやはり「見世物」的な内容であることを批判し、同時に「日本帝國に斯る冷酷なる貪欲の國民あるを恥づつなり彼等が他府縣に於ける異様の風俗を展陳せずして特に台灣生蕃北海のアイヌ等と共に本縣人を撰みたるは是れ我を生蕃アイヌ視したるものなり我に對するの侮辱豈これより大なるものあらんや」[89]と述べられており、自らを「アイヌ視」したことを非難する内容となっている。沖縄自体も廃藩置県によって日本という国家に組み入れられていったこと自体を見ればこれらのことからは決して他人事ではなく、むしろ沖縄を日本に同化させながらも民族性を排除していった事に対して批判すべきだと考えられるが、ここでは「アイヌとは異なる我々」としての認識が強く出ているといえるのである。

このような視座はその当時に限ったことではない。多くの博物館におけるアイヌの文化に関する展示としては、アイヌ模様の入った衣服や民具、あるいは江戸時代のアイヌ絵が中心となっている。また、観光地などにおけるアイヌ舞踊や儀式の上演は人間そのものを

展示対象としているという批判を受けることもあるだろう。ここでの問題はその展示により民族文化を学習することができるものの、それが現代においても変化のない固定化された民族イメージを作り上げてしまっていることである。大きな枠組みとして「先進的な主流社会」が「伝統的な生活をしている民族」を表象していることには変化がなかったということができると考えられる。琉球新報の例はある意味では現代における民族文化を扱った博物館で議論となっている「展示する側」と「展示される側」には厳然とした区別があり、言い換えれば「征服者」と「被征服者」の区別であることへの批判として捉えることができる。しかし現代との違いは「社会進化論を背景とした「人種主義的まなざし」のもとでの人類学的思考の枠組みを基盤」としていることであり、「そのなかで、『展示』を行う主体と『展示』される客体の境界線の位置について異議を申し立てたものであった」[90]ということができるのである。

第２項　セントルイス万国博覧会におけるアイヌ民族

海外において初めてアイヌ民族自身の「展示」が行われたのは 1904 年のセントルイス万国博覧会であった。これはルイジアナ州購入 100 周年を記念したものであり、会期は 1904 年 4 月 30 日から 12 月 1 日であった。当初日本は前述の第 5 回内国勧業博覧会の開催に伴う時間的制約のため不参加の予定であったが、セントルイス万国博覧会の開催が延期となったために急遽参加を表明した[91]という経緯があった。ここでは野外民族展示として 30 以上の民族が「民族衣装、彼等の建築による家屋での生活、日常の調理や食事、シンプルな美術と工業」[92]が表象されていたのであった。

農商務省の報告によれば「聖路易萬國博覽會人類學上ノ展示ハ蕃族ノ人類及其生活状態ヲ實際ニ觀覽セシムルニ重キヲ置キ各種ノ蕃族ヲ網羅スルコトニ勉メ本邦ヨリ『アイヌ』人ヲ列會セシメタルモ亦之ニ因レリ而シテ『アイヌ』人ノ列會ハ事務局ニ於テ直接經營シテルモノニ非スト雖モ之カ爲ニ博覽會會社ト交涉シタルコトアルヲ以テ茲ニ其概要ヲ記述スヘシ」[93]としており、博覧会において網羅的に民族そのものとその生活を実際に「展示」するためにアイヌ民族もその対象としたという認識が示されている。同時にこの博覧会における人類学「展示」が博覧会事務局による直接経営ではなかったことも述べられている。

博覧会の人類学館長であり、アメリカ民族学会長でもあるマクギー（McGee, W.J.）から

日本大使館に宛てた手紙では、

「日本國北海道『アイヌ』人種ノ一家族ヲ集メテ博覽會ノ擧ヲ幇ケシメ候様致度キ一事ニテ此儀ハ出品部及ヒ殊ニ人類學部ノ希フ所ニ御坐候可相成ハ『アイヌ』ノ八人乃至十人ヲ博覽會ノ人類學部ノ人種科ニ出場セシメ度奉存候（中略）斯ク土人ヲ出場セシメ候モ全ク學問上教育上ヨリ出ツルコトナレハ無論博覽會本部中ニ屬スヘキモノニ有之（中略）候ヘハ觀覽人ノ此場ニ入ル者ニ入場料ヲ課スルカ如キコトハ固ヨリ致ササルヘク又徒ニ土人ヲ累スカ如キ擧動ハ何人ニモ致サセスシテ厚ク之ヲ保護致ス可キニ付是等ノ事ハ貴下ニ於テ御領知被下度候各土人ニハ博覽會ニ往復ノ費用ヲ負擔セシムルコトナク又衣食住ノ必要品及ヒ藥品ハ之ヲ土人ニ供給シ其博覽會ノ擧ヲ幇クル報酬トシテ相當ノ物品ヲ之ニ贈與シ且土人平常造ル所ノ物品ハ博覽會場内ニ於テ之ヲ賣ルコトヲ許シ其收入ハ一切土人ニ遣ハシ候様可致候ヘハ其邊ノ事承知ノ上ニテ自ラ來ラント欲スル者ヲ來ラシメ度奉存候」[94]

とあり、「學問上教育上」の目的により 8〜10 人のアイヌの「展示」を行いたいこと、会期中は十分に「保護」すること、生活用品や薬品など必要なものは支給するなどアイヌ側の費用負担は発生しないこと、報酬以外にアイヌ民族による物品販売を認め、その売上げはそのアイヌ自身のものとなること、これらのことを承知した上で自発的に参加しようとする者に来てもらいたいこと、が述べられている。実際に「自ラ來ラント欲スル者」を選定するために日本を訪れたのはシカゴ大学教授のスター（Starr, Frederick）であったが、その人選の協力をしたのは前述のバチェラーであった。バチェラーによれば「一九〇三年（明治三十六）の秋に、シカゴのスター教授が札幌にやって来て、彼と共に、セント・ルイスの博覧会に出演してもらう数人のアイヌを連れていきたい、という申し出」があったことから、北海道長官にスターを紹介した上で「私たちは四人の男性、三人の女性、二人の子どもを集め、教授と一緒に渡米することになった」[95]と述べている。「選定」されたアイヌはバチェラーからの依頼であるため「渋々セントルイス行きを承諾した」のであったが、札幌の辺泥五郎のみは自ら志願した[96]。当初辺泥は「髪を 7:3 に分け洋服を着ていたので、西洋かぶれしているアイヌとしてぜんぜん相手にされ」なかったが、ローマ字を筆記することができたため最終的には同行することとなった[97]。つまり彼は後述する「學問上教育上」の目的に合致しない者、「アイヌのイメージに合わない」という者として考えられてい

たのであったといえる。

また報酬や物品販売の売上げに関しては、

> 「『アイヌ』ノ滯在中博覽會ノ待遇ハ叮嚀親切ヲ極メ全員ニ對シ往復旅費及滯在中ノ食料及必要品ハ當初ノ約束ニ從ヒ悉ク給與セラレ且ツ大人ハ一人ニ付出立ノ日ヨリ明治三十七年十一月三十日迄一ヶ月金三十五圓ノ手當ヲ給セラレ歸朝ノ際ハ別ニ一ヶ月分ノ手當ヲ與ヘラレ滯在中ハ米國人ノ家宅ニ招カレ饗應ヲ受ケ又ハ各國土人ト弓ノ競技ヲ演シ之ニ勝チテ賞與ヲ受ケタルコトアリ博覽會ニ列會セル各土人ニ比シ品行方正資性穩順ニシテ身體ノ清潔ナル等遙ニ優レルモノアリキ又種々ナル手工品ヲ賣却シテ多クノ利益ヲ得歸朝ノ日各家族七百圓以上ノ貯金ヲ爲シタリ」[98]

とあるが、これはバチェラーが「歸つて來たのは、明治三十九年で、（中略）皆大變喜んで、無事札幌へと歸りました。皆殆んど千圓位儲けて參りましたのですから喜んで樂しんで各々の里へ歸りました」[99]と記していることと符合するため、金銭的な待遇について現地で大きな問題はなかったようである。

ここで注目できるのはアイヌ民族に対して「博覽會ニ列會セル各土人ニ比シ品行方正資性穩順ニシテ身體ノ清潔ナル等遙ニ優レルモノアリキ」と「評価」がなされていることである。前述した 1893 年の北海道教育会旧土人教育取調委員の報告では「彼等ノ卑陋不潔ナル風俗ヲ化シテ國民ノ美風ヲ得セシメサルヘカラス其粗野怠惰タル性情ヲ變シテ篤實勤儉ノ徳義ヲ得セシメサルヘカラス故ニ修身科ノ必要アリ」と記され、また 1899 年の旧土法における小学校設置に際して「生來至て不規律に生活し來りたるを以て學校の規律に堪へす」「衣食住の程度劣悪に位するより自然羞恥の念を生す」ために和人児童と分離させた教育を行ったこととは対照的である。これは国内に対しては差別的に統治していたことにより和人とは明確に区別していたにもかかわらず、「米國人ノ家宅ニ招カレ饗應ヲ受ケ」たことを好意的な評価として捉え、「品行方正資性穩順ニシテ身體ノ清潔ナル」ことを日本による同化教育の成果として考えていたのではないかと推定できる。

ここでの「學問上教育上」目的についてはこの後に詳しく記述されていることがその目的を明確に示しているといえる。そこには、

「斯ク諸人種ノ出場ヲ求メ候主旨ハ未開土人ノ工業ニ比シテ近代ニ於ケル驚クヘキ工業上ノ發達ヲ知ラシメントスルニ有之候『アイヌ』ノ一族ニ參同ヲ求ムル目的ハ日本本來ノ土人（『アイヌ』ヲ云フ日本人ハ外ヨリ移住シ來タル者ト爲ス）ノ工業上ノ發達ニ比シテ日本人ノ驚クヘキ進歩ヲ示サントスルニ有之候此外又特ニ『アイヌ』ノ參同ヲ欲スル理由有之候抑モ人類ノ執ル所ノ守舊主義（未開人種ノ執ル所是ナリ）ニ由リテ工業上ノ發達ニ大影響アルコトヲ明カナラシムルニハ如何ナル現存セル土人ヨリモ『アイヌ』人種ノ状態ニ鑑ミルニ如クモノ無之候へハ斯クハ其參同ヲ求ムル次第ニ御座候」[100]

とあり、アイヌ民族が日本の先住民であることに触れつつ、伝統にとらわれたアイヌ民族の「守舊主義」との比較において「日本人ノ驚クヘキ進歩」を示すことが目的であるとしている。このアイヌ民族に関する「展示」はほぼこの手紙にある通りに進められたのであった[101]。これに対し、実際にこの人類学館を訪れた東京帝国大学の考古学者である柴田常惠は、「人類學館は二階造りの建物にして、（中略）各種族を集め、其中に我北海道アイヌもありて現今日本が驚くべき進歩發達の状を知らんには其原始状態を見て教育の効果を悟るべしとありて、アイヌと我等日本人とを同一種族と見られしは疎忽と云ふべし」[102]と述べ、アイヌ民族と「日本人」を同一視することについて不快感を示している。これは前述の「学術人類館」においてアイヌ民族と琉球を同一視したことが沖縄からの反発を招いたことと同一の反応であるといえる。

これに対して現地主催者の反応としては「アイヌは民族学部門において主に明確な程度で最底辺の文化の（そしておそらくその痕跡を残した）特徴としての身体や求心的制度（注：家父長制のことか）を示すと評されたために選ばれた。しかし彼らは民族学研究者による大きな関心として身体的活動的特徴に富むとみなされた。さらに加えて、いくつかの側面におけるかれらの未開性にもかかわらず、かれらは最も清潔で礼儀正しく、地上で最も穏やかで洗練されている人びとである」[103]というものであった。つまり、西洋の目はアイヌ民族の「人類学的価値」に注目しており、当初の目的であった「工業上ノ發達ニ比シテ日本人ノ驚クヘキ進歩ヲ示サン」とすることはあまり明確にはならなかったようである。

ただし、この時期のアメリカにはアイヌ民族のような「エキゾチック」な「展示」対象が必要とされていたが、それは「米国が独立を果たした後、文化的にもヨーロッパからの

差異化を図ろうとした時、米国人は「米国らしさ」の一部を先住民文化に見出そうとし」、「しかも先住民文化を過去の者と位置づけることで、米国は自らが工業的近代文明の進んだ国であることを強調しようともした」[104]ためであった。すなわち先住民文化との対比によりアメリカ人を位置づけようとしたと同時に、工業的な近代化を強調することで自らを優位に見せようとしたといえるだろう。つまり工業そのものの発展を示すだけではなく、工業の発展が国家や民族に優れた影響を与えていることを示そうとしていたと考えられ、民族の優劣を近代化の程度によって明らかにしようとした試みであったということができる。

結

本章では日本が近代国家として成立してからのアイヌ民族に対する施策において、アイヌ民族の自立を妨げてきたことを教育と展示の 2 つの視点から考察してきた。

まず、「日本人」へアイヌ民族を統合していく流れの中で最初の学校における教育を行った東京の開拓使仮学校附属北海道土人教育所及び開拓使第三官園における教育について述べた。これは開拓使によるアイヌ民族の強制連行・入学であり、「陋醜」な「風俗」を改めさせ日本人へと同化させていくことを目指したものであった。開拓使はアイヌ民族が年齢にかかわらず民族全体として初等教育段階であるという認識であったため、そこで用いられた教育方法は初等教育に使用する教科書を使うなど問題があるものであった。これ以外に気候や食生活などといった大幅な環境の変化により帰郷・帰省を希望する者が多くなった。このような強制的な就学は当然成功せず、理念だけが先行したのみの拙速な場当たり的な施策という結果になった。ここでのアイヌ民族への視線は「陋醜」であった後に教育を受けて西欧風となったことに対して「外觀實に立派なる風貌」としているが、あくまでも外見上のことであり、実際の認識は「陋醜」というものであったといえる。

次に北海道における最初のアイヌ民族の学校である対雁学校について述べた。1872 年に学制が公布されたことを受け、1876 年に開拓使は教化の必要性を「戸長總代」のみならず「教員等」に対しても説明するように求めている。つまりアイヌ教育を推進し得る基盤を開拓使はまだほとんど有しておらず、教員に対してもアイヌ児童の就学について説明しなくてはならなかったのである。これは教育の枠組みからアイヌ民族の存在が抜け落ちてい

たと考えられる。そして 1877 年に教育所を設置し、翌年に対雁学校と改称した。この対雁学校の状況は非常に盛況であり、児童の成績も「優良」であると述べられているが、学用品だけではなく食事なども給与して就学するように誘導したものであり、援助を廃止・縮小してからは出席者が減少していったのであった。また、就学への恫喝も同時に行われており、結果的に和人側としての成果は上がらなかったといえる。ここではアイヌ民族を「まつろわぬ者」として見ており、飴と鞭により「誘導」しなければならないという視線が明らかとなっている。

アイヌ民族に対する教育に関して東京への強制連行、対雁学校の設立の次に大きな出来事となるのは 1899 年の旧土法制定と 1901 年の旧土人児童教育規定であった。これと対照的であったのが聖公会のバチェラーらによる教育活動であり、これはアイヌ民族に対して真摯に向き合ったことから一定の評価ができる。しかしこのような外国人による活動は北海道側を刺激し、アイヌ民族への教育及び統治に関する新たな枠組みを作ることが必要であると認識させることが旧土法成立への布石となったのであった。旧土法において第九条の小学校設置の規定は注目すべきであるが、教育に関してはこれまで通りの差別的な認識であったため和人児童との分離教育が正当化された。和人への教育とは異なりアイヌ民族に対しては「忠君・愛国」に加えて「清潔・秩序」が求められていた。これは日常生活から根本的に変更を迫り、精神的にも忠節を尽くすことを教え込むことで和人社会に組み入れていくという意図であり、アイヌ民族の児童のみならず保護者も学校と密接に関わることを求めることでアイヌ民族の居住する地域を管理していこうとする意図がみられた。アイヌ民族に対する教育の本質としてはアイヌ民族の個性や文化を全面的に否定し、日本語だけの教育を行い、徹底的な同化・皇民化教育を行ったということができ、アイヌ民族は和人にとって北海道開拓をすすめる上では排除すべき存在であるために、民族としての自覚や自立を失わせ、形の上では「日本人」に文化や言語の上では同化させていくことを目指した一方で、「日本人」ではなく「旧土人」という枠組みに押し込み続けてきたということができるのである。

統治者以外の日本が近代国会成立の中でアイヌ民族をどのようにとらえていたかは、1903 年の第 5 回内国勧業博覧会における「学術人類館」が端的に表しているといえる。これは人間自体を展示対象としたものである。学術人類館は「場外の余興」として設置され、台湾原住民などとともに「固有の文化」を示すことが目的であり、あくまで学術的なものであるとされた。このとき、海外でも同様の民族の「展示」が行われており、世界におけ

る強国の一員であることを示すには「文明的」なものと「未開」なものの対比が必要であったと考えることができる。しかしこれは「学術」の名の下に「余興」として「研究対象」を見世物とした展示であった。このような人間を見世物にすることへの批判は存在していたが、アイヌ民族自身からではなく、他の民族による「アイヌ視」への批判であった。ここでの視線としては「アイヌ視」することが「侮辱」であるとするもの、そして「アイヌでありながら」教育について語るアイヌ民族を評価するという視線であった。

海外において初めてアイヌ民族自身の「展示」が行われたのは 1904 年のセントルイス万国博覧会であった。ここでは野外民族展示として 30 以上の民族の文化が表象されていたのであった。この目的としては学問・教育上であるとされていたが、その実際はアイヌの伝統に「固執」した「守舊主義」と日本人の工業的進歩を示すことであった。しかし日本側の反応としてはアイヌ民族と「日本人」を同一視することについて不快感を示しており、「学術人類館」におけるアイヌ民族と琉球の関係と同一であった。また、工業そのものの発展を示すだけではなく、工業の発展が国家や民族に優れた影響を与えていることを示そうとするためにアイヌ民族をはじめとする「未開」の民族が選定され集められたのであり、民族の優劣を近代化の程度によって明らかにしようとしていたということができる。

以上のようにアイヌ民族をめぐる視線について検討してきたが、教育においては和人への同化を求める一方で、アイヌの文化に対しては劣ったもの・下位のものとして考えていたことから「同一視」されることを受け入れることはなかったのであった。しかし西欧との比較において、アイヌ民族の評価が和人への好意的な視線につながると判断された場合は、必ずしも「同一視」を好まなかったということではなく、むしろ「近代化に成功した日本」への評価として考えていたということができる。

現代の多くの博物館においても変化のない固定化された民族イメージを作り上げてしまっていると考えられる。つまり「先進的な主流社会」が「伝統的な生活をしている民族」を表象していることには変化がなかったといえる。これは「展示する側」と「展示される側」、言い換えれば「征服者」と「被征服者」の区別であることへの批判として捉えることができるだろう。このような序列をアイヌ民族自身にも注入することによりアイヌ民族の自立はアイヌ民族内外から妨げられてしまったのだといえる。

第 2 章　国際条約における先住民族の権利と自立

序

第 2 章では先住民族の持つ権利について国連における議論及び国際法より整理し、特に教育に関する権利及び文化に関する権利について考察する。

近年、民族に関する資料を中心とした活動を行っている博物館においてはその活動の見直しが図られ、先住民族の権利の尊重のための活動が多く行われてきている。これに最も大きな影響を与えていると考えられるのが 2007 年 9 月 13 日に国際連合総会で採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言（先住民族の権利宣言）であるといえる。しかしその採択に至るまではいくつもの議論の積み重ねがあった。

第 1 章で考察した近代国家成立の過程でのアイヌ民族に対する教育や、「学問的」展示は社会進化論に基づいた差別的・同化主義的なものであった。しかしそれは明治期に限ったことではない。北海道ウタリ協会が 1984 年に総会で決議したアイヌ新法案の前文では、「戦後の農地改革はいわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった」「いま道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる。その多くは、不当な人種的偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、近代的企業からは締め出されて、潜在失業者群を形成しており、生活はつねに不安定である。差別は貧困を拡大し、貧困はさらにいっそうの差別を生み、生活環境、子弟の進学状況などでも格差をひろげているのが現状である」[1]とアイヌ民族の厳しい現状を指摘した上で、福祉の充実や人権擁護、民族自立化基金などについて述べられている。このことからも差別や同化主義は法制度や施策に明言されなくなっただけであるということができる。1997 年のアイヌ文化振興法ではアイヌ文化を普及･啓発することでアイヌ民族とその文化に対する国民的理解を深めることが必要であるとされていたが、文化に特化したものであるためにアイヌ民族側としては不満の残るものとなってしまった。このような現状は国際的な潮流である先住民族の人権を明確に保障していこうとする流れとは必ずしも一致していない。

そこで本章では、国際的な先住民族に関する議論を国際条約から検討していき、博物館における活動においてもそこに示された理念を念頭に置き自立へ向けての学習環境を整備する必要があることについて述べるとともに、このような議論の流れの中で策定されたオ

ーストラリアの博物館の行動指針について検討を加える。まず第 1 節では早くから先住民族の権利について取り組んできている国際労働機関（ILO）における議論を検討する。第 1 項では ILO 第 107 号条約採択に至る議論とその内容について考察する。第 107 号条約には 1980 年代まで先住民族がどのような位置づけにあったのかが記述されており、先住民族の権利に特化した最初の条約である。この中では先住民族の土地権を認めるなど、一部は評価することができるが、やはり植民地主義・同化主義的な条約であったといえる。第 2 項では 1981 年から 1983 年にかけて国連差別防止･少数者保護小委員会に提出された報告書（コーボゥ報告）の内容について検討する。このコーボゥ報告を基にして次項の第 169 号条約が議論されたといえ、また先住民族の権利に関する国際連合宣言へとつながっていくといえるのである。第 3 項では第 169 号条約について検討を加える。ここには「先住民族」を「被支配者となっている民族」と規定しており、第 107 号条約と比べ先住民族の現実的な位置づけを主体としており、先住民族が可能な限りの決定権を有すべきことが述べられている。

次に第 2 節では先住民族の権利に関する国際連合宣言における先住民族の権利について考察する。第 1 項では権利宣言に関する議論を整理するとともに、1997 年の「二風谷ダム裁判」における文化享有権について述べる。この裁判は日本で初めてアイヌ民族を先住民族とし、また国際人権規約 B 規約第 27 条の文化享有権を尊重した画期的な判決であるといえる。第 2 項では 2007 年に採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言とその規定についての検討を行う。特に民族に関する活動を行っている博物館に関係した条文としては第 11 条から第 15 条であると考えられるが、ここからそのような博物館が先住民族の権利を尊重するにあたってどのような点が重要なのかについて考察を加える。

そして第 3 節ではオーストラリアにおける民族を扱った博物館の活動に大きな影響を与えた 2 つの行動指針について述べる。オーストラリアでは 1993 年の世界先住民年に際し、博物館の所蔵する先住民族の資料に関しての行動指針「かつての所蔵品と新たな義務」（Previous Possessions, New Obligations: PPNO）を策定し、また 2005 年には「連続した文化と継続する責任」（Continuous Cultures, Ongoing Responsibilities: CCOR）として PPNO を改訂した。これらはオーストラリアにおける博物館の先住民族資料に関する指針であり、オーストラリアの博物館に大きな影響を及ぼした画期的なものであった。これにより博物館の収蔵資料の返還やその展示や利用に当たって先住民族の許可を得ること、そして共同でそれらに関する作業を行うことなどが求められたのであった。この行動指針は「これから

の博物館と先住民との関係をきわめて具体的に規定したものとして、すでに、オーストラリアのみならず、世界の博物館にとっても無視できない存在」[2]ということができる。そこでまず第 1 項で PPNO の策定へと至る経過と PPNO の内容について検討し、それに関連して行われた評価について述べる。PPNO は自己決定、管理とコレクション、コレクション及び情報へのアクセス、先住民族への補佐、雇用と養成、方針決定の 6 項目が明確に示されており、その内容ついて具体的に検討を加える。第 2 項では改訂版である CCOR について述べ、PPNO との比較検討を行う。CCOR は PPNO の評価が行われた後にそれに加え文化的・知的所有権、和解の計 8 項目が提示され、またその他の項目についても改訂が行われたものである。評価を受けて現実的な問題点を受けてその理念を実践に近づけたといえ、民族の文化を扱った博物館における活動について示唆に富むものであるといえる。

第 1 節　国際労働機関における先住民族の位置づけ

第 1 項　ILO 第 107 号条約における先住民族

先住民族の権利に関する国際的な規定としては 1989 年の ILO 第 169 号条約採択まで ILO の「独立国における先住住民並びに他の部族及び半部族民の保護及び統合に関する条約」[3]（第 107 号条約、Convention concerning the Protection and Integration of Indigenous and Other Tribal and Semi-Tribal Populations in Independent Countries）のみであった。そこには 1980 年代まで先住民族が国際的にどのような位置づけにあったのかが端的に示されているといえる。

第 107 号条約は 1957 年の採択時において先住民族に目を向け、その問題について取り組んだ国際的な条約であるということ、また第 11 条で「共同であっても個人であっても、その民族などの住民が伝統的に占有する土地に関するその住民の構成員の所有権は認められなければならない」[4]と土地に関する権利を認めている点など、条文によっては評価できる[5]。この条約は 1944 年の「国際労働機関の目的に関する宣言」（「フィラデルフィア宣言」）の第 2 項（a）において「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわりなく、自由および尊厳ならびに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」[6]とされていることを念頭に置いた上で、「まだその国の国民社会

に統合（integration）されず、自己の社会的、経済的又は文化的事情のためその国の他の構成員が享有している権利及び利益を十分に受けることを妨げられている先住民並びに他の部族及び半部族民が存在することを考慮」[7]（カッコ内は筆者）したものであった。また、第 1 条第 1 項（a）には適用される対象が「社会的及び経済的状態が、その国の国民社会の他の者が到達している段階より低い段階にあり、その立場が自己の習慣・伝統または特別な法令・規制によって全体または一部を規制されているものの構成員」[8]と規定されている。つまり、ここには社会や経済の基準はあくまでも主流社会にあり、同化されていないために先住民族の社会などは「未開」であり「遅れている」ために、それを主流社会と同等に「引き上げる」ことが国際社会及び当該国のつとめである、とする社会進化論に基づく優生思想的な認識があったといえる。

ここでの「integration」は「統合」とも「同化」ともすることができるが、柳下み咲によれば「統合という場合には、先住民族がコミュニティを維持したまま、貨幣経済や国民社会との関係を持つという場合も含まれ」、「同化は、先住民族が独自の文化や価値の体系などを、国民社会のそれに変容することを意味している」[9]としている。また、手島武雅は「「統合」の教義は、「近代」工業社会への統合が、先住・部族民族を含む全ての民族が必然的に追求する目標であるという先験的な偏見を含み、そこから生まれる政治的、社会的態度および政策は、先住・部族民族の願望を無視した、彼らの集団的自由権の究極的否定へとつながることになる」[10]と述べている。柳下のいう「先住民族がコミュニティを維持したまま、貨幣経済や国民社会との関係を持つ」ことはその民族における慣習や言語などを含む文化を主流社会の中で維持していくことができるような法整備や社会環境が必要であり、その意味では「統合」を「同化」と読み替えることができる。さらに「semi-tribal」という用語も使用されているが、これは第 1 条第 2 項に定義されており、「部族的特徴を失う過程にあるが、まだその国民社会に統合されていない集団及び個人をいう」[11]となっている。つまりこの条約では先住住民または部族民から半部族民へ、半部族民から国民社会へという単線的な発展が自明のものとされており、同時にそれが西欧を中心とする「国際社会」における認識であったといえるのである。

教育に関しては、「第 6 部　教育及び伝達の手段」の第 21 条において、「その国の国民社会の他の者と同等の立場で全ての段階の教育を受ける機会を持てるようにするための対策をとらなければならない」[12]とされており、教育機会の平等が示されている。ただし、「第 1 部　一般原則」の第 6 条において「生活と労働の条件及び教育水準の改善には先住

民などの住民が居住する地域の全面的な経済開発計画において、高い優先順位が与えられなければならない」[13]とされていることから、経済開発と引き替えに生活や労働条件の改善と教育が与えられるのであり、教育がその居住する国家における基本的な権利として捉えられていたものではなかったのであった。

また、第 23 条第 1 項では「その先住住民などに属する子供にはその母語で、実施が不可能なときは、その属する集団が最も共通して使用する言語で読み書きが教えられなければならない」[14]と母語を用いた識字教育について述べられているものの、その第 2 項では「母語または方言から当該国の国語又は公用語の一つへ漸進的な移行のために準備されるものとする」[15]となっていることから、民族固有の言語を用いた識字教育はあくまでも経過措置であり、目指しているのは主流社会への同化なのである。第 3 項にある「母語または方言を保存のための適切な措置をできる限り行うものとする」[16]という条項は母語の価値を記録や研究の対象としてのみ捉えているもので、条約採択当時の文化人類学や言語学などが先住民族を標本として考えていたことと同様の背景があると考えられる。つまりそれぞれの民族の生活から固有の文化を剥奪し、「進化の過程」における資料としてその文化の所有者から切り離して「保護」した上で標本化することが国際的に目指されていたということになる。

以上のように、第 107 号条約は先住民族に焦点をあて、土地に関する権利や、教育、特に母語による識字教育の必要性の言及があることについては一定の評価をすることができるが、その内容は基本的に差別的・同化主義的なものであったといえるのである。

第 2 項　コーボゥ報告における先住民族

このような内容は様々な先住民族から批判を浴び、1981 年から 1983 年にかけて国連差別防止･少数者保護小委員会に提出されたコーボゥ報告においても第 107 号条約について「先住住民の人権や基本的な自由を保護または発展させるのにそれほど効果的ではなかった」[17]という評価がなされている。この報告は「その後の先住民族問題への活動に、多大な影響を及ぼすことになる提言を含む」[18]ものであり、後の先住民族の権利宣言へとつながっていくのである。また、この報告では「より適切かつ正確な実質的対策とより実践的かつ効果的な手続き上の原則が必要である」としており、先住民族の批判を受けて「「統

合と保護」の代わりに民族に配慮した発展（ethno-development）と独立または自己決定（self-determination）」[19]（カッコ内は筆者）を重視した上で第 107 号条約の改訂を勧告した。

この報告が行われる背景となっているのは 1960 年代半ばに相継いで採択された人権に関する条約である。1965 年には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（「人種差別撤廃条約」）、1966 年には「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」（「国際人権規約 A 規約」）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」（「国際人権規約 B 規約」）、そして B 規約の選択議定書が採択されたのであった。

コーボゥ報告では国際的に認知されている先住民族の定義も行っている。この中での先住民族とは、

「379　先住のコミュニティ・民族・国民とは、その領域において発達した侵略以前及び植民地化以前の社会と歴史的な連続性を有し、その領域またはその一部における現在の主流社会の他の部分と自分が異なるとみなす者である。このような人々は、現代において社会の被支配的な部分を構成しており、民族としての連続した存在であることを基礎として､その先祖伝来の領域や民族的アイデンティティを、自分たちの文化様式、社会制度や法制度に従って、維持し、発展させ、将来の世代に伝えることを決意している者である

380　この歴史的な連続性とは、以下の要素のうち 1 つ以上が、現在までの長期間にわたって連続していることにより構成することができる。

(a) 先祖伝来の土地の占有、あるいは少なくともその一部の占有

(b) その土地の元々の占有者と共通の祖先

(c) 一般的な文化あるいは特定の文化（例えば宗教、部族制度の下での生活、先住コミュニティの構成員であること、衣服、生活手段、生活様式など）

(d) 言語（唯一の言語として、母語として、家庭または家族における習慣的なコミュニケーション手段として、あるいは主要な、優先的な、習慣的な、一般的なまたは通常の言語として使用されているかは問わない）

(e) 国の特定の部分または世界の特定の地域における居住

(f) その他の関連要素

381　個人を基準とした場合、先住民の個人は、先住民としてのアイデンティティによってこれらの先住住民に帰属し（集団的自覚）、その構成員の 1 人として、これらの住民により承認され、受容される（集団による受容）」[20]

と定義されていた。ここで注目できるのは先住民族には「彼らの領域において発達した侵略以前及び植民地化以前の社会」があったとし、彼らが「現代において社会の被支配的な部分を構成」しているという社会的に不利な状況にあることを明言した点である。第 107 号条約では社会に発達段階があることを前提とした社会進化論に基づく同化主義的な内容となっていたが、それが主流社会によるそれぞれの民族が独自に発達させてきた社会への介入であり、支配であったとしているのである。

第 3 項　ILO 第 169 号条約における先住民族

これを受けて ILO は 1986 年に条約の改定問題に関する専門家会議を開催し、第 107 号条約に見られる統合政策は不適切であり今日の思考を反映していないこと、先住民族などが自身の経済的・社会的・文化的発展に対して可能な限りの決定権を有すべきこと、独自の制度を通じて対等の立場で主流社会と交渉を持つ権利があること、経済・社会・文化問題における自決権の重要性に関する先住民族などの認識へ注目することなどを含む結論が提出された[21]。

その後 2 年間の審議期間の後、1989 年に採択された「独立国における先住民族及び部族民に関する条約」[22]（第 169 号条約、Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries）が採択された。この条約にもコーボゥ報告と同様に国際的に通用している先住民族に関する定義があるが、そこには差異が見られる。同条約の第 1 条には、

「第 1 項(a)　その社会的､文化的及び経済的状態が国民社会の他の国民と区別され、その地位が自己の慣習・伝統または特別の法令によって全部または一部が規制されている独立国における部族民

(b)　征服､植民または現在の国境の画定の時にその国またはその国が地理的に属する地域に居住していた住民の子孫であるため先住民族とみなされ、法律上の地位

に関わらず自身の社会的・経済的・文化的・政治的制度の一部または全部を保持している独立国における民族

第 2 項　先住民族または部族であるという自己認識はこの条約を適用する集団を決定する基本的な基準としてみなされる

第 3 項　この条約での『民族』という用語の使用は、国際法の下においてその用語に伴うであろう権利について何らかの意味を有していると解釈されてはならない」[23]

と規定されている。コーボゥ報告及び第 169 号条約の双方に共通しているのは、自らが先住民族であるという自己認識だということができるが、第 169 号条約では先住民族のコミュニティや団体などからその個人が当該先住民族の一員であると認識されていること、などの具体的な規定については触れられていない。

教育に関しては第 107 号条約とほぼ同様の文言が第 26 条にあるが、「その国の国民社会の他の者と少なくとも同等の立場で全ての段階の教育を受ける機会を持てるようにするための対策」[24]（下線は筆者）となっており、「同等の立場」が最低ラインであるとされている。逆に言えばこれは先住民族に対する抑圧・同化の歴史や現在の経済状況を鑑みて、日常的に使用している言語での教育やアファーマティブ・アクションなどの措置を講ずることが求められていると考えることができるだろう。また、識字教育に関しては第 28 条第 1 項に「関係する民族に属する子供は、実行可能な場合にはいつでも、先住民族自身の言語またはその属する集団が最も一般的に使用する言語で読み書きを教えられなければならない。これが実行可能でない場合、権限のある機関はこの目的を達成する措置を採用するためにこれらの民族と協議しなければならない」[25]とあり、母語が必ずしも先住民族自身の言語であるとは限らないこと、そしてその言語による教育が難しいときにどの言語を用いるかについては「協議」が必要であることが述べられている。ここにも第 107 号条約で「国語又は公用語の一つへ漸進的な移行」を目指していたことへの反省が現れているといえる。

また、第 31 条には「国民社会のすべての者、特に関係する先住民族と最も直接的に接触する人々の、これらの民族に対して抱いている偏見を取り去るために教育的措置をとらなければならない。この目的のため、歴史教科書及びその他の教材がこれらの民族の社会と文化についての公正・正確で参考になる描写を提供することを確保するように努力しな

ければならない」[26]としており、主流社会に対しても多文化・多民族社会における相互認識を深めるための教育が必要であると述べられている。

しかし、この条約は先住民族などが可能な限りの決定権を有すべきことなど、先住民族に対する認識がこれまでの条約とは大きく変わったにもかかわらず、先住民族の十分な満足は得られなかった。それはその審議過程において改訂作業委員会のメンバーが政府代表・使用者代表・労働者代表から構成されており、そこに先住民族の直接的な参加がなく、「先住・部族民族に大きな影響を及ぼす条約の改定の場でありながら、先住・部族民族代表としては会議中の自由な発言権および投票権はなく、事実上「傍観者」としての参加が得られたにすぎなかった」[27]かったためである。

この条約において土地や資源などに関する扱いについていくつかの問題点が指摘できるが、特に教育に関わって大きな問題となる点は 2 点挙げられると考えられる。1 点目は第 1 条第 3 項の条文に関連した議論である。それはこの条約が対象にしている人々を「民族」（peoples）とするか「住民」（populations）とするか、についてであり、「民族」とすることによって分離独立運動を誘発あるいは助長するのではないかという懸念を共有していた国家側と、単なる「住民」としての位置づけは自らのアイデンティティの否定であるとする先住民族側の意見の対立があった[28]。つまり単なる用語の問題ではなく、「支配的国家が、『民族』としてのアイデンティティーを否認することによって、先住・部族民族の集団としての生存権を奪っているという、（中略）一〇七号条約改定の意図の本質に触れる問題であった」[29]という重要な争点であった。

2 点目は前述の第 28 条第 1 項のようにいくつかの条文において、何らかの問題が発生した場合は「協議しなければならない」となっていることである。先住民族側としては「協議」ではなく「合意」を求めていたが、それは「これまで世界の至る所で、国家と企業が、形式的な『協議』を盾に、先住・部族民族の意思を無視して一方的に「開発」を進めるという方法を経験してきた彼らにとって、『協議』だけでは不十分なのである」[30]ことが理由であった。同様に第 8 条に「国内の法令を適用する時には、その慣習または慣習法に適切な考慮を払う」[31]とあるように先住民族の慣習法に対する考慮はあるものの国内法が尊重されることから、先住民族側と国家側の間で問題が発生した場合は国家側の意思が最終的には優先されてしまうのである。

第２節　先住民族の権利に関する国際連合宣言における先住民族の権利

第１項　先住民族の権利に関する国際連合宣言の審議と二風谷ダム裁判

人権小委員会に提出されたコーボゥ報告は先住民族の権利もまた人権であることを述べたものであった。この報告により明らかになった先住民族問題やそれまでの権利回復運動といった流れを受け、人権小委員会の中に作業部会が設置されることとなった。この作業部会の目的は先住民族の人権の保護とその促進に関する各国政府の施策見直しと「先住民族の権利に関する世界宣言」の起草であった。この宣言は作業部会での検討を経て 1994 年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下「権利宣言」）として人権小委員会を通過し、人権委員会の下に設置された「先住民族の権利国連宣言に関する会期間作業部会」で審議された。議論の中で「自決権」の取り扱いが一つの焦点となったが、各国政府が懸念していることは「自決権」の拡大解釈により先住民族が国家からの分離独立を肯定することにつながるのではないかということである。しかし先住民族側は「クルド人など一部を除けば、先住民族の多くは、民族自決権の行使に関し、西欧タイプの国家を新たに形成して分離･独立するという古い形での行使を必ずしも肯定していない」[32]のであり、国際法において平等な民族として認められ、民族の文化や社会を自由に「発展」させることが目標となっているのである[33]。

第 169 号条約と比較しての大きな違いは、第 169 号条約が先住民族独自の文化の発展を奨励する立場をとりながら、先住民族が経済成長や貧困からの脱出のために発展するという考え方をしていたのに対し、権利宣言では先住民族がいかなる発展の道を選択するかを先住民族自身が選択するという考え方が徹底していることである[34]。これは自らの道は自らが自由に選択するものでありその自由は尊重されなくてはならないとしているのであり、必ずしも経済成長やより多くの現金収入を求めるということではないといえる。

1992 年の「国連環境開発会議」以降、国連の主催する大規模会議では常に先住民族に関する議論が行われてきた[35]。さらに近年の先住民族側からの主張と国際的な議論と並行して、各国においても同様の議論が展開されることが求められ続けてきた。早急に変革を起こすことは難しい状況ではあるが着実に変化は起こってきており、こうした背景のもと 1993 年が「国際先住民年」と制定され 1994 年から 2003 年の 10 年間を「世界の先住民の国際 10 年（先住民族の 10 年）」とすることが国連総会で決議された。1997 年には人種差

別撤廃条約の履行監視を行っている人種差別撤廃委員会は条約規定の解釈となる「一般的勧告」で先住民族に関する勧告を採択した。ここでは先住民族の文化的特性に沿った発展の権利、文化的伝統･慣習の実践と再活性化並びに言語の保存と使用の権利、公的生活への参加の権利、平等と非差別の権利などを締結国が保障するように求めるとともに先住民族に対する土地権と資源権の承認と保障も要請された[36]。日本に関しては、2001 年に日本による条約の実施状況に対しての「最終見解」を採択した。この中ではアイヌ民族に関しての言及があり、「肯定的側面」として 1997 年のアイヌ文化振興法、そして同年の「二風谷ダム裁判」における判決でアイヌ民族を「少数民族」（minority people）とした判決を「歓迎する」とした[37]。

この「二風谷ダム裁判」は札幌地方裁判所で判決が下り、被告である北海道収用委員会と事業主体である国は控訴を行わなかったため、この判決が確定した。この判決理由の骨子は、

「1　土地収用法に基づく収用裁決の取消訴訟において、先行処分である事業認定の違法性を争い得る。その場合の判断基準時は事業認定時であると解される。

2　国は、先住少数民族であるアイヌ民族独自の文化に最大限の配慮をなさなければならないのに、二風谷ダム建設により得られる洪水調節等の公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優越するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、本件事業認定をなしたのであるから、右認定処分は違法であり、その違法は本件収用裁決に承継される。

3　しかし、既に二風合ダム本体が完成し湛水している現状においては、本件収用裁決を取り消すことは公共の福祉に適合しないと認められるので、事情判決をすることとする。」[38]

というものであった。骨子ではアイヌ民族を「先住少数民族」としているが、判決の理由としてアイヌ民族の先住性について触れており、「アイヌの人々は我が国の統治が及ぶ前から主として北海道において居住し、独自の文化を形成し、またアイデンティティを有しており、これが我国の統治に取り込まれた後もその多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けつつも、なお独自の文化及びアイデンティティを喪失し

ていない社会的な集団であるということができるから、前記のとおり定義づけた「先住民族」に該当するというべきである」[39]として国の機関では初めてアイヌ民族を「先住民族」と認めた点で画期的な判決であった。

また、同判決では国際人権規約 B 規約第 2 条第 1 項、第 26 条、第 27 条、及び憲法第 13 条との関係についても言及された。第 2 条第 1 項は「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する」[40]、第 26 条は「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」[41]、第 27 条は「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」[42]としたものであるが、特に第 27 条の文化享有権、すなわち自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されないとすることが重視された。

判決では、これに基づく権利であるといえども無制限ではなく公共の福祉による制限を受けるとしながらも「B 規約二七条制定の趣旨に照らせば、その制限は必要最小限度に留められなければならないものである」[43]とした。憲法第 13 条は幸福追求権についての条文であるが、同様に公共の福祉による制限があるとしながら「えてして多数民族は、多数であるが故に少数民族の利益を無視ないし忘れがちであり、殊にこの利益が多数民族の一般的な価値観から推し量ることが難しい少数民族独自の文化にかかわるときはその傾向はつよくなりがちである」と指摘した上で、「少数民族にとって民族固有の文化は、多数民族に同化せず、その民族性を維持する本質的なものであるから、その民族に属する個人にとって、民族固有の文化を享有する権利は、自己の人格的生存に必要な権利ともいい得る重要なものであって、これを保障することは、個人を実質的に尊重することに当たるとともに、多数者が社会的弱者についてその立場を理解し尊重しようとする民主主義の理念にかなうものと考えられる」[44]という判断を下したのであった。この判断は概ね評価すること

ができるが、「公共の福祉」による制限が「必要最低限度」であれば認められるとしたことには問題が残ると考えられる。また、骨子に見られるように「事情判決」として土地収用の裁決自体は取り消さず、ダム本体を取り除くことはできなかったのであった。異議申し立てから判決まで時間がかかってしまっていることや裁判のための費用などアイヌ民族側の負担は大きく、また金銭的な補償では解決できない文化の破壊が起こってしまったことを考えれば、その意味では不当であったといえる。

さて、人種差別撤廃委員会による「最終見解」では「懸念及び勧告」の 17 において先住民族としてのアイヌ民族が有する権利をさらに促進するための対策をとるよう勧告しており、同時に ILO 第 169 号条約の批准または指針として用いることを求めた。つまり教育に関してはアイヌ民族を第 169 号条約に規定されている先住民族として認めた上で、アイヌ民族に対してアファーマティブ・アクションなどの措置を講ずること、アイヌ民族固有の言語（アイヌ語）での教育の機会を保障すること、が求められているといえるのである。

しかし上述の二風谷ダム裁判には第 169 号条約に関する議論における問題点が現れているといえる。第 169 号条約では何らかの問題が発生した場合は先住民族側と「協議しなければならない」となっていたが、主導権は国家側にあり、その協議の内容や質については問題とされていなかった。二風谷ダム裁判に至る経過では土地収用への貝澤正・萱野茂による異議申し立てに対し、北海道収用委員会は 2 名に対して 1 回のみ意見陳述を行わせた後は行政及び同委員会により土地収用が開始され、ダム建設が行われたのであった[45]。また、同委員会の裁決に対しての審査請求に関しても非常に時間がかかっており[46]、その間にもダム建設が行われ、アイヌの文化が不可逆的に破壊されてしまうという既成事実ができあがってしまった。

このように先住民族の権利を実現していくためには、二風谷ダム裁判の判決にみられた国際人権規約 B 規約との整合性を実現していくと同時に、形式的なものではなく実効的な先住民族との協議や異議を申し立てる手続きを用意する必要があると考えられる。

第 2 項　先住民族の権利に関する国際連合宣言の規定と博物館

このように先住民族をめぐる議論や法整備が発展してくる中で、「世界の先住民の国際 10 年」の最終年になっても権利宣言の草案全 45 条のうち 2 ヶ条のみが合意されたにすぎ

なかったが、「先住民族の権利宣言草案作業部会」の会期延長や先住民族の活動家による交渉などにより、2007 年 9 月の第 61 会期国連総会で賛成 144 ヶ国（反対 4 ヶ国・棄権 11 ヶ国）を得て採択されたのであった[47]。

権利宣言は 24 段落の前文と 46 ヶ条の条文から成っている。前文では「出自または人種、宗教、部族または文化の違いに基づく民族または個人の優越性を基礎とする、あるいは主張するすべての理論、政策及び慣行は、人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難されるべきであり、そして社会的に不正である」[48]と ILO 第 107 号条約に見られたような社会進化論的同化主義について強く否定している。これはコーボゥ報告や第 169 号条約での議論を発展させれば当然の言及であるといえ、1965 年の人種差別撤廃条約の前文にある「人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は実際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできない」[49]という基本的な原則を再確認したものであるといえる。

教育に関連する条項は第 11 条から第 15 条である。第 11 条は文化的伝統と慣習に関する維持・保護・発展の権利について、第 12 条は精神的・宗教的権利と遺骨の返還について、第 13 条は歴史・言語・口承文芸などに関する次世代への伝達の権利について、第 14 条は独自の文化に基づく教育を含むあらゆる形態の教育に関する権利について、第 15 条は主流社会への教育に関する権利についてである。特に直接的に博物館に関わると考えられるのは第 11 条であるが、同条は、

「1　先住民族は、その文化的伝統や慣習を実践し、再び活性化させる権利を有する。これには、考古学的・歴史的な場所、工芸品、意匠、儀式、技術、視覚・舞台芸術、文学といった過去、現在、そして未来にわたる先住民族の文化の表現を維持し、保護し、及び発展させる権利が含まれる。

2　国は先住民族の自由な、事前の、そして事情を理解した上での同意なしに、あるいは先住民族の法、伝統及び慣習に反して奪われた文化的・知的・宗教的・精神的財産に関し、当該先住民族と共同で設けた原状回復を含む効果的な仕組みを通じた補償を行わなくてはならない。」[50]

とされている。アイヌ民族に関する資料の問題点については第 3 章でも述べるが、研究者

あるいは博物館関係者によって「文化的・知的・宗教的・精神的財産」が「自由な、事前の、そして事情を理解した上での同意」がないままに収集されたことが多く、それをどのように扱うかの協議が必要とされているといえる。もちろんここでは不当に収集された資料に関しては返還する、あるいは博物館などの教育機関において検討を加えるといった協議を行うだけでは不十分であり、文化を「維持し、保護し、及び発展させる」ための方策も含めて考えて行く必要があるといえるのである。

「資料」返還に関しては第 12 条第 1 項にある「先住民族は、精神的・宗教的な伝統、慣習及び儀式を明示し、実践し、発展させ、及び教育する権利、宗教的・文化的な場所を維持し、保護し、そして干渉されることなく立ち入る権利、儀式用具を使用し、管理する権利、遺体・遺骨の返還に対する権利、を有する」[51]と併せて議論しなくてはならない。ただし、第 2 項ではこれら精神的・宗教的な祭礼具や遺体・遺骨について「これらの利用または返還を可能にするよう努める」[52]と努力規定となっている。これは収集の際に収集年月日や場所などといった基本的な情報が不十分であったことが背景にあるといえる。つまり返還することが決定されたとしても、元々のコミュニティとそれら祭礼具などを結びつける明確な情報が欠落してしまっているのである。同化政策の下で意図的に文化を剥奪してきた過去を考えると、本来の持ち主である先住民族コミュニティ、あるいは個人の側でも正確な情報・記憶が失われていることが多いためにこの条項では努力規定となっていると考えられる。しかしコミュニティを含む所有者が不明であった場合でも、明らかにその民族固有のものである場合はそれらをどのように扱うかを十分に議論しなくてはならないだろう。

また、第 15 条の、

> 「1　先住民族は、その文化、伝統、歴史、願望の尊厳と多様性が、教育及び公的情報において適切に反映されなくてはならないことに対する権利を有する。
> 2　国は関係する先住民族と協議・協力して、偏見と戦い、差別を撤廃するために、そして先住民族と社会の他の全ての構成員の間の寛容、理解及び良好な関係を促進するために、効果的な措置をとらなくてはならない。」[53]

とした条項は、先住民族の文化などに関して、その社会の全ての構成員が「寛容、理解及び良好な関係」を持つために、文化だけではない先住民族に関する情報についても注意を

払うべきであるとしたものである。具体的には社会科教科書における記述や展示を含む活動の博物館のあり方などが考えられる。

ILO 第 107 号条約及び第 169 号条約と異なる点としては先住民族の定義がなされていないことである。これは民族ごとに状況や文化が異なり、居住している国家における法制度なども異なることから、明確な条件をつけた定義を行ってしまうとそこから外れる集団ができてしまい、議論の柔軟性を失ってしまうことが懸念されたため[54]である。しかし日本のように賛成票を投じたとはいえ、「日本国内の先住民族に対しては、本宣言中に先住民族に関する定義条項がないことから、アイヌ民族を先住民族と認めることはできない」[55]としてしまう国家があることも事実である。これに対して上村英明は「アイヌ民族や沖縄・琉球民族が先住民族に当たるかどうかは、定義条項がないために判断できないという主張はこれまた極めて悪質なサボタージュである」[56]と批判しており、本宣言中に先住民族の権利は網羅されており、その権利を保障する前提も明記されていることから、それらがどの程度対応可能なのかを検討すべきだとしている[57]。

また、第 169 号条約には見られたアファーマティブ・アクションに類する言及についてもほとんどなされていないといえる。確かに第 14 条第 2 項には「先住民族の個人、特に子どもたちは、差別されることなく国家による全ての段階と形態の教育を受ける権利を有する」[58]とあり、これに関しては「経済的な理由等により進学を断念せざるを得ない先住民族のこどもに高等教育機関へアクセスの機会を保障するアファーマティブ･アクション（少数者優遇措置）の可能性を含意するといっても過言ではない」[59]と考えられるものの、「アファーマティブ・アクションに関する教育条項の規定が間接的な表現にとどまったことについては幾分、ネガティブな印象を拭えない」[60]ということができる。

権利宣言が特徴的であるのは、「国連の中でも先住民族という権利保持者（ライツ・ホルダー）自らによって起草された唯一の宣言」[61]であることである。当事者による宣言であるためその意味は非常に大きく、「先住民族の権利を保護し促進するための最低限の国際基準を定めたもの」[62]であるため、この宣言に記された事項をそのまま履行するだけではなく、これを基本としてそれぞれの国における状況に合せてさらなる施策・法整備が望まれているのである。

もちろん権利宣言は「宣言」であって「条約」ではないため法的な拘束力はないが、「種々の国連機関が、その活動に際して国連宣言を基準として用いることになれば、その機関の活動に関わる諸国は、それを尊重する」ことになると考えられ、「国連自身がこの宣言を

行動基準として活用していくかどうかにかかっている」[63]という側面と、日本国内に限ってみれば「政府が先住民族との関係に関する基準を定立する（中略）際に、これが参照される」[64]という側面の 2 方向からの影響があると考えられる。少なくとも博物館における民族に関する活動への指針作成や実際の協同においては権利宣言を念頭に置いた取り組みをすることで社会への働きかけを行っていくことは十分可能である。

第 3 節　オーストラリアの博物館における先住民族との協働

第 1 項　行動指針“Previous Possessions, New Obligation”の策定とその評価

本節では第 1 節及び第 2 節で述べてきたような国際的な先住民族に関する議論が具体的にどのように博物館の活動に影響を与えたかについて考察する。

1980 年代以降、先住民族をめぐる議論の高まりを受け、各国の民族学博物館においてその活動の見直しや修正が行われるようになった。民族学博物館の持つ政治性・権力性を自ら認識し、それに対し自省的になることにより、そこに所蔵されている資料を過去に所有しその文化を語る権利のある人たちとともに博物館活動を作り上げていこうとする試みが行われたのであった[65]。

このような世界的な状況の中、オーストラリア国内では 1983 年に CAMD（Council of Australian Museum Directors）により所有者や所有者の子孫を確認できる資料の返還を決定し、また資料に明らかな科学的・教育的価値がある場合のみ博物館が保有できるといった内容の指針が採用された。1990 年代初頭には多くの博物館がこの CAMD の指針よりさらに進んだ取り組みを行った。例えば博物館の建物を先住民族とともにデザインする（ヴィクトリア州博物館[66]）、展示について先住民族と広く協議を行う（オーストラリア博物館・1985 年「アボリジナル・オーストラリア」（Aboriginal Australia）展）などである[67]。このようにオーストラリア国内の多くの博物館で博物館と先住民族の関係を問い直す動きが多く見られたのである。これは後述する先住民族による「自己決定」に関するオーストラリア国内の状況や 1970 年代における世界的な人権問題の高まりが背景にあると考えられる。

アンダーソン（Anderson, Christopher）によれば、そのような政治的、あるいは市民からの声により先住民族との関係を見直すにあたって、大きく 2 つの反応があるという[68]。一

つは既存の施設における先住民族による管理の実施である。1980 年代半ば、ヴィクトリア州博物館やクイーンズランド博物館では組織の中で先住民族の資料に関する管理体制を既存の体制とは別にした。国立オーストラリア博物館においても調整委員会を設け、収集や展示方針をそこで協議することとした。もう一つは先住民族資料の返還である。ただしアンダーソンがこれについて「多くの先住民族が芸術品や写真、フィールドノート、カセットテープ、そして撮影されたフィルムなど全ての資料を返すよう要求しているが、知る限りそれが行われたことはない」[69]と述べたことには注意を向ける必要があるだろう。確かに多くの博物館が資料の返還を行ってきたが、ほとんどの場合それは遺骨やある種の祭礼具（sacred objects）に限られていたのであった。

その後、先住民族や博物館、研究者たちとの協議を経て[70]、1993 年の「世界の先住民族のための国連国際年」と同時に、新たな行動指針である“Previous Possessions, New Obligation”が CAMA（Council of Australian Museum Associations）[71]の年次会議によって発表された。この新しい行動指針では主に先住民族の遺骨や祭礼具（secret/sacred items）、その他民族資料の取り扱い、調査・研究などの博物館活動への先住民族の関与、そしてそれらの管理に関して言及されている。具体的には自己決定、管理とコレクション、コレクション及び情報へのアクセス、先住民族への補佐、雇用と養成、方針決定の 6 項目の指針である。すなわち、

「1　博物館は先住民族の文化の伝統や遺産に関する自己決定の権利をサポートすること。

2　情報管理やそこで得られた情報による展示・教育・出版を含む公的なプログラムや博物館同士のコミュニケーションへ利用することに先住民族が関与することが不可欠であること、博物館の持つ先住民族の遺物と情報は同じ重要性を持つこと、また、先住民族の女性の特別な要求や関心を認識すること。

3　博物館の収集物についての情報を先住民族にわかりやすい形で提供するとともに、来館者への情報提供については先住民族が適切とした方法によるものとし、伝統に基づく考え方などの事情によってはその情報提供が制限されなくてはならないこと。

4　先住民族のコミュニティに対しその所有物の管理や調査、書類作成、遺物の保護・保管を支援する責任があり、特に祭礼具の保護・保管は先住民族の文化に即

して行うこと、また、もし先住民族がコミュニティにとって重要だとするプロジェクトへの資金調達の要請があったときは支援や協力を行うこと。

5　博物館は先住民族の雇用の促進を行わなくてはならないこと、そしてその養成はできる限り高いレベルから始めること。

6　博物館の方針設定においては、その地域の状況にあわせて最高レベルの決定の場へ先住民族が有意義な形で参加できなければならないこと、そして全ての博物館は収集などにおける役割を果たすために努力しなければならず、先住民族が持つ有形の文化遺産に対する強い思い入れ（aspiration）を充足させるための十分な手段の獲得をサポートすべきであること。」[72]

である。これらに基づき博物館活動を見直すことで、それまでの民族文化を扱った博物館が持っていた一方的・植民地主義的な博物館観からの脱却を図ろうとしたのであった。すなわち民族を「標本」として捉えるのではなく、権利を持った主体として明示的に考えるようになったといえる。これによりオーストラリアの博物館活動は大きな変貌を遂げたということができるだろう。

ここで「自己決定」という項目があるが、これはここで初めて言及されたものではない。これに基づいた教育施策の展開が 1970 年代より見られ、「『自己決定』の理念は 1973 年より爾来、連邦政府によるアボリジニに対する政策の基本に据えられ、政権の移行にあってもその理念は大きく後退することはなく、90 年代に引き継がれてい」[73]ったように、教育や文化に関する先住民族政策の一環として自己決定は重視されてきたのであった。

1990 年前後は同様の目的を持った指針がオーストラリア以外の国々でもいくつかの博物館で策定されるという時期であった。1992 年にカナダでは先住民族と博物館による専門委員会により、「ターニング・ページ」（Turning the Page: Forging New Partnerships Between Museums and First Peoples）という報告書が出されている[74]。また、アメリカにおいても 1989 年にアメリカインディアン国立博物館法（The National Museum of American Indian Act: NMAIA）、1990 年にアメリカ先住民墳墓保護返還法（The Native American Graves Protection and Repatriation Act: NAGPRA）が制定された。これにより「スミソニアン博物館と全米の連邦資金を受けている博物館や研究機関は、所蔵している先住民族の人骨や埋葬品の目録を作成し、当該部族や遺族と交渉のうえ、それらを返還するよう義務づけられた」[75]のであった。

この行動指針の策定はオーストラリアの博物館関係者の間に多くの議論を引き起こした。最も大きい論点は先住民族に対する博物館資料の返還についてであった。すなわち、関連した全ての資料の返還を行うのか、遺骨や祭礼に関した資料に限定するのかといったもの、また、合法的に取得した資料であってもその対象となるのかといったものであった。さらに、資料の返還を行うことを表明することで先住民族により次々に返還を要求され、ついには博物館の『解体』につながる[76]、といった意見もあったが、これに対しその当時のオーストラリア博物館館長であり、PPNO の作成に大きく関わったグリフィン（Griffin, Des）は「北アメリカや太平洋（中略）の先住民族に文化的資料の返還を行ったケースでそのような事態になったことはない」[77]と述べ、むしろ「多くの場合、博物館と先住民族の関係を強めた」[78]としている。また、合法的に取得したとされている資料や出所が不明な資料については、その植民地主義的な「合法性」に疑問を投げかけ、「所有者を探しその意向によって返還するか博物館が所有するかを話し合い、適切な措置を講ずるべきだ」[79]と述べた。

これら資料の取り扱いに加え、行動指針では先住民族の雇用と養成についても重要な点であるとしている。その理由についてグリフィンは 2 点挙げている[80]。一つには反差別法の考えと一致しているため、もう一つは彼らの文化そのものや文化遺産に関する重要な決定がなされる場に参加でき、かつ、その文化遺産への先住民族のコミュニティのアクセスが可能とされたときにはじめて先住民族の関与が有意義なものとなるためである。

その後 1996 年により簡潔な改訂版が出され、この行動指針に対する評価は 2000 年にオーストラリア博物館の来館者調査部（Australian Museum Audience Research Centre）とミュージアム・オーストラリアによって行われた。その中でこの指針は概ね達成されているとされ、特に遺骨や祭礼具など注意が必要な資料への対応や、展示などの博物館活動での先住民族の将来像の伝達が多くの博物館で行われたと評価した。また、博物館にある彼らの文化に関しての資料の管理に対する先住民族の権利意識や、博物館と先住民族の関係は強化・改善され、来館者の先住民族に対する認識も高まったという[81]。しかしそれに対し、先住民族に関する社会的な公正さの改善については一定の達成がみられたものの、今後の各々のさらなる努力が必要であるとの指摘を行っている。

第 2 項　改訂版 CCOR の策定　「自己決定」と「雇用と養成」

PPNO の策定は博物館のみならず図書館や美術館などにも影響を及ぼしたが、この評価のように改善すべき点も存在した。そのため、この評価に基づき 2005 年にさらなる改訂版である CCOR が策定された。これは PPNO のさらなる改訂版であり、「オーストラリアの資料収集に携わる全ての部門への 21 世紀の始まりにおける必要不可欠な文書である」[82]としている。その中ではオーストラリアにおける先住民族との和解（reconciliation）を達成するにあたって、博物館は非常に高い能力を持つ中心的存在であることが指摘されており、民族文化を扱った博物館は和解へ向けての主導的役割を果たしうることが提示されている。

PPNO と比較すると CCOR ではさらに 2 項目が加えられ、文化的・知的所有権、和解の計 8 項目が提示されている[83]。しかしながら PPNO にもあった 6 項目は内容において異なる点がいくつか存在している。一つは各項目における博物館の位置づけである。「自己決定」の項目において PPNO では「博物館は先住民族の文化の伝統や遺産に関する自己決定の権利をサポートすること」[84]とあるように、博物館の役割についての提示がなされていた。一方、CCOR ではこの項目内にさらに 4 つの小項目が提示されており、「先住民族は特に文化遺産に関して自己決定の権利を有する」「先住民族は自身の文化的な強い思い入れを充足させる権利を有する」[85]といった、博物館についてではなく先住民族が持つ権利についての言及が最初になされている。

これには 1998 年に出された報告書「我々の文化と未来」（Our Culture Our Future: Indigenous Cultural and Intellectual Property Rights）の影響が大きい[86]。これは ATSIC 理事会による研究成果と提言がまとめられたものであり、先住民族文化及び知的所有権の本質と先住民族自身が守りたいと考えている事項、それらに対するオーストラリアの法整備の状況、そして実現可能な解決策の提示がなされている[87]。そこでは博物館もまた文化及び知的所有権についての義務があるということが述べられており、「CCOR はその該当する報告結果を反映しようとするものである」としている[88]。

もちろんこれは「自己決定」の項目だけに限られているわけではない。PPNO では博物館の持つ情報や資料を先住民族に対して公開、あるいは返還するとされていたが、CCOR では先住民族がまずそれらに対しての権利を持っていることが強調されており、それらへのアクセスや取り扱いについては先住民族自身が決定権を持つという自己決定の原則が貫かれている。

これらの行動指針でもう一つ特に注目したいのは「雇用と養成」である。それはこれに関しての言及や活動を行っている取り組みはあまり類例がなく、個人の生活とその文化の保護・継承をどのように実践していくかについての示唆が得られると考えられるためである。CCOR では PPNO と比較し「雇用と養成」についての言及に若干の変化が現れている。それはこれまでの「雇用を促進しなくてはならない」といった積極的な立場から、「雇用が促進されるべきである」というように雇用に関しても先住民族の自己決定に委ねられており、博物館はその雇用の対象の一つであるという記述がなされているのである。またこれは「方針決定」の項目においても同様であり、収集などにおける役割を果たすための努力は博物館の義務であるというような記述はなされていない。

このようにオーストラリアでは新たな行動指針を策定し、それに基づき博物館活動を見直すことでそれまでの民族学博物館が持っていた一方的・植民地主義的な博物館観からの脱却を図ろうとしたのであった。それを実行することで博物館の活動は大きな変貌を遂げたということができるだろう。しかしながら「雇用と養成」そして「自己決定」については改訂を行うことでその理念に若干の変化が現れているとみることができる。つまり博物館が行うべきことを前面に押し出すのではなく、先住民族自身の権利に基づく選択を尊重するようになったのである。この 2 点に関して重視することは日本国内のアイヌの民族資料を扱った博物館においても大きな示唆となると考えられ、具体的な方策を議論することが望まれるといえる。

表）PPNO 及び CCOR 全文

Previous Possessions, New Obligations (1993)	Continuous Cultures, Ongoing Responsibilities (2005)
自己決定	
1. 博物館は文化の伝統や遺産に関する自己決定への先住民族の権利をサポートする。	1. 先住民族は特に文化遺産に関する自己決定の権利がある。
	2. 先住民族は自身の文化的な強い思い入れを充足させる権利がある。

	3. 伝統的な先住民族の法に従い、祭礼具の保護の権限は伝統的な管理者あるいはその子孫にある。
	4. 先住民族の文化遺産・遺物・物語・その他の情報に影響する性・年齢・地位の問題は関連する先住民族自身により決定されなければならなず、収集機関はその決定を尊重しなくてはならない。
管理とコレクション	
2. コレクション及び情報の管理と、展示・教育・出版を含む一般へのプログラムや博物館同士のコミュニケーションに先住民族の関与は不可欠である。	5. 先住民族はどのように博物館が収蔵し、保管し、調査し、展示し、あるいはその他の文化遺産を活用するか、そしてどのようにそのようなコレクションと情報が展示、出版、教育目的のいずれであっても提示されるかに影響する意志決定について提案する機会を与えられなければならない。
3. 博物館の持つ先住民族の文化財とそれに関する情報は同じ重要性を持つ。	6. 先住民族の文化資料に関係する物語や情報は実際の資料と同等の重要性をもち、同等の敬意を持って扱われなければならない。
4. すべての行動や作用が文化的に適切となるように先住民族の女性の特別な要求や関心が博物館によって認識されなくてはならない。	
コレクションと情報へのアクセス	
5. 博物館は関連する先住民族のコミュニティにアクセス可能な形でコレクションに何があるのかについての情報を提供しなくてはならない。	7. 先住民族コミュニティは博物館のコレクションに彼らの文化遺産についてのどの資料や文書があるかを知る権利を持っている。

6. 先住民族の資料や情報へのアクセスは先住民族によって適切であるとされなければならない：一部の資料へのアクセスは伝統に基づいて制限されなければならない。	8. 関係する先住民族は博物館コレクションにあるオーストラリア先住民の資料及び情報に誰がアクセスできるかを決定すべきである。
先住民族支援	
7. 博物館は先住民族コミュニティの人々へ文化財の管理や調査・資料作成の研修の提供に関してそのコミュニティを支援する責任がある。	9. 先住民族は博物館活動のすべての場所において、文化資料の収蔵、取扱い、記録、展示、そして方策立案・調査・記録の技術、展示企画に関する技術及び知識を発展させることを可能にするために博物館からの援助を依頼し、また正当に要求する権限がある。
8. 博物館はモノの保護・保管に関して先住民族のコミュニティを支援しなければならず、特に祭礼具の保管は先住民族の文化に即して行わなければならない。	10. 文化遺産への保護、展示ないしはその他の利用に博物館からの援助を依頼した先住民族コミュニティはその資料に関する意志決定の完全な権限を有する。
9. 特別なプロジェクトやそのプロジェクトに関わるために先住民族が博物館に働きかける場合などの資金獲得は先住民族コミュニティにとって適切である。このような働きかけは何がコミュニティ自身に重要であるのかということについての大きな意志決定となる。博物館は先住民族が要求した場合にはプロジェクトに関われるよう支援するべきである。	

雇用と養成	
10. 博物館における先住民族の雇用は権限に関連している反差別及び雇用機会均等法の適用により取り組まれなければならない。博物館は先住民族が人員募集に応募するよう働きかけなければならない。	11. 先住民族は博物館及び美術館の部門のすべての箇所において積極的に雇用を求めることが推奨されるべきである。
11. 博物館における先住民族の研修及び雇用は可能な限り高いレベルから始めなくてはならない：すべての場合において研修は働きがいのある仕事での実際の雇用へとつながるべきである。	12. 先住民族の文化的技術は他の経験や博物館における雇用や研修を求める努力における資質に加えて認識されるべきであり、また到達した雇用のレベルにこれらの技術への考慮が反映されるべきである。
方針の立案	
12. その地域の状況に適切なように博物館の最高レベルの方針には先住民族の有意義な形での参加がなくてはならない。	13. 先住民族は文化遺産に関する博物館学的実務及び高レベルの管理運営問題からコレクション管理、解説及びアクセスといった日常業務のすべての分野での方針決定に参加すべきである。
13. 全ての博物館はコレクションやプログラムに関する役割を果たすために適切な資質を獲得するよう努力する責任がある。博物館は物質的な文化遺産に関する強い思い入れを充足させるために適切な資質の獲得を先住民族へ手助けする役割を果たすべきである。	14. すべての博物館はオーストラリア先住民コレクションやプログラムを用いたもっとも良い実践のために努力すべきであり、また文化遺産の保管・使用法についての先住民族の強い思い入れを満たす手助けをすべきである。
文化及び知的財産権	
	15. 先住民族は彼らの文化遺産にオーストラリア知的財産権法と、同等の関連する慣習法に関するすべての権利を有する。

和解	
	16. オーストラリア人との和解はオーストラリア先住民との関係の発展及び先住民族の文化遺産の取扱いにおける博物館活動の根底をなす基本的な原則である。

結

本章では先住民族の持つ権利について国連における議論及び国際法より整理し、特に教育に関する権利及び文化に関する権利について考察を加えてきた。

まず第 1 節では国際労働機関（ILO）における議論について考察した。第 1 項では ILO 第 107 号条約採択に至る議論とその内容について述べた。第 107 号条約は 1957 年の採択時において先住民族に目を向け、その問題について取り組んだ国際的な条約であるということ、また土地に関する権利を認めている点など一部は評価できる。しかし、社会や経済の基準はあくまでも主流社会にあり、先住民族の社会などを主流社会と同等に「引き上げる」ことが国際社会及び当該国のつとめである、とする社会進化論に基づく優生思想的な認識が中心であった。また教育機会は主流社会と平等であることが述べられており、母語による識字教育についても言及があるが、あくまで同化の過程として認められていたのであり、先住民族を「進化の過程」における資料として考えていたのであった。第 2 項ではコーボゥ報告の内容について検討した。コーボゥ報告では第 107 号条約に対する批判がなされており、民族に配慮した発展と自己決定が重視されたものであった。またここでは先住民族が社会的に不利な状況にあることを明言しており、第 169 号条約の議論の土台となったのであった。第 3 項では第 169 号条約について検討した。ここには「先住民族」を「被支配者となっている民族」と規定しており、先住民族が可能な限りの決定権を有すべきことが述べられていた。また、教育に関しては「少なくとも同等の立場で」とされており、アファーマティブ・アクションなどの措置を講ずることが求められていると考えることができる。識字教育についても先住民族自身の言語を用いることが第一とされ、同時に主流社会に対する相互認識を深めるための教育についても述べられていた。しかしこれら施策について先住民族の「合意」ではなく、先住民族との「協議」となっていた点には問題が残る

と考えられる。

次に第 2 節では先住民族の権利に関する国際連合宣言における先住民族の権利について考察した。第 1 項では権利宣言に関する議論を整理するとともに、1997 年の「二風谷ダム裁判」における文化享有権について述べた。議論の中では先住民族の「自決権」を認めることにより彼らの分離・独立が起こるのではないかという懸念が一つの焦点となった。先住民族がいかなる発展の道を選択するかを先住民族自身が選択するという考え方を徹底させるために合意までの時間がかかったといえる。この議論と並行して国際先住民年の制定、「先住民族の 10 年」の決議などが行われ、人種差別撤廃条約の履行監視を行っている人種差別撤廃委員会は条約規定の解釈となる「一般的勧告」で先住民に関する勧告を採択した。「最終見解」では日本のアイヌ民族に関しての言及があり、アイヌ文化振興法と二風谷ダム裁判について歓迎の意を表した。この裁判は日本で初めてアイヌ民族を先住民族とし、また国際人権規約 B 規約第 27 条の文化享有権を尊重した画期的な判決であるといえる。同委員会は日本に対して第 169 号条約の批准ないしは指針としての運用を求めており、同条約に照らせば第 169 号条約と同様にアファーマティブ・アクションなどの措置を講ずること、アイヌ民族固有の言語（アイヌ語）での教育の機会を保障することが求められているといえる。第 2 項では 2007 年に採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言とその規定について検討した。権利宣言は ILO 第 107 号条約に見られたような社会進化論的同化主義について強く否定したものであった。特に民族に関する活動を行っている博物館に関係した条文としては第 11 条から第 15 条であり、先住民族は文化を「維持し、保護し、及び発展させる」権利があるとされている。また、遺骨や祭礼具などの「資料」の返還についても述べられており、博物館が先住民族の権利を尊重するためには先住民族との協働が不可欠であると考えられる。また権利宣言では先住民族の文化などに関して、その社会の全ての構成員が「寛容、理解及び良好な関係」を持つために、文化だけではない先住民族に関する情報についても注意を払うべきであるとしている。このことは相互認識を深めるための多文化教育が必要であることが述べられているといえる。博物館における民族に関する活動への指針作成や実際の協同においては権利宣言を念頭に置いた取り組みをすることで社会への働きかけを行っていかなければならないと考えられる。

第 3 節では上述の国際社会における先住民族の権利獲得の流れを受けてオーストラリア博物館協会が策定した PPNO と CCOR の 2 つの行動指針についてその内容を検討した。第 1 項では 1993 年の「世界の先住民族のための国連国際年」を契機として発表された PPNO

について述べた。これは主に先住民族の遺骨や祭礼具、その他民族資料の取り扱い、調査・研究などの博物館活動への先住民族の関与、そしてそれらの管理に関して言及されたものであり、先住民族の「自己決定」を重視したものであった。PPNO はオーストラリア博物館関係者の間に遺骨や祭礼具などの返還についての議論を引き起こしたが、結局は遺骨や祭礼具など注意が必要な資料への対応や、展示などの博物館活動での先住民族の将来像の伝達が多くの博物館で行われたのであった。同時に博物館にある先住民族の文化に関しての資料の管理に対する彼らの権利意識の高まり、博物館と先住民族の関係の強化・改善、来館者の先住民族に対する認識の高まりが見られ、一定の評価ができるといえる。第 2 項では改訂版 CCOR について述べた。CCOR では文化的・知的所有権と和解に関しての項目が追加されたが、PPNO との差異としては「自己決定」と「雇用と養成」の 2 項目で顕著な違いが認められた。つまり博物館が行うべきことを前面に押し出すのではなく、先住民族自身の権利に基づく選択を尊重するようになったといえる。オーストラリアではこれらの行動指針を策定し、それに基づき博物館活動を見直すことで、それまでの博物館が持っていた一方的・植民地主義的な博物館観からの脱却を図ろうとしたといえる。

第２部　博物館活動の見直しと新しい試み、地域における博物館を中心とした空間

第３章　民族に関する博物館活動の見直しと新しい試み

序

本章では植民地主義的な博物館からの脱却の過程と現代の博物館における文化表象について考察する。特に先住民族に関する活動を行うための博物館像について述べる。そのためにはまずこれまでの博物館が文化の展示というものをどのように捉えてきたのか、そしてこれからの展示はどのようにあるべきかについて考察を行う。なぜなら博物館で扱うものはある文化を一定の制約のもとに切り取り博物館という装置によって再構成されたものであるからである。この再構成という行為は博物館が置かれた社会状況によって変容するため常に一定であることはありえない。ここでは人文系博物館のうち特に民族に関する資料を扱う博物館がその民族の文化を展示として再構成する時に与える効果･影響を中心に考察していく。諸民族が自己の歴史や文化を見つめなおす動きが活発化している現在、民族的アイデンティティを形成する場としての博物館のあり方も見つめなおさなくてはならない。

民族に関する文化を扱った博物館[1]の展示の主流は対象とする社会の時間と空間を区切ったいわゆる「民族誌的現在」で構成されてきた[2]。つまり民族社会の文化がひとつのまとまりとして恒久的に変化のないものとして展示を構成してきたのである。振り返ると近世では民族学博物館は「珍品陳列室」としての性格を持つものであり、王侯貴族が自らの権力の象徴として収集したものに過ぎなかった。すなわちその文化を語るものではなく収集者の地位の高さを語るものであったと言える。その後人種の序列化と進化論に対して科学的根拠を追及するとして世界に存在する多様な人間集団を野蛮･未開･文明の各進化段階にあてはめる作業が繰り返された。このような学としての人類学はその教育装置としての人類学・民族学博物館設立の動きに拍車をかけることとなった。

このような博物館の起源は 19 世紀後半、植民地支配の拡大に伴い数多く建設されたことに遡ることができる[3]。政治学者であるアンダーソンは植民地国家がその支配領域を把握し住民を分類する権力の制度として人口調査・地図・博物館を挙げている[4]。言い換えれば

「その支配下にある人間たちがだれであるのかという性格付け、その領域の地理、その系譜の正統性」[5]となるが、19 世紀の植民地主義、すなわち自らが支配していない他の国家・地域に対して征服を推し進めた活動は、遺跡を博物館化（museumized）することにより文化遺産としての価値を高め、その征服と支配を正当化していったのだという。ここでの「博物館化」とは国民的アイデンティティを構築する上でのシンボルとしての意味づけを遺跡に対して行うことである。

このような博物館に対しては 1980 年代中盤より批判の声が上がったり、先住民族からの異議申し立てが行われたりするようになってきた。民族に関する資料は支配者や収集者といったマジョリティによって価値判断されたものであり、その本来の所有者によるものではなかったことへの批判である。これは第 2 章で述べた先住民族の権利獲得の国際的な潮流と同様であるといえる。

そこで本章ではまず第 1 節で近年活発化している民族に関する博物館活動における新しい試みについて述べる。第 1 項では民族に関する博物館活動の新しい試みにに至る背景として、その活動の見直しの取り組みについて考察する。ここでは民族を扱った博物館の存在意義を見つめ直す契機となった 1984 年にニューヨーク近代美術館で開催された展示、そして 1988 年のカナダ・グレンボウ博物館での展示について検討し、その問題点について述べる。第 2 項ではこれらを契機とした新しい試みについて考察する。ここでは民族を扱った博物館の存在意義を見つめ直す論考を行った吉田憲司の理論を援用して修正主義的な展示・自省的な展示・対話や共同作業を志向する展示・「自文化」の展示について海外事例を挙げながら検討していく。

次に第 2 節では吉田の理論を基にして日本国内の事例、特にアイヌ民族に関する活動を行っている博物館における事例を挙げて考察する。第 1 項では日本国内のアイヌ民族に関する活動のある博物館について北海道大学アイヌ・先住民研究センターの調査を元にその状況を確認する。第 2 項は管内人口に占めるアイヌ民族の割合が大きいこと、二風谷ダム裁判に見られるようにアイヌ民族にとって重要な場所であると同時にアイヌの文化に対する意識が比較的高いこと、展示されている資料のほとんどがアイヌ民族に関する資料であることから平取町立二風谷アイヌ文化博物館を事例として検討する。第 3 項は北海道最大の都市である札幌市にあり、やはりアイヌ民族に関する資料を多く所蔵・展示しており、同時に北海道「開拓」の歴史に関する資料も扱っていることから北海道開拓記念館を事例として検討する。またここではこれまでに開催された特別展・テーマ展の分析も行う。

そして第 3 節では「『自文化』の展示」に対して博物館がどのように取り組むことができるのかを考察するため、第 2 章第 3 節で述べた行動指針に基づいた博物館活動について検討を加える。第 1 項ではオーストラリア最大の都市であるシドニーに位置していること、前述した PPNO の作成に関わったグリフィンがオーストラリア博物館を中心としてこの行動指針を具体化した取り組みへと発展させたことを重視し、同博物館を考察対象として述べる。同博物館はマジョリティ側が設立した民族を扱った博物館であるため、日本国内においては国立民族学博物館や前節の北海道開拓記念館などがその類型とできるだろう。第 2 項では行動指針に基づき行われた遺骨をはじめとする博物館資料の返還がどのような意義を持つかについて考察を加える。

第 1 節　民族に関する博物館活動における新しい試み

第 1 項　民族に関する博物館活動の見直しに至る背景

博物館は資料の収集（あるいは収奪）によって成立してきたといえるが、ここでこの収集と保存という行為がなければ多くの資料は散逸してしまい消滅してしまった可能性は確かにある。当時収集（収奪）が行われた背景には人類誕生の黎明期からの痕跡をとどめていると考えられた民族は人類学の記述対象となったことが存在する。それはこのような「原始的」民族は文明に触れることで啓蒙され、やがて「原始的」ではなくなってしまうのでその「生きた化石」である伝統的な民族文化が存在している、またはその痕跡をとどめているうちに記録し保存しなくてはならないと考えられたからである。

しかし支配者が被支配者に対してその収集物に見合うだけの対価を支払ったかは疑問である。例えば出利葉浩司はアイヌ民族に関する資料が収集された形態として、（1）所有者からの寄贈（2）所有者からの金銭的購入（3）第三者からの購入あるいは寄贈（4）古物商より購入の 4 点を確認している[6]。また、「年代あるいは地域、個人によっても、違いがある」としながらも「所有者は手放してよいものを手放し、そうでないものは手放してはいないようにみえる」[7]と述べている。しかし「収集者の意図について、復元することは難しい」[8]とも述べており、収集当時の権力関係と併せてそれが「合法的」であったのか「収奪」であったのか慎重な研究が必要である。ただし同時に、アイヌの民俗資料の収集に尽

力した萱野茂は「アイヌの民具が無料同然に持って行かれるのを防ぐため、買い取って守ってやろうと思い、民具を集める事をはじめました」「周囲の人も、茂はなんのために他人が捨てるような物に金をかけるのだろう、と思ってみていました。また、はっきりと、そんなことはやめろと忠告されたこともありました。それでもわたしは、今は投げ捨てるような物でも、将来必ず値打ちが出るときが来ると確信していましたので、そのときになって、あいつは無料で持って行かれたなどと陰口をたたかれないように、必ず代金を払うようにしました。わたしが集めた中には無料でもらったものは、どんな小さい物でも一つもありません」[9]と述べているが、萱野が対価を支払ったのは、ある時「父が最も大切にしていたトゥキパスイ（奉酒箸）が見え」[10]なくなっていたことや、研究者が「二風谷に来るたびに村の民具を持ち去」ったり「神聖な墓をあばいて祖先の骨を持ち去」[11]ったりという行為に対する批判が含まれていると見てよい。このことからアイヌ民族に関する資料は、わずかな例外を除き、そのほとんどは不当な対価との交換かまさしく収奪したものであると推定できる。

その収集された資料は、支配者や収集者といったマジョリティによって価値判断がなされ、文化財としての価値を付与されたものがほとんどである。その資料が元来誰のものであるか、そして正当な手続きを経て収集したものであるのかといったことを考えると、当時の博物館が収蔵していた資料の多くを文化財の保護という意味を持たせることで正当化することはできない。このような異文化の展示を収集者や展示を行う者の視点や都合によって一方的に行ってきたという歴史が存在するということも民族文化を扱った博物館に新しい視点が求められている理由であろう。ただし過去の植民地主義の反省から展示から特定の価値観を排除し、極力中立であること意識するが故に、すでに姿を消してしまった民族や植民地化される以前の民族の紹介にとどめる、すなわち当事者がすでに存在しない民族のみに限るといった展示活動にしようというわけではない。これでは単に現在存在する民族から目をそらしているに過ぎず、その民族の文化を尊重しようとする認識がないという点で本質的には植民地主義的な博物館と大差ないからである。

これまでの民族を扱った博物館の存在意義を見つめ直す論考を行った吉田憲司は、新たな存在意義として「西洋と非西洋の歴史的関係性の具体的な証」と「文化的アイデンティティの形成の装置」の二つを挙げている[12]。この契機になったのは 1984 年秋にニューヨーク近代美術館（Museum of Modern Art: MoMA）で開かれた「20 世紀美術における『プリミティヴィズム（原始主義）』：部族的なものと現代的なものとの親和性」（“Primitivism” in

20th Century Art: Affinity of the Tribal and the Modern）展である。同展の意図について本展監督であるルービン（Rubin, William）は「我々はともすれば、自分たちが『部族社会』の人々よりもはるか先を行っている様に思い込んでしまう」が、「芸術が文明の精神的達成度の具体的指標であるかぎり、『部族的』なるものと『モダン』なるものとの間に親縁性が存在する」[13]と述べ、モダン･アートの作品と「部族美術」の共通性を示すことで人類の普遍性を実証しようという試みであったとしている。しかしルービンの「西洋にこのような作品がもたらされたのは、旅行家や植民地行政官、民族学者に負うところが大きい」「それらの作品がただの珍奇なものや器物のランクから主要な美術のランクへと引き上げられ、芸術作品という地位を獲得したのは、何よりもまず先駆的な近代の芸術家たちの功績なのである」[14]という立場から「親縁性がある」としていることに対して、文化人類学者のクリフォード（Clifford, James）は「部族的なものとモダンなものの本質的な親縁性、あるいはプリミティヴへの明確なモダニストの態度、ではなく、世界を収集しようとすることへの近代西洋の絶え間ない欲望と権力であった」[15]として、「先駆的な近代の芸術家たちの功績」が西洋社会による収奪の結果であるとし、そこに「親縁性」を見出すのは問題であると述べた。吉田はこの議論を受けて、結果として「この展覧会以降、博物館や美術館のキュレーターは、自らの企画にひそむ既成概念による呪縛や、自らの企画が生み出すメッセージについて、これまで以上に自省的にならざるをえなくなった」[16]ことを指摘している。博物館は決して中立の存在ではなく多分に政治的側面を持ち合わせており、その発するメッセージが社会に少なからぬ影響を及ぼしていることの自覚だと言える。ただしクリフォードは前述の批判を行うと同時に「あからさまに主張し、または物語るような展示における長所の一つは議論を促し他の物語の提示を可能にすることである」[17]とも述べており、その意味では議論が起こり、学芸員など博物館関係者がこのことについて熟考する機会となったことは評価できる。しかしこの段階ではまだ展示されている文化の所有者自身がその展示について語る、あるいは展示そのものについて意見を述べるべきではないか、といった議論にまでは発展していなかった。

また、1988 年の冬季オリンピックにあわせて企画されたカナダ･グレンボウ博物館（Glenbow Museum）の展覧会「精霊は歌う―カナダ先住民の芸術的伝統」（The Spirit Sings）展がインディアン団体からボイコットを受けた事例も、民族を扱った博物館の存在意義を見つめ直そうとしたものであった。本展の目的は「ヨーロッパ人とはじめて接触した時代におけるネイティヴ・カナディアンたちの文化の、詳細かつさまざまな状況を展示するこ

と」[18]であった。この展示自体は「その主要なテーマの現代的表明に対する配慮が比較的欠けていた」という批判はあったが、「本来、広範に支持されるようなボイコットを引き起こすものでもなかった」[19]ものであり、大きな問題となるような内容があったわけではなかった。しかし、本展のメインスポンサーである石油会社が、展示対象となった一部族が所有権を主張していた土地で石油採掘の準備を進めていたことから、一方でネイティヴの文化の伝統や美を賞賛しておきながら、その文化とその末裔たちの現在の生存を脅かしている､として､その部族は政治的効果の高い冬季オリンピックのボイコットを呼びかけ、またその行動の焦点がグレンボウ博物館に向けられていたのであった[20]。このことが提起した問題点は、1）インディアンの部族共同体の適切な許可なしにその工芸品の展覧会を組織する事ができるのか、2）「文化的財産」を管理することにおいて必要とされているものは何か、3）計画段階における協議と参加はどのようなものが適切なのか、4）ネイティヴのアートや文化、あるいは歴史を扱う展覧会であれば、必ずその一部として現在の政治問題や社会闘争に注意を払わなければならないのか、5）公的であれ私的であれ、自分たちのスポンサーの活動に対してミュージアムはどのように説明する責任があるのか[21]、の 5 点であった。このような問題点を協議するためカナダの博物館協会と先住民会議は特別調査団を組織し、共同作業のためのガイドライン「ターニング・ザ・ページ　博物館と先住民の新しいパートナーシップの確立」（Turning the Page: Forging New Partnerships Between Museums and First Peoples）が策定された[22]。このほか日本に関係する事例としては『ミュージアム･アンソロポロジー』（Museum Anthropology）誌上におけるニッセン（Niessen, Sandra A.）[23]と国立民族学博物館[24]による同館のアイヌ展示をめぐる議論[25]もあった。

第 2 項　博物館における新しい試み

このような新しい流れを受けて現在様々な新しい試みが展開されつつある。吉田はこの試みには 1）旧来の展示に欠落していた部分を補おうとする修正主義的な展示、2）展示という営みそのものを見つめなおそうとする自省的な展示、3）展示するものとされる者、さらにはその展示を見るものとのあいだの対話や共同作業を志向する展示、4）文化の担い手自身による「自文化」の展示、の 4 つがある[26]としている。

1 については展示における不足分・欠落分を追加・修正するものであり、このような新

しい流れの中でも比較的簡易に行うことができるといえる。2 の自省的な展示の事例としては 1989 年にニューヨーク･アフリカ美術センターで開かれた「アート／アーティファクト―人類学コレクションのなかのアフリカ美術」（Art/Artifact: African Art in Anthropology Collections）展がある。ここでは、16 世紀から 17 世紀にかけての珍品陳列室・自然史博物館（民族学博物館）のジオラマ展示と民族学資料の展示・美術館での美術作品としての展示・現代のアートギャラリーでのオブジェとしての展示が再現され、同じ器物が展示のされ方によっていかに異なった意味を付与されていくかが明らかにされた。この展覧会では「展示というものが、文化の客観的な表象の装置ではなく、新たな意味の創出の装置であることをみごとに示した」[27]といえる。

ただしこのような試みが必ずしも好結果をもたらすとは限らないようである。1989 年にカナダ･ロイヤル･オンタリオ博物館で行われた「アフリカの深層」（Into the Heart of Africa）展では、前述の「アート／アーティファクト」展と同様のコンセプトを持つものであったが、西洋人によるアフリカ侵略の歴史的な記録、つまり「宣教師たちや帝国の権力者たちの発言」[28]が詳細なコメントを添えずにそのまま提示され、その価値判断は来館者自身に委ねられたのだった。しかしその自民族中心主義に対する批判的な解釈の提示を行うといったコンセプトよりも、現在アフリカ系カナダ人が置かれている状況に対し無批判のまま文章よりも強烈なイメージをもつ展示を行ったことで「博物館を訪れた多くのアフリカ系カナダ人たち―すべてではないにせよ―は、美化された植民地主義者のイメージに衝撃をうけ、どう見ても無批判的に展示されたアフリカ人に対する見下したような言い方に憤慨した」[29]という反応になってしまったことから抗議の対象となってしまった。同展は結果的にアフリカ系カナダ人からのボイコットにさらされ、抗議団体による博物館への侵入や巡回の全面中止などの社会的センセーションを巻き起こしてしまった[30]。しかし社会のこの反応を展示する側のコンセプトが十分伝わらなかったと評価してしまうのは誤りである。展示は伝達する相手がいてこそ成立しうるものであるため、それを見る側に責任を転嫁するべきではないという意見[31]は当然のことであろう。このように自省的展示は常に社会に受け入れられるとは限らないのである。

展示という行為はある文化を切り取り再構成する活動であるが、その再構成を行う時に博物館側だけではなくその社会におけるマジョリティの価値判断からは無縁ではいられなかった。そのため異文化を展示することにより自文化の優位性や独自性を意識的にせよ無意識的にせよ強調する内容になってしまっていたのである。しかし展示の持つ政治性･権力

性がマジョリティとマイノリティの双方に認識されるに従ってマイノリティ側からの異議申し立てがなされたり、これまでの展示を見直す自省的展示が行われるようになってきたりしたと言えよう。近年では比較的早い段階から展示される側の意見を求めることが必要な手続きであるとの認識はあったが、さらに企画・構成段階から展示する側とされる側が共同で展示をつくりあげようとする動きが出てきたのは当然のことである。つまり助言や意見を求めるだけにとどまらず何をどのように展示していき何を伝えるのかというコンセプトの立案から実際の展示資料の取捨選択を含めた展示全体を当該文化の担い手たちとともにつくりあげていくことが求められているのだ。

このような試みである 3 の対話や共同作業を志向する展示の事例としては 1986 年のロンドン人類博物館（Museum of Mankind）で行われた「マダガスカル―祖先たちの島」（Madagascar, Island of the Ancestors）展を挙げることができる。ここではマダガスカル・アンタナナリヴォ大学付属考古学博物館と大英博物館が所蔵する民族誌資料を互いに補いあうだけではなく、テーマ設定から展示物の選定に至るまでの作業の大部分が両機関の研究者が共同で進められた。実際の展示設営の際にはマダガスカルの人びともロンドンに滞在し共同で作業を行ったのであった[32]。この展覧会はロンドンだけではなくニューヨークやマダガスカルの首都アンタナナリヴォでも開催されたが、それぞれの場所でもマダガスカルとイギリスの双方が共同で作業を行った。展示発案者である同館のジョン・マックによれば異なる場所の異なる観客のためには同じ展示でもそれぞれにふさわしい新たな「翻訳」が必要であったという。展示する側とされる側、さらにはその展示を見る側にも共同作業が必要であった。このように展示を見る側も含めて「現代の民族誌展示は、こうした対話の産物であると同時に、それ自体が対話の場であることを求められている」[33]段階に入ってきたのではないだろうか。

他の事例としては、1993 年秋、イギリス・ロンドン博物館（Museum of London）で開催された「ロンドンに集う人々―海外からの居住の 1 万 5 千年」（The Peopling of London）展がある。岩本陽児によれば、これは戦後の移民の歴史を取り入れたロンドンの歴史の展示であり、ロンドンの文化的多様さの歴史は移民の歴史であることが明らかにされた。この企画展は事業としても成功を収め地域に奉仕することの可能性について課題を提起するのに十分なものであった[34]。ロンドンの地域課題のひとつとして挙げられるのが戦前は白人社会であったという誤った認識から発生した偏見や人種差別である。この企画展ではマイノリティである移民のコミュニティと共同で作業を行い、これまで埋もれてしまってき

た歴史を明確にしようという取り組みがなされた。この結果としてマジョリティである白人たちにとっては「自らが多数者であるこの国の社会への見方の見直しを迫られるもの」であったし、マイノリティに属する市民、ここでは移民であるが、にとっては「歴史の創造過程に参与する集団的な自己形成が支援されていた」[35]といった効果があった。展示資料に関しては同館の収蔵資料の再検討といった方法のほか、マイノリティである研究者が資料の収集･調査を行うとともに､この企画の小展示を移民が多く居住する地域に巡回させることでこれまで博物館自体に関心のなかった人びとから情報を得たり相互の認識を深めたりといった効果が現れたという。この企画展が好評を博したためこれを受けた展示が同館の常設展示に追加されたことも見逃せない。この企画展に見られるような移民へのコミュニティに対するアプローチは他国の博物館に対しても影響を及ぼした｡例えばオランダ･アムステルダム歴史博物館（Amsterdam Museum）の「アムステルダムの中のアナトリア」（Anatolia in Amsterdam）展（1996 年）や「私はモロッコにおばがいる」（Ik heb een tante in Marokko）展（1997 年）などが挙げられる[36]。

そしてさらにこの先の段階として 4 の「自文化」の展示の事例がある。国立アメリカ･インディアン博物館（National Museum of the American Indian）は「先住民の手による展示」を展示方針とするものである。その展示資料はもともと北西海岸インディアンの儀礼「ポトラッチ」[37]を禁じた法律により没収されたものを買収した「ヘイコレクション」と呼ばれる個人コレクションであり、先住民族のアイデンティティに対する配慮があったものではなかった。しかし近年そのコレクションが売却されそうな動きがあり散逸を防ぐねらいで 1989 年にアメリカ議会は同館の設立を決定しスミソニアン協会の管理下におかれることとなった。ニューヨーク館における展示は、まさにインディアンによる自文化の「再所有」への意欲を示すものである[38]。また 1998 年 2 月にオープンした国立ニュージーランド博物館テ･パパ･トンガレワ（Museum of New Zealand Te Papa Tongarewa）の事例もある[39]。自らの文化を自らの手で表象するこのような試みは今後各地で増えるであろう。すなわち民族文化の展示は自文化と異文化を区別しそれぞれの相対的な価値を付与するものではなく、固有の価値を見出していく営みであるということである。これまでにマジョリティによって作られてきた他者像とその対象となっている民族の考える自らの姿には距離があることを互いに認識するようになってきたのである。

しかしこれには注意が必要である。それは展示される側であった民族が自らの手で展示を行い自らの文化を表象する時、無意識のうちにその表象の価値判断基準がこれまでの展

示する側の影響を受けてしまうことがありうるということである。荻野昌弘は前述のアメリカ･インディアン博物館において「植民地主義的」人類学の古典的な観点が、植民地主義の「犠牲者」であったはずのアメリカ･インディアンに無批判に受け入れられ、先住民の視点に基づいて新たに建設されるはずである同館にかつての支配者の視点が導入されているとしている[40]。固有の文化の存在を支配者が導入した博物館という制度の中で支配者の表現を用いて表象されているというのである。またミュージアムショップではこれまで民芸品がほそぼそと旅行者向けに売られていたものと同じ状況が博物館において再現されている、すなわち「自らの文化の自立性を博物館を通じて示すことが、実は自らの文化を喪失している事実を伝え」[41]てしまう矛盾がそこにはあるという指摘もある。その矛盾にこたえるためにはさらなる議論が必要となってくるが､民芸品を売るという行為が必ずしも｢文化の喪失」となるとはいえず、少なくともマジョリティ・マイノリティ相互の認識を深めるためには博物館における展示する側・展示される側・来館者における「正しい」学習の場が必要ではないかと考えられる。

西洋と非西洋の植民地主義に代表されるような関係は支配者と被支配者を生み出しその支配関係がこれまでの博物館展示に反映されてきたとするならば、その根底となる思想が深層に刷り込まれてきていると見ることができるだろう。このような博物館をつくりあげてきたものを見つめなおそうとする動きが出てきたのは最近の出来事であるため、博物館が単なる異質なものや物珍しいものに対する好奇心より発現した知的探求以上のものを表象し議論し､展示する側･される側やそれを見る側が相互に関わりあってつくりあげていく場であるという認識をそれぞれの側が持つようになるにはまだまだ時間が必要である。

これまで見てきた事例のように博物館という装置を通じて展示する側、展示される側が文化に対する認識を持ち議論を深めるためには現実的には展示を行ってみないとわからないという部分がある。文化を表象することに対するおそれが存在することが結果的に自由な議論を妨げてしまうのであればそれは双方にとって建設的ではないといえよう。いくつもの試みに対する検討は当然必要なことであるが、文化の展示が恒久的なものではなく、柔軟に議論の結果を踏まえて変化させることを念頭に博物館をつくりあげていくことが望まれる。

事例の博物館ではでは文化の表象に対するそれぞれの意見をいかに展示という行為を通じて社会に働きかけるか、ということに焦点が当てられていた。そしてその効果として想定されるのは展示が持つ政治性や権力性を捉えなおし常に展示される側であったマイノリ

ティの存在を尊重すること、そしてマイノリティの民族的アイデンティティ形成の装置となることであった。さらに、現代の博物館が「地域に生活する人びと、一人ひとりの問題関心や生活課題に、市民とともに、博物館の機能を通して答えて」いき、「博物館の学芸活動自体に社会的契機を内包させ、学芸活動を社会的に解放する」[42]ことが求められているため、その地域が抱えている多文化的な問題に対処する機能も持たなくてはならないことも付け加えなくてはならないだろう。

これまで見てきたことからいえることは現代の博物館は 19 世紀の植民地主義に基づく活動内容から着実に変容を遂げつつあるということである。博物館は単なる娯楽であったり、一つの国民的アイデンティティ形成や統治を円滑に行うためのものであったりする装置から、展示する側･される側･それを見る側といった人間の関係性を十分に認識するための装置の役割を果たすことができるようになってきたといえる。そしてそれぞれが相手の文化に対して知識を得ることにより人権やアイデンティティに対する認識を深めることを助ける装置に変化してきているのである。それは一朝一夕に可能なことではないが、必ず達成されなくてはならない目標であろう。もっとも恐れるべきことは博物館を取り巻く様々な人びとが無批判に現状を受け入れること、そして地域に居住する人びとの博物館に対する無関心である。今後も活発な議論と多文化･多民族化を認識した博物館環境づくり、すなわちマジョリティとマイノリティの対話を通じた展示活動を行い、地域との対話を目指した博物館が必要である。

第 2 節　日本国内における事例

第 1 項　日本国内のアイヌ民族に関する活動のある博物館

前節では海外の博物館における事例から展示に関する新たな取り組みの類型について考察してきたが、本節では実際に日本国内のアイヌ民族を扱った博物館における事例を中心としてその概要と課題について考察する。

2010 年現在、北海道内には 179 の市町村がある。1992 年の調査では北海道の博物館・資料館などの中でアイヌ民族の歴史や文化に関する展示を行っている、または資料を収集・保存・管理しているところは 69 館であった[43]。単純に北海道全域にアイヌ民族が居住して

いたことを踏まえるとその館数は少ないように思われる。また、北海道大学アイヌ・先住民研究センターは 2010 年にアイヌ文化に関する研究をテーマとしている研究者･研究機関等の調査を行っている。この調査は「アイヌ文化に関する研究推進・連携体制の構築のために必要不可欠な作業であるが、これまでその必要性が指摘されながらも実施されておらず、本調査がはじめてのもの」[44]となった。具体的には全国の大学・短期大学・高等専門学校・都道府県単位の教育委員会・北海道内の市町村単位の教育委員会・全国の博物館・埋蔵文化財調査機関など、5,297 機関（大学・短大等 779 機関、博物館・埋蔵文化財調査機関等 4032 機関、教育委員会等 486 機関）に対してアイヌ関係資料の所在などについてアンケート調査（回収率 41.1%）及びヒアリング調査を行ったものである（表 1 参照）。回収率は 41.1%（大学等 68.4%、博物館等 36.6%、教育委員会等 34.8%）であった。

表 1）アイヌ関係資料の所在状況

都道府県	機関種別	民具資料	映像資料	写真資料
北海道	大学	3	1	1
	博物館･資料館	52	10	17
	教育委員会	10	2	4
北海道以外	大学	6	2	0
	博物館･資料館	64	5	17
	教育委員会	2	1	0
合計		137	21	39

音声資料	文献資・史料	絵画資料	出土文化財	合計	
1	3	0	1	10	197
11	17	17	30	154	
1	6	2	8	33	
4	9	0	0	21	199
2	43	32	6	169	
0	3	2	1	9	
19	81	53	46	396	

（北海道大学アイヌ・先住民研究センター『アイヌ文化に関する研究の推進・連携等体制構築の検討事業報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2010、p20-23 より筆者作成）

このように北海道の大学・博物館・資料館・教育委員会が所蔵するアイヌ関係資料は道外全体を合せた数とほぼ同程度であり、北海道の地域の歴史・文化を扱う博物館では多くの場合アイヌ民族に関する展示や資料の収集・保管が行われていると考えてよい[45]。しかしその展示や活動内容は先住民族であるアイヌ民族を十分に考慮されたものとはなっていないのが現状である。多くの博物館では地域の歴史を概観した後に小さく「アイヌ民族関連の展示」として年代不詳、収集場所不明の資料[46]が展示されている。そのため「アイヌ文化の時間の深みと地理的特徴を表示できず、基本的には、アイヌ文化を『平板なもの』、『一枚岩』的なものとして扱ってき」[47]た。そして、このような基本情報の欠如がアイヌ民族の国内における位置づけを曖昧にし､アイヌ民族に対する誤解を招いた側面も大きい。もちろん博物館側ではそのような捉え方をしていなくとも、来館者との最大の接点である展示に関して言えば、そのような受け取られ方をされてしまう可能性は否定できない。アイヌ民族は先住民ではあっても、民族集団としてはすでに存在していないか、滅びつつある民族であるかのような扱いになってしまうような印象を与えてしまうのである。もちろん博物館側ではそのように考えていないにせよ、展示に限っていえば、そのような受け取られ方をされてしまう危険性は否定できないだろう。

ただし、ここで注意しなくてはならないことは、アイヌ民族が自分たちを主張し、意見を表明することが強くなってきたのはそれほど古いことではない。アイヌ文化振興法制定から 10 年以上が経っているとはいえ、市町村が運営する地域博物館では、その環境の変化に現実が追いついていない。そのため博物館によっては常設展示の見直しがまだ計画中であったり、構想段階にとどまってしまっている[48]。

第 2 項　平取町立二風谷アイヌ文化博物館の取り組み

では実際にアイヌ民族に関する展示を行っている博物館の具体的な事例について考えたい。平取町立二風谷アイヌ文化博物館（以下、「二風谷博物館」）は 1972 年北海道ウタ

リ協会によって設立された二風谷アイヌ文化資料館が前身である。当時の活動は二風谷のようにアイヌ民族が多い土地でさえ、アイヌ民族の歴史や文化について語ることは憚れることが多かったといい、支援や理解がなかなか得られない中での困難な活動であった。1977年に二風谷アイヌ文化資料館は平取町に移管され、1991年には新しく施設を造り二風谷博物館としてリニューアルされた。この時、旧建物には萱野茂によって個人資料館が開設され、1992年に同時開館した。これにより二風谷には公立と私立の2館が並立することになった。このほか沙流川流域の歴史についての学習ができる沙流川歴史館、2010年に開館した二風谷工芸館・イオル推進事務所・アイヌ文化保全調査室がある平取町アイヌ文化情報センターが近隣に存在している。

二風谷博物館は「アイヌ伝統文化の今日的継承　アイヌ民族の伝統文化を受け継ぐとともに新たな創造に結びつける」[49]を理念としている。ただしその理念について厳密に定義された文書はない。これは博物館建設構想のスタート時ははっきりとしたコンセプトがなく、建設が進み運営体制や方針といった事務的課題を処理していく中で関係者が検討・提示していったという経緯があるためである[50]。しかし経緯は何であれこの理念については博物館が進む方向を端的に表現しているといえる。

常設展示は「アイヌ」「カムイ」「モシリ」「モレウ」の4つのゾーンに分けられている。「アイヌ」では育児・遊戯娯楽・木彫・衣類・食事・住居などの分野を中心に人々が日常の生活に用いた民具類を展示、「カムイ」では祈りや信仰、伝説、物語などの精神文化にふれるための展示、「モシリ」では農耕や狩猟、運搬、それに葬送などに関する資料を展示、「モレウ」では所蔵資料の中から渦巻状紋をはじめとするアイヌ文様が巧みに施された工芸作品が展示されている。ここでの展示方法は多くの博物館と特に変わらない、すなわち1つの資料に対して1つのラベルが付与されるという形態をとっている。そのため来館者がその用途や実際の使用法について想像することはやや難しいのではないかといった疑念が生じる。展示資料自体のラベル以外にブースごとに解説が記された資料が配布されているが、すべての資料に対するものではないため「アイヌ文化の今日的継承」を掲げていることに対してやや不足がある感が否めない。来館者の興味・関心にそった自由な見方に関しては否定することはできないが、博物館側の持つコンセプトを十分に伝えることができなくては「珍しいもの」を並べているに過ぎなくなってしまう危険性があると考えられる。しかし限られた予算や人員ではどうしても一朝一夕に改良していくことは難しい。このため二風谷博物館では企画展示と主催事業によってその溝を埋めようとしている。

この理念に沿う形で開館以来継続して実施してきた事業として「特別展」と「二風谷博物館シンポジウム」がある。このうちの「特別展」は実験的要素もあり一概に評価することは難しい。テーマ設定（表 2 参照）についてはアイヌ文化を斬新な視点で捉えようとするメッセージ性を強く含み、受け手の知的好奇心を刺激する提起を持つものとし、誰よりもまず地元のアイヌ民族が自分たち自身の文化的伝統について再認識するための契機となるように留意されている。特徴的な試みとしては博物館と物質資料は切り離すことは難しいと考えられてきたにもかかわらず、ここで無形の民俗文化財や言語に焦点をあてたテーマ設定がなされたことである。一般的に博物館は無形のものであっても有形の資料にそれを投影させることで無形の資料を再構成しているが、このことは博物館の展示として無形のものであっても対象になること、また逆に無形のものも含めて博物館の研究・教育活動の領域であることを示すことができたといえよう。

表 2）平取町立二風谷アイヌ文化博物館特別展

回	会期（自）	会期（至）	テーマ
1	1993/10/01	1993/10/31	現代のアイヌ木彫文化展 1993―「国際先住民年」記念特別展―
2	1994/10/01	1994/11/15	沙流川流域の遺跡群―この川は遠い昔からずっと人と文化を育んできた―
3	1995/10/01	1995/11/15	アイヌ舞踊、その心と形―ウトウラノ ホリッパヤン リムセヤン―
4	1996/10/01	1996/11/15	現代のアイヌ木彫文化展 1996―シシリムカの匠たち―
5	1997/10/01	1997/10/31	アイヌ語のいま―多彩なアイヌ語的世界への誘い―
※	1998/10/01	1998/11/15	アイヌの美・彫る―清野謙次コレクションを中心に―
6	1999/2/23	1999/3/21	地域を知る、アイヌ文化に学ぶ―博物館と学校、そして子どもたちのコラボレーション（共同作業）―
7	1999/10/01	1999/12/15	現代のアイヌ木彫文化展 1999―伝統と創造のダイナミズム／人はなぜ彫るのだろう―

8	2001/02/10	2001/5/13	21 世紀に受けつぐアイヌ伝統文化―新しい世紀に向けた民族誌・平取編―
9	2001/09/01	2001/12/15	モレウ―アイヌの渦巻き紋、その多彩な世界―
10	2002/07/21	2002/12/15	アイヌ文様を活かす私の提案
11	2004/2/11	2004/3/28	北海道遺産としてのアイヌ語地名
12	2004/10/01	2004/12/15	IWOR―沙流川流域イウォロの過去・現在・未来―【前期展】―沙流川流域の IWOR（イウォロ）構想―
13	2005/01/16	2005/3/06	IWOR―沙流川流域イウォロの過去・現在・未来―【後期展】―IWOR（イウォロ）について共に考え、創る―
14	2006/10/15	2006/12/15	北の鍋―アイヌの煮炊具を考える―
15	2007/10/15	2007/12/15	額平川流域のアイヌ伝統文化
16	2008/10/15	2008/12/16	物とこころ―萱野茂のみたアイヌの民具―
17	2009/10/15	2009/12/15	沙流川流域の文化的景観
18	2010/10/15	2010/12/15	アイヌ伝承地を観る―沙流川流域の文化的景観めぐり―
19	2011/1/17	2011/3/20	沙流川流域の農村景観―芽生の暮らしと産業を観る

※主催：アイヌ文化振興・研究推進機構／共催：名寄市北国博物館、平取町立二風谷アイヌ文化博物館（平取町立二風谷アイヌ文化博物館ウェブページ http://www.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/nibutani/html/tokubN.htm（2011 年 11 月 28 日閲覧）より筆者作成）

表 3）二風谷アイヌ文化博物館シンポジウム

	年次（カッコ内は通算）	開催日	テーマ
第 1 期「アイヌ伝統文化の今日的継承」	1（1）	1993/2/28	さまざまな試みの現状
	2（2）	1994/2/28	民族文化をとらえる視点
	3（3）	1995/2/27-28	伝統文化を受け継ぐための環境と方法
第 2 期「現代のアイヌ文化」	1（4）	1996/3/1	踊りと歌、そして語りの芸能
	2（5）	1997/2/28	民族工芸の変容と展開

	3（6）	1998/2/28	アイヌ語のこれからを考える
第 3 期「アイヌ文化にとっての 20 世紀と 21 世紀」	1（7）	1999/2/27-28	地域と歴史をとらえる視点
	2（8）	2000/3/3	変化の様態と動因―何がどのように変わったのか、何が変えたのか
	3（9）	2001/3/3	21 世紀アイヌ文化のグランドデザイン ・第 1 セッション「伝統文化を受けつぐために大切なこと」 ・第 2 セッション「アイヌ文化と地域の未来を語る」
第 4 期「アイヌ文化の学習・教育とミュージアム」	1（10）	2002/3/2	いま試みられていること、これから試みるべきこと
	2（11）	2003/3/1	多民族・多文化の観点から研究と実践を
	3（12）	2004/2/14	先住民族の未来と教育
第 5 期「=IWOR=伝統的な生活空間の創造的再生を目指して」	1（13）	2005/2/19	学習・教育活動（人材育成）の重要性とミュージアムの課題
	2（14）	2007/3/3	歴史と現状をふまえた民族文化の将来展望
	3（15）	2008/3/11	沙流川流域イオルの歩み・いま・これからを共に考える

（平取町立二風谷アイヌ文化博物館編『平取町立二風谷アイヌ文化博物館年報』2005-2008 年度（2007-2010、平取町立二風谷アイヌ文化博物館）より筆者作成）

「二風谷アイヌ博物館シンポジウム」では現代に受け継がれるアイヌ文化をアイヌ民族と和人によるシンポジウムやディスカッションによって共に考えていく場である。表 3 に示したとおりアイヌ民族を考古学的に捉えるのではなく「現代」と「地域」をキーワードとしたテーマ設定が為されているといえる。現代のアイヌ文化について議論する場が存在

していることは地域における文化継承の拠点のひとつとして機能しているといえるのではないだろうか。この事業は継続して地域住民とともに学び合う事で地域社会の発展に貢献していくことが期待できる。

二風谷博物館の学芸員であった吉原秀喜によれば「アイヌ文化はいまだ生命力を保ち、活力を回復し増大させつつあり発展の途上にあるとみなすことができる。このことを比較的ビジュアルに実感できるのは『舞踊』の分野」[51]だと考えられるという。伝統的な「舞踊」からは多少なりともかけ離れてしまっているものだとしても、それでも伝統に親しみ受け継ごうとする裾野が着実に広がりを見せている分野であるためである。失われかけていたレパートリーが復元されるなどその活動は着実に多彩さを増していっている。文化の今日的継承という理念からすれば「文化運動として着実に発展しつつある」[52]といえるだろう。また、過去の伝統的な文化だけではなく、現代工芸に関する展示にも積極的であることも二風谷博物館の特徴であるといえる。ここでは特別展として第1・4・7回においてまさしく現代工芸に焦点を当てたものが開催された。

ここで気をつけなくてはならないことは、このような企画が文化を創造していく可能性に加え、その文化をアイヌ民族からも和人からも「異文化」、すなわち異質なものとして排除する方向に認識されてしまう可能性をはらんでいることである[53]。ここに博物館のジレンマが存在する。そのような可能性があることを認識しつつも、その可否について十分な検討を加えている余裕がないという現状がある。この現状について吉原氏は「アイヌ工芸のおかれている深刻な状況を勘案すると、ミュージアムの積極的な参画は不可避であり不可欠で」もあり、また「生活文化としてのいわば地道な伝承の道を選択していようが、観光業に従事し土産品として量産・多売の道を選んでいようが、美術品制作者としての志向を強めている場合であろうが、どのケース、どのグループもおしなべて厳しい状況に陥っていた」という背景が存在することを述べている。

ここでの「厳しい状況」とは、アイヌの民族文化が高齢化や担い手不足、さらには経済的な要因などによる文化継承の困難さの存在であると考えられる。ここに付言するならば、第4章で後述する「伝統」と「創造」の境界線をどのように考えるかという問題も存在している。つまり、「伝統的な文化」を工芸に取り入れ、同時に現代的な解釈を加えた作品を創造した時に、それが現代的な部分を含んでいるために「伝統」とは見なされないことがあるという状況も存在している。

また、前述の「支援や理解がえられない状況」は近年改善してきているとはいえ、実際

は文化伝承に大きな影響を与えている要因として「『生活満足』が関わっている」[54]ことは否定できない。このような状況において結論を待っている時間的余裕はほとんどなく、これに対して対応策をとりうるのは「ミュージアムをおいて他にはない」[55]という自負からうまれた展示企画であった。このような自負が生まれる背景には地域との密接な関係、そして博物館の存在を十分に活用していこうという姿勢があることが存在しているといえる。同時に「伝統」をどのように解釈するのか、といった問いに対しても、アイヌ文化を構成する要素を博物館での学習を通じてそれぞれが考えることが可能となるといえるのである。

二風谷博物館が重要な位置を占めた事業としてアイヌ文化振興クラスター事業がある。これは平取町教育委員会と北海道総合研究調査会による事業であり、地域住民約 15 名を毎年度雇用した上で 2002～2004 年度に行われたものである。2002 年度はアイヌ伝統文化継承に必要な技術や原材料についての調査及びアイヌ語地名・アイヌ文様の収集とデータベース作成、2003 年度は人と組織の育成、普及用コンテンツ作成、無形文化の復元・記録、2004 年度はアイヌ民族の重要な儀礼である「イオマンテ」[56]の復元が行われた[57]。実際にこのような文化に関する活動、具体的には資金・資料・機会・動機付けといった材料を提示することを通じて「若年世代がアイヌ文化に親しみを持ち、自分たちの文化として捉え、見方が肯定的な方向に変わったことは事実」[58]であり、アイヌとしてのアイデンティティ形成に大きな役割を果たしているのである。これは若い世代に限ったことではなく、一時期アイヌ民族であることを否定、あるいは全く関心を持たなかった（つまり「日本人」としてのアイデンティティであった）場合であっても、民族文化の価値を正当に認める活動に触れることによって、自らも自分の文化を見つめ直すきっかけとなるのである[59]。

このような活動を通じて現在も受け継がれていくアイヌ文化を地域住民とともに育てていく方針はアイヌ民族に関する資料を有する博物館に対して一つの指標となりうるのではないだろうか。それは何か行動を起こさないと議論自体が起こらないことが一般的な現実であるのならば、そこには複雑な問題が横たわっているとしても実行してみるというスタンスである。平取町では 1996 年の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書」を受けて「イオル」[60]と呼ばれる伝統的生活空間の整備構想がアイヌ文化振興施策として推進されている。これはまだ構想段階ではあるものの教育普及施設・研究施設・観光施設を含んだ大規模な環境整備を行おうとするものである。メインとなる「イオル」は白老町に誘致されることが確定しているが、それに伴い「サブ・イオル」を平取町にも建設しよ

うというものである。この是非はここでは述べないが、果たしてどこまでが伝統的であり、どこからが創造であるのかといった境界線とコンセプトについては厳しい状況にありながらもさらに時間をかけた議論をするべきではないかと考える。それは経済的に厳しい状況があるとしても経済的な理由が先行して文化を創造してしまうことで文化の切り売りになってしまうことを恐れるためである。ただしこのような「場」をもたなくてはアイヌ文化を継承・発展させていくことが厳しいという状況は現実に存在しており、その調和を図りながら環境整備を行っていくことが望まれる。

「イオル」構想が具体的になっていくのは 2002 年 4 月に北海道により出された報告書『伝統的生活空間（イオル）再生構想の具体化に向けて』であるが、これを受けて特別展・シンポジウムとも「イオル」をテーマとしたものとなっている。博物館のみならず平取町自体がアイヌ文化に関する政策がどのような状況にあるのか、そして何を目指していくべきかを地域とともに考えていこうとしていると見ることができる。これは他の地域と比べても積極的な取り組みであるといえる。

二風谷博物館の理念である「アイヌ文化の今日的継承」をこのように脈々と受け継がれいまだ発展の途上であることを博物館という装置を通じて広く認識させるのであれば「継承」に加え「和人への承認」も付け加えることが必要だと考えられる。すなわち二風谷博物館はアイヌ民族が自らのアイデンティティを確認し文化を受け継ぐためのものである（「継承」）と同時に和人に対しても同じ国に居住し、また特に日本における先住民族であることの認識を深めるため（「承認」）の場でもあるからである。しかしながら近隣の都市からの物理的距離、絶対的な規模の制約により、情報発信が手薄であることが指摘されている[61]。もちろん地域における博物館として第一に学習の場を提供するべきは地域住民であるが、アイヌという民族に関わる重要な提言を含む多くの活動を今後はさらに広く発信していくことが重要だと考えられる。

このように同博物館は吉田のいう「対話や共同作業を志向する展示」であるといえる。二風谷博物館では地域とともに文化を継承し発展させていく取り組みが行われており、それは地域博物館の概念と通じるものがあるが、さらに多文化・多民族社会についての主流社会の認識を深め、そしてアイヌ民族自身が自らの文化や民族性を考えるという主体性形成を目指し、二風谷だけの範囲ではなく北海道全域、さらには日本全体に民族共生の理念を伝える装置としての活動が行われていくことが期待されているといえる。

第 3 項　北海道開拓記念館の取り組み

（1）

次の事例としては札幌市の北海道開拓記念館（以下開拓記念館）を取り上げる。前述の二風谷博物館はアイヌ民族を中心とした博物館活動の拠点として取り上げたが、開拓記念館は和人による「北海道開拓」を中心とした視点からの博物館の事例として取り上げたい。札幌市は道庁がおかれ、また人口の面からも北海道最大の都市であるという点、また博物館の名称に「開拓」と謳われている点を重視し検討する。前述のアイヌ文化博物館がアイヌ民族側の視点による北海道の歴史の展示であるのに対し、開拓記念館は近代以降の和人側を中心とした北海道の歴史が語られていると言えるだろう。

開拓記念館について述べる前に北海道「開拓」五十周年記念の流れをくむ博物館があったことを付記しておきたい。1918 年 8 月に札幌区中島公園を主会場に開催された「開道五十周年記念北海道博覧会」に「拓殖教育衛生館」という陳列場が設けられ、博覧会終了後には開催前からの予定通り「拓殖館」（のち「北海道拓殖館」）という名の恒常的な展示施設となった[62]。ここで見て取れることは「北海道」の歴史が 1869 年の開拓使設置をもって始まるという認識がなされていることである。五十周年を記念する動きはこの拓殖館だけではなく、道内主要紙の主要な新聞は「50 年を回顧する様々な記事を博覧会会期中連日のように大きく掲載」[63]した。博覧会開催など一連の事業のほか、これらの報道自体が「開拓使設置を北海道の歴史の『始まり』と見る見方を社会的に再生産していった面が強かった」[64]のである。この拓殖館の陳列におけるアイヌ民族の存在はわずかに「チャシの模型と黒田開拓次官の案内人の姿」[65]のみであった。アイヌ民族の存在を過去のものとして先人達が未開の地を開拓して北海道を作り上げたという意識を社会に植え付けようとする動きであったともいえるだろう。その後拓殖館は第二次世界大戦の影響により 1942～1943 年ごろ軍に接収されその機能を停止したため、開拓記念館の前身であるとまではいえない。しかし「道民の先輩有識者に強い印象と郷愁を与えていたことは事実」「『北海道開拓記念館』の名称や性格を道民に異和感なしに受け入れさせるのに大きく役立ったことは否定できない」[66]こと、北海道開拓記念館建設準備段階の 1968 年に北海道百年記念事業事務局が北海道庁文書課資料編集室から北海道拓殖館の資料 388 点を引き継いだこと[67]、そして開拓記念館が北海道「開拓」から百年を記念した博物館であるということとあわせ、開館当初は潜在的に「植民地主義的な博物館」と類似した思想を背景に持っているということが

できる。

ここでの「百年」とは開道、すなわち北海道庁が札幌市に置かれた 1868 年からの 100 年をさす。「開道百年」「開基百年」や明治 100 年を記念する事業はこの時期北海道の各地で盛んであり、市町村立のものでは厚岸町郷土館（1967 年）、静内郷土館（1968 年、現・新ひだか町静内郷土館）などの郷土館や余市水産博物館（1968 年、現・よいち水産博物館）などの施設があいついで開館した[68]。これは「戦後における最初の博物館建設ブーム」[69]であり、博物館がモニュメントとして国民といった新たな自己像の形成に深く関与してきたことを示している[70]。これは伊藤寿朗による分類[71]のうち、第一世代（国宝や天然記念物など希少価値をもった資料（宝物）の保存を運営の軸とする博物館、例えば個人コレクションや収集資料の保存を目的として生まれた歴史民族博物館、個人の顕彰を目的とした記念館など）、及び第二世代（資料の価値が多様化するとともにその資料の公開を運営の軸とする博物館、現在の県立・市立博物館がこの世代の典型）にあたると考えられる。また福田珠己は「市町村あるいは県立の施設でありながら、地域レベルではなく、国家としての史実を顕彰する事業の一環として設立されているものもみられる」[72]としており、道立でありながら「国家」全体としての事業といえる北海道「開拓」に関する活動を行っている開拓記念館は、その意味では「国家の史実を顕彰」しているということができる。

（2）

さて、開拓記念館は北海道百年記念事業の一つとして 1971 年に開館した。開拓記念館の役割の一つは「北海道開拓のなかで産みだされた文化財を中心にさまざまな歴史資料を収集保存、調査研究し、それらを体系的に整えるとともに、常設展示を核とする展示活動や教育普及の諸事業を通して、北海道の歴史と先人の遺産を後世に伝える」ことである。また北海道立開拓記念館条例第一条には「北海道百年を記念して、北海道の歴史に対する認識を深めるため、北海道開拓記念館を設置する」、第三条では開拓記念館が扱う資料は「北海道の開拓その他の歴史に関する」資料とされている。一部北海道の自然について触れられている展示はあるものの、全体としてはこれらのことから開拓記念館は北海道開拓に関わる資料のみではなく北海道の歴史全般を広範囲に扱う歴史博物館であることがわかる。

実際に展示されている時代は基本的には 120 万年前より昭和 40 年ごろであるが、その中でも「蝦夷地」が「北海道」と改称され本格的な開拓がなされた明治初期からの歴史が中心となっている。その後、1986 年から 6 年間の準備・工事期間を経て 1992 年 4 月にそ

れまでの常設展示を全面改訂した（以下この期間以前の展示を「旧展示」、それ以降を「新展示」とする）。旧展示においては明治初期からの百年間の歴史について重点がおかれているが、ほとんどが和人による北海道開拓の歴史である。旧展示全体を通じての中心テーマは「厳しい自然と人間の英知と労苦」[73]であり、実際には 7 つのテーマが設定されそれに沿った展示内容となっていたが、アイヌ民族に限って言うならばテーマ 2「先住の人びと」[74]及びテーマ 3「新天地を求めて」の「1　松前藩とえぞ地の生活」に関連した展示があるのみであり、和人渡来以前のアイヌ民族の生活や文化が取り上げられているに過ぎなかった[75]。

旧展示が各テーマ内の恣意的な時間軸に沿った内容であるのに対し、新展示では全体が時間軸に沿った内容に改められている。全体を 8 つのテーマに分け、アイヌ民族に関しては「その担った文化を、まず『成立』と捉え、さらに松前藩との関係で人びとの歴史の『うねり』を描き、さらに開拓とアイヌの人びとの『犠牲』という視点で展示しよう」[76]としている。このため北海道に居住しているアイヌ民族が日本の先住民族であることについて、また北海道にはどのような人びとが居住し生活してきたにかということについて旧展示と比較して大幅に取り上げられていることがうかがえる。

展示改訂を行った理由は「社会情勢の変化」「学術研究の進展」「施設整備の老朽化の改善」「開拓の村との機能分担」などの事情により、「道民の多岐にわたる要望に対応できない」状況となったため、「速急に改訂することとなった」[77]ためである。また、旧展示においては「見ること」を中心にしていたが新展示では旧展示の基本理念を生かしつつ「見ること」だけではなく「知ること」「学ぶこと」に対しても目が向けられた。

現在の常設展示では自然環境についての展示であるテーマ 1「北の大地」以外の各テーマに沿ってアイヌ民族側の歴史、和人側の歴史について触れられている。旧展示の内容と比較すると各時代における和人とアイヌ民族の関わりについて飛躍的に取り上げられていることがわかる。具体的にはテーマ 2「アイヌ文化の成立」、テーマ 3「蝦夷地のころ」、テーマ 4「近代のはじまり」の「V　明治維新とアイヌ民族」、テーマ 5「開けゆく大地」の「V　開拓期の社会問題」、テーマ 6「不況から戦争へ」の「IV　大正デモクラシーと不況」であるがテーマによってはこれ以外の項目でもトピックとして取り上げられている。

扱われている資料、特に衣服などは江戸時代以前の交易を示すための資料の一部として展示されているが、実際に展示されている衣服は明治時代以降、多くは戦後に収集されたものである。収集の年代と資料の年代が一致しているのか、それとも遡るのかは不明であ

り多くの資料は年代不明として展示されている。歴史的事象をその時代の資料を示し展示することが歴史博物館の使命だとするならば、ここには明らかなずれや不確実性が生じている。このことは特にテーマ 2 で顕著である。

ここには展示資料の年代の不確実性が招く可能性が存在する。すなわち縄文・擦文文化から数百年にわたってアイヌ民族が変わらない生活を送ってきた、または最近まで、あるいは現代においてもほぼ変わらない生活をしているという誤解を来館者に与えてしまう可能性である。もしも数百年間変わることがなかったと思われる事象は存在していたとすればそれには何らかの理由があるはずであり、その場合はその理由を提示しなくてはならないだろう。また「伝統的」という言葉が使われることにも注意を払うべきであろう。衣服などには「伝統的」といわれる文様を持つものが多い。しかし「伝統的」と説明を加えることによってもアイヌ民族自体が変化しないものであったという認識を与えてしまうことも考えられるだろう。アイヌ民族が現代においても「発展の途上にある」[78]民族であることを展示を通して伝える必要性があることから、アイヌ民族の展示が始まる前に来館者に対してそのことをまず伝えることが望ましいと考えられる。

戦後から現在のかけての北海道を展示しているのはテーマ 7・8 である。テーマ 7 では主に明治から昭和初期までの拓殖政策を受け、戦後の北海道開発を軸に敗戦の混乱・戦後改革・高度経済成長による地域社会の変化と道民生活についての展示が行われている。アイヌ民族に関しては農地改革における「北海道旧土人保護法」による給付地の問題をめぐっての展示がわずかにあるのみである。またテーマ 8 では「新しい北海道」と題して映像による展示が行われている。上映時間 9 分 35 秒のうちアイヌ民族関連の映像は 37 秒、全体の 6.4%である。展示解説書には「先住者であるアイヌ民族の伝統的な信仰と言葉、これらにもとづく新しい生活文化」を「さらに継承し、発展させて後世に伝えていかなければならない」としており、達成されなければならないこととして「アイヌ民族の復権を目指す活動」[79]があげられている。残念ながら先住民族としてのアイヌ民族を考える時にこの内容では不十分の感が否めない。

展示全体として注目すべきは、いかにアイヌ民族が居住していた土地を開拓していったか、という視点で展示が構成されているのではなく、開拓そのものの歴史を示すという視点で展示が構成されているという点である。もちろんこのことは博物館のコンセプトから考えれば当然のことだとすることもできる。しかし、展示からは、開拓当時アイヌ民族の存在は大きな問題として捉えられてはおらず、すでに先住している民族がいたという意識

は非常に希薄であったために、和人の対極にあるのは「自然環境」であり、「アイヌ」ではなかったと読み解くこともできるのである。そのため、展示からは北海道を「開拓」した先人達の労苦は伝わってくるものの、北海道にはもともと居住していた民族が存在し、今なお様々な問題を抱えつつも民族として存在していることが十分に伝わらないのではないだろうか。「開拓」の歴史を語るのであれば、開拓者の視点だけではなく「開拓」された側の視点も不可欠であろう。すなわち、アイヌ民族は土地所有の概念がなく、また国家を形成したこともないために、アイヌ民族自身の意志とは無関係に近代社会に取り込まれてしまったこと、そしてそのことが現代においても先住民族としての認定や土地権の問題と関わっているといったことについての提示も必要であるといえる。

調査研究活動は「特別研究」「分野別研究」「個別研究と文部科学省科学研究費補助金による調査研究」の 3 項目に分かれた活動が行われている[80]。「特別研究」とは「収蔵資料をより総合化するために、特定の研究課題や特定地域を選定して当館の学芸職員による共同調査や総合調査を実施するもの」[81]である。「分野別研究」とは生物･歴史･民族などの各分野担当者による調査研究であり、あわせて展示･教育普及･保存技術などに関する調査研究もそれぞれの分野研究者によって進められている。「個別研究と文部科学省科学研究費補助金による調査研究」は、学芸職員それぞれの専門分野を活かした個別研究と科研費による調査研究活動である。それぞれの研究成果は「北海道開拓記念館研究報告」「北海道開拓記念館研究紀要（研究年報）」「北海道開拓記念館調査報告」などにより刊行されている。基本的に研究は北海道の歴史や文化に関するものがほとんどである。前述の「ポスターとの対話」展のようにこれまでの民族展示を見つめなおそうという取組みが為されてきていることを考えると、今後の研究活動では 1997-2000 年度にかけて行われた「民族学的情報伝達装置としての博物館の意義に関する基礎的研究」といった研究活動をさらに継続･発展させていく研究活動が望まれるだろう。またアイヌ文化に関する研究活動も毎年行われているが、この活動にはアイヌ民族との共同研究を推進していくことで民族共生をはかる地域づくりに貢献していくことが可能なのではないかと考えられる。

（3）

二風谷博物館においても常設展示では伝えきれなかったことや不十分であったテーマについては特別展や体験学習といった活動を通して補おうとしていた。開拓記念館でも同様に特別展・テーマ展（1977 年度までは「期間展」と呼称）などの展示事業や講習会・講

演会・見学会などの普及事業、教育事業などを行っている[82]。特別展は「常設展示では望めない特定の分野やテーマなど」[83]について開催されており、テーマ展は比較的小規模な展示会である[84]。2010 年度までに特別展は 66 回、テーマ展は 155 回開催されている[85]。そのうちアイヌ民族関連の展示は特別展で 13 回､テーマ展では 20 回開催された（表 3 参照）。そのほとんどがアイヌの文化を紹介したものであったが、展示だけではなく来館者とのインタラクティブな議論が行われる場を設けようとの意図により第 119 回テーマ展（1998 年）では「ポスターとの対話―民族のイメージを探る―」と題したものが開催された。「博物館についての展示を言説の空間と見なし、そこに表象されたイデオロギーを解読しようとするこころみは、今後ますます盛んになっていくものと予想される」ことを受け、「ポスターを主役に据え、どのような時代背景や他者からのまなざしの変化の軌跡を読みとることができるか、という機会を提供するのが第一の目標」[86]とされていた。これまで開拓記念館自体を対象にした展示には開拓記念館の歴史を振り返るものや事業報告といったものはあったが、このように議論の対象としての展示は初である。このテーマ展はそれまで開拓記念館が主催及び協力した先住民族関係の展示会 84 回のうち、ちらしとポスターあわせて 24 枚に対しての分析が行われたものである。結果的には「日本人は展示を見る時に自主的に考えながら展示を見ることよりは、展示をする側が十分考慮して提示した展覧会の文脈の中に注意深く組み込まれた名品に受動的に接する構造に長年ならされているのではないかとの印象」[87]をもたざるを得ないとしながらも、「来館者の自主的な読みにゆだねた部分はもちろん、展示企画者である我々の意図すら、来館者に十分伝わったとは言い難い面がある」[88]となってしまった。しかしこの博物館自身を展示対象とすることにより、博物館側が提示するだけの「完成された」展示ではなく、来館者とのコミュニケーションを図ることができ、来館者が自主的に展示を読み解くことを図ろうとする実験的な展示であったといえるだろう。この企画は先に見た「自省的展示」[89]にあたる事例であると考えられる。

表 3）開拓記念館特別展のうち、2010 年度までのアイヌ民族関係の展示一覧

種別	回	会期（自）	会期（至）	タイトル
特別展	4	1972/1/20	1972/2/29	北方民族
テーマ展	34	1981/2/2	1981/2/20	アイヌの服装展

テーマ展	31	1981/5/1	1981/7/20	北海道開拓記念館 10 年のあゆみ
テーマ展	46	1984/1/4	1984/1/29	更科コレクション・けずりかけ
特別展	25	1984/9/1	1984/11/30	アイヌの装い
テーマ展	58	1986/1/19	1986/2/16	アイヌの木彫り
テーマ展	71	1988/2/6	1988/2/28	アイヌの服飾
特別展	34	1988/10/1	1988/12/4	北への視角
テーマ展	75	1989/1/28	1989/2/19	アイヌの狩猟具
特別展	38	1990/8/10	1990/11/4	北方民族資料展
テーマ展	89	1991/10/1	1991/10/31	文様の世界
テーマ展	92	1992/8/1	1992/9/23	アメリカのアイヌ民族資料写真展
テーマ展	96	1993/4/30	1993/5/30	現代に生きるアイヌ文化
テーマ展	97	1993/10/6	1993/11/3	新収蔵資料　アイヌ絵
テーマ展	98	1993/11/13	1993/12/12	新収蔵資料　蝦夷錦
テーマ展	106	1995/4/28	1995/5/26	明治年間の虻田とアイヌの人びと
特別展	42	1996/6/1	1996/7/28	山丹交易と蝦夷錦
特別展	※1	1998/3/1	1998/3/31	アイヌ工芸展
テーマ展	119	1998/5/16	1998/6/21	ポスターとの対話　―民族のイメージを探る
特別展	47	1998/9/18	1998/11/3	うるし文化
テーマ展	125	2000/1/7	2000/2/6	アイヌ衣服展
特別展	52	2001/9/7	2001/11/4	知られざる中世の北海道　―チャシと館の謎にせまる―
特別展	53 ※2	2002/4/26	2002/6/9	海を渡ったアイヌの工芸　―英国人医師マンローのコレクションから―
特別展	54	2002/7/12	2002/8/27	描かれた北海道　―18・19 世紀の絵画が伝えた北のイメージ―
テーマ展	135	2003/1/11	2003/2/16	アイヌの生活文化
テーマ展	140	2004/7/6	2004/8/8	見誤った伝統？―アイヌの機織り技術―

特別展	59	2004/8/27	2004/11/3	北海道の民俗芸能　―舞う・囃す・競う―
特別展	60 ※2	2005/4/22	2005/6/19	ロシア民族学博物館アイヌ資料展　―ロシアが見た島国の人びと―
テーマ展	145	2007/1/16	2007/2/18	北の手仕事
テーマ展	146	2007/2/27	2007/4/1	北方文化へのまなざし　―河野広道がみた北方世界―
テーマ展	149	2008/2/22	2008/3/30	近世蝦夷地のすがた
特別展	64	2008/9/12	2008/11/3	古代北方世界に生きた人びと―交流と交易―
テーマ展	153	2009/4/28	2009/5/31	北海道開拓記念館所蔵　アイヌのよそおい展

※1　財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構主催

※2　財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構との共催

（北海道開拓記念館ウェブページ http://www.hmh.pref.hokkaido.jp/STUDY/shuppan/shu05.htm、http://www.hmh.pref.hokkaido.jp/STUDY/shuppan/shu21-l.htm、http://www.hmh.pref.hokkaido.jp/STUDY/shuppan/shu21-m.htm（2011 年 11 月 28 日閲覧）より筆者作成）

多くの人の目に触れる展示という場に資料を提示するためには、その前段階として詳細な研究と位置づけが行なわれなくてはならない。この段階が欠落してしまうと誤った知識による学習が行なわれてしまう。特にアイヌ民族のようにその文化を歴史的に断絶させられた民族の資料に関しては、博物館資料の位置づけの誤りは文化を変容させてしまう可能性すら存在するのである。

博物館において展示されているものは、その資料自体は「真正」なものであるとみなされがちである。国際博物館会議（International Council of Museums: ICOM）の倫理規定の「8.6 信憑性および評価（鑑定）」では「勤務先の博物館が経済的もしくは法的理由で受益者になる場合、鑑定は第三者的姿勢で行なわなくてはならない」[90]とあることから推察されるように、博物館にある資料は真贋の鑑定を受けたものであると考えられてしまう。もちろん博物館ではオリジナルの資料を保護するためであったり、入手困難であったり、または

実際に触れてもらうためといった事情により複製品で代用することもあるものの、一般的にある一つの客観的事実に基づく研究の結果としての展示活動であると考えられている。

（4）

開拓記念館において、2004 年 7 月 6 日から 8 月 8 日まで第 140 回テーマ展「見誤った伝統？　―アイヌの機織り技術―」展が開催された。この展示企画は民博との共催であり、民博では同年 12 月 2 日から 26 日まで企画展「研究者が見誤った伝統？　―アイヌの機織り技術―」と題して開催された。これら一連の展示はまさに資料自体の疑問を提起した企画であったといえる。

この「見誤った伝統？」展はアイヌ民族の「アットゥシ」（attus）[91]と呼ばれる布の織り技術のうち、その織り機（腰機）「アットゥシカラペ」（attuskarpe）に関するテーマ展であった。開拓記念館では 1992 年 4 月にそれまでの常設展示の全面改訂を行ったが、この織り機はその頃より常設展示のテーマ 2「アイヌ文化の成立」のブースにおいて展示されてきたものであり、常設展示解説書にも写真とともに掲載されている。しかし展示についてはとくに解説は付されておらず、解説書ではアットゥシの織りの工程と「なお、織り機は古くは本州で使われていたものと近い構造をもっている。通常 8 個の部品から構成される。織り手の方から順に記載すると下の写真のようになる。」[92]といった記述、そしてその写真が掲載されているのみであった。また、民博ではビデオテーク番組「アイヌの織りと縫い　―アットゥシ衣ができるまで―」の中でアットゥシ織り機とその技術を紹介し、1993 年の企画展「アイヌモシリ　―民族文様から見たアイヌの世界」では前述のビデオテーク番組制作に伴って収集した織り機を展示公開していた[93]。

ここで問題となったものは「筬（ウォサ）」と呼ばれる部品である。具体的な使用法は省略するが、アットゥシを織るときの縦糸を整えるためなどに用いられるものである。開拓記念館では、所蔵され展示されていたもののうち広幅で反物を織るための筬には「板筬」と「櫛筬」の 2 種類があり、「板筬」は「『一般的な筬に先行してもちいられてきた古い型式の筬であったと伝えられている』と説明してき」[94]たとしていた。

これに対し民博の吉本忍は、それまで古い型式とされてきた広幅の「板筬」が本当に「古い型式」であるのかについて疑問を持ち、1994 年以降、国内外において検証作業を行なった[95]。その結果広幅の「板筬」に関しては「1940 年代以前に広幅の板筬が存在していたことを実証する実物資料、写真資料、文献資料、考古資料は、これまでにまったく見いだす

ことはでき」[96]なかったという。そして「北海道開拓記念館で常設展示してきた大型の腰機（1955 年前後に製作されたと推定）に組み込まれているほとんど使用痕（しようこん）のない板筬が、もっとも古い実物資料として知られているのみ」[97]であった。

反対に「櫛筬」は江戸時代の絵図に描かれていること、また推定であるものの江戸時代末期から明治・大正年間に製作されたものが多いという成果が得られたのであった[98]。ただし帯などを織るための細幅の「板筬」は細幅の「櫛筬」とともに古くから存在していたようである。現在開拓記念館ではこの調査結果を受け織り機の展示を別の資料に取り替えており、また民博ではビデオテーク番組での映像展示を中止し、改めて取材を行なった映像展示を行なう予定であるという[99]。

それではなぜこのような「見誤り」が起こってしまったのだろうか。収集された時期から数十年経てしまった個々の資料の情報をその後になって特定することが困難な作業であったことは想像に難くない。開拓記念館ではこの資料に対する詳細な検討をする機会は「最初に博物館資料として資料を登録した 1970 年」と「その資料を展示に使った 1992 年」の 2 回あったとしている[100]。開拓記念館所蔵の「板筬」はほとんど使用した形跡のないものであり、またそれを含む織り機全体としても欠落している部品が存在している、という不完全なものであった[101]。

それにも関わらず「見誤り」が起こってしまった原因が開拓記念館の場合と民博の場合のそれぞれについて言及されている。その原因は開拓記念館では「かつて経験の豊富なコレクターが集めたものであり、しかもすでに博物館資料として利用されてきたものだから、まちがいないと信じてしま」[102]ったためである。すなわち博物館資料の「権威性」に対する慎重さが不十分であったとしている。また民博の場合は「十分な確認や検証作業をしないままに、アイヌ民族の織り機やウォサに関する先行研究、記念館などの博物館での展示、アイヌ民族の識者の説明などを、そのまま受け入れたことが原因」[103]としている。これには「板筬」が「櫛筬」に比べて単純な構造[104]をもっていたために「板筬」の方が古いのではないかといった先入観も存在するだろう。もちろんそのような意見が存在していることは否定できないが[105]、検証作業の結果それを裏付けるような資料は存在しておらず、その可能性は非常に小さい。

このようなことが起こってしまった背景は小谷凱宣が指摘した通り（第 3 節第 2 項に後述）、アイヌ民族に関する資料の年代の不確実性が大きいことが挙げられる。また大塚和義も「アイヌの生活用具は、それが製作・使用された年代、あるいは収集された年代が確

実な資料はきわめて少ない」[106]と述べている。大塚はそれと同時に 1700 年代半ば以降に場所請負制度による出稼ぎ和人の往来が頻繁になり、アットゥシ衣や生活用品を持ち帰ることが多かったという当時の状況から現存資料が収集され、伝世されてきたことを指摘している[107]。そして彫刻品は「珍しさだけではなく、その美的評価を正当に受けていたとみてよく、競って買い求められ、地域ごとに一定の価格が定まっていたほどの需要があったことが知られる」[108]ことが明らかにされている。

そして資料情報の不確実性と 20 世紀前半からの観光工芸の創出を考え合わせると、問題となっている「板筴」は、製作者は不明ではあるものの開拓記念館が推測するように木彫りの心得のある者によって古美術商や収集家などに売却するために製作され、それが収集・保管されてきた可能性は十分にあるだろう。

しかし資料自体の価値の否定がなされたわけではない。売却目的で製作されたものであったとしてもそこに彫られた文様や形状などがアイヌ民族のものであるとされた根拠やその時代背景などがどのようなものであったかを博物館側とそこで表象されている文化の担い手であるアイヌ民族側、さらには多くの博物館利用者とともに対話を行なっていくことは十分意義のあることだと考える。資料の真正性、さらにはその文化の真正性を追求することは様々な要因による文化の流動性を無視しかねないという問題があるが、その資料をもとにした議論こそが重要なのである。

これらの一連の展示企画は、単に一資料の位置づけの誤りが最新の研究によって判明し、それまでの展示内容を改めるとともにその経緯を公開して間違いを謝罪するといったことにとどまるものではないだろう。確かにこれまでの展示を見た大多数の人々にとっては織り機を構成する一部分にしか過ぎないという見方も可能である。

開拓記念館は北海道「開拓」を中心に活動を行ってきた博物館であるが、展示改訂によるアイヌ文化の位置付けの見直しや常設展示では扱いきれなかったテーマに関しては特別展・テーマ展を通じて取り組んでいこうとしていることがうかがえる。すなわち、開拓記念館は「自省的な展示」であるとともに、「対話を志向する展示」であるといえる。しかしながら展示自体に対する自省、「開拓」に対する自省、来館者との対話といった新しい取り組みは継続的に行ってこそ真価を発揮するだろう。もちろん予算的な問題は存在するものの常設展示で扱うべきではある。特に「ポスターとの対話―民族のイメージを探る―」展や「見誤った伝統？　―アイヌの機織り技術―」展のような非常に興味深い提示は、手法について模索的な部分があるにせよ今後とも継続的に行っていく必要がある。アイヌ文化

博物館の事例のように結論が出るのを待っていては議論自体が風化してしまう恐れが十分に存在しているのである。また展示される側、ここではアイヌ民族が開拓記念館を現在ではどのように捉えているのか、そしてアイヌ民族の今日的課題を考慮した展示を行うのであれば博物館側の十分な調査のみではなく展示される側との対話や共同作業を進めることが必要であろう。現在の北海道がどのようにして成立したかを表すためには、北海道には誰が生活してきて、現在の生活がどのような歴史の上に成り立っているのかを示さなくてはならないだろう。アイヌ民族に自分達のアイデンティティに対する不明確さや現実の生活における差別や不平等が存在することが地域における一つの大きな問題である。そしてこれまで見てきたように博物館がこの問題解決への一助となるのであれば、そのための博物館づくりを推進しなくてはならない。開拓記念館に求められることは、過去への反省と未来へ向けてのアイヌ民族と和人の「共生」の形を提示することである。

第 3 節　オーストラリアの博物館における事例研究

第 1 項　オーストラリア博物館の取り組みと先住民族との協働

19 世紀の民族学博物館が目指していたのが「近代西洋を頂点におく諸人種・諸民族の『進化』を、かれらの作り出した器物の展示を通じて『実証』することにあった」[109]ことは明らかである。そのような背景から、「博物館は先住民文化を天然資源と同様に、衰退と滅亡に晒された貴重な資源、あるいはタイプ標本として扱い、『失われてしまう』という脅迫観念からコレクションを蓄積し、展示してきた」[110]のであった。これはここで事例として取り上げるオーストラリア博物館も例外ではなかったことは以下に述べるその収蔵資料の分布からも推測できる。

オーストラリア博物館は 1827 年に設立されたオーストラリアでもっとも古い博物館であり、オーストラリアやアジア太平洋地域の自然史と人類学を扱う博物館である。同博物館は「先住民族の文化の保存と持続のための科学的知識」[111]における先進性への活動を目的として挙げている[112]。すなわちオーストラリアの包括的な歴史や文化に関する教育活動ではなく、特に先住民族の文化に関する活動を主に行うと考えられる。これは博物館の常設展示が鳥や昆虫、骨格標本などの生物学、岩石標本などの鉱物と並んでオーストラリア

の先住民族が扱われていることからも明らかであろう。

同博物館の所蔵資料は、「オーストラリア及び太平洋の先住民族の資料は世界で最も多い」[113]とされている。ただし先住民族に関する資料について博物館は「単なる『管理者』」[114]という立場であり、その資料や情報を生かして先住民族のコミュニティからのアクセスの充実が図られている[115]。また、「博物館の展示やその他の活動はその多文化主義への賛同を明らかに示している」[116]として、2003 年度は中国及びペルーに関するテーマ展が開催された。これらを通じて国内に居住する多様な背景を持つ人々への認識を深めることに対し博物館は積極的に取り組んでいくという姿勢も見られる。

これらを含め 2003 年度はテーマ展が 8 回開催された。これらは博物館全体の資料をもとにした展示であったが、これらとは別に先住民族に関する展示ブースでは”Changing Ways”と題されたテーマ展示（'Changing Ways' Display）が行われている。これは先住民族の現代的な題材についての展示であり、2003 年度は 2 から 3 ヶ月毎に 5 つのテーマが展示された[117]。内容は先住民族の現代美術や写真、またそこから発せられる政治的メッセージなどが扱われた。

さて、1976 年から 1998 年にかけて同博物館は多くの改革を行った。この期間に同博物館を指揮していたのがグリフィンであった。その改革とは先住民族と博物館の関係を見直し、前述の行動指針に基づく展示の変更・収蔵資料の所有者への返還などを行ったことである[118]。

オーストラリア博物館は 1996 年にこの行動指針に基づきアボリジナル・ヘリテージ・ユニット（Aboriginal Heritage Unit: A.H.U.）を設立した。A.H.U.の主な役割は先住民族の文化遺産の管理に関してオーストラリア博物館と先住民族のコミュニティとの仲介を行うことである。具体的には①先住民族の文化についての博物館の指針や手続きに関して改訂や見直し、②博物館で一般に開かれているオーストラリアの先住民族の活動への参加、③先住民族の遺骨や祭礼具、そして重要な文化的資料の返還、④先住民族による文化遺産の保護・管理の補佐の 4 点である[119]。

特に最も多くの活動が行われているのは 4 番目の項目に関してだと考えられる。それは AHU 設立の目的である「オーストラリアの先住民族の文化的な目標を達成するためのサポートを行うこと」[120]に最も合致するためである。ここでいう「文化的目標」、すなわちコミュニティの中で文化の普及・発展・維持に最も重要と考えられていることは各地にコミュニティセンターやキーピングプレイス（Keeping Place）[121]を設立・維持していくことで

ある。これらは「返還や広範なコミュニティへの先住民問題についての教育を通じた和解に積極的に応える重要な方法」[122]であり、それをサポートしていくことが同博物館の役割の一つであると考えられているのである。それは先住民族の部族によって多様性が存在しているためであり、個々の独自の文化を反映させるためには大規模な博物館 1 館による活動だけではなく多数の小規模館によって活動を行っていくことが重要であり、また効率的だと考えられているためであろう。

AHU では前述の 4 番目の項目に関連してアボリジナル・ミュージアム・アウトリーチ・プログラム（Aboriginal Museums Outreach Program）を行っている。これは AHU の設立目的を達成するためのものであり、その他の各部署も協力して保護・管理のための人材養成及び提言を行っている[123]。

同博物館の各部署との協力によりコミュニティセンターなどの管理や資料保護のための人材養成及び提言を行っているものである[124]。ただしこのプログラムは PPNO を受けて新規にできたものではなく、同様の取り組みは以前からなされていた。1978 年の UNESCO による博物館経営・管理に関する先住民族の養成についての勧告を受け、1983 年からコミュニティ・ミュージアム・トレーニング・プログラム（Community Museum Training Program）として開始されたのが最初である。この時、ニューサウスウェールズ州にある多くのコミュニティから人が集められ、コミュニティセンターなどを運営できるように技術教育が行われた[125]。その内容は資料保存・管理や調査といった博物館の持つ基本的な機能に基づいたものであり、参加者個人の興味・関心に沿った調査も行われた。ホワイト（White, Peter）は、このプログラムによりオーストラリア博物館は「ニューサウスウェールズ州のアボリジニのコミュニティに対し主要な情報源となった」[126]としている。また、このようにコミュニティセンターなどを運営するための技術教育が重視されたのかといった理由については、「博物館のような施設や組織が彼らの文化的な目標を達成するために最も効果的な方法である」[127]ためであると述べている。

このプログラム開始の時点ではある程度自主的な学習活動であったと見ることもできよう。1985 年からは同博物館における先住民族の雇用も行われた。そこでは学芸活動への雇用以外にも博物館における先住民族の指導による資料の取り扱い方などの実務経験、教育及び展示活動のための資料貸し出しといった活動も行われたのであった[128]。1994 年からはアボリジニ及びトレス海峡諸島民委員会（Aboriginal and Torres Strait Islander Commission: ATSIC）より資金提供を受け、さらに活動を拡大させていった[129]。このような AHU 設立

に先んじていた活動は PPNO の理念とも重なるため、PPNO によってさらに重要性を増したといえるだろう。

現在のプログラムの内容は、前述のコミュニティセンターなどへのサポートに加え、

「1　資料の保存や管理､展示方法などについてのコミュニティにおけるワークショップの開催

2　コミュニティセンターなどの職員を対象とした博物館活動に関する人材養成・研修

3　電子及び印刷物による資料に関する包括的な情報提供

4　コミュニティセンターなどにおける文化に関する教育方法の提示

5　ネットワーク形成による関係各機関に対する文化に関しての情報提供及び相互発展のサポート」[130]

が挙げられている。

それではその後、同博物館では積極的な先住民族の雇用が行われているのであろうか。2005 年における同博物館における先住民族の雇用は常勤・非常勤を合わせて 4 名である。これは1999年にその倍の8名の雇用があったのに比べると減少しているということができる。その要因としては人件費に対する予算的制約によると同時に、これに加え「自己決定」が重視されてきたためだと考えられる。すなわち、博物館内部で雇用を行い、文化の維持・発展に関する活動を行っていくこともちろん重要ではあるが、先住民族自身がそれぞれのコミュニティで自らの手による文化の表象を行い、その維持・発展を目指すことが必要とされているのである。これは独立した先住民族のコミュニティを作り出そうとした政策において「自己決定」や文化に関する知識や情報が十分に伝えられなかったために試行錯誤を繰り返したことに対する反省が含まれていると見ることが可能であろう[131]。すなわち単に先住民族の意志を尊重するという理念だけが先行するのではなく、そのための具体的な支援策が重要なのである。

また、先住民族を雇用し、共同で博物館活動を行っていくことは、彼らへの収入面への援助という側面も確かにあるものの、博物館の職員が彼らへの認識を深めることができ、博物館活動に建設的な変化があったという効果は注目できる。同博物館のケリー（Kelly, Lynda）とゴードン（Gordon, Phil）はこの効果に対して「先住民族の雇用が特に大きい要

因となった」[132]と述べていることから、「参加」や「助言」といったレベルではなくさらに踏み込んだ関係構築が重要となる。

民族文化を扱った博物館における新しい試みとして吉田憲司は「個々の民族による『自文化』の展示や、民族単位での博物館建設」[133]を挙げたが、オーストラリアにおけるこの動きはそれに非常に近いものであるといえるだろう。CCOR はそれへ向けての指針という側面があると考えられ、オーストラリア博物館における AHU の取り組みを通じたコミュニティセンターなどの設立・管理のための人材養成も目指すところはそこであると見ることができる。また、そこを目指すために PPNO よりも博物館主導の側面を弱めたと考えられるのである。

第 2 項　オーストラリアにおける博物館資料返還の意義

遺骨や祭礼具の返還については行動指針 PPNO やその改訂版の CCOR に限らず、先住民族と博物館の関係を考える上で大きな問題となっている。この問題について 2007 年の先住民族の権利に関する国際連合宣言第 12 条においても返還に関する規定があるが、これらの行動指針は権利宣言に先駆けて返還に関して規定したという点でも大きな意味を持つと考えられる。1996 年の時点では博物館の持つ約半分の遺骨が返還ないしは返還待ちの状態であった[134]。しかしながら遺骨に付されていた収集時のデータが非常に簡単なものであり、追跡することが困難な場合もあったため、関係者もしくは関係するコミュニティが不明な遺骨も多かった。遺骨に関して、返還すべき遺骨がどれほどの数になるか博物館によって数え方がまちまちであるため正確な数値は不明であるが、1995 年から 1997 年まで南オーストラリア博物館（South Australian Museum）で「骨格標本の来歴に関するプロジェクト」（National Skeletal Provenancing Project）に関わったハンチャント（Hanchant, Deanne）によれば、来歴が不明とされた遺骨はコレクション中の 5 分の 1 となる 1000 点以上存在していたと述べている[135]ことから、1990 年代半ばの時点では同博物館だけでも 5000 点以上の遺骨が保管されていたと考えられる。

また、2001 年に開館したオーストラリア国立博物館（National Museum of Australia）が保有する遺骨は英国エディンバラ大学（University of Edinburgh）がオーストラリアに返還したものや、国立解剖学研究所（Australian Institute of Anatomy）が所管していたものが含ま

れていた。同博物館では返還部を設け、遺骨や祭礼具に関する情報収集を行なった結果、開館時の 2001 年度には 70 以上の先住民族コミュニティ（代理人を含む）から情報が寄せられ、5 体の遺骨を返還することができた。この時点では 240 体が南オーストラリアやノーザンテリトリーのコミュニティへの返還待ちとなっていた。その後は、2002 年度・405 体、2003 年度・132 体（※本年度は 42 体の遺骨及び 846 点の祭礼具が他の博物館より移管）、2004 年度・67 体、2005 年度・63 体、2006 年度・14 体、2007 年度・1 体、となっている[136]。

さて、行動指針 PPNO の策定時に議論となった返還をめぐる問題点だが、グリフィンがどのような先行事例を指して「そのような事態になったことはない」「博物館と先住民族の関係を強めた」と述べたかは明示されていない。ただし同様の事例としては、クイーンズランド博物館（Queensland Museum）の学芸員であったエアド（Aird, Michael）の例が挙げられる。彼は自らも遺骨の返還を受ける側の関係者であったが、それらの返還を受け再び埋葬することにより「親類たちにとって、はっきりとしたアボリジニとして協力し合う初めての出来事であり、重要な機会をもたらしたのであった」[137]と述べている。それはアボリジニ「保護」政策によって自らのアボリジニ性をむしろ否定されてきてしまったためであり、このようなアボリジニとして意識するような機会がなかった[138]ことを示しているといえよう。

その後、同博物館においてエアドはアボリジニ研究を担当することとなったが、そこでは 10000 点の遺物、7000 枚の写真、そして 400 点の遺骨があったという。それらは相互に関連し合っているものであり、文化を語る上でそれぞれを単独で扱うことはできないものであった[139]。すなわち写真に写っている人物とそこに見える祭礼具や装身具などは文化について考える上で切り離すことはできないということである。特に返還を受けた後に行なわれる各コミュニティの埋葬の儀式において、それに関わる者がそれらの写真が撮影された当時と同様の装身具などを身につけることで、彼らの伝統性を取り戻したいと考えることは十分有り得ることである。

一旦博物館の資料として祭礼具などが保管されてしまった場合、それらは博物館における資料としての学術的価値があると見なされるため、明らかに非合法的な手段によって入手されたものであることが証明されるといったことがない限り、それらの返還に応じることを難しいと考える場合も少なくない[140]。また、返還ではなく寄託や貸出という形態だとしても、博物館資料を取り扱ったことのないコミュニティの人々に 1 世紀以上前の資料を預けることに不安を抱く場合もある。

しかしながら実際に資料をコミュニティに寄託することは、そのような不安と引き替えに博物館が得るものもあるといえよう。それは資料を寄託し、実際に儀式において使用されることにより、その儀式における位置づけなどといった資料の重要性が判明する、といった学術的な価値が挙げられる。エアドは寄託してしばらく後に博物館に返却されたとしても、「それも一種の返還といえるだろう」としており、同時に、それを通じて継続性のある博物館とコミュニティの関係性を築く機会となると述べている[141]。そしてこれをきっかけとして、資料の取扱いや重要性などを博物館とコミュニティが相互に学びあう研修が行なわれるようになったという[142]。

ただし資料の返還が一概に良好な結果をもたらすと限らないようである。それは関雄二がカナダの「ポトラッチ」と設立された博物館の事例で指摘したように、「コレクション自体が権力者側に没収され、意味を失い、先住民の記憶から消されかけた後に返却されたものであり、先住民にとっては、生活や儀礼の中で生き生きとした役割が与えられていた用具ではなかった」[143]ため、その「生き生きとした役割」を取り戻すには、先住民族と博物館による調査・研究が必要となってくるであろう。

他方、先住民族に関する収蔵資料の年代の不確実性はアイヌ民族をめぐる民族資料についても同様である。これに関して、小谷凱宣は「博物館収蔵の民族学標本資料には、個々の資料の収集状況を記録した基本的学術情報（名称、収集地・年、収集者名など）が付されるのがふつうであり、そのため標本資料だけでなく、それに付された情報も、民族文化の比較研究のための基礎資料となるはずである」[144]として資料に関する情報の重要性を述べた上で、「残念なことに、日本国内に所蔵・保管されているアイヌ資料（民具・道具など）には、その収集年、収集地、収集者などについての基本的背景情報が欠落しているのが普通である」[145]としている。もちろんアイヌ資料に関する情報の不確実性は基本的には博物館活動としての展示や研究を行うときの問題となり、返還を行う場合の問題とは多少異なる部分があるだろう。しかしながらそれらの資料は本来誰が所有しており、それらを通じて誰がその文化を語る権利があるのかを明確にするためには、博物館の中に保管ないしは展示するのみではなく、一度博物館の外にその所在を置くことは検討に値するのではないだろうか。それを通じて博物館が先住民族から理解を得られるという可能性は十分にあり得る。さらに、資料の収集時の問題としてはPPNOの策定時の議論と同様に、その「合法性」についても注意を払う必要がある。博物館の管理下にあり、研究や学習の元となる資料に対する正確な情報や位置づけを調査する必要があるといえる。

資料の返還が持つ注目すべき点としては、原資料を再び「所有」することにより民族的アイデンティティの獲得の一助となる可能性がある点だろう。それは博物館の展示を通じた学習によるアイデンティティ獲得ではなく、感覚的・物理的にさらに直接的な獲得となるためである。このことは「先住民の側から見れば、展示ケースに納められた品々は、博物館を運営する側とは別の意味で『死んだ』ものにすぎ」ず、「道具などは、利用された文化的脈絡や与えられた意味づけが失われ、西欧流に再解釈されてい」[146]たものが、再び本来の意味を取り戻すことができる可能性がある。また、その資料を改めて博物館で展示やその他の博物館活動に使用することで所有者ないしは所有しているコミュニティ以外の来館者の学習を行うことができるだろう。

もう一つは窪田幸子による調査における指摘である。窪田はオーストラリア北部のアーネムランドにおけるアボリジニの美術工芸についての調査を行い、そのようなコミュニティセンターなどの設立に対して「矛盾」を指摘した[147]。コミュニティセンターなどはケリーらによれば「積極的に資料返還や多くのコミュニティに対する先住民族についての情報教育を通じた和解への重要な方法であり、雇用や会合の場であると同時に先住民族自身がそれぞれの地域で返還された資料を収蔵したり、展示を行ったり、教育や調査といったプログラムを行ったりするために設立された」[148]ものであるとしているが、窪田はこの「返還された資料の収蔵」と「展示」の間にずれがあると述べている。それは先住民族の資料に関して「地域社会において重要とされているものは、外部に広く開示するのではなく、限定された者たちのあいだのみで開示し、秘密とされるべきものと」されており、「これは博物館や知識センターという、集積して、保存し、開示する性格の施設に適合しがたい概念である」[149]ということなのである。すなわち、コミュニティ外の者に対してはもちろん、コミュニティの内部の者に対しても、独自の慣習や信仰を理由として、展示などの方法により情報を開示することはできない場合があるのである。

それではコミュニティにおける博物館や資料館の設立は難しいのだろうか。博物館は展示などを通じた情報の発信が基本的な活動の一つとして挙げられるため、「展示が地域のアイデンティティの強化につながるということはここではほとんど意味を持たない」[150]ことは博物館の存在自体が厳しい立場にあるとみることもできるだろう。しかし、ここでは先住民族の資料を、その民族内の多様性や文化に対する考え方を無視して、一括りにしてしまうことが問題となるのではないだろうか。むしろ多くの人に対して展示などの博物館活動を行うのではなく、地域の人のみを対象として、時には地域の中でも特定の人を対象

にして設置されるという形態も選択肢として考えられる。それは先住民族自身が自らのアイデンティティを保持･構築するにあたり､その資料の基本的な取り扱いを学ぶとともに、誰に対して開示するかの選択を行っていくことが求められているのである。そしてその選択を行うための知識を同博物館におけるプログラムなどを通じて身につける必要があるといえる。

結

本章では植民地主義的な博物館からの脱却の過程と現代の博物館における文化表象について、特に先住民族に関する活動を行うための博物館像について考察した。

まず第 1 節では近年活発化している民族に関する博物館活動における新しい試みについて述べた。第 1 項では民族に関する博物館活動における新しい試みに至る背景として、その博物館活動の見直しの取り組みについて考察した。民族に関する資料はわずかな例外を除きそのほとんどは不当な対価との交換かまさしく収奪したものであると推定でき、そのことによりその資料の価値判断は本来の所有者から離れ、主流社会の研究者や博物館関係者によってその価値が表象されてきたのであった。これに対する異議申し立てとしてはニューヨーク近代美術館とカナダ・グレンボウ博物館での事例がある。前者では展示企画者が西洋的視点から「部族美術」を評価したことに対して、その評価が西洋社会の収奪の結果であると反論されたものであった。これを契機に博物館は自らの活動に対して自省的にならざるを得なくなったのである。また、後者の事例からは先住民族との十分な協議や共同作業が必要であることが明らかとなった契機であるといえる。第 2 項では第 1 項の流れを受けた博物館における新しい試みについて吉田憲司の理論を援用して考察した。この理論は新しい試みには修正主義的な展示・自省的な展示・対話や共同作業を志向する展示・「自文化」の展示があるとしたものであるが、ここでは吉田が検討を行った事例の他に、「対話や共同作業を志向する展示」としてイギリス・ロンドン博物館の事例、そして「『自文化』の展示」として国立アメリカ･インディアン博物館の事例を提示した。これらの試みに対する批判としては、結局は主流社会の視点や方法論で展示が構成されていることには変わりがない、というものであるが、少なくともマジョリティ・マイノリティ相互の認識を深めるためには博物館における展示する側・展示される側・来館者における「正しい」

学習の場が必要ではないかと考えられる。

本節で明らかとなったことは、現代の博物館が 19 世紀の植民地主義に基づく活動内容から着実に変容を遂げつつあり、植民地主義への反省から新しい試みが行われてきているということである。博物館は単なる娯楽であったり、一つの国民的アイデンティティ形成や統治を円滑に行うためのものであったりする装置から、展示する側･される側･それを見る側といったそれぞれの立場の関係性を十分に認識するための場としての役割を果たすことができるようになってきたといえる。そしてそれぞれが相手の文化に対して知識を得ることにより人権やアイデンティティに対する認識を深めることを助ける「装置」に変化してきているといえるのである。

第 1 節を受けて、第 2 節では日本国内の事例、特にアイヌ民族に関する活動を行っている博物館における事例を挙げて考察した。第 1 項では日本国内のアイヌ民族に関する活動のある博物館の状況について、北海道におけるアイヌ民族関係資料が他の都府県より多いことを示すため､北海道大学アイヌ･先住民研究センターの調査を元にして検討を行った。北海道の大学・博物館・資料館・教育委員会が所蔵するアイヌ民族関係資料は道外全体を合せた数とほぼ同程度であり、北海道の地域の歴史・文化を扱う博物館では多くの場合アイヌ民族に関する展示や資料の収集・保管が行われているともに、北海道外であってもアイヌ民族に関する教育普及活動を行うことは可能であることが確認できた。そこで、アイヌ民族に関する活動を行っている博物館として、第 2 項で北海道の平取町立二風谷アイヌ文化博物館、第 3 項では北海道開拓記念館を事例として選定した。北海道内でこれらの博物館を事例とした理由として、平取町は管内人口に占めるアイヌ民族の割合が大きく、二風谷ダム裁判に見られるようにアイヌ民族にとって重要な場所であると同時にアイヌの文化に対する意識が比較的高いこと、そして二風谷アイヌ文化博物館において展示されている資料のほとんどがアイヌ民族に関する資料であることが挙げられる。また、開拓記念館は北海道最大の都市である札幌市にあり、やはりアイヌ民族に関する資料を多く所蔵・展示しており、同時に北海道「開拓」の歴史に関する資料も扱っている点が挙げられる。

二風谷アイヌ文化博物館は「アイヌ伝統文化の今日的継承」を理念としており、現代工芸に関しての展示も行われている。また、テーマ展はメッセージ性を強く含み、まず地元のアイヌ民族が自分たち自身の文化的伝統について再認識するための契機となるものであった。またアイヌ文化振興クラスター事業のように現在も受け継がれていくアイヌ文化を地域住民とともに育てていく活動における重要な位置を占めるなど、地域におけるアイヌ

文化について共同で作業していき、社会へ問題提起を行うという活動もあった。このことから同博物館は吉田のいう「対話や共同作業を志向する展示」であるといえる。これらはアイヌ民族自身が自らの文化や民族性について主体性を持って向き合い、主流社会による多文化・多民族社会についての認識を深めることにつながっていくということができる。他方、北海道開拓記念館は「開道」100 年を記念して設立されたが、展示改訂を経て現在では「開拓」した和人とアイヌ民族の相互認識を深めるための活動を行っている。しかしながら現代につながる展示を行うとすれば、アイヌ民族が土地所有の概念を持っていなかったことなど、現代においても先住民族としての認定や土地権の問題と関わっていることについての提示も必要であるといえる。また、展示を補うためにテーマ展や特別展が開催されているが、ここではまたここでは「ポスターとの対話―民族のイメージを探る―」展や「見誤った伝統？　―アイヌの機織り技術―」展など、これまでの活動を自省的に検討し直し、マジョリティである和人に対するメッセージ性を強く持った活動を行ってきていた。特に後者のテーマ展では展示に対する「誤読」について検証したものであり、博物館は決して無謬でもなく中立でもないことを示したものとして注目できるものであった。このことから開拓記念館は「自省的な展示」であるとともに、「対話を志向する展示」（「共同作業」はない）であるといえる。ここでの「誤読」に関する問題については第 6 章で改めて検討を加えることとする。

本節ではこれらの博物館ではアイヌの文化をどのように表象していくか、そしてそこにアイヌ民族自身がどのように関わることができるのかについての取り組みとして、現代を意識した展示コンセプト、特別展やシンポジウムを通じての地域への問題提起、博物館の持つ無謬性への批判的検討、が重要であることが明らかとなった。しかし、「『自文化』の展示」に対してどのように取り組むのかについては課題として残されている段階であるといえる。これについての示唆を得るために次節では海外の先進的な事例としてオーストラリアの博物館について検討を加えた。

第 3 節でオーストラリア博物館を事例としたのは、オーストラリア最大の都市であるシドニーに設立され、オーストラリアで最も古く、またオーストラリア国内で有数の規模である博物館であり、PPNO の作成に大きく関わったグリフィンが策定当時オーストラリア博物館館長として同博物館を中心としてこの行動指針を具体化した取り組みへと発展させた点が挙げられるためである。同博物館はマジョリティ側が設立し先住民族の文化を扱っているため、第 1・2 節の日本国内の事例として挙げた博物館の類型として考えることがで

きる。第 1 項ではオーストラリア博物館を事例として行動指針が具体的にどのような活動となったかについて述べた。具体的には博物館と先住民族のコミュニティとの仲介を行う A.H.U.の設立、特に先住民族による文化遺産の保護・管理の補佐としての活動が重視され、小規模な資料館であるキーピングプレイスなどの設置やアボリジナル・ミュージアム・アウトリーチ・プログラムによるワークショップの開催、職員養成や研修、情報提供、教育方法の提示、情報提供などが行われた。第 2 項では博物館資料の先住民族への返還の意義について検討した。代表的な博物館や大学において先住民族の遺骨は大量に「資料」として保管されていたが、返還を行うことで先住民族はその伝統性やアイデンティティを取り戻す一助となることができるという効果があった。しかしその「資料」が持つ本来の意味が失われていることもあるため、博物館と先住民族による調査・研究が必要となってくる。また、外部に見せることができない「資料」もあるが、公開を前提とせずに特定の集団のためだけの博物館・資料館という形態もあってよいと考えられる。

本節では、博物館において先住民族を対象としたワークショップや職員養成、あるいは先住民族のコミュニティとの仲介を行う専門の部局を設けることが可能であることが明らかとなった。このことは「対話や共同作業を志向する」のが展示だけではなく、博物館活動全体をそのように捉える必要性について示唆したものであるということができる。さらに、博物館が先住民族の文化に関する活動を直接行うのではなく、コミュニティにおける小規模な博物館や資料館の設立を支援するという形態は「『自文化』の展示」と考えることも可能である。そのための準備として資料の取扱いや調査などの専門家を先住民族の中から養成していくという視点が必要であるといえるのである。

本章では以上のように民族に関する博物館活動の見直しと、その反省による新しい試みについて考察を加えてきた。この新しい試みについては吉田による 4 つの類型化が整理されたものであるということができるため、その類型化の検討と日本国内及びオーストラリアにおける事例を通じて主流社会にある博物館が先住民族の文化に関してどのように取り組むことが可能であるかを探った。そこから民族に関する活動を行っている博物館に必要な機能としては、現代への意識を活動のコンセプトとして持つこと、地域や社会に対する問題提起を行うこと、博物館の無謬性に対して批判的に検討すること、そして民族自身が自らの文化を語るために必要なスキルを得るための機会を提供することであることが明らかになったといえる。

第 4 章　観光における博物館の教育的意義と地域との関わり

序

第 4 章は不特定多数がその地域を訪れることを念頭に置いた民族文化の維持・発展と主流社会に対する働きかけを行う空間における博物館の役割について考察する。これは一般的には観光という行動を受けてのものとして捉えられている。観光は一見民族の文化を切り売りしている行為と捉えられてしまい、アイヌ民族に関して言えば民族衣装を着て観光客に対して土産物を売ることで生活している者が「観光アイヌ」と揶揄されることが往々にしてある。もちろん観光が文化に与える影響はその状況や時代によって変化するが、文化を切り売りしているのではなく、文化を維持・発展させていこうとする主体的な取り組みであると考えることができる。観光を前提とした文化の維持・発展ではあるものの、継承されてきた、あるいは継承されるはずであった文化がどのようなものかを学ぶ拠点として博物館が利用されているのである。同時に博物館自体が観光の対象となることも留意する必要がある。すなわち一過性の来館者に対して民族の文化を表象するとき、博物館を拠点とした学習とは機会や量において差異があるのである。

観光を捉える視点は様々であり、個人的な余暇活動や行動に焦点をあてたもの、経済的効果や社会現象として捉えるもの、また文化現象として捉えるものがある。特に文化現象としての視点からは主に人類学・民族学の分野においての研究が数多くなされている[1]。さらに近年関心が高まっている行政評価の対象として博物館も例外ではなく、博物館評価の流れに呼応して博物館運営という視点から来館者の満足度を高めてより多くの人に利用してもらうために観光を位置づける研究もなされている[2]。観光の目的地として博物館が選定されているという現状があるにもかかわらず、観光と博物館の関係についての研究は非常に少ない。そのため、前述の博物館評価により来館者数の確保が急務となっている現状の中で、そのような数値目標のみではなく、当該地域外からの来館者が文化に対して与える影響についての研究は重要であると考える。

そこで本章では、観光が一般的となった現代において訪問者を受け入れる側の文化に与える影響について理論的な流れを整理し、観光における民族の文化の維持・発展に関して博物館の役割について考察を加える。事例として取り上げるのは北海道阿寒郡阿寒町（現・釧路市阿寒町）の「まりも祭り」と白老郡白老町の白老アイヌ民族博物館である。「まり

も祭り」はマリモの保護を目的としアイヌ民族の伝統的な儀礼の形式を取り入れた新しい祭りの創造であり、伝統文化を新たに解釈し文化の創造を行った事例として、地域の発展や阿寒湖畔のアイヌ文化に「決定的な影響を与えたもの」[3]といえる。また、白老アイヌ民族博物館は1984年に観光施設であるポロトコタン内に設立された博物館である。「個々の民族による『自文化』の展示や、民族単位での博物館建設」[4]を、民族を扱った博物館における新しい試みとして指摘している吉田憲司は、同博物館に対して「アイヌ民族自身の手で設立され、今もアイヌ民族自身の手で運営されているこの博物館は、今日、世界で進んでいる先住民族による自文化展示を目的とした博物館建設の動きを先取りしたものといってよい」[5]と一定の評価を行っている。これは先住民族の文化を活動の中心とする博物館の設立・運営が主に和人によって行われてきたためである。もちろんアイヌ民族自身の手で設立・運営されている博物館は他に萱野茂二風谷アイヌ資料館（平取町）や川村カ子トアイヌ記念館（旭川市）も存在しているが[6]、同博物館はその中でも最も規模が大きいと考えられる。同博物館について『白老中核イオル整備基本計画』の中では「白老アイヌ民族の観光の歴史がなければ、今日の（財）アイヌ民族博物館の活動は成立しなかったといっても過言ではない」[7]と述べられており、自らの文化を消費対象として他地域から訪れる者へ見せるという観光との関連が深いことを伺わせる[8]。この背景を持つことで同博物館ではポロトコタンの野外博物館としての機能を重視しており、博物館の持つ多くの資料と併せてアイヌ民族についての知識が深まるような活動が行われている。同博物館の持つ今日的課題としては白老町が現在計画中の「イオル」（「伝統的生活空間」）[9]において「中核イオル」として選定されたことに伴う博物館の位置付けである。「イオル」がアイヌの文化を継承し発展させていく目的の下に設置されるのであれば、当然地域の歴史や民族の文化を扱う博物館は無関係ではいられず、むしろ重要な役割が存在すると考えられる。この「イオル」は基本的にアイヌ民族を対象とした複合的な施設であるが、一部は一般公開されることを踏まえた上での研究は不可欠である。

まず第1節では博物館における観光をとらえる視点について考察する。第1項では観光において博物館がどの程度利用されているかを提示する。博物館は社会教育法により社会教育のための機関として規定されているが、その機能は地域住民による学習のみではなく地域外からの観光による利用もある。このことは博物館が地域外からの訪問者に対してどのように民族に関する情報や問題点を学習してもらうかも問われているといえる。そして博物館における観光の位置づけについても論じている伊藤寿朗の理論を検討する。伊藤の

理論は市民のための博物館として博物館の社会教育機能について論じたものであったが、民族の文化と博物館の関係においては十分ではなかったことを指摘する。第 2 項では観光における民族の文化の商品化について検討する。文化の商品化については、文化の形骸化と見るか、逆に文化の継承のきっかけとして捉えるかといった 2 つの視点が存在しているが、これを文化の継承として積極的に評価していく必要性について述べる。また、併せてこれに関するアイヌ民族の事例として 1950 年から始まった「まりも祭り」を事例として考察する。ここではこの祭りが阿寒におけるアイデンティティ形成のきっかけとなり、また和人に対してアイヌ民族の持つ文化の一部を提示できることを述べる。第 3 項では観光を当初から念頭に置いている博物館論としてのエコミュージアムの概念について検討を加え、エコミュージアムが一般的な博物館とどのように異なるのかについての考察を行う。エコミュージアムは地域の発展を地域外からの訪問者も含めて考えられており、また施設にとらわれない博物館といえるものであり、第 2 節で述べる「伝統的生活空間の再生」を考える上で検討する必要がある。

次に第 2 節では白老アイヌ民族博物館を事例として考察する。第 1 項では白老アイヌ民族博物館と観光の関係について確認する。ここではアイヌ民族博物館設立の過程とその現状について述べる。第 2 項ではアイヌ民族博物館が現在直面している課題である「伝統的生活空間（「イオル」）の再生」事業について検討する。ここでは「伝統的生活空間（「イオル」）の再生」が求められるようになった背景とその議論の過程について述べる。第 3 項ではこの事業構想を実現するために白老町により計画された白老地域計画とそれらを踏まえた博物館の役割について考察する。

第 1 節　文化の維持・発展・創造としての観光の視点から見た博物館

第 1 項　観光における博物館の利用

博物館を利用する機会の一つとして旅先での訪問が挙げられる。これは余暇利用として、または学校や組織の活動の一環として自らが居住・生活している地域を離れ他地域の文化や景観に触れる機会である。その目的地の一つとして各地の博物館がある。

そもそも博物館は来館者[10]が目的地の歴史や文化を短時間で概観できるため観光として

の対象としても選定されやすい。博物館は社会教育施設としての機能や研究機関としての機能を持っている。しかしこれだけには留まらず、まちづくり・地域おこしの一環としての機能も併せ持っている。それは博物館を利用する機会の一つとして地域外の者による旅先での訪問が挙げられるためである。特に学校の修学旅行などでの多人数・短時間での訪問が多く見られるようだ。正確な来館者の内訳はデータがないため不明であるが、現場からは「観光客は全利用者のおよそ 9 割。道内の中高生も多い」[11]、「修学旅行の学生がバス数台で訪れる」[12]といった声があった。また、佐々木亨が 1995 年に網走市にある北海道立北方民族博物館で行った調査によれば北海道外からの来館者は全体の 63%、また北海道内からの来館者で網走市内以外からは 32%であり、特に道庁所在地である札幌及びその近郊からの来館者が多いようである[13]。

このほか、観光庁の 2005 年度から 2009 年度の『旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究』には「観光先での利用率」という項目があるが、そのうち最も高い利用率となっているのが「美術館・博物館・動植物園・水族館」であり、12.6%となっている[14]。また、日本観光協会の 2000 年度の調査では旅行先での行動として「動･植物園、水族館、博物館、美術館、郷土資料館見物」を挙げた人は全体の 18.8%、また旅行先での希望行動で上記項目を挙げた人は全体の 25.5%[15]である。このことからも博物館は観光とも密接なつながりを持っていることが言えるだろう。

本節では博物館が娯楽だけの施設ではなく教育施設であることを考え、このような一過性の訪問、多人数・短時間の訪問、しかも必ずしも自発的な目的を持たずに（場合によってはパックツアーや修学旅行など旅程に当初から組み込まれていることもあり得る）来館した場合に、一体どのような役割を果たすことが期待されるのかについて考察を行う。先住民族問題を考える上で障害となるのは批判・差別だけではない。この問題について「興味・関心がないこと」「その存在自体を知らないこと」も障害となると考えられるため不特定多数の人びとを対象にすることも博物館には必要とされるからであるからである。

表）観光先での利用率（日帰り及び宿泊旅行における平均）

項目	2005	2006	2007	2008	2009	平均
美術館･博物館･動植物園･水族館	12.4%	13.3%	12.0%	12.7%	12.7%	12.6%

テーマパーク･遊園地	9.6%	9.4%	8.9%	9.8%	9.5%	9.4%
立寄温泉･温浴施設･エステ	9.1%	8.3%	8.7%	7.6%	7.7%	8.3%
ゴルフ場･テニスコートなど	2.3%	2.3%	2.1%	2.2%	1.6%	2.1%
スポーツ観戦･芸術鑑賞（舞台･映画など)	1.3%	2.2%	1.8%	1.9%	2.1%	1.9%
観光農園	1.2%	1.3%	1.4%	1.2%	1.2%	1.3%
スキー場リフト代	1.4%	1.2%	1.3%	1.3%	1.1%	1.3%
遊漁船（釣り、ホエールウォッチングなど)	1.0%	1.0%	0.9%	1.2%	1.2%	1.1%
展示会･コンベンションなど参加費	0.9%	1.1%	0.8%	1.0%	0.8%	0.9%
キャンプ場	0.2%	0.3%	0.6%	0.3%	0.0%	0.3%

※調査では「宿泊旅行」と「日帰り旅行」を分けており、「日帰り旅行」では「美術館･博物館･動植物園･水族館」となっている項目が「宿泊旅行」では「美術館･博物館･資料館・動植物園･水族館など」となっているなど若干の差があるが、同一の項目として扱った。また、「キャンプ場」は「宿泊旅行」のみの項目であった。

（国土交通省観光庁『旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究』2005～2009 年度、観光庁ウェブページ http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shouhidoukou.html（2011 年 11 月 28 日閲覧）より筆者作成）

これらの様々な博物館の訪問形態をまとめて観光というキーワードで表したい。この観光という活動は観光される側の文化に対する働きかけを行う。ある特定の地域・民族の文化はこの働きかけにより「意識的に操作され、政治的に取引され、観光のコンテクストおいて演出され、消費されさえするものとして現れてくる」[16]ものに変容されてしまうことがある。博物館同様見る側と見られる側の相互作用によって双方が変容していくものであるといえるが、観光という活動ではその変容の度合いは見られる側のほうが大きいようである。

それでは観光の目的地としての博物館はどうであろうか。前述したように学校の修学旅行などでの多人数・短時間での訪問や不特定多数の地域外からの訪問が多く見られることは事実である。そのため現実的には地域の特徴的な文化や歴史、または自分たちとは異な

った文化背景を持つ民族を扱った博物館は、観光の場において来館者の求める意外性や希少性、またはその地域の文化や歴史に対する知的欲求といった来館への動機付けがあることを考慮する必要がある。

ここで博物館における市民参加の重要性を論じた伊藤寿朗は、博物館を三つの型、すなわち地域志向型・中央志向型・観光志向型に分類する中で、観光の目的地としての博物館に対する評価を行っている。実際の博物館ではこれら三つの型が同居していることが多いということは伊藤も認めているが、伊藤が述べた博物館の三つの型のうち「観光指向型」とされた博物館とは、希少価値を重視し資料の持つ意外性を中心としたものである[17]。伊藤はこのような博物館は「市民や利用者からのフィードバックを求めない」[18]としている。しかし、地域に存在する課題として民族共生という問題が存在しており、それを解決するために地域住民が博物館をつくりあげることを前提としなければならない必要があり、その時に用いるのが観光という活動を前提とした文化表象であることは無視することができない。そのことを考慮するならば、観光指向型には「フィードバック」を求めるものも存在していると考えられる。特に先住民族に関する展示が行われている場合、それは地域のみの問題ではなく、その国に居住している全ての国民が共有しなくてはならない問題であるため、観光地にある博物館は常に地域外からの訪問が大半を占める観光客のまなざしを意識しなくてはならない。

対象をアイヌ民族に限ってみると、北海道における数多くのアイヌ観光地は、そこで販売されている観光土産やアトラクションとしての舞踊などを通じてアイヌ民族に対する原始的なイメージを形作ってしまった[19]。これが現代においても根強く残っており「アイヌイメージの定着と虚像の肥大化現象」[20]が起こってしまっているのだといえる。このようなイメージからでは民族の姿を正しく認識することはできない。博物館が為すべきことはこのようなイメージが一面的であり、時には創られてきたものであることを観光客に対して伝達しなくてはならない。これまでにどのような経過をたどって現在のアイヌ民族のおかれている状況が生まれたのか、またアイヌ文化の表象だけにとどまらず現在を生きるアイヌ民族自体についても認識することができるような内容としなくてはならないだろう。

伊藤は観光客を対象にした博物館を「一過性の利用に甘んじ」[21]ているものとしたが、現実的に観光による来館者が多数を占めており、それ故に一過性にならざるを得ない部分が存在してしまう。これを前提とした上で、観光と博物館の関係についてさらなる議論を深めなくてはならないだろう。つまり来館者に対して地域や民族の文化をどのように提示

していくかをその所有者が常に検討しなくてはならないと考えられる。観光における文化を育て上げるには「地元の人々が観光の文脈に接触しながら試行錯誤していく、時間をかけた『学習の過程』が必要とされる」[22]ことを意識した活動を行わなくてはならず、当該地域の住民や民族とともに博物館をつくりあげることによってそのような活動を行うことが可能となるだろう。

観光と博物館を考えた時最も重要な内容は「現代の展示」である。観光として提供されている民族文化は、単に「珍しいもの」でも過去に存在しただけのものではなく、民族としてのアイデンティティに基づいたものであり、現在も生きて活動している主体として存在しているのである。それを受け継ぎ発展させていくためには多数者である和人側の認識が不可欠であるため、「現代」を意識的に示す必要があるといえるのである。

第 2 項　観光における民族の文化の創造

民族と観光の関係について考える時、19 世紀の民族学博物館が植民地主義を反映したものであったように、観光もまた植民地主義的な文化の表象から逃れることはできなかった。つまり政治的意図のもと文化が保護されていることを内外に示し、被支配者側に伝統的文化を維持するように求めることによって民族運動などから遠ざけようとしたのであった[23]。

観光が地域に与える影響は文化的なもの・経済的なものが存在するといえる。来訪者を受け入れる側にとってはその地域独自の何らかの特色を示すことで、地域外の人間にとっての魅力を準備しなくてはならない。その時におこる現象が文化の商品化である。文化の商品化の問題とは安田克己が述べたように「本来“経済財ではない”とみなされてきた文化や自然や人間などが、観光の商品という経済財として近代化（とくに資本主義経済）の趨勢に組み入れられて生じる」[24]ものである。

文化の商品化については、これを文化の形骸化と見るか、逆に文化の継承のきっかけとして捉えるかといった 2 つの視点が存在するといえるだろう。前者はグリーンウッド（Greenwood, Davydd J.）が当初提示した視点であり、後者はマッキーン（McKean, Philip Frick）がインドネシア・バリにおいて行った事例研究にみられるような視点であると考えられる（ただし、後述するようにグリーンウッドは後者の視点へと姿勢を変化させている）。グリーンウッドはスペインの儀式「アラーデ」（Alarde）についての事例研究を通して「文

化はパッケージ旅行の一部になることによって、終幕を迎えてもうかる公演となり、もはや以前のように信じられなくなる。このように文化の商品化は事実上人々の生活を組織化することにより彼らからその本当の意味を奪い去ってしまう」[25]と述べた。つまり観光による文化の商品化の過程は「土地や労働や資本では止まることがなく、結局は歴史や民族のアイデンティティ、そして世界中の民族文化といったものを囲い込んでいくのである」[26]としたように、伝統的な文化が経済の文脈に捕らわれてしまうことでその形骸化が進んでしまうとする立場である。

これに対しマッキーンは「保守的傾向と経済的必要性の両方が近代化の資金を得るために、彫り手、楽士、そして踊り子としての技能を保つことをバリ島の人々に促している」[27]と述べ、民族文化が経済的価値の文脈におかれることによる「観光を容認することの危険性」[28]を指摘しつつも、「観光が彼らを引き合いに出すという鏡によって鮮明に縁取られることにより、バリ人としてのアイデンティティを見つけ出」[29]すと述べた。すなわち社会的・経済的な近代化は「伝統文化の維持と手と手を取り合って進んでい」[30]くことが十分可能であるとするものである。

また、地域住民や文化の担い手である民族が観光の文脈における文化の継承の過程で、民族の文化を変容させていく、または新たな文化の創造を行うこともある。バリにおける事例研究において山下晋司は「観光が伝統文化を刺激し、新しい文化創造のための刺激剤になった」[31]として「民族文化を『消滅』に向かう物語としてではなく、新たな創造へといたる『生成』の物語として語る」[32]視点が重要であると述べ、こちらも観光に対して積極的な考察を行っている。結果的には観光が民族文化を破壊するよりもむしろ維持することになった側面が確かに存在するといえるだろう。

このような意見の対立は文化を流動的なものとして捉えるかどうかによるものだと考えられる。すなわち観光による文化の変容をその破壊と見なすか現在における文化の姿だとするかということである。確かに歴史的に見れば、前述の通り博物館も観光も植民地主義的な文化の表象から逃れることはできなかった。また第二次世界大戦後に見られる観光形態に対する批判として「観光者が大挙して観光地に押し寄せるマス・ツーリズムは、（中略）豊かなゲストが貧しいホスト社会を訪れる、という南北問題の不均衡構造から成り立ち、さらにゲストの大群はホスト社会を破壊した」[33]と見ることができるように、政治的理由による保護から、来訪者の要求するイメージに合わせることによる文化の形骸化・破壊という構造へと変化したと考えられていた。

しかし、グリーンウッドはその後、観光により伝統的な文化が経済の文脈で語られることへの危険性を指摘した論文の改訂版を出している。これは元の論文に「エピローグ」を加筆したものであるが、「地元住民には説得力のない方法で地方文化を薄めていく」[34]と観光の政治的側面について懸念を示しつつも、「観光活動は地方の文化の中に創造的な反応を発生させ、（中略）地方の文化に対する興味や地方の伝統に対する誇り、そして進歩した文化的価値観が発展するかもしれない」[35]として、観光を文化の形骸化だと捉える姿勢から、発展・創造の可能性を否定しない姿勢へと変化させている。

文化を形骸化、または発展・創造させる、と言ったときに、それが当該住民や民族の真正な（authentic）文化であるかどうかを判断するのはその文化の所有者たる住民や民族であるだろう。太田好信はこの「真正さ」について「文化の客体化」[36]という概念を用いて説明し、「文化や伝統はある価値体系によって解釈された結果、はじめて『真正さ』を獲得する」とし、さらに「そのような価値体系は、その文化の担い手がつくりあげることもあれば、また、外部のものがつくりあげることもある」[37]と述べた。文化の所有者たる住民や民族は彼ら自身のみで判断を行うのではなく、他者との相互の関わりの中でその判断を行っていくのである。

観光のために文化を創造することで民族のアイデンティティを持つようになったアイヌ民族に関する事例としては、1950 年から始まった北海道阿寒郡阿寒町（現・釧路市阿寒町）の「まりも祭り」が挙げられる。「まりも祭り」はマリモの保護を目的としアイヌ民族の伝統的な儀礼の形式を取り入れた新しい祭りの創造であり、祭りを阿寒に住むアイヌ民族と和人によって共同で行うことによりアイヌとしてのアイデンティティと阿寒町の住民としての共同意識ができあがったのであった[38]。

この祭りが創造された背景には戦前及び戦後にマリモや高山植物の違法採取が横行したことや阿寒川流域の水力発電による阿寒湖の水位低下によるマリモの枯死などがあった。これに対しアイヌ民族は「阿寒湖は、大自然がありマリモがあってこそ大勢の観光客が来る」「阿寒湖にマリモが無くなったなら、道東一の観光基地としての座を守ることはおろか、魅力がうすれて観光客が半減するかもしれない」[39]という危機感を持ち、1949 年に阿寒湖マリモ愛護会が結成された。元々アイヌ民族はマリモに対して特別視はしていなかったが[40]、阿寒観光の中で生計を立てている以上、このような状況に無関心ではいられなかったのであった。阿寒湖マリモ愛護会によるマリモ返還運動は新聞などで報道されたことにより全国的に知られるようになり、全国各地からマリモの返還が行われた[41]。この返還

されたマリモを「感謝の祈りを込めた行事をおこなって、生息地へ返還しよう」[42]とし、その際にアイヌ民族の儀礼を行った上で湖に戻したのが「まりも祭り」である。

当初は「マリモ祭りは、ねつ造されたもので、昔からあった祭りではない」[43]として否定的な意見もあった。しかし「まりも祭り」の発案者の一人であり、アイヌ民族の長老だった山本多助は「古来からなかったといって、祭事をつくってはならないということはない」「アイヌ民族のもっている自然崇拝の思想をこめて、一年に一度くらいマリモを通して大自然に感謝するのだ」[44]と述べた。これはアイヌ文化としての「真正」さに照らして、文化を創造したことに対する主に外部からの批判と、文化の担い手自身の認識を示したものであったといえる。

この祭りはアイヌとしてのアイデンティティや阿寒という地域アイデンティティ形成のきっかけとなっただけではない。1960 年代ごろより北海道各地からのアイヌ民族の参加が増えてきたが、参加するにあたって「会場では自分達の郷土を代表する舞踊の一つや二つは踊らなければならない」という意識が生じ、「各地のエカシ（長老）やフチ（媼）の中には、少人数ではあったけれどアイヌの歌や踊りを大切にもっていた人もいた」ことから「フチと相談して、これまで殆どやったことのないアイヌ踊りを練習することにな」[45]ったという。これは参加者がアイヌ文化に対する周囲の無理解や差別があるためにアイヌ民族の文化を伝承してこなかった（できなかった）ということである。しかしこの祭りの場自体がアイヌ文化を尊重したものであるため、参加を通じて自らの文化に対して前向きな姿勢となり、「年々まりも祭りに参加すると、各地でアイヌ舞踊も盛んに練習するようになり、アイヌ衣装も自分達の着るものはつくって持ってくるようになった」[46]という変化が現れたという。現在においても各地のアイヌ文化保存会などが祭りの場でその地方に伝わる舞踊を披露している。

この祭りは「阿寒の民族的共生関係の過程そのものであり、この関係を確認、再生産するための場となっている」[47]ということができる。さらに興味深いことには、この共生関係は「観光客をも含むアイヌと和人というより広い集団への帰属性に移行する」[48]という点である。観光客はこの祭りに参加することでアイヌの民族文化に触れ、観客も含めた祭りを構成する要素となっているのだ。祭りだけではなくその地域を短期間観光することによって和人の観光客がアイヌ民族の全てを即座に受け入れることは難しいが、少なくとも居住地を一にする人びとであり、和人と変わらない生活を送っているが、異なった文化を持つ民族であるといった認識が得られるようになるという側面に加え、その文化を形作っ

ている精神的な部分に触れることができることからすれば、観光は相互認識にとって有益であるといえるのではないだろうか。

当然ここには観光が文化を商品化し、一面的で固定化された民族イメージを再生産しているのではないか、また民族の「純粋な文化」を破壊してしまうのではないかといった疑問も起こってくる。しかし文化は閉じた世界のものとして捉えることは「創造力を否定する新たな自民族中心主義」[49]へと結びつきかねない。また固定化したイメージに対して「正しい」民族の姿を提示するのが博物館やその地域全体の役割なのではないだろうか。

観光が民族文化を商品化する部分は確かに否定できないが、それは文化の形骸化として捉えるのではなく、文化の発展や創造へとつなげていく契機となっているといえる。確かに観光が経済活動である面は否定できない。しかしその地域への訪問者は自らの意志でそこを訪れるのであり、これを通じて不特定多数に対する異文化を提示することで、広く民族の存在を表明し学んでもらうことができる機会だと捉える視点が求められると考えられる。特に北海道以外でのアイヌ民族に関する和人側の認識はまだまだ低く、「純粋」「エコロジカル」に代表されるようなキーワードに伴う固定化したイメージを持っていると言わざるを得ない。近年、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構による「アイヌ工芸展」が北海道外でも開催されるようになってきたとはいえ、限られた場所と期間での開催となっていることに示されるように、北海道外でアイヌ民族に関する知識を得られる機会は極めて少ない。もちろん北海道アイヌ協会をはじめとするアイヌ民族関係団体や博物館が北海道外でのアイヌ民族に関する知識の普及をさらに行っていく必要があるといえるが、他方で北海道における観光を通じても効果的な普及活動を考えていかなければならないだろう。

第３項　エコミュージアムの概念における観光と既存の博物館の関係

これらを踏まえた実践として博物館の中でも観光活動、すなわち不特定多数の訪問を念頭に置き、地域の歴史や文化を扱ったものとしてエコミュージアムという形態がある[50]。これはフランスで生まれた概念であるが、近年日本においても地域社会の発展、及び環境保全を主眼とした博物館の一形態として発展しつつあり、しばしば「新しい博物館」といった表現をされる。一般的な博物館が施設と収蔵資料を中心とした活動をしており、設置

者が主体となっているのに対して、エコミュージアムでは住民参加を前提とし、生活（心豊かな生活、健康な生活、恵まれた経済生活など）と環境（自然環境、文化・教育環境、社会環境など）が調和したものであるとされる[51]。

エコミュージアムとは 1971 年 ICOM（International Council of Museums）の第 9 回博物館全体会議の場でプージャッド（Poujade, Robert）により初めて用いられた用語であり、生態学（ecology）と博物館（museum）を組み合わせたものである。その後 1972 年 9 月には ICOM 主催の「博物館と環境」と題されたシンポジウムが開催され、環境に対する博物館の役割が議論された。そしてこの中で環境に特化した博物館としてエコミュージアムの概念が示された[52]。

また日本には 1974 年に鶴田総一郎により紹介された[53]。これは 1974 年 6 月に開催された自然史博物館国際委員会の報告であり、「生態博物館または環境博物館（“eco-museum”）という新しい概念の博物館の提案となったとの発表があった」[54]としている。この報告で鶴田は、「政治、経済、文化、学術というような異質な価値が複合する場合」、誰がどのように価値判断をするのかを議論せずに「現象的表面的“環境保全”をとりあげても無意味」[55]だと懸念を表明している。

前述のマッキーンが観光を表現するのに「鏡」を比喩として用いたことは興味深い。それは ICOM 永久顧問・リヴィエール（Rivière, Georges Henri）がエコミュージアムを理念化する際にも同様に「鏡」という語句を使用していたためである。リヴィエールは「エコミュージアムの発展的定義」として、

「・エコミュージアムとは公的機関と地域住民が連帯して構想し、形作り、運営する手段である。
・それは地域住民が自らのイメージを発見するために自身を見るための鏡である。
・それは人間と自然の表現である。
・それは時間の表現である。
・それは空間の解釈である。
・それは保全センターである。
・それは学校である。」[56]

と、抽象的ではあるが、「鏡」、「人間と自然の表現」、「時間の表現」、「空間の解釈」、

「保全センター」、「学校」という語句を用いて説明している。「鏡」とはエコミュージアムを通じて地域住民が歴史的に培ってきた姿を解明し、地域住民の工業・習慣・アイデンティティを来訪者に理解してもらうためのものである。つまり、「その土地に関わる、または関わった人々を解釈する」[57]ことで認識することができるが、解釈する主体に関して当該地域の住民同士だけではなく、来訪者に対してもその地域への認識を深めてもらうことである。来訪者に対しても積極的な働きかけを行うことで一方通行の文化の提示に留まらず、その活動を通じて自らの文化や歴史を見つめ直すことで相互に認識を深めることがここで示された「鏡」の持つ機能であると考えられるだろう。

スウェーデンに紹介された概念もエコミュージアムを端的に表現している[58]。ここでも住民との協同が示されており、行政と密接に協力し合いながら地域や文化への興味関心を深めることでその地域の発展を目指すことが述べられている[59]。またエコミュージアムは地域的特徴が明確であることにも触れられている。この「地域的特徴」とは「鉱山地帯、湖畔集落、山村地帯」[60]などというように伝統や文化や経済といった生活に関わる性格を同一とする特徴を持った空間を指し、特定の行政区による境界にとらわれないものだとされている。さらに、「施設を設置したり、建物を中心とした学問的収集・展示・教育活動を行うだけではこれまでの博物館と変わらないものとなる」[61]と述べ、一般的な博物館と性格を異にすることも示されている。

エコミュージアムは資料を収集せず本来あるべき姿を保存し活用していこうとするものであるが、それは歴史的な時間の流れと生活の場や環境といった空間の広がりの中で位置づける必要があるとされる[62]。そのために地域全体を対象とし、具体的な構成要素としてはコア・ミュージアム、サテライト・ミュージアム、ディスカバリー・トレイルの 3 つが挙げられる。コア・ミュージアムとは中核となる博物館としてサテライト・ミュージアムを支援するとともに、失われてしまった資源・遺産の再現を行ったり、現状保存が困難なものを収集し保存したりという機能を持つものである。すなわちリヴィエールの言う「時間の表現」としての機能を持つのである。そのため「従来の博物館の要素を含むものである」[63]と考えられる。サテライト・ミュージアムとはアンテナとも呼ばれ[64]、「空間の解釈」としての要素である。「空間の解釈」とは生活の場や環境を理解するための存在である。それぞれが独立しており、例えば町並みや文化遺産、産業といったものに焦点を合わせた活動を行い、それをコア・ミュージアムが統括するという形態を取ると考えられる。ディスカバリー・トレイルは発見の小径と呼ばれ、「来訪者が自然や文化・歴史について、普

段の生活では触れることのない新たな発見を見いだす小径である」[65]とされている。

エコミュージアムとは自然公園などとは異なった存在である。あくまでも人間と環境の関わりについての領域を扱う機関であり、そこには人間の存在は不可欠である。新井は「地域を豊かに発展させるということをまず一番に考えなくてはならない」[66]としており、開発を拒むものではないことを強調している。また大原一興は「単なる生物生態系の学術的表現としてのエコロジーではない」[67]と述べ、自然公園といった保護地域や自然史博物館・科学館などの特定の領域を扱う博物館にとどまらないものであるとしている。

以上がエコミュージアムの基本的な概念である。全体として抽象的な表現がなされており、具体的にどのような博物館であるのかが多少不明瞭となっている。大原は「定義づけている要素が多すぎる上に、多様性や統合性を重視するため、人によって何が重要であるかの価値化の視点が異なるからであろう」[68]としており、つくり上げる主体が選択する方向性によってその具体的な理念を変化させうる柔軟性を持っていると解釈することが可能である。

それではエコミュージアムという概念は一般的な博物館とどのように異なるのであろうか。一つには資料に対する考え方が挙げられる。一般的な博物館では資料は収集・保存・研究されたうえで展示・教育活動に用いられるものであるが、エコミュージアムにおいては「現地保全を原則としている」[69]とされている。そのため例えば歴史的建造物の移築・復元を行うのではなく、もともと存在する場所においてその地域における文化や生活の一証拠として扱うことが望まれるのである。

また、もう一つ一般的な博物館と異なるといえるのはその成立過程にもあるだろう。すなわち行政から用意された博物館ではなく、住民側からの意志による行政との協力の下で形成し運営することにより成立するものであるといえる。そのため管理・運営や現地における研究・調査活動に両者が積極的に関わっていく必要がある。

リヴィエールの定義の 2 点目において示されているように、エコミュージアムの活動として最も重要なことは住民の全面的な参加である。それにより地域の発展と活性化を図ることが大きな目的とされている。新井によればエコミュージアムは「地域社会の発展に貢献するとか環境保全を重視している」ものであり、日本の博物館法では「そのような表現は見当たらない」[70]としている。しかしながら博物館は社会教育施設としての機能をもっており[71]、本来であれば地方自治や住民自治を志向するため、「地域社会の発展」が定義されていないとは一概に言い切れないだろう。このことから行政が行うべきことに関して

はエコミュージアムも博物館の持つ理念と一部は変わらないと考えることができる。

確かに一般的な博物館でも住民との協力を志向する博物館は多い。また伊藤寿朗が「地域博物館論」[72]として提示したように「サービス･エリアとしての特定範囲」にとらわれず、「地域に生活する人びと、一人ひとりの問題関心や生活課題に、市民とともに、博物館の機能を通して答えていこうという考え方」[73]はエコミュージアムの概念を持ち出すまでもなく博物館では以前から提唱され、試行錯誤をしながらもその道筋が多様に実践されている。

しかしながら仮に博物館が存在しない地域において文化遺産や環境などに対する住民の危機意識や問題関心に対する解答を模索しようとするには、新規に博物館を設置するよりも既存の公民館などの施設を中心に据え、地域のランドマークを活用する方が取り組みやすいだろう。さらにこの問題関心に基づく取り組みに加え、経済的効果を期待してエコミュージアムを設立することもある。これはエコミュージアムがその基本理念において来訪者に見てもらうこと、すなわち観光を意識したものであるためであろう。そのため町おこし・村おこし事業の一環として整備される事例も存在する。

ただし、エコミュージアム論は単なる観光や地域おこしを志向したものではない。「地域博物館論」と同様に行政主導による地域の「宝物」の収蔵庫と大差ない既存の博物館、つまり専門的職員の配置や教育プログラム、地域との連携といったことに十分に取り組んでこなかったことへの批判を含んでいるものであり、観光やその語感のみを取り上げてしまうことはエコミュージアムについての理解が不十分であると言わざるを得ない。しかし近年では既存の博物館において参加型・体験型学習の重視や教育プログラムの検討が進んできていることを受け、エコミュージアムにおける新たな課題として多文化社会ないしは世界の多文化性への着目が行われてきている[74]。

経済的効果を期待しての整備及び整備計画はある程度自然なことである。しかしそのことだけが先鋭化してしまうことは避けなくてはならない。エコミュージアムは境界を持たないとされ、ありのままの状態を重視するとはいえ、現実的には一定の価値判断に基づくランドマークの取捨選択が必要となってくる。地域のランドマーク、言い換えるならば保全されネットワーク化されることにより地域のアイデンティティ形成の一助となるものとしては史跡・名勝・天然記念物などが挙げられる。またこれに加え工場や農園といった産業に関わる領域も対象となる。問題となるのは自然環境や文化遺産を保全する場合にある一定の意味づけがなされたものが対象となりやすいということである。

福田珠己は山形県朝日町のエコミュージアムの事例研究で、同町の生活に不可欠でありながら全く取り上げられないものとして水田を挙げた[75]。その理由として「失われていく伝統的な産業でもなく、また、町の将来を託すことのできる新しい産業でもない」[76]と推測している。このことは町おこしという観点により文化に対するランク付けが行われていることを伺わせる事例であると考えられる。

自らの生活空間の中に存在する価値を住民自身の手によって掘り起こしていこうとする活動は地域としてのアイデンティティを形成するのには効果的である。このような活動の中で前述の朝日町の事例では既存の文化遺産や環境を活用するだけではなく、新規に文化の創出も行われた。それは「空気神社」と呼ばれるサテライトである。

この空気神社とはその名の通り空気を御神体とするモニュメントであり、空気そのものと自然に感謝する場である。この構想は 1975 年に町の広報に掲載された投書がきっかけとなっており[77]、身近な環境問題を考えることのできる場として 1990 年に創設された。また神社の建立だけにとどまらず、1992 年には町が独自に「空気の日」を制定し伝統芸能の奉納といった各種イベントが行われるなど[78]、地域アイデンティティに対する効果もあったと考えられる。神社という特殊な空間にこだわり町全体のよりどころとなると同時に、空気を参拝、すなわち環境という今日的問題と伝統芸能を奉納するという地域の伝統的な部分とを融合させた存在は注目すべきであろう。この創設には住民の側の提案とその創設へ向けた取り組みがあったが、単なる町おこし事業の一環という意味合いよりも自らの問題意識に基づく解決策を模索し、文化の創造を行うことができた事例であるといえる。

以上のように、エコミュージアムは住民主導でまちづくりを行うことで問題意識への解決を図ろうとするとともに、地域アイデンティティを活性化していこうとする試みであるといえる。これは一般的な博物館の持つ機能の一部をさらに推し進めたものであると考えることができる。このようなエコミュージアムを名乗る活動が活発になっていることは、逆に言うならば、一般的な博物館が持つ役割の一つとして「地域への貢献」がありながらも実践していくことが難しい、という現実の裏返しなのではないだろうか。「地域への貢献」は近年の博物館評価の流れを受け改めて見直されるべき課題であると考える博物館が多い[79]。しかしながら博物館の持つ役割が複雑化し広範囲になりつつある現在、エコミュージアムという形態、博物館という形態の二つを両立させることで「地域への貢献」を充実させることができるのではないかと考えられる。

日本におけるエコミュージアムは環境に対する問題意識などに加え、まちづくり・地域

おこしといった経済的効果や地域の主体性に対する効果を期待して整備される事例が多い。しかしながら博物館が全ての文化を物理的に表象できない以上、一定の価値判断に基づく取捨選択が行われることになる。そのため博物館においては提示される文化とされない文化が峻別されることになるのである。

ここにおいても太田が述べた「文化の客体化」が行われていると見ることができるだろう。すなわちその峻別の行為は当該地域の住民やテーマとなる民族自身といった文化を所有するものが主体的に行うべきであるが、観光と関連する時、所有者以外の他者からの視線を常に考慮せざるを得ない。一過性の来館者に対して優先的に伝達したいことを整理し、焦点を絞った活動を行う必要があるのである。アイヌ民族に関して言えばアイヌ民族自身が提示する歴史の中で連続性を持った文化が背景に存在した上での現在の解釈の結果であることを示さなくてはならないと考えられるのである。

またこれに加え、固定化したイメージに対して文化の所有者が真正であると解釈した文化の姿を提示するのが博物館やその地域全体の役割なのではないだろうか。観光が民族を商品化する部分が存在してしまうことは確かに否定できないが、不特定多数に対して異文化を提示することで広く民族や住民の存在を表明できる機会だと捉える視点が求められる。

現代のアイヌ文化を扱った展示としては平取町立二風谷アイヌ文化博物館において特別展としてたびたび開催されたが、国立民族学博物館（民博）においても 1993 年に国際先住民年を記念した「アイヌモシリ　民族文様から見たアイヌの世界」展[80]において木彫及び着物の文様に焦点を合せた展示が行われた。この民博の展覧会は 1994 年に北海道ウタリ協会が初めて取り組んだ本格的な展覧会事業である「ピㇼカ　ノカ　アイヌの文様から見た民族の心」展[81]の開催へと繋がっていったのである。また近年では財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構による現代工芸に焦点を当てた「アイヌ工芸品展」も開催されている[82]。これら展示企画は古い資料の公開に留まらず、現在も制作活動を行っている工芸作家たちの作品を伝統を踏襲しながらも現代的な適応と創造を試みたものとして肯定的に評価し、推奨しようとする立場で共通していたといえる。すなわち住民の文化に対する危機意識を背景として、これまで来訪者に対する工芸品であったものを博物館の場において文化の一部を構成するものとして提示することで、現代の文化の一端を来館者に伝達する試みであったのである。

このような活動が十分な準備と議論の元で行われるのであれば、地域、ないしは民族文化を的確に伝達することは可能であろう。しかしながら単に来館者数確保や経済的効果を

期待した戦略の一環として位置づけられてしまえば博物館もまた観光による文化の形骸化という事態から逃れることはできなくなってしまう。

不特定多数、そしてその居住地も様々である観光客の展示に対する理解度をデータ化し今後の展示に役立つような展示評価を下すことは困難である。展示を見終わったのちにアンケートをとる、聞き取り調査を行うといった方法も時間的に余裕のない観光客に対しては回収率が低くなってしまうだろう。そのため観光による来館者からの展示評価を得ることは難しいと考えられるが、修学旅行などといった居住地域の明らかなある一定の集団に対しては日時を改めて調査を行うことは十分可能である。その学校との事前･事後の連携を行っていくことにより訪れた側からの評価を行いながら柔軟な展示改訂を行っていくことも「観光指向型」に留まらない博物館をつくりあげていく活動の一つではないかと考えられる。

第２節　伝統的生活空間（「イオル」）の再生と白老アイヌ民族博物館

第１項　白老アイヌ民族博物館と観光の関係

1892 年に北海道炭礦鉄道の岩見沢・室蘭間（現・室蘭本線）が開業するのに伴い、白老駅が設置された。このことによりアイヌ民族及び彼らの集落を見物するために本州からの旅行者が白老に立ち寄るようになった[83]。観光客の増加とともに木製品などを販売する土産物屋も増え、物品販売をしながらアイヌ文化を物語るという光景が見られる観光地としての「白老コタン」が形成された[84]という。ここでのアイヌ民族への視線は「『アイヌ文化』よりも『アイヌ』自身に向けられ、観光客は好奇の対象として、研究者は研究材料として、アイヌを見」ており、「そこに人間性が欠如していたことはいうまでもない」[85]という状況であった。

白老アイヌ民族博物館は 1967 年設立の白老民俗資料館を前身としている。この白老民俗資料館は 1965 年のポロトコタン[86]移転を契機として「アイヌ民族の文化を後世に継承保護しようという気運が一気に高まり町を挙げて実現を要望した」[87]ものである。この際白老観光コンサルタント株式会社を設立し、移転後の運営を行わせたが、当時の施設は復元家屋数棟とそれに付属した施設のみであった[88]。1976 年には財団法人白老民族文化伝承保

存財団が設立され、白老観光コンサルタントが行ってきた事業を継続したが、施設としては前述のものと白老民俗資料館であり、これまでと同様に伝統舞踊の公開とアイヌ文化の解説を行うと同時に古老・伝承者を招いて文化伝承・保存、調査研究が開始された[89]。アイヌ民族博物館は 1984 年にポロトコタンの敷地内に設立されたことから、観光との関連は大きいと推測できる。博物館自体は普及教育・広報・調査研究などのアイヌ民族に関する活動や海外の少数民族との交流事業を積極的に行ってきており、観光施設の中に存在しながらアイヌ民族に関する正確な知識が得られるような機能を有しているといえる。1990 年には社会的認識が「単なる観光地の博物館ではなく、アイヌ文化の伝承と保存を中心とした社会教育施設であるという認識が一般に浸透してきている」[90]と変化してきているとして、管理団体の名称を「財団法人白老民族文化伝承保存財団」から「財団法人アイヌ民族博物館」へと変更した。これは「施設全体を博物館として位置付けることで、施設内での活動を有機的に関連づけながら、より有効に活動を活性化させ、アイヌ文化の総合施設として発展させる」[91]意図の元に行われたものである。

現在のアイヌ民族博物館の目的は「アイヌ民族に関する有形・無形の資料を専門に展示・保存し、さらに調査研究、教育普及事業を総合的に行う社会教育施設として、白老町民はもとより、広域の人々の利用に供し、もって学術及び文化の発展に寄与すること」[92]とされている。具体的にはアイヌ文化（有形・無形）の伝承と保存、アイヌ文化の学術的研究と教育研究、アイヌ文化の多面的普及事業、アイヌ文化に関する総合情報センターとして各種多層にわたる来館者へ対応、である[93]。また、「アイヌ文化だけを総合的に扱う博物館」としているものの、「アイヌ文化との関連のもとで必要に応じ他の民族文化もその対象とする」[94]としており、アイヌの文化を中心として周辺の民族についても活動の対象となることを示している。これはアイヌ民族が和人とのみ交易を行っていたのではなく、千島列島や樺太、さらにはアムール川流域まで広範囲にわたって交易を行っていたこと、あるいはアイヌ文化を理解するにあたっては他の民族との比較を通じた北方史の中での理解を促すといった目的があると考えられる。

アイヌ民族博物館は前述の通りポロトコタンの敷地内に存在しているが、ポロトコタンは野外博物館としての性格もあり、アイヌ民族の伝統的な住居（チセ）などで構成されるコタン（kotan、村・集落）が復元されている。チセではアイヌ古式舞踊の公開とアイヌ民族の伝統についての解説が行われている。館内の常設展示では約 800 点の資料が展示されており、「アイヌ民族の概要」「神々の姿」「熊の霊送り」「神々とひとびと」「神への

祈り」「獲物をとる」「山の幸」「海の幸」「コタンと森」「川の幸」「農耕」「料理」「食べる（「食事の用具」「たべものの保存」）」「はたおり」「装う（「装身具」「きもの」）」「住まいの道具」「家の周辺」「火」「ひとの一生（「誕生」「子供たちの世界」「成長」「大人のくらし」「死」）」となっている。主にアイヌの伝統文化について展示・解説がなされているため、歴史や現代的な課題については提示されていない。そこで常設展示で提示しきれなかったテーマについては企画展や特別展という形で展示が行われている（表 1）。

表 1）企画展・特別展等一覧

種別	回	会期（自）	会期（至）	タイトル
企画展	1	1984/7/22	1984/8/31	アイヌのおまじない
企画展	2	1985/7/5	1985/8/31	北方民族展
企画展	3	1986/7/15	1986/8/31	東北地方とアイヌ文化
企画展	4	1987/7/15	1987/8/31	ソビエト連邦極東少数民族展
企画展	5	1988/7/15	1988/8/31	近代白老アイヌのあゆみ
企画展	6	1989/8/15	1989/9/30	北方圏の人々
企画展	7	1990/8/5	1990/9/5	八重山展～石垣島のまつりと文化～
企画展	8	1991/9/1	1991/9/30	アイヌの衣服文化
企画展	9	1993/7/24	1993/8/29	亮昌寺資料展
特別展	1	1993/9/5	1993/9/19	北方民族の詩（※1）
企画展	10	1994/7/21	1994/9/3	描かれた近世アイヌの風俗
企画展	11	1996/9/1	1996/10/15	樺太アイヌ―児玉コレクション―
特別展	2	1998/2/1	1998/2/22	アイヌの装い・美―土佐林コレクションの世界（※2）
特別展	3	1999/1/31	1999/3/10	テケカラペ―女のわざ―ドイツコレクションから―（※2）
特別展	4	2000/4/28	2000/7/31	スコルト・サーミの世界（※3）
テーマ展	1	2002/7/1	2002/9/30	アイヌの儀礼具―イクパスイを中心に

テーマ展	2	2002/10/5	2003/1/28	アイヌの編み文様―エムシアッを中心に
テーマ展	3	2003/2/8	2003/2/9	ポロトコタン冬のくらし
テーマ展	4	2003/2/8	2003/3/31	まちのアイヌ工芸展
企画展	12	2003/8/1	2003/9/2	絵画にみるアイヌの風俗
企画展	13	2003/9/6	2003/11/9	北方民族の工芸
企画展	14	2005/10/29	2006/1/23	西平ウメとトンコリ
企画展	15	2007/8/18	2007/9/17	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から―
特別展	5	2007/9/22	2007/11/18	魚は山で獲る―シラオイコタンの漁撈文化
企画展	16	2007/11/23	2008/2/18	絵葉書の中のアイヌ
特別展	6	2009/1/31	2009/3/22	タマサイ―連なるかたち・連なる想い
テーマ展	5	2009/9/25	2009/10/31	こどもアイヌ語教室作品展
写真展	1	2009/10/3	2009/11/8	赤阪友昭写真展［The Myth ―神話の記憶―］
企画展	17	2009/11/28	2010/1/24	アコラシノッ（アイヌの芸能）

※1　北海道北方博物館交流協会と共催

※2　財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と共催

※3　フィンランド国立サーミ博物館の協力で実施

（財団法人アイヌ民族博物館『財団法人アイヌ民族博物館略歴及び概要』財団法人アイヌ民族博物館、2010、pp5-6 より筆者作成）

近年の最も大きな問題としては、多くの博物館においても同様であるが、入館者数の減少に伴う経営の悪化である。表 2 に示したように同博物館の入館者数は年々減少傾向にあり、収入の大部分を入場料が占めているために厳しい状況である。しかし白老町自体の訪問者数は 2000 年度では約 180 万人[95]であったのに対し、2009 年度では 194 万人[96]と増加しているが、これは「演目の充実」「修学旅行共同誘致」によるものであると[97]分析してい

る。また、白老町観光協会の事業報告において、白老町全体の観光入込客数に次いで白老アイヌ民族博物館の入場者数が記載されていることからも、博物館が白老町における重要なランドマークであることがわかる。

表 2）アイヌ民族博物館入館者数

年度	人	年度	人	年度	人
1976 年度	623,559	1988 年度	733,587	2000 年度	318,392
1977 年度	570,954	1989 年度	806,486	2001 年度	295,009
1978 年度	599,327	1990 年度	840,116	2002 年度	264,478
1979 年度	634,788	1991 年度	871,621	2003 年度	284,275
1980 年度	645,052	1992 年度	772,682	2004 年度	265,134
1981 年度	616,374	1993 年度	650,356	2005 年度	230,938
1982 年度	579,551	1994 年度	577,105	2006 年度	246,963
1983 年度	548,391	1995 年度	507,068	2007 年度	256,240
1984 年度	602,166	1996 年度	512,202	2008 年度	214,026
1985 年度	579,597	1997 年度	474,821	2009 年度	195,383
1986 年度	613,999	1998 年度	407,288	2010 年度	202,803
1987 年度	707,064	1999 年度	406,110		

（アイヌ民族博物館ウェブページ http://www.ainu-museum.or.jp/info/nyujosya.html（2011 年 11 月 28 日閲覧）より筆者作成）

博物館の活動の中では伝統工芸・伝統儀礼の実施・公開を通じて伝統文化の保存と継承を行っているが、その中でも古式舞踊は 1984 年に国の重要無形民俗文化財として指定を受けた。この舞踊はポロトコタン内において公開されているものであるが、これらの活動を文化の切り売りとして批判することは適切ではないと考えられる。しかし、1970 年代から 1980 年代においてはこのような「見せ物的活動」は批判や改善の声が強まった[98]。1977 年には北海道商工観光部長・北海道民生部長による依頼文書「本道観光におけるアイヌ文化

等の紹介について」が出され、また北海道ウタリ協会からは「ウタリ協会から観光業者に対する呼びかけ文」が出された。この「呼びかけ文」では「北海道観光は、年々、道外からの観光客入りこみを急増させ、北海道経済のためにも多大な貢献をしてきました」とする一方で、「その反面では、『アイヌ民族』の紹介のしかたについて、種々の問題も指摘されてきました」として、1）アイヌ語やアイヌ風俗などを、観光施設や人格呼称として使用していること、2）アイヌ民芸ではないのにアイヌ民芸品としていたり、いかにもそれらしく見せたりそう思わせることを意図している「アイヌ語を商品名に冠している」土産品について、3）観光客への説明・案内の誤りについて、4）観光客向けの「観光ガイドブック・道路地図・その他図書」のアイヌ関係の記述誤りについて、同協会員・観光事業者・観光行政担当者などに対して「北海道観光とアイヌ問題に関する懇談会」を開催することが記されている[99]。これらは観光として訪れる人々に対してどのようにそれらを提示してみせるかといった質を改善することで文化を保存し継承することの意義の再確認が行われた結果だと見ることができるだろう。それは前述のグリーンウッドが”Epilogue”で述べたように文化的価値観が発展しているといえるためである。そこには他者から見られることが主であった存在から、他者に、また自分たちに伝えることを重視するといった視点の転換が行われているのである。

第２項　伝統的生活空間（「イオル」）の再生と自立

（1）

さて、同博物館における今日的課題の一つとしては入館者数の減少に対して対策を講ずることであり、これは運営資金の大部分を入館料に頼っている同博物館では確かに大きな懸案事項である。しかしこれに加え現在直面している課題としては計画中の「伝統的生活空間（『イオル』）の再生」における博物館の位置付けであろう。

この計画は 1996 年 4 月に内閣官房長官の私的諮問機関「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」）から報告書が出されたことによる。この基本的な理念は「アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展に資すること」であり、具体的には①アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の促進、②アイ

ヌ語を含むアイヌ文化の振興、③伝統的生活空間の再生、④理解の促進の 4 項目が提言された。この中の③は「アイヌ文化を総合的に伝承するため、アイヌの伝統的な生活の場（イオル）の再生をイメージし、様々な展示施設等を盛り込んだ空間を公園等として整備することが望まれる。なお、その整備及び振興に当たっては、地元の意向と取組みを重視し、尊重することが大切である」[100]とされている。

この有識者懇談会において伝統的空間の再生が提言された背景にはそれまで地域から「アイヌ文化公園のようなものが欲しい」といった声や 1984 年に北海道ウタリ協会が決議を行った「アイヌ民族に関する法律（案）」[101]において文化の伝承・保存が要求されたことが挙げられる。このため「イオル」は民族としてのアイデンティティ活性化が主眼であると述べられている。

北海道は報告書の趣旨により 1997 年からアイヌ民族関係者や有識者による検討委員会を設置し、その意見を踏まえながら「イオル（伝統的生活空間）の再生」に関する基本理念や整備のあり方などの基本的考え方を基本構想としてまとめ国に提出するとともに、早期に施策として確立するよう要望を行った。

この中では「伝統的生活空間の再生」とは、「かつてのアイヌの生活空間をイメージでき、なおかつ伝承活動に必要な素材を供給できる自然環境を有し、アイヌ文化の伝承及び理解を図るために必要な機能を備えた空間を整備すること」[102]とされている。これへの問題意識としてはアイヌ文化に関する歴史的経緯の中に端的に表現されている。それは「伝統的生産手段を失ったことから、アイヌの生活は大きく変わり、アイヌ文化が受けた打撃は決定的なもの」[103]（下線は筆者、以下同）となったとしているのである。前述の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書においてはアイヌ民族の先住性や民族性についても言及があり、また伝統的生産手段を失ったことによる影響としては「アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定的なものとなった」[104]（下線は筆者）としていたのと対照的といえる。

2000 年には国がアイヌ文化関連施策を検討する場として「アイヌ文化振興等施策推進会議」を設置、北海道はこの会議に参加するとともに、2000 年に「アイヌ文化振興等施策推進北海道会議」（以下「北海道会議」）を設置し、基本構想の具体化に向けた検討を行ってきた。北海道会議ではイオルの再生についての基本的な考え方を再確認し、アイヌ民族や関係市町村等から意見を聞き、また、現地視察を行うなどして検討を進め、整備候補地や機能等を中心に議論が行われてきた。

この結果、2002 年 4 月には「イオル」の再生、適地選定、機能と連携といった具体的な意見が報告書『伝統的生活空間（イオル）再生構想の具体化に向けて』としてとりまとめられた。ここは「イオル」を「アイヌ民族の生活を支えてきた自然環境を基盤として、これに伝統的な儀礼、口承文芸などの精神文化が一体となった、伝統的な暮らしの場」であると定義されており、「アイヌ文化の総合的な保存・振興を図るため、アイヌの人たちの暮らしがイメージできる場を再現するとともに、関連施設を整備すること」[105]が「イオルの再生」であるとしている。また、その中では「エコミュージアムとしてのイオル」についても触れらており、国内外の事例が多くの示唆を与えてくれるとしている。また具体的に「イオル」の機能として伝統文化の伝承と文化の振興、文化伝承を支える実践的な調査研究、体験を通した普及・啓発、世界の民族文化との交流が挙げられており、エコミュージアムや博物館においての活動と類似した点が多い。このような活動を行う上では文化普及活動や調査研究に長い実績を持つ博物館や、歴史が浅いとはいえ同様の目標を持つエコミュージアムの活動の内容を十分に取り入れていくことは有益であろう。

この報告書ではアイヌ文化を取り巻く環境として「アイヌの社会と文化は、決定的な打撃を受けて変化」[106]したとしているが、意義としては「アイヌの人たちの未来へ向けた生活空間としてイオルを再生し、新たな伝承基盤を整える事により、アイヌ文化の総合的な保存・振興を図る必要」[107]がある、としている。ただし、その包含する意味は不明ではあるものの、アイヌ民族に対して「わが国の先住民族であるアイヌの人たち」[108]としていることは興味深いといえよう。

また、報告書では道内 7 ヶ所に「イオル」を設置するとしている[109]。その 7 ヶ所はそれぞれ自然環境や文化を生かした独自の活動を行うが、それぞれをネットワーク化する構想においてエコミュージアムの理念において述べられているようなコア／サテライト（アンテナ）の考え方が見られる。すなわち「中核としてのイオル」（以下「中核イオル」）と「地域のイオル」（以下「地域イオル」）の設置である。「中核イオル」では文化全体の調査研究や展示、各「地域イオル」連絡調整・情報提供を行うとともに樺太アイヌや千島アイヌの文化も視野に入れるとしている。「地域イオル」ではそれぞれの特徴に応じアイヌ文化の一層の理解を深めることが必要とされている。

構想では「中核イオル」に白老が、「地域イオル」としては札幌・旭川・平取・静内・十勝・釧路がそれぞれ候補地として選定されたが、具体的に取り組みが行われているのは白老及び平取である。「中核イオル」を白老とした理由については適正な規模と地形、長

い歴史を持つ文化普及活動、アイヌ民族の人口、交通アクセスが挙げられている。平取・静内といった地方も確かに文化普及活動やアイヌ民族の人口といった点では白老と遜色のない環境であるが、交通アクセスの点においてはやはり札幌、または新千歳空港を起点とせざるを得ないためであろう。まちづくりといった観点だけではなく地域の現状を広く認識してもらうためには交通アクセスという点は現代では無視できない重要な要因であろう。

(2)

2005 年 7 月には国土交通省北海道局、文化庁、北海道、アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道ウタリ協会により構成されたアイヌ文化振興等施策推進会議により「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」がまとめられた。これは「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」による提言のうち「伝統的生活空間の再生」については 1999 年・2002 年の報告書にあるような検討が行われてきたにも関わらず具体的な進展が見られなかったため、伝統的生活空間の再生を中心としたアイヌ文化伝承活動の課題の解決方策について検討を加えようとしたものである。

しかしここでは文化の保存・継承・発展のために自然空間が必要であるという観点のためか、「エコミュージアム」や「博物館」といった語句は使用されておらず、自然空間の再生・整備の必要性に関して重点が置かれた内容となっている。すなわち、この「基本構想」におけるイオルとは「自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場（イオル）をイメージし、個別の伝承活動に必要な自然素材の供給を可能とする、自然を基本とする空間」[110]とされており、「他者の協力を得て優先的に利用する領域」[111]が中心として検討されるべきとなっている。具体的には、森林であれば利用可能な制度等の活用、所有者との契約による栽培など、水辺の自然空間における植物については、河川区域の占用や土地の借用など、魚類・動物については、漁業協同組合との協働や特別許可取得等の活用などを検討することが提言されている[112]。さらに確保された自然素材の入手、配分、加工、調製、利用、保存等を含む一連の工程としての仕組みの構築についても触れられている。

以上のことから、イオルとは一言で言えば、アイヌ文化伝承を目的とした自然素材の活用・確保のできる大規模な自然保護区域と考えられるものの、博物館的な機能が意識される可能性があるかもしれないということができるだろう。ただし、これは「アイヌ文化」に対する施策であり、「アイヌ民族」に対するものではないことに注意を払う必要がある、すなわちアイヌ文化振興法の内容に沿ったものであり、「ウタリ対策のあり方に関する有

識者懇談会」報告書にあったような「『先住権』をめぐる様々な要望」に応えるものであるかは疑問が残ると考えられる。

また計画の中ではミュージアムショップについても触れられている。ここでは伝統芸能を演示することがアイヌ文化伝承の基礎となったとして、博物館の製品や出版物を販売することによって「先住民族に対する関心と理解を深める」[113]としている。ただし、ミュージアムショップでの物品販売に対する批判も存在する。荻野昌弘はアメリカ・インディアン博物館の考察において、ミュージアムショップではこれまで民芸品がほそぼそと旅行者向けに売られていたものと同じ状況が博物館において再現されているという。すなわち「自らの文化の自立性を博物館を通じて示すことが、実は自らの文化を喪失している事実を伝え」[114]てしまう矛盾がそこにはあると述べた。しかしこのような危惧は観光に対する考察より、喪失として捉えるよりもむしろ継承・発展として捉えることが可能であり、それは博物館における活動の内容によって左右されるのではないだろうか。

ただし観光人類学の立場からは観光によって文化が発展してきたとされるが、それに至る経緯に対しても注意を払う必要がある。もちろん経済活動に文化や歴史が組み込まれることに危機感を抱きつつも、観光という刺激によって文化が継承されてきたことはあり得るだろう。しかしこれに対して同館学芸員の野本正博は「観光じゃないと自分達の文化を主張できなかった。その限られた空間の中でしかアイヌ文化というものを公開することはできなかった」[115]と述べた。そこには観光という手段を用いなければ文化を継承していくことが困難であったことが読み取れる。すなわち博物館において民族が文化を継承するのに観光という選択肢しかなかったこと、また「継承する」ことを意識化しなくてはならなかった活動を示していくことが「イオル」計画に向けては不可欠であると考えられるだろう。

それは「イオル」が文化だけに留まる内容であるならば、そのような中で文化にのみ特化した内容は「アイヌを『文化』という安全で無害な領域に封じ込めつづける」[116]ことを不特定多数の来館者に対して示してしまうことになる危険性が存在してしまうためである。「イオル」とはあくまで見本として捉え、これを基本に民族の自立として求められている生産や消費の姿を提示する手段として活用していかなければならないのではないだろうか。

観光により来訪者の認識にも変化が生じ、共同意識が涵養される効果が存在することは前項で述べたが、「イオル」における活動においても不特定多数との接触を通じて同様の効果が期待できるだろう。そのためには「イオル」に対する議論をさらにアイヌ民族自身

や住民も関わって深める必要があるだろう。来館者と住民や民族を繋ぐ媒介としての博物館の役割を深める必要があるといえる。来館者に対して地域や民族の文化をどのように提示していくかをその所有者が常に検討しなくてはならないと考えられる。そこには川森博司が、観光における文化を育て上げるには「地元の人々が観光の文脈に接触しながら試行錯誤していく、時間をかけた『学習の過程』が必要とされる」[117]としたように意識的な活動を行わなくてはならず、当該地域の住民や民族とともに博物館をつくりあげることによってそのような活動を行うことが可能となるだろう。それにより「イオル」が主流社会への従属ではないアイヌ民族の求めるものの一部を具現化したものであることを実体を持って提示することができ、また共同意識の涵養も十分可能であると考えられる。

（3）

2009 年 7 月に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」が出された。これは 2008 年 6 月 6 日に「独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族」と認めることを求める決議が衆参両院でそれぞれ満場一致で採択されたことにより、アイヌ民族に関する施策を国としてさらに取り組んでいかなければならない状況となったためであるといえる。この中では「広義の文化に係る政策」として「研究の推進」「アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興」「土地・資源の利活用の促進」「産業振興」「生活向上関連施策」とともに「民族共生の象徴となる空間の整備」について述べられている。この「民族共生の象徴となる空間」とは、「アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設」「伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場」「過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設」を、「山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間」[118]として整備することが望ましいとしているものである。そしてこれらは「本報告書の扇の要」であり、「先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つ」[119]とされている。

このようなコンセプトはこれまで構想されてきた「伝統的生活空間（イオル）」と重なる部分が大きい。もちろん「民族共生の象徴となる空間」（以下「象徴空間」）と「伝統的生活空間」は全く別のものということではない。本報告書では上述の「土地・資源の利活用の促進」において「アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業」として言及があり、「森林や水辺等において、アイヌ文化の継承等に必要な樹木、草本等の自然素材の確

保が可能となり、その素材を使って、アイヌ文化の伝承活動等が行われるような空間を形成する事業」[120]とされている。

この報告書が出されたことで「伝統的生活空間」に関する位置づけも変化したということができる。つまり「イオル」に博物館やエコミュージアムといった教育普及機能を含ませるのではなく、アイヌ語本来の意味に近い自然素材を供給する場所自体を指すというように限定されていったのであった。

表）「伝統的生活空間（イオル）の再生」の方向性に関する記述の変化

年	記述
1999	北海道環境生活部総務課アイヌ施策推進室『伝統的生活空間の再生に関する基本構想』 「かつてのアイヌの生活空間をイメージでき、なおかつ伝承活動に必要な素材を供給できる自然環境を有し、アイヌ文化の伝承及び理解を図るために必要な機能を備えた空間を整備すること」
2002	北海道『伝統的生活空間（イオル）再生構想の具体化に向けて』 「アイヌ文化の総合的な保存・振興を図るため、アイヌの人たちの暮らしがイメージできる場（筆者注：アイヌ民族の生活を支えてきた自然環境を基盤として、これに伝統的な儀礼、口承文芸などの精神文化が一体となった、伝統的な暮らしの場）を再現するとともに、関連施設を整備すること」
2005	アイヌ文化振興等施策推進会議『アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想』 「自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場（イオル）をイメージし、個別の伝承活動に必要な自然素材の供給を可能とする、自然を基本とする空間」
2009	アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』 「森林や水辺等において、アイヌ文化の継承等に必要な樹木、草本等の自然素材の確保が可能となり、その素材を使って、アイヌ文化の伝承活動等が行われるような空間を形成する事業」

「象徴空間」についてはその後、2011 年 6 月にアイヌ政策推進会議の作業部会から『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』が出され、これを受けて 2012 年 7 月にはアイヌ政策関係省庁連絡会議より『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』（以下「基本構想」）が示された。ここで明確に「象徴空間は、北海道白老町、特に同町ポロト湖畔（中略）を中心とする地域に整備する」[121]と述べられている。そして「留意事項」として「伝統的生活空間」について、「現在、白老地域で実施されているアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業（以下「イオル再生事業」という。）については、象徴空間の取組として継承及び再編を行う」とされ、また、「白老以外の地域で行われるイオル再生事業については、象徴空間の取組との役割分担等を勘案して、有機的な連携の確保を図るため、これまでの実績を踏まえつつ、中期的な観点から検討を行う」[122]と述べられており、「伝統的生活空間」の再生事業を見直し、「象徴空間」の中に組み込み、平取町をはじめとする他の「イオル」についても再度検討を加えることが示された。また、「象徴空間」は「中核区域」と「関連区域」に分けられ、これまで「イオル」とされてきた物理的範囲は「関連区域」として「豊かな自然に極力人為を加えずに、文化伝承活動、体験交流活動等の取組を実施する区域」[123]として最低限の整備を行うこととなった。

それでは当初の「イオル」の機能として挙げられていた博物館やエコミュージアムといった教育普及・研究に関してはどのような方向性となったのであろうか。基本構想では「中核区域の整備に関する方向性」としてポロト湖畔を「中央広場ゾーン」「博物館ゾーン」「体験・交流ゾーン」の 3 区画に分けている。このうちの「博物館ゾーン」において「博物館を中心として、アイヌの歴史、文化等を総合的、一体的に展示」「実践的な調査研究、伝承者等の人材育成を併せて実施」「ポロト湖等の美しい景観や豊かな自然を活用した憩いの場等を提供」[124]をそれぞれ行うとしており、教育普及・研究についても「象徴空間」の持つ機能の一つであると考えることができる[125]。

以上のように「イオル」及び「象徴空間」をめぐる施策はここ数年大きく動いており、今後の取り組みがどのようになっていくのかを注視する必要があるといえる。

第 3 項　白老地域計画と博物館の役割

白老町では伝統的生活空間の再生に関する構想を早急に実現するため、2004 年 3 月に「白

老中核イオル整備基本計画」を策定した。策定にあたっては白老町が「中核イオル」として選定されたことだけではなく､「アイヌ文化振興の一日も早い実施を痛切に感じている」[126]ためであるとしている。そこには「文化の伝承と保存には、対象となる情報と有形・無形の資料が必要である」が、「言語を始めとして口承文芸や芸能、儀礼、精神生活等無形の文化についての伝承者が少なくなり、情報の収集が焦眉の急となっている」[127]という緊急性が存在している。

構想の目的としては「アイヌ民族の歴史的経緯の中で希薄になりつつある固有の文化を復興するための手段となる機能を整備し、『アイヌ文化の総合的な伝承・保存・振興を図る』ことにある」[128]とされ、上記の緊急性の観点より「アイヌ文化の置かれている現状から、国家施策として一日も早く推進し、その活動を展開することが必要であることを強調する」[129]と付記されている。また整備にあたっての視点の中では「平等な社会の創成」のために「異文化を認められる人格の育成」「生涯学習の充実」「学校教育での連携強化」と併せて「博物館機能の充実」が挙げられていること[130]は注目できよう。

前述の「白老中核イオル整備基本計画」の中でアイヌ民族博物館は「イオル再生構想推進に必要不可欠であり、構想の重要な礎石的役割を担う」[131]とされ、重要な位置を占めている。また「国立アイヌ民族博物館」の基礎として「博物館による資料の収集と調査研究」を行うことで「文化に対する真実の情報を提示」し「一般公衆に未来社会創造を促す恰好の場となる」[132]とされている。

アイヌ民族博物館では「情報の収集」は事業の一環として行われてきた。博物館において示される事象はその収集された情報を用いて、その歴史に関してもアイヌ民族自身の手によって構成することにより、「未来社会創造を促す」ための場として機能することが可能であろう。さらに「アイヌ文化が、日本の国家形成の中で損なわれてきたこと」から「国家的な施策として位置付け、緊急に取り組まなくてはならない」[133]とするならば、当然その「損なわれてきた」経緯について体系だった教育活動を多くの資料とともに行うことで同博物館が「イオル」計画において重要な役割を果たすことができるのではないかと考えられる。

さて、2006 年には『レラコラチ』と題した白老地域計画が出された。これは町や北海道ウタリ協会白老支部、アイヌ民族博物館、白老民族芸能保存会などで構成された白老町イオル再生事業施策検討委員会及び幹事会によってまとめられたものであり、白老における具体的な施策の展開を示したものである。

この計画では必要な機能として、①空間の管理や情報の発信、自然素材の提供などを図る「ネットワーク機能」、②アイヌの人びとの交流や体験学習を通し、生活の知識の習得と理解を深める「交流・体験学習機能」、③伝承者の育成と教員等指導者の学習の充実を図る「伝承者育成・指導者研修機能」、④自然素材の加工などを行う「野外学習機能」が挙げられている。また、この 4 機能を促進するために同博物館分館を設置し「有効且つ効率的な事業展開を図る機能を有する施設」[134]へと改修していく計画も盛り込まれている。すなわち、前述の「基本構想」と比較して情報の発信や文化伝承のための人材育成といった点で踏み込んだ内容となっている。

③に関して伝承者育成事業は平成 20 年度から、指導者育成事業は平成 19 年度からアイヌ民族博物館に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構より業務委託されて事業が行われている。指導者育成事業では、伝統的生活空間を活用しながら、伝統文化の体験交流の実施に向けて、体験する人の年齢・理解度に応じ適正な指導ができるアイヌ文化の基礎知識に精通した専門的な知識を持った人材を育成することが趣旨とされている[135]。合計 12 回行われた講義等では活動や権利、法律などの先住民の現状、歴史やアイヌ語の講座、体験プログラムが講座として行われるとともに、観察会や自然素材の採取・利用、料理、芸能などの実習が行われており、特に工芸と言語に関しての充実が見られる。アイヌ民族博物館の持つ強みとしては多くの学芸員や職員がアイヌとしてのアイデンティティを持っており、知識・技術などの経験があるということである。博物館の教育機能が発揮されていると考えることができるだろう。

2008 年 5 月にはアイヌ文化振興・研究推進機構の白老イオル事務所「チキサニ」が博物館の近くに設置された。これは「平成 20 年度アイヌの伝統的生活空間の再生に関する事業実施計画骨子（素案）」において、白老地区が伝承者の育成や普及啓発活動を行う「教育（学習）型イオル」、平取地区が広大なイオルの空間を設定し活動の深化を目指す「活動型イオル」[136]を指向するとされたことに伴うものである。この「教育型」というのは当然アイヌ民族博物館の活動が念頭にあるが、「現在」を意識した活動の拠点としてチキサニが設置されたという。

チキサニでは伝承活動の参加者の成果である刺繍や木彫が展示されており、また一般に募集したアイヌ民話を主題とした絵本の原画などが展示されている。その他地元の子どもたちに対して自然素材を利用した遊びを教えたり、自由に閲覧できる書籍を備えるなど、気軽にアイヌ文化にふれあえる環境作りがなされている。しかし、白老地域計画において

チキサニに関しての具体的な記述はなく、同計画の出された 2006 年の段階では設置計画はまだ無かったものと推定されるものの、設置に関して充分な検討と方向付けが行われたのかは疑問である。

確かにアイヌ民族博物館では展示換えがほとんど行われておらず、現在につながる展示や活動をどのように行っていくかが課題となっている[137]。これを補うために学芸員による口頭での解説や館外での活動にも力を入れているが、限られた人員で全てを行うのは難しい。そのため、これまでの活動・研究の蓄積がある博物館と、現代を重視した活動を行うチキサニが連携していくことが重要である。しかしながら歴史的な文化の学術的な展示と現在につながる活動を両立させていくためには十分な計画を立てなくてはならないだろう。立地的に近い博物館とチキサニがどのようにそれらを両立させていくかは今後の課題となっていくと考えられる。

「現在」に関する教育活動をどのように行っていくかは重要なポイントである。このことから指導者育成・伝承者育成事業、そしてチキサニの設置において「現在」が意識されているのは非常に大きいと考えられる。さらに近年の先住民族をめぐる議論が活発化している現状も無視するわけにはいかない。その議論の最たるものは第 2 章第 2 節で述べた「先住民族の権利に関する国連宣言」であろう。同宣言の第 8 条及び第 11 条から第 13 条では文化に関しての権利が明示されている。これらは民族としてのアイデンティティを保持し、また伝承していくために重要な事項となっているのである。

第 12 条では祭礼具や遺骨の返還（repatriation）について述べられているが、これは第 2 章第 3 節で述べたオーストラリア博物館協会が 1993 年に制定し 2005 年に改訂を行った行動指針の中にも触れられている事項である。すなわち同宣言は各国に対して政治的な判断を要求するものであると同時に、各博物館など民族の文化を扱った教育施設にとって、その所蔵する資料に対して、あるいは当該文化に関わる人々に対して、博物館などの活動を再検討し作り上げていくことが必要とされていると考えられる[138]。

文化だけではなく、現在アイヌ民族がおかれている状況、そして法制度や各国の動きなどを含めた育成事業を行っていることは、現在日本のみならず国際的に活発になっている先住民族をめぐる議論に積極的に関わることができるということになるだろう。もし「イオル」が文化だけに留まる内容であるならば、そのような中で文化にのみ特化した内容は「アイヌを『文化』という安全で無害な領域に封じ込めつづける」[139]ことを地域住民やアイヌ民族自身に対して示してしまうことになる危険性が存在してしまう。「イオル」とは

あくまで見本として捉え、これを元に民族としての権利を主張し、自立へ向けた手段として活用していかなければならないのではないだろうか。

そのためには地域の住民や民族とともに「イオル」、そして博物館をつくりあげることによってそのような活動を行うことが可能となるだろう。逆に言うならば、いかに地域を巻き込んだ活動を行っていくかが重要になってくるということである。それにより「イオル」がアイヌ民族の求めるものの一部を具現化したものであることを実体を持って提示することができると考えられる。

結

本章では観光が一般的となった現代において訪問者を受け入れる側の文化に与える影響について理論的な流れを整理し、民族文化を対象とした観光を通じての文化の維持・発展と博物館の役割について考察を加えてきた。

まず第 1 節では博物館における観光をとらえる視点について考察した。第 1 項では博物館が観光と密接な関係があることを示すため、観光庁の統計より観光の目的地の一つとして各地の博物館があり、また修学旅行による中高生による訪問も多いこと、すなわち地域外からの利用が多いということを明示した。また、伊藤寿朗による類型化を振り返り、観光の文脈における博物館の役割について考察を行った。伊藤は観光客を対象とした博物館は一過性の利用に甘んじているものであり、市民や利用者からのフィードバックを求めない、としていたが、博物館が現実的には地域住民よりも外部からの来館者の訪問が多いことを受け、そのまなざしを意識した上で博物館活動をつくりあげる必要があるといえる。つまり、観光による来訪者と住民や民族を繋ぐ媒介として博物館は重要な役割を持っており、来館者に対して文化の所有者たる住民・民族が選択した文化をそこにおいてどのように提示していくかを当該地域の住民・民族自身が検討する必要がある。第 2 項では観光における民族の文化の商品化について観光人類学の理論を援用しながら検討した。その立場には 2 つあり、1 つは伝統的な文化が経済の文脈に捕らわれてしまうことによる文化の形骸化を危惧するものであり、もう 1 つは文化が発展と新たな創造へと至るとするものであった。ここでは文化を流動的に捉えるかどうか、そしてその文化が真正であるかどうかを誰が判断するのかが焦点となっていた。その判断は文化の所有者たる住民や民族が行うも

のであるものの、彼ら自身のみではなく、他者との相互の関わりの中でその判断を行っていくのである。これら理論の検討を受けて、事例として「まりも祭り」を取り上げた。そこには阿寒の住民としての主体性、一方ではアイヌとしての民族アイデンティティを高めていくだけではなく、来訪者自身もその地域・民族への多様性への認識を深め共同意識を涵養していく効果が存在しているといえるのである。第 3 項ではこれらを踏まえた実践として、博物館の中でも観光活動、すなわち不特定多数の訪問を念頭に置き、地域の歴史や文化を扱ったものとして、エコミュージアムの概念を用いて民族に関する活動を行っている博物館のあり方について検討した。エコミュージアムは住民参加を前提とし、生活と環境が調和したものであり、来訪者に対しても積極的な働きかけを行うことで一方通行の文化の提示に留まらず、その活動を通じて自らの文化や歴史を見つめ直すことで相互に認識を深めることが目指されているといえる。エコミュージアムと一般的な博物館の差異としては、その成立過程において行政から用意された博物館ではなく、住民側からの意志による行政との協力の下で形成し運営するという点である。ただし、単なる観光や地域おこしを志向したものではなく、一般的な博物館において専門的職員の配置や教育プログラム、地域との連携といったことに十分に取り組んでこなかったことへの批判を含んでいるものであった。そのため、エコミュージアムは一般的な博物館の問題点を提起したものであるということができる。エコミュージアム論を元に民族の文化表象に関していえば、固定化したイメージに対して文化の所有者が真正であると解釈した文化の姿を提示するのが博物館やその地域全体の役割であるといえる。

本節で明らかとなったのは、観光による来訪者と住民や民族を繋ぐ媒介として博物館は重要な役割を持っており、来館者に対して文化の所有者たる住民・民族が選択した文化をそこにおいてどのように提示していくかを当該地域の住民・民族自身が検討していかなくてはならないこと、観光は余暇及び経済的余裕のある者が自らの居住地を離れて他の地域の限られた一面を楽しむものであり、受け入れ側は常に訪問者に依存しているとするのは非常に一面的な見方であり、訪問者を受け入れることにより地域として、あるいは民族としてのアイデンティティが涵養されるとともに、文化の発展や創造を働きかけるという効果があること、そして博物館でこれらの議論を踏まえるためには博物館の一形態であるエコミュージアムの理念と実践が示唆に富んでおり、民族の固定化したイメージに対して文化の所有者が真正であると解釈した文化の姿を提示するのが博物館やその地域全体の役割であること、である。

第 2 節では具体的にアイヌ民族と博物館の関係を、観光を意識した活動を行っている白老アイヌ民族博物館の事例から考察した。また同博物館が「伝統的生活空間（イオル）の再生」事業で重要な役割が期待されていること、その事業が前節で考察したエコミュージアムの理念と重なる部分が多いため、本節で併せて検討を加えた。第 1 項では白老アイヌ民族博物館が観光と密接な関係があることを述べた。アイヌ民族博物館はアイヌ民族に関する活動や海外の少数民族との交流事業を積極的に行ってきており、観光施設の中に存在しながらアイヌ民族に関する正確な知識が得られるような機能を有している。観光と結びついた活動は批判されることもあったが、観光として訪れる人々に対してどのようにそれらを提示してみせるかといった質を改善することで文化を保存し継承することの意義を示してきたといえる。第 2 項ではアイヌ民族博物館が重要な位置を占めることが期待されている「伝統的生活空間（「イオル」）の再生」について、その議論の過程を検証した。ここでは当初の構想で「イオル」がアイヌ文化の伝承活動に必要な素材を供給できる空間であると同時に、アイヌ文化の伝承及び理解を図ることも目的としていたことから、ある程度地域外からの観光としての訪問者があることが意識されていたといえる。このことから「イオル」の機能としては伝統文化の伝承と文化の振興、文化伝承を支える実践的な調査研究、体験を通した普及・啓発、世界の民族文化との交流が挙げられており、エコミュージアムや博物館においての活動と類似した点が多いことを明らかにした。「イオル」とはアイヌ文化伝承を目的とした自然素材の活用・確保のできる大規模な自然保護区域と考えられ、そこには博物館としての機能も含まれていると考えられる。この「イオル」（白老町）に関しては 2011 年の報告書で「象徴空間」にその取り組みを継承するとされ、そこにも博物館などの教育普及施設が計画されている。ただし「イオル」及び「象徴空間」はあくまで見本として捉え、これを元に民族としての権利を主張する手段として活用していかなければならないといえる。つまり議論をさらにアイヌ民族自身や住民も関わって深める必要があり、来館者と住民や民族を繋ぐ媒介としての博物館の役割を深める必要があるといえるのである。第 3 項では全道各地に計画されている上述の「イオル」のうち、「中核イオル」とされた白老町の取り組みを検討し、「イオル」を含んだ白老地域計画とアイヌ民族博物館の役割について述べた。白老地域計画では伝承者の減少が指摘され、文化に関する情報収集が急務となっていることから「イオル」の整備をできる限り早く行うべきであることが述べられており、博物館によるの資料収集などを期待するものであった。白老町にあるアイヌ民族博物館は知識・技術などの経験を生かして指導者育成・伝承者育成事

業などに取り組んでおり、博物館の教育機能が発揮されていると考えられる。また、アイヌ文化振興・研究推進機構の白老イオル事務所も近隣に設置され「現在」を意識した活動の拠点として機能しており、アイヌ民族博物館との連携が模索されている。先住民族に関する議論が活発になっていることを考え、博物館において文化だけに偏らない活動を再検討し、作り上げていくことが必要とされている。

本節で明らかとなったのは、アイヌ民族博物館が、観光施設の中に存在しながらアイヌ民族に関する正確な知識が得られるような機能を有しており、訪問者に対しての文化の提示方法を改善することで文化を保存し継承することの意義を示してきた博物館であること、「イオル」や「象徴空間」に関する事業計画では重要な役割を期待されているといえるが、その役割とは博物館の持つ教育機能を生かし、伝承者の育成や資料の収集・保存を行うとともに、訪問者に対して「現代」のアイヌ民族が継承している文化や求めている姿を「イオル」「象徴空間」とともに提示していくこと、である。

本章では観光という視点から博物館の役割について考察を加えてきた。前章で述べた「『自文化』の展示」をどのように行っていくかという課題とも関連するが、観光を意識した博物館活動では、不特定多数の来館者がその地域の文化に対して認識する契機となるだけではなく、発展・創出された文化に対する議論を深め、その文化がどのような背景から選択され変化してきたのかを提示することと、従来からの博物館の機能として持っている保存・研究機能を生かしその文化の変遷の記録・調査、そして伝承者の育成を併せて行うことで、危機的な状況にある民族の文化を改めてその民族自身、あるいは地域住民自身が位置づけられることが明らかになったといえる。

ただし、本章で述べたように観光は地域や民族のアイデンティティに対し働きかけ影響を及ぼすが、それはアイデンティティ確認のための一手段に過ぎず、観光における文化の発展・創造は確かに存在するもののそれは文化の総体ではないということは観光の持つ限界であり、留意する必要がある。それ故に地域住民・民族、さらに来訪者はそれぞれが観光における文化が限定されたものであることを認識していかなければならないのである。相互の仲介をし、総体的な認識を深めるための装置として博物館はその地域において必要とされるということも明らかになった。

博物館を取り巻く状況は依然として厳しい。市町村の合併や指定管理者制度による民間企業の参入といった博物館に限らず社会教育全体に影響を及ぼすであろう状況が現在もなお進行中である。経済的効果と観光という活動とは直接的に結びつくものであり、数値に

表れる効果のみがそのような状況の中で期待されがちではある。しかし博物館は経済的な視点だけではなく、地域の住民や民族の文化・歴史に対してもそれと同等の視点による検討を行わなくてはならない。このことを踏まえた上で経済・社会的効果を総合的に判断し、観光を目的ではなく手段として活用していく視点が必要であると考えられる。

第 5 章　アイヌ文化振興法と博物館

序

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ文化振興法」）は「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（中略）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（中略）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与すること」[1]を目的とするものである。

この法律は、「アイヌ民族が求めていた『アイヌ新法』が（中略）ようやく可決成立した」[2]と多くの期待を受けたものであったが、同時に問題点も指摘されてきた。最も多い批判としては同法が 1984 年に北海道ウタリ協会が提示した「アイヌ新法（案）」や当時作業中であった「先住民族の権利に関する国連宣言（案）」とは異なり、アイヌ民族の権利について触れられておらず文化の振興・普及啓発のみに特化していることである。これはアイヌ文化振興法附則第 2 条で北海道旧土人保護法（旧土法）が廃止されたことから、2 つの法律に密接な関連があると考えられていること、あるいはアイヌ文化振興法を指して報道や論者によっては「アイヌ新法」という略称を使っていることにより北海道ウタリ協会による案の具体化と受け止められたことがその背景にあるといえる。

確かにアイヌ文化振興法はアイヌ民族の求める施策の一部ではあるが、土地に関する権利や自立化基金などに関しては別途施策を行う必要があるといえ、少なくとも文化の振興に関する限りは同法が成立した意義はあると考えられる。それは同法第 7 条においてこの目的の達成へむけた業務のために一般社団法人あるいは一般財団法人を指定できる、としており、これを受けて 1997 年より財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以下「推進機構」）が指定されていることが大きいといえる。

推進機構は 1997 年に北海道による設立準備を経て設立され、同年アイヌ文化振興法に規定されている業務を行う唯一の法人として指定された。その業務とはアイヌ文化振興法第 8 条にあるように、1）アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務、2）アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発、3）アイヌ文化の振興等に資する調査研究、4）アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文

化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助、5）このほかアイヌ文化の振興等を図るために必要な業務、である。これに基づき推進機構では、1）アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、2）アイヌ語の振興、3）アイヌ文化の振興、4）アイヌの伝統等に関する普及啓発、5）伝統的生活空間の再生[3]、の 5 つの事業を実施している。

このうち博物館に関係が深いといえるのは「アイヌ文化の振興」と「伝統的生活空間の再生」である。アイヌ文化の振興に関する業務として 2010 年度の例としては、アイヌ文化伝承再生事業、アイヌ文化交流事業、アイヌ文化普及事業、アイヌ文化活動表彰事業がある[4]。特に関係が深いといえるのはアイヌ文化普及事業である。これは「国内外の博物館などが所蔵する民族衣装、生活用具、儀礼用具などのアイヌ民族の伝統的な工芸品を展示・公開する「アイヌ工芸品展」を開催し、アイヌ文化への国民的な理解とアイヌの人々の伝承意欲の向上を図ろうとする事業」[5]であり、1997 年度より毎年ほぼ 1 回（1997 年度及び 1998 年度は 2 回開催）、2011 年度までに 17 回開催されている。また、「伝統的生活空間の再生」に関しては第 4 章第 2 節で詳細を述べたが、その契機となった 1996 年の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の委員であった佐々木高明は 2007 年に推進機構の事業の実施状況に対して「『伝統的生活空間（イオル）の再生』という分野が欠落している」[6]との指摘を行っている。しかしこれはその議論に時間がかかってしまったためであり、推進機構設立から約 10 年を経てその事業の一環として「伝承者育成事業」が行われ、2008 年度よりアイヌ民族博物館が委託を受けてその機能を生かして実施している。

そこで本章では推進機構の事業のうち博物館と関係の深いこの 2 点を検討することによりアイヌ文化振興法が博物館に与えた影響について考察する。まず第 1 節ではアイヌ工芸品展の分析を行うが、同時に推進機構に限らず全国で開催されたアイヌ関連の特別展についても検討を加える。それは 1998 年より行われているアイヌ工芸品展は基本的に全国を対象としているため、その前後における変化を明確にすることができると考えられるためである。第 2 節では伝統的生活空間の再生事業の一環としての伝承者育成事業について述べる。実際にこの事業を委託されているのはアイヌ民族博物館であり、このカリキュラムを検討することにより博物館の教育機能について検討を加えることができるためである。

第１節　アイヌ民族関連の特別展とアイヌ工芸品展の分析

第１項　アイヌ民族関連特別展の分析

（1）

博物館での教育普及活動は展示およびその解説、講演会や研究会などによって行われているが、最も大きな比重を占めているのは資料を実際に提示し、解説を加えるという普及活動である展示であるということができる。展示には基本的に年間を通じてほとんど変更を加えない「常設展示」と、新たに収集した資料や最新の研究結果の紹介、あるいは国内外の別の博物館からの資料の借用により期間を区切って行われる展示である「特別展示」に分けることができる。この「特別展示」は博物館によっては特別展・テーマ展・企画展などと呼称することがあるが、共通した明確な定義はないということができる（以下ではこれらの展示活動を「特別展」とする）。

常設展示は多くの場合予算等の関係により展示自体の改訂を行いづらい一方、特別展では最新の学術動向や研究成果を紹介したり博物館の活動の一部をさらに掘り下げるような展示等を行ったりすることが可能である。もちろん最新の研究結果がそれ以降の定説として扱われるとは限らないため、即時的な常設展示の変更につながるわけではない。しかし特別展ではその開催時期における展示の意図が強く現れているため、その検討を行うことによりその時点での多文化・多民族社会における博物館教育がどのように考えられているかを明らかにすることができるといえるだろう。

特別展に焦点を当てた研究は極めて少ないが、近年では中村尚弘によるものが挙げられる[7]。中村は 19 世紀末・20 世紀初期、1940～70 年代、1980 年代、1990 年代前半、1990 年代後半から現代という 5 つの時代区分を行って分析を加え、1940 年代から 2005 年にかけての特別展の開催数を 179 としている。この数字は「アイヌ文化をなるべく広義に解釈し、多くの特別展を一覧に含めるようにした」[8]結果であり、具体的には「更科源蔵、松浦武四郎などアイヌ文化と深いかかわりを持った人物についての特別展、いわゆる蝦夷風俗画に関する特別展、海洋資源や毛皮交易などテーマの特化したものも含めて北太平洋地域の民族に関する特別展、それに、アイヌ文化の起源と考えられている北海道の縄文、擦文文化の特別展」[9]である。

しかしながら縄文・続縄文・擦文・オホーツク文化や中世におけるいわゆる「エミシ」

は確かにアイヌ民族の祖先といわれる、あるいは関連が深いとされることがあるものの、アイヌ民族との具体的な関連については現在も研究が進められているところである。また、現代社会における多文化・多民族との関わりを考える上では時代的な隔たりが大きいことからこれらを除外して考える必要があるだろう。

そこで本節では 1990 年から 2011 年までのアイヌ民族に関する特別展を対象として考察を加える。考察対象とするのは中村が示した基準を参考にしたアイヌ文化を対象とした特別展であるが、縄文文化などアイヌ文化期以前、あるいは「エミシ」など関連は深いもののアイヌ民族の祖先であると断定できないものが特別展テーマの中心となっている場合は除外した。ただし明らかにアイヌ文化との関連でこれらがテーマとなっているものについては除外しなかった。また、表の数値には特別展タイトルからアイヌ民族関係資料がある可能性が指摘できるものの詳細が確認できなかったものを除いた数値（網掛け部分）とそれらを含めた数値の 2 つを示したが、本項では特に断りがない限り確実性の高い網掛け部分の数値を使用する。

（2）

日本でアイヌ民族に関する資料がどの程度保管されているかに関しては、第 3 章第 2 節第 1 項でも述べた 2009 年に北海道大学アイヌ・先住民研究センター行った調査がある[10]。この調査では各機関に対し民具資料・映像資料・写真資料・音声資料・文献資史料・絵画資料・出土文化財の有無を尋ねているが、最も多く所蔵されているのは民具資料であり、北海道内では 65 機関、北海道外では 72 機関から回答が寄せられている[11]。北海道外で最も多かったのは東京都であり、11 機関からの回答があった。もちろんこの数字は回収率から考えれば正確なものではなく、またこれらの資料は研究目的であったり未整理であったりすることもあるため、全ての機関が広く一般へ向けて公開する、あるいは教育目的に用いることができるとは限らない。しかし北海道外であっても和歌山県・佐賀県・大分県を除いて何らかの資料を所蔵しており、今後の活用が期待されるということができるだろう。

アイヌ民族関連資料を常設展示している主な博物館は財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が小学校 4 年生及び中学校 2 年生に配布している副読本である『アイヌ民族：歴史と現在―未来を共に生きるために』に記載があり、北海道内では 22 箇所、北海道外では 8 箇所が掲載されている[12]。表に 1990 年から 2011 年までのアイヌ民族関連の特別展の開催数をまとめたが、ほとんどのアイヌ民族関連の特別展はこれらの博物館で開催されている。

特に副読本にも記載されている北海道開拓記念館、北海道立北方民族博物館、アイヌ民族博物館、平取町立二風谷アイヌ文化博物館による特別展が突出して多い（具体的な館名、開催タイトル、開催時期などについては巻末資料参照）。これはこれまでの章で示したように、これらの博物館では 1 回ないしは複数回の特別展の開催が年間計画として行われているためであることが一因として挙げられる。またアイヌ民族博物館や市立函館博物館における「児玉コレクション」のようにまとまった数の資料があること、アイヌ民族など北方民族の文化を専門領域とする学芸員がいることも特別展の開催が頻繁に行われる要因である。

表 1）全国のアイヌ関連特別展の開催状況

年	北海道内		北海道外		計	
1990	2	2	1	1	3	3
1991	7	6	4	1	11	7
1992	4	4	2	1	6	5
1993	8	8	9	7	17	15
1994	7	7	5	4	12	11
1995	7	7	5	4	12	11
1996	8	8	4	4	12	12
1997	5	5	4	4	9	9
1998	12	10	3	2	15	12
1999	5	5	6	3	11	8
2000	4	4	8	7	12	11
2001	7	7	3	3	10	10
2002	8	7	4	4	12	11
2003	10	9	6	4	16	13
2004	10	9	5	5	15	14
2005	9	9	3	3	12	12
2006	6	6	2	2	8	8

2007	17	17	5	3	22	20
2008	8	7	4	4	12	11
2009	17	16	2	2	19	18
2010	6	5	3	2	9	7
2011	10	10	2	1	12	11
計	177	168	90	71	267	239

※表中の網掛け部分は特別展タイトルからアイヌ関係資料がある可能性が指摘できるものの、詳細が確認できなかったものを除いた数字である。

（日本博物館協会編『博物館研究』（日本博物館協会）の 1990 年から 2011 年まで（25（1）～46（12））の「イベント情報」、各博物館ウェブページ、各博物館図録、当該年月日前後の北海道新聞を参照の上筆者作成）

表 2）博物館ごとのアイヌ民族関連特別展の開催状況（2 回以上開催）

館名	件数	
北海道開拓記念館	33	32
北海道立北方民族博物館	27	23
アイヌ民族博物館	21	21
平取町立二風谷アイヌ文化博物館	21	21
○国立民族学博物館	9	6
北海道立文学館	7	7
○東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館	7	5
旭川市博物館	6	6
市立函館博物館（含・五稜郭分館）	6	6
○大阪人権博物館（大阪人権歴史資料館）	5	5
帯広百年記念館	5	5
名寄市北国博物館	5	5
市立函館博物館	5	5
小樽市総合博物館（小樽市博物館）	4	4

仙台藩白老元陣屋資料館	4	3
北海道立近代美術館	4	3
○青森県立郷土館	4	2
○静岡市立芹沢銈介美術館	4	2
○秋田県立博物館	3	3
○大阪府立近つ飛鳥博物館	3	3
○岩手県立博物館	3	1
○青森市歴史民俗展示館「稽古館」	2	2
○板橋区立郷土資料館	2	2
○川崎市市民ミュージアム	2	2
釧路市立博物館	2	2
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	2	2
北海道大学総合博物館	2	2
北海道立旭川美術館	2	2
北海道立帯広美術館	2	2
○早稲田大学會津八一記念博物館	2	2
○東京家政大学博物館	2	1
北海道立道民活動センター	2	2

※主催者と開催館が違う場合もあるが、本表では開催館によって集計した。

※表中の網掛け部分については前表と同様である。

※博物館名に○印を付したものは北海道外の博物館である。

※「北海道立道民活動センター」は博物館ではないが、北海道ウタリ協会・北海道開拓記念館主催（1994年）、及び北海道立北方民族博物館主催（1995 年）の特別展が開催された施設であるため、表中に示した。

（日本博物館協会編『博物館研究』（日本博物館協会）の 1990 年から 2011 年まで（25（1）～46（12））の「イベント情報」、各博物館ウェブページ、各博物館図録、当該年月日前後の北海道新聞を参照の上筆者作成）

特別展の開催状況だが、1990 年から 2011 年までに北海道では 168 件、北海道外では 71 件、合計 239 件が開催された（表 1）[13]。2000 年以降では 2006 年と 2010 年に落ち込みが見られるものの、1990 年代は 93 件、2000 年代は 128 件と概ね増加傾向にあるといえる。ターニングポイントとなった年は 1993 年であり、前年の約 3 倍となる 15 件が開催された。これはこの年が世界の先住民の国際年（国際先住民年）であったためであり、特別展タイトルにこれを記念する文言が入っている特別展が 6 件あった。これ以外に内容的にもこれを記念する特別展としては北海道開拓記念館第 96 回テーマ展「現代におけるアイヌ文化」展、東京国立博物館特別展観「アイヌの工芸」展、そして国立民族学博物館企画展「アイヌモシリ　民族文様から見たアイヌの世界」展がある。特に「アイヌモシリ」展は北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）の働きかけにより、1994 年に北海道立道民活動センター及び北海道開拓記念館で開催された「ピㇼカ　ノカ　アイヌの文様から見た民族の心」展となって北海道での開催が行われたという経緯がある。この「ピㇼカ　ノカ」展では図録中約 3 分の 1 が現代作家によるものであり、また萱野茂・れい子へのインタビュー、秋辺得平による寄稿があり、国際先住民年をきっかけに 1993 年から 94 年にかけて「現代に生きるアイヌ」を強く知らせようとする内容の特別展が開催されたといえる。これは第 3 章第 1 節で述べたような世界的に民族を扱った博物館がその活動内容を自省的に見直すといった動きと合致しており、日本におけるアイヌ民族もまたその例外ではなかったことを示しているということができるだろう。

2007 年には北海道で 17 件の特別展が開催され、1990 年から 2011 年の間では最も多い件数となっている。このうちの 6 件は北海道立アイヌ民族文化研究センターと開催館による共催となる「アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2007・胆振/日高」展である。この特別展は 1994 年に同センターに寄贈された資料の整理がほぼ終了したことから企画された展示であり[14]、毎年地域を区切って山田秀三による地名研究の成果を展示しているものである。2007 年に開催された 6 件のうち 3 件は「ミニ展示」として小規模で開催された。この一連の展示企画は地名を展示テーマとしているために、後述する財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構によるものとは反対に地域密着型となっているといえる。2009 年も多くの特別展が開催されたが、このうちの 4 件はアイヌ民族博物館によるもの、3 件は財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構によるものである。アイヌ民族博物館において年間 4 件の開催は本年だけであるが、うち 2 件は小規模のものとなっている。

北海道外では国立民族学博物館、東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館、大阪人権博物館に

よるものが多い（表 2）。東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館は静岡市立芹沢銈介美術館とともに美術的視点から芹沢銈介が収集したアイヌ関係資料を多く所蔵しており、基本的には単館での主催による特別展を開催している。

大阪人権博物館が開催した特別展は「国際先住民年記念　近代日本と先住民族・アイヌ」展（1993 年）、「博覧会―文明化から植民地化へ」展（2000 年）、「描かれた『異国』『異域』　朝鮮、琉球、アイヌモシリの人びと」展（2001 年）、「アイヌ民族の青春群像」展（2003 年）、「アイヌからのメッセージ―現在（いま）から未来（あす）へ」展（2008 年、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と共催）である。これらは他の特別展が主に美術的視点や考古学的視点から構成されているのに対して、近世・近代の日本によるアイヌ民族の社会的位置づけについて問題提起をするような内容となっている。特に「描かれた『異国』『異域』」展は三者との関係から日本がどのようにそれらを見ていたかについての内容となっており、類例があまりないといえる。

239 件の特別展の内、図録や博物館の年報などで内容について確認できたのは 123 件である。テーマを大別すると「社会（近代以前）」「社会（現代）」「美術」の 3 つに分類することが可能である[15]。「社会（近代以前）」は近代以前のアイヌの文化、歴史、生活などが中心となっているものであり、ここには「〇〇コレクション」といった個人や団体のコレクションを包括的に紹介するものも含めることができる。これは個人や団体のコレクションでは近代以前の資料が収集されていることが多いためである。「社会（現代）」は現代作家による作品を中心としているもの、現代におけるアイヌ民族を取り巻く社会状況や博物館そのもののあり方について問題提起しているものなど、現代を生きるアイヌ民族が意識されているものである。もちろん現代だけではなく近代以前の資料も同時に展示されることが多いが、現代への視線が明確に示されているものといえる。「美術」は刺繍や木彫など、その造形の美術的価値を中心として構成されているものであり、その資料の年代に関連した社会的背景については簡単に触れられている程度である。ただし現代作家による作品は前述の通り「社会（現代）」として考えた。これに従えば、「社会（近代以前）」は 58 件（47%）、「社会（現代）」は 31 件（25%）、「美術」は 34 件（28%）である。

「社会（近代以前）」が「社会（現代）」と比較して収集対象となる年代が広いことを考えれば、「社会（現代）」が 4 分の 1 を占めることは博物館において現代も重視されているということができるように思える。しかしながら、「社会（現代）」の 31 件のうち平

取町立二風谷アイヌ文化博物館が主催したものが 9 件、北海道開拓記念館主催が 7 件（うち 1 件は推進機構と共催）、大阪人権博物館主催が 3 件（うち 1 件は推進機構と共催）と、主催者に偏りが見られる。また、「社会（現代）」のうち、そのほとんどは現代作家による伝統工芸作品の展示及び解説であり、現代の社会に対する問題提起となっているのは平取町立二風谷アイヌ文化博物館主催の 9 件、北海道開拓記念館主催の「ポスターとの対話」展及び「見誤った伝統？」展、北海道大学スラブ研究センター及びアイヌ・先住民研究センター主催の「アイヌと境界」展と、非常に限られているということができる。ただし、「社会（現代）」のその他の展示であっても図録などにおいて現代社会に対する問題提起を行っている論考や解説はある。

このように「社会（近代以前）」「美術」が特別展テーマとなる背景としては、やはり現代に関する展示の難しさが表れているということができるだろう。その理由としては資料の絶対的な数が異なること、「社会（近代以前）」「美術」であれば歴史的・美術的価値の評価や研究が現代と比較して多く行われているために一般への教育普及活動がしやすいことが挙げられるが、最も大きいと考えられるのは、アイヌ民族に関する法律が文化の振興に関するもののみであるように、「伝統的文化」に関する展示であれば議論は研究レベルのものとなり、一般的には「無難」であるとされているためではないかと考えられる。

さて、これらの中で最も注目できるのは推進機構主催の特別展であり、「社会（近代以前）」は 16 件、「社会（現代）」は 8 件、「美術」は 16 件開催されており、アイヌ文化に関するテーマが幅広く網羅されているといえる。そこで次項では推進機構主催の特別展図録を中心として検討を加えていく。

第 2 項　財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構によるアイヌ工芸品展の分析

アイヌ工芸品展は 1998 年度第 1 回目まで推進機構が主催しているが、同年度第 2 回目以降は日本各地の博物館及び関連施設との共催である。この一連の展示では、資料を展示するに当たって、当該施設の担当者との打ち合わせ以外に、各地のアイヌ民族関連資料についての研究者が展示や図録制作に関わり、最新の研究結果や動向を踏まえたものであるといえる。そのため、推進機構におけるアイヌ工芸品展で示された展示の方向性がアイヌ民族に関する展示活動を代表していると考えられるのである。

以下では 2011 年度までの工芸品展の分析を行い、アイヌ文化振興法以降の現代のアイヌの文化表象がどのように行われているかについて述べる。分析にあたっては基本的にアイヌ工芸品展の図録から得られた情報に基づき、会場となった博物館名と所在地、開催主旨、資料の所蔵先及び点数、資料情報、概説・論考の抽出を行った。会場はどの程度北海道外での開催があったか、開催主旨と概説・論考は工芸品展開催の意図とその時点におけるアイヌ民族への視線、資料情報はどの程度展示された資料の情報が明らかにされているのかを、それぞれ確認するために抽出した。

1)「アイヌの美　装い　土佐林コレクションの世界」展（1997 年度（1））

○会場：旭川市博物館（北海道旭川市）、アイヌ民族博物館（北海道白老町）、帯広百年記念館（北海道帯広市）

○開催趣旨：財団として初めて行う展覧会事業として、早稲田大学が所蔵している、アイヌの伝統的文化財のコレクションとしてきわめて質の高い土佐林コレクションを展示することで、アイヌの人々の独自の芸術性を示すアイヌ文様と、それを巧みに配した衣服や木工芸品の美しさを見てもらい、アイヌ民族がはぐくんできた文化の素晴らしさを感じとってもらう[16]

○所蔵先及び点数[17]：早稲田大学（62 点）

○資料情報：資料名（日本語・アイヌ語）、計測値

○概説・論考：1 点（児玉マリ「アイヌの衣服」）

1997 年度は 2 回のアイヌ工芸品展がほぼ同時期に開催された。展示された点数はこれ以降の工芸品展と比較するとやや少なめであった。展示資料は北海道大学で工芸美術を専攻していた土佐林義雄により 20 世紀前半に収集され、その後早稲田大学に寄贈されたもの（土佐林コレクション）である。資料解説は「衣」「装」「彫」に分けられ、「衣」では文様のあるアットゥシ（樹皮衣）やチカルカルペ（木綿衣）、「装」ではタマサイ（首飾り）やニンカリ（耳飾り）、「彫」ではイクパスイ（奉酒箸）とマキリ（小刀）が掲載されている。

「彫」において、「アイヌ彫刻の美」として、「アイヌの彫刻もまた、常に環境に適応するように努力してきたからこそ、現代に受け継がれたのである」[18]とあるが、掲載されている資料には年代の表記がないことから、近年新たに収集ないしは寄贈されたものでは

なく、全て土佐林コレクションの一部であろう。また、土佐林義雄の没年は 1957 年であるため、基本的にはそれ以前のものであると考えられる。そのため資料から見る「現代」は半世紀ほど以前のことを指してしまっているといえる。

2）「サハリンアイヌの生活文化」展（1997 年度（2））

○会場：青森県立郷土館（青森県青森市）、北海道開拓記念館（北海道札幌市）

○開催趣旨：初めて行う展覧会事業として、サハリン州立郷土博物館が所有するサハリンアイヌのコレクションを展示し、サハリンアイヌに特徴的な民族文様と、それを配した衣服や木工芸品の数々、生活の中に巧みに表現された美しさを見てもらう[19]

○所蔵先及び点数：サハリン州立郷土博物館（Сахалинский государственный областной краеведческий музей、112 点）

○資料情報：収蔵番号、資料名（日本語・ロシア語・アイヌ語（カナ表記）・アイヌ語（ローマ字表記））、計測値、所蔵カテゴリー

○概説・論考：3 点（V・M・ラトゥイシェフ「サハリン州立郷土博物館のご案内」、手塚薫「サハリンアイヌの人々」、林昇太郎「サハリンアイヌの工芸」）

展示資料はサハリン州立郷土博物館が所蔵する旧樺太庁博物館、ピウスツキコレクション、ジェレブツォフコレクションの一部である。樺太庁博物館は終戦時にソ連により接収されたもの、ピウスツキコレクションは 1900～1910 年ごろにサハリン先住民に関する文化人類学者であるピウスツキ（Piłsudski, Bronisław Piotr）により、ジェレブツォフコレクションは主に終戦後にサハリン州立郷土博物館館長を務めた人物であるジェレブツォフ（Жеребцов Борис Александрович）により収集されたものである。

展示資料からは現代への視座を得ることは難しいが、手塚による解説の中には 1875 年の樺太・千島交換条約によるサハリンアイヌの強制移住と、移住先の対雁において不慣れな農耕と伝染病の発生により 1887 年までに半数以上が死亡したことについて触れられている[20]。

3）「アイヌの美・彫る　清野謙次コレクションを中心に」展（1998 年度（1））

○会場：名寄市北国博物館（北海道名寄市）、二風谷アイヌ文化博物館（北海道平取町）

○開催趣旨：大阪府立近つ飛鳥博物館が所蔵する「清野謙次コレクション」を中心として、旭川市博物館と財団法人アイヌ民族博物館の協力のもと、アイヌ文化の特色の一つである木工芸品に刻まれたアイヌ文様の美しさをテーマに展示し、北海道アイヌ・樺太アイヌ・千島アイヌの工芸品の相違点や共通する美しさを見てもらう[21]

○所蔵先及び点数：大阪府立近つ飛鳥博物館（図録掲載 59 点・未掲載 1 点）、旭川市博物館（図録掲載 36 点・未掲載 12 点）、平取町立二風谷アイヌ文化博物館（図録掲載 25 点・未掲載 49 点）、アイヌ民族博物館（図録掲載 14 点・未掲載 2 点）

○資料情報：資料名（日本語・アイヌ語・英語）、所蔵館資料番号、寸法、所有、写真掲載の有無、備考

○概説・論考：5 点（かとうまちこ「伝統と創造　そして私」（聞き手　出利葉浩司）、三宅正浩「清野謙次コレクションについて」、青柳信克「二つの木盆」、長谷部一弘「樺太アイヌの木彫　接触文化の所産」、秋野茂樹「細工物としてのアイヌの工芸　シタエーパレの生きた時代に」）

清野謙次は病理学者・考古学者であり、その研究の過程で民具や人骨などを収集した。展示は北海道内の 2 ヶ所の会場で行われ、内容が一部異なっている。基本的には大阪府立近つ飛鳥博物館所蔵の清野謙次コレクションが中心となっているが、これに加え名寄市北国博物館では旭川市博物館及びアイヌ民族博物館の資料を、二風谷アイヌ文化博物館では同館が所蔵する地元のアイヌ民族による現代工芸作品を展示した。これに伴い図録は「清野謙次コレクション」「名寄会場展示」「平取会場展示」の 3 部に分かれている。

注目すべきは後者の平取会場展示である。ここでは清野謙次コレクションとあわせて、11 点の現代工芸が展示されたのであった。これにより「「名工」と評される彫り手が次々と登場し、優れた作品が生み出されていくことを願っています」[22]としており、博物館による現代社会への働きかけの一つであると考えられる。ただし現代工芸の展示はこの平取会場のみであり、工芸展全体において展示したものではなかった。しかしながら図録冒頭にはアイヌ民族工芸（染色品）の現代における担い手の一人である作家へのインタビューを掲載しており、単なるコレクション紹介にとどまらない内容となっている。

4）「テケカㇻペ―女のわざ　～ドイツコレクションから～」展（1998 年度（2））

○会場：アイヌ民族博物館（北海道白老町）

○開催趣旨：かなり早い時期からアイヌ民族への関心が高かったヨーロッパでは、ロシアに約 5000 点、その他のヨーロッパ各地の博物館に約 6000 点近くのアイヌ民族資料が収蔵されていることが確認されており、そのガラス玉を使用した額飾り等、アイヌの服飾文化を特徴づけるものでありながらわが国には現存しないとされる貴重な資料や、保存状態の良い鳥羽衣などといった資料の公開を通じてアイヌ民族がはぐくんできた文化の素晴らしさを感じ取ってもらう[23]

○所蔵先及び点数:国立ベルリン民族学博物館（Staatliches Museum für Völkerkunde, Berlin、48 点）、州立ライプチッヒ民族学博物館（Museum für Völkerkunde zu Leipzig、16 点）、ケルン市立ラオテンシュトラウホ-ヨースト民族学博物館（Rautenstrauch-Joest-Museum für Völkerkunde, der Stadt Köln、15 点）

○資料情報：資料名（日本語・ドイツ語）、資料番号、計測値、収集年、収集地、受入先、収蔵年、収蔵館、備考（収集者）

○概説・論考：2 点（クライナー・ヨーゼフ「ドイツにおけるアイヌ観、アイヌ研究並びにアイヌ・コレクションについて」、児玉マリ「アイヌの衣服」）

ドイツの 3 ヶ所の博物館が所蔵する資料を中心とした展示だが、日本におけるアイヌ文化に関する展示と大きく異なる点は、8 割以上の資料に収集年や収集地などが明示され、また一部の資料は収集者も示されている。ほとんどが 19 世紀後半から 20 世紀初頭に収集されたものである。会場はアイヌ民族博物館 1 館のみであったが、複数箇所で展示を行わなかったのは 2010 年度までで本展のみである。

博物館展示における植民地主義への批判は明確には示されていないものの、ヨーゼフの論考中には「アイヌは非常に古い文化の形態を持っているという前提に立って、その上でヨーロッパのアイヌ観やアイヌ研究方針に従って、資料が集められたので、狩猟や採集経済と関係している道具は特に注目された」[24]と述べており、またヨーロッパにおける研究が進むことで「ヨーロッパのアイヌ・コレクションの中には、アイヌ文化それ自体よりも我々ヨーロッパ人の精神史を見出すことができるのではないか」[25]としている。

5）「アイヌの四季と生活　十勝アイヌと絵師・平沢屏山」展（1999 年度）

○会場：北海道立帯広美術館（北海道帯広市）、埼玉県立博物館（埼玉県大宮市（現・さいたま市））

○開催趣旨：描かれたのは絵師のフィルターを通したアイヌの姿だが、同時に展示される十勝管内をはじめ日本全国から集められたアイヌ民具とともに、その双方を比較することによって当時の生活の様子を具体的に知ることができるようになっている[26]

○所蔵先及び点数：幕別町蝦夷文化考古館（50 点）、アイヌ民族博物館（27 点）、市立函館博物館（24 点）、帯広百年記念館（21 点）、北海道家庭学校博物館（12 点）、天理大学附属天理図書館（11 点）、芽室町教育委員会（10 点）、東京国立博物館（9 点）、大英博物館（The British Museum、9 点）、浦幌町郷土博物館（7 点）、市立函館図書館（6 点）、本別町歴史民俗資料館（5 点）、個人（5 点）、幕別町教育委員会（4 点）、陸別町教育委員会（4 点）、国立スコットランド博物館（National Museum of Scotland、4 点）、音更町教育委員会（3 点）、十勝毎日新聞社（3 点）、北海道開拓記念館（2 点）、ハイデルベルク民族学博物館（Heidelberg Ethnology Museum、2 点）、大迫町教育委員会（1 点）、児玉コレクション（1 点）、東京大学史料編纂所（1 点）ビーディヒハイム-ビッシンゲン市立博物館（Bietigheim-Bissingen Municipal Museum、1 点）

○資料情報（絵画）：画題（日本語・英語）、作者、材質・形状、寸法、所蔵・保管、収蔵番号

○資料情報（民具）：資料名（日本語・アイヌ語・英語）、地域、構造・使用者等、寸法、所蔵・保管、収蔵番号

○概説・論考：6 点（内田祐一「十勝のアイヌ民族」、内田祐一「十勝アイヌの民具とその所蔵先」、佐々木利和「平沢屏山とアイヌ絵」、五十嵐聡美「最後のアイヌ絵師―平沢屏山」、太田善繁「トカチ場所について」、斎藤省三「開拓と十勝アイヌ」）

本展は初めて北海道外での展示も行ったアイヌ工芸品展となる。平沢屏山によるアイヌ絵を中心に、そこに描かれた民具とともに展示したものである。平沢屏山については「アイヌの人々と生活を共にしたという経験と、鋭い観察眼、確かな技量で、質の高いアイヌ絵を生み出した代表的アイヌ絵師として位置づけられる」[27]、「これほどいきいきとしたアイヌの子供たちを描いたアイヌ絵の作家はほかにはいない」[28]と高い評価がなされており、幕末から明治初期にかけてのアイヌ民族の生活を知るための貴重な資料であるといえる。

現代との関連については内田による解説中に「近現代の十勝アイヌ」として概略的に触

れられているのみであるが、本展は上述の通り幕末・明治期のアイヌ民族の生活を示すということが明確にされているといえる。また、収集者などの情報については一部ではあるが示されている。

6）「馬場・児玉コレクションにみる　北の民　アイヌの世界」展（2000 年度）

○会場：広島県立歴史民俗資料館（広島県三次市）、名古屋市博物館（愛知県名古屋市）

○開催趣旨：近世・近代における受難の歴史の中で、その文化的特色の多くが失われ、アイヌ文化は存亡にかかわる危機的な状況に追い込まれたなかで、アイヌ文化を後世に残すべく研究と生活用具の収集に生涯をかけたのが、馬場脩や児玉作左衛門であり、その民具収集の集大成といえる馬場コレクション、児玉コレクションを紹介する[29]

○所蔵先及び点数：市立函館博物館（142 点）、アイヌ民族博物館（134 点）、個人（68 点）、広島県立歴史博物館（10 点）、帯広百年記念館（1 点）、北海道（1 点）、北海道教育大学函館校（1 点）

○資料情報：資料名（アイヌ語・日本語・英語）、寸法、数量、備考（作者・所有者・収集年・収集地など）、所蔵者、コレクション分類、収蔵番号

○概説・論考：7 点（佐々木利和「歴史と文化―日本史にいう近世のころ」、秋野茂樹「神々と生きる」、児玉マリ「アイヌの衣服」、萩中美枝「たべる―女の役割」、内田祐一「アイヌの伝統的なすまい」、出利葉浩司「社会のうつりかわりと生業」、長谷部一弘「北方文化と二つのコレクション―馬場コレクション・児玉コレクションについて―」）

本展は北海道外でのみ開催された工芸展となる。図版は「アイヌ文化の成立」「いのる」「よそおう」「たべる」「すまう」「なりわい」「近世アイヌと広島」の 7 部構成となっている。馬場コレクションは市立函館博物館の、児玉コレクションは市立函館博物館とアイヌ民族博物館の収蔵資料の中核となっているものである。前者は歯科医・英語科教授であった馬場脩による、後者は解剖学者の児玉作左衛門による収集である。広島県立歴史博物館の資料からはアイヌ民族が狩猟採集だけではなく、交易でも広く活躍していたことが明らかにされている。

図録では各部に詳細な解説が付されているが、使用されている写真に対してはタイトル及び撮影者のみである。そのため出利葉が「なりわい」における解説で指摘するように「多

くの人びとは雄大な北海道の自然と重ね合わせて、そこでの狩猟漁労や採集活動に明け暮れるアイヌ民族の姿をイメージされ」[30]てしまう可能性がある。ここでの「多くの人びと」はそれが明治期までのことであるという認識を持ってはいるものの、「全く変わらぬ生活」が「明治で崩壊した」という認識にとどまっているようである。また、長谷部の解説ではコレクションを行った両名の研究者がアイヌの文化を「消えゆくもの」として考えており、そのために収集を急いだことが述べられているが、アイヌ民族に対する同化要請があったことについては触れられていない。その一方で馬場は、収集された資料が市立函館博物館に納められることに対して、アイヌ民族の遺産の保存を喜ぶ発言をしており[31]、民具を手放したアイヌ民族自身の思い入れを決して無視しているわけではなかったといえる。

7)「よみがえる北の中・近世　掘り出されたアイヌ文化」展（2001 年度）

○会場：市立函館博物館（北海道函館市）、苫小牧市博物館（北海道苫小牧市）、釧路市立博物館（北海道釧路市）

○開催趣旨：主に上ノ国町勝山館跡、千歳市美々8 遺跡、平取町沙流川流域遺跡群から出土した中・近世の発掘資料により、これまで空白だった時代の姿にせまろうとするものであり、アイヌ文化の形成過程を考えるにあたって示唆に富んだ資料を展示する[32]

○所蔵先及び点数：上ノ国町教育委員会（123 点）、北海道立埋蔵文化財センター（189 点）、平取町教育委員会（82 点）、札幌市埋蔵文化センター（4 点）、北海道大学埋蔵文化財調査室（1 点）、石崎八幡神社奉賛会（1 点）、市立函館博物館（33 点）、市立函館図書館（2 点）

○資料情報：名称（日本語・アイヌ語・英語）、遺跡名、時代、寸法、所蔵者、備考

○概説・論考：6 点（菊池徹夫「よみがえる北の中・近世―見え始めたアイヌ文化の形成過程―」、高橋勇人「擦文文化からアイヌ文化へ」、長谷部一弘「和人の夷島進出」、松崎水穂「混在する和人・アイヌの世界」、森岡健治「沙流川流域遺跡群にみるアイヌの風景」、三村伸「アイヌ文化の変容～発掘資料と伝世資料」）

日本史でいう中・近世にあたる部分について、出土資料を中心に展示したものであり、「夷島の中世」「混住する和人・アイヌの世界」「掘り出されたアイヌの生活」の 3 部構成となっている。

出土資料を中心としているため考古学的な展示となっているものの、菊池による解説では「国際化時代のなかで異文化理解、あるいは多文化共生といったことを真剣に考える市民、学生・生徒の方々や、また逆に、未だに単一民族国家の神話や、自己陶酔史観に惑溺する類の、最近ジャーナリズムを賑わすエキセントリックな人々にこそ、ぜひご覧いただきたいものと心から願っている」[33]と述べられている。これは「特別寄稿」となっているため、直接的にそのようなコンセプトで展示が構成されているわけではないと考えられるが、考古学的な展示であってもそのような意図で現代との関連を見据えて構成することも可能であることを示唆しているといえよう。

8)「海を渡ったアイヌの工芸　英国人医師マンローのコレクションから」展（2002 年度）

○会場 : 北海道開拓記念館（北海道札幌市）、神奈川県立歴史博物館（神奈川県横浜市）

○開催趣旨：国立スコットランド博物館、大英博物館、オックスフォード大学ピットリバース博物館が所蔵する N・G・マンローが収集したコレクションを中心に展示し、彼の見たアイヌの世界を紹介する[34]

○所蔵先及び点数 : 国立スコットランド博物館（190 点）、北海道開拓記念館（149 点）、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（19 点）、大英博物館（10 点）、オックスフォード大学ピットリバース博物館（University of Oxford, Pitt-Rivers Museum、5 点）、北海道大学文学研究科二風谷分室（2 点）、釧路市埋蔵文化財調査センター（1 点）、神奈川県立歴史博物館、酪農学園大学図書館、北海道大学附属図書館、北海道立文書館、釧路市立博物館、津久井郡郷土資料館、横浜開港資料館、りんどう文庫（以上図録未掲載、点数不明）

○資料情報：名称（アイヌ語か日本語・英語）、計測値、備考（形状・材質など）、所蔵者、所蔵番号、クレジット・撮影者

○概説・論考：7 点（出利葉浩司「人びととの出会い、コレクションの収集、そして展示へ」、手塚薫「縄文土器からアイヌ文化へ」、川口徳治朗、長田平「横浜時代のマンロー」ジェーン・ウィルキンソン「ニール ゴードン・マンロー、そのかけがえのない恩恵」、出利葉浩司「マンローコレクションについて」、手塚薫「マンローをめぐる人々」、（インタビュー）「工芸家のみたマンローコレクション」）

マンロー（Munro, Neil Gordon）は平取町で医師としてアイヌ民族を診察する傍ら、主に

アイヌ民族の精神世界について関心を持ち、資料を収集した。詳細な展示のコンセプトについては出利葉の解説に述べられているが、「アイヌの人びとや文化を、マンローはどのようなまなざしでみていたのか」[35]という視点で展示したものである。同時に本展は展示自体をアイヌの工芸家と共同で作り上げたものである[36]。それは「博物館側に属さないアイヌの人びとの意見がなんらかのかたちで反映された展示会はほとんど無かったといってよかったかもしれ」[37]ない、という問題意識が背景にあったのであった。

そのため 7 名のアイヌの工芸家と共に英国の博物館で資料を調査した上で展示を構成しているという非常に意欲的な展示であるといえる。図録には工芸家それぞれのインタビューを掲載し、また資料の形状や材質などについての意見も述べられており、学芸員や研究者のみで作り上げた展示及び解説とは異なり、文化の担い手の直接的な関与が大きい展示となっている。本展が次年度の「アイヌからのメッセージ～ものづくりと心」展のコンセプトにつながったのではないかと考えられる。

9) 「アイヌからのメッセージ～ものづくりと心」展（2003 年度）

○会場：徳島県立博物館（徳島県徳島市）、旭川市立博物館（北海道旭川市）、国立民族学博物館（大阪府吹田市）

○開催趣旨：民族をどう紹介するかを民族自らが決定するという方法が採用され始めている中、アイヌの人たちを企画委員に迎え、展示会の企画・構成のすべてを行ってもらうことで、今を生きるアイヌの人たちのメッセージを聴いてもらう[38]

○所蔵先及び点数：個人（76 点）、アイヌ文化振興財団（38 点）、アイヌ・アート・プロジェクト（10 点）、アイヌ民族博物館（10 点）、国立民族学博物館（6 点）、平取町立二風谷アイヌ文化博物館（5 点）、浦河町立郷土博物館（2 点）、静内町アイヌ民俗博物館（1 点）、知里真志保を語る会（1 点）、北海道森林管理局旭川分局（1 点）

○資料情報：名称（アイヌ語・日本語・英語）、寸法、作者、地域、所蔵者

○概説・論考：3 点（大塚和義「アイヌ工芸、その歴史的道程」、吉田憲司「先住民族と博物館―「アイヌからのメッセージ」展における自文化展示の新たな試み―」、庄武憲子「徳島とアイヌ―企画委員会に参加しての感想を交えて―」）

図録は「うけつぐ」「かたち」「ひろげる」の 3 部構成となっている。「うけつぐ」で

は 5 名のアイヌの工芸作家の作品・略歴・メッセージに加え、その作品に影響を与えた、あるいは比較となる作家や作品を併せて紹介している。「かたち」では 65 名 98 点（うち 6 点は作者不詳）の作品が作者名とともに提示され、4 名の作家（うち 2 名は故人）の作品・略歴・メッセージが掲載されている。そして「ひろげる」では現代アートとして 8 名・1 グループの作家の作品・略歴・メッセージが紹介されている。

この展示は近年民族文化に関する展示を行っている博物館で議論となっている、マイノリティ側の持つ珍しいものや評価の定まった文化財をマジョリティ側が表象することへの疑問から、その民族文化の担い手自身に博物館という場を通じてその文化表象を行うという実験的な取り組みであるといえる。展示及び図録は基本的に日本語で記されているが、これについて吉田は「民博（国立民族学博物館・筆者注）からでている企画委員は、挨拶文については、当然、日本語とともにアイヌ語表記がなされるものと思い込んでいた」[39]と述べている。しかし、アイヌ民族側の委員はアイヌ語に堪能というわけではなく、アイヌ語の専門家などに依頼してしまっては自らの生のメッセージとならないという判断、そして自らは工芸を通じてメッセージを発しているという自負から日本語及び英語表記のみとなったという[40]。しかし「アイヌ語表記がなされるものと思い込んでいた」背景には、アイヌ民族であれば当然アイヌ語を用いるべきであるという考えがあった可能性があり、民族自身の言語を獲得する機会が得られず、日本語が第 1 言語となっている現状、そして民族の言語に通じていることがその民族としての証左とするある種の圧力が存在しうることを示しているといえる。

10）「樺太アイヌ民族誌―工芸に見る技と匠―」展（2004 年度）

○会場：八戸市博物館（青森県八戸市）、帯広百年記念館（北海道帯広市）、板橋区立郷土資料館（東京都板橋区）

○開催趣旨：明治 40 年代から昭和 20 年までに収集された樺太アイヌの生活用具・工芸品を展示することにより、同時代の樺太アイヌの生活文化を紹介するとともに、八戸を第二の故郷とした人類学者・石田収蔵の樺太調査から、当時の日本の人類学・民族学界の様相を紹介する[41]

○所蔵先及び点数：国立民族学博物館（95 点）、旭川市博物館（28 点）、東京国立博物館（23 点）、市立函館博物館（20 点）、板橋区立郷土資料館（4 点）、北海道大学植物園・博物館（4 点）、アイヌ民族博物館（1 点）、静岡市立芹沢銈介美術館（1 点）、

東北歴史博物館（1 点）、個人（1 点）、東京大学総合研究博物館、盛岡市先人記念館（以上点数不明）

○資料情報：名称（アイヌ語・日本語）、民族、展示会場、寸法、所蔵者、収蔵番号

○概説・論考：6 点（大塚和義「樺太アイヌを中心とした先住民の分布―1940 年以前―」、北原次郎太「樺太アイヌの歴史」、長谷部一弘「樺太アイヌの衣・食・住」、内田祐一「樺太アイヌの信仰と生活」、小西雅徳「東京人類学会と樺太調査行」、小西雅徳「八戸と石田収蔵」）

本展は樺太アイヌ（サハリンアイヌ）に関して、1997 年度にサハリン州立郷土博物館収蔵の資料を展示した「サハリンアイヌの生活文化」展から 2 度目の工芸展となる。工芸品展名にはないが、樺太調査を行った人類学者の石田収蔵の資料も併せて展示されている。

樺太アイヌは樺太千島交換条約の締結や終戦により大部分が北海道へ移住させられたが、大塚の解説では「北海道内の移住地においても、集団的な生活ができた場は少なく、縁故などをたどって各地に散らばざるを得なかったために、樺太アイヌであることを主張し、その特徴ある文化を持続して次世代への継承を可能にするための組織をもつことはできなかった」「国家に翻弄され移住を繰りかえした樺太アイヌの歴史をふまえて、樺太アイヌに対する特別な国の文化的施策が、いま、求められている」[42]と、樺太アイヌに関する現代的課題が述べられている。しかし図録全体を通じてなぜ東京人類学会をはじめとする人類学者が樺太アイヌの資料を収集対象としたのかについては詳述されていない。また資料図版に対する解説は付されていない。

また、北原の解説では「樺太島やクリル諸島では、有史以前から多民族社会が営まれて」おり、「現代の日本で生活する我々は、無意識に北海道的な世界の中でアイヌ史をとらえがち」であるとして、「ややもすればアイヌ対和人の構図に陥り、単純に自らを被抑圧者と見なしてしまうことにつながる」[43]と述べ、民族の多様な関係を見る視点が重要であるとしている。

11）「ロシア民族学博物館アイヌ資料展―ロシアが見た島国の人びと―」展（2005 年度）

○会場：北海道開拓記念館（北海道札幌市）、川崎市市民ミュージアム（神奈川県川崎市）

○開催趣旨：ロシア民族学博物館嘱託職員 V・N・ヴァシーリエフが 1912 年にサハリン

や北海道平取などで収集した資料を、男性の仕事・女性の仕事という視点から見るとともに、「文様の美」に焦点をあてて、「ロシアが見た島国の人びと」―ヴァシーリエフが見た 20 世紀はじめのアイヌ文化を紹介する[44]

○所蔵先及び点数：サンクト・ペテルブルク市ロシア民族学博物館（Российский Этнографический музей、200 点）

○資料情報：アイヌ語名称、出典の記号、日本語名称、ヴァシーリエフの記録、寸法、材質、収集地名・収集地点、収蔵番号

○概説・論考：3 点（V・V・ゴルバチョヴァ「ロシア民族学博物館の至宝　V.N.ヴァシーリエフのアイヌ民具収集」、V・N・ヴァシーリエフ著、荻原眞子訳「エゾおよびサハリン島アイヌ紀行」、I・A・カラペートヴァ「『ロシア民族学博物館（REM）』について」）

本展で展示された資料については収集地や収集年が判明しており、日本に現存していないものも多い。図録では図版を「おんなのわざ」「いつくしむ」「おとこのわざ」の 3 部に分けて掲載している。また、本展では「アイヌ工芸品展企画委員会の委員には各地からアイヌ民族（15 人中 6 人）が出席し、真剣な議論を重ねながら、タイトルや展示品の選定、図版への解説執筆など」[45]を行っており、図版の解説が記名入りで掲載されている。

図録にはシベリア諸民族文化の研究者であったヴァシーリエフ（B.H. Васильевым）による紀行文の翻訳が荻原によって行われており、貴重な資料であると考えられるが、当時の時代背景やアイヌ民族に対する一般的な理解といった注釈がないままに掲載されており、民族の優劣を感じさせてしまう可能性があるだろう。

12）「アイヌ文様の美―線のいのち、息づくかたち―」展（2006 年度）

○会場：北九州市立いのちのたび博物館（福岡県北九州市）、北海道立近代美術館（北海道札幌市）

○開催趣旨：遺跡の出土品をはじめ、戦前期までに制作あるいは使用、さらには収集されたと考えられる工芸品等にほどこされた文様に焦点をあてて、アイヌ文化を紹介する[46]

○所蔵先及び点数：旭川市博物館（50 点）、北海道大学植物園・博物館（34 点）、アイヌ民族博物館（21 点）、北海道開拓記念館（21 点）、市立函館博物館（19 点）、

北海道立埋蔵文化財センター（16 点）、東京国立博物館（15 点）、国立民族学博物館（9 点）、天理大学附属天理参考館（9 点）、個人（9 点）、青森市教育委員会（8 点）、静岡市立芹沢銈介美術館（7 点）、函館市中央図書館（7 点）、松浦武四郎記念館（7 点）、広島県立歴史博物館（6 点）、日本民藝館（5 点）、早稲田大学會津八一記念博物館（4 点）、青森県立郷土館（2 点）、苫小牧市博物館（2 点）、北海道立近代美術館（1 点）

○資料情報：名称（アイヌ語・日本語）、文様の材質、寸法、収集者、所蔵者

○概説・論考：5 点（津田命子「アイヌ文様―その変遷と技法について」、佐藤友哉「アイヌ文様の美、その発見」、浅川泰「アイヌ文様の美―北方の装飾主義」、日比野利信「アイヌ文化と九州」、松井和幸「美々8 遺跡出土遺物に印されたアイヌ文様」）

本展は主にアイヌ文様を中心として構成されており、「アイヌの人びとの工芸品を、造形的側面から評価するという本展の趣旨に基づき、「民具」あるいは「資料」といった表現にかえて、「作品」あるいは「工芸品」との表現を用いて」[47]いる。図版は「アイヌ文様―アイヌモシㇼに咲いた華」「くりかえす―いのちの鼓動のように」「からみあう―おいしげる蔦のように」「ひろがる―咲きひらく花のように」「ひびきあう―はなやぐ北の春のように」の 5 部構成となっており、巻末の「出品目録・解説」において詳細な解説が加えられている。また、それらの制作方法についても掲載されている。ただし前年度の「ロシア民族学博物館アイヌ資料展―ロシアが見た島国の人びと―」のようにアイヌによる解説が加えられているとはされていない。

日比野の解説では九州とアイヌ民族の関わりについて触れた上で、アイヌ工芸品を見る視点として「「アイヌ工芸品」を展示するとき、時代も地域も異なる資料を並べて「アイヌ文化」として紹介することになってしま」い、「アイヌ文化の多様性や変化を見ずに隠してしまうことになり、アイヌの人びとが数百年間一様に生活してきたという印象、ひいては現在も同様の生活をしているというイメージを与えるという危険性がある」[48]と指摘している。そして「このことを自覚した上で『アイヌ工芸品』を一律に見るのではなく、個々の資料に即して見ていく必要があるだろう」[49]と述べており、博物館側と来館者側の双方が多角的な視点を持つ必要性を提起しているといえる。

13）「アイヌからのメッセージ 2007　―現在（いま）から未来（あす）へ―」展（2007年度）

○会場：一関市博物館（岩手県一関市）、市立函館博物館（北海道函館市）、大阪人権博物館（大阪府大阪市）

○開催趣旨：2003 年度に開催した工芸品展「アイヌからのメッセージ―ものづくりと心―」と同様に、民族文化をどう紹介するかを民族自らが決定・実施するという近年の世界の趨勢を踏まえて開催するものであり、第 2 弾となる今回も企画委員にアイヌの人たちを迎え、展示会の企画・構成をお願いした[50]

○所蔵先及び点数：個人（77 点）、アイヌ文化振興財団（10 点）、北海道立北方民族博物館（2 点）

○資料情報：製作者、地域、作品名、日本語名、サイズ、所蔵者

○概説・論考：3 点（齋藤玲子「アイヌ工芸の過去と現在　200 年のメッセージ」、文公輝「大阪人権博物館と「アイヌからのメッセージ 2007」」、佐藤理夫「函館とアイヌ」）

本展は 2003 年度に行われた「アイヌからのメッセージ―ものづくりと心―」展とほぼ同じコンセプトであるといえるが、差異としては、「未来へ向けて新たな視点でアイヌ文化を発信することを目的」[51]としていることである。9

図録は「様々なかたち」「卓越した技」「新しい風」の 3 部構成である。「様々なかたち」では 21 名 46 点、「卓越した技」では 5 名 18 点、「新しい風」では 9 名 25 点を掲載している。これらのうち、9 名は 2003 年度開催の展示にも作品を出品している。そのため、26 名は今回の出品が初めてとなり、人数の上では 2003 年度のものを大幅に上回っているということができる。

本展開催にあたっては「作品の借用と同時に、製作者の方々ご自身のお写真の提供、及び「作品を製作するにあたっての想い」「アイヌ文化に対する想い」等々と題しての執筆を依頼」しており、ほとんどの工芸家のメッセージと顔写真があることで、個人個人の作品や文化に対する考えが明らかになっている。2003 年度のものとも共通する意義としては、単に現代作家による作品展示を行ったというだけではない。むしろ伝統文化に根ざしながらも、そこに現代的な解釈を加えることで、これもまたアイヌ文化であることを示すと同時に、アイヌとしてのアイデンティティを持つ者が存在し、文化を発展させているという

ことを示しているということができるのである。

14）「アイヌの工芸　―ペンシルバニア大学考古学人類博物館ヒラーコレクション―」展（2008 年度）

○会場：新潟県立歴史博物館（新潟県長岡市）、旭川市博物館（北海道旭川市）

○開催趣旨：ペンシルバニア大学考古学人類学博物館が所蔵するアイヌ民族資料は、同大学医学部出身のアメリカ人医師ハイラム・M・ヒラーが 1901（明治 34）年に北海道南部で収集したもので、特に同地域の白老や平取、元室蘭辺で収集されたものが多くあり、これらの資料は、収集年及び収集地が明らかなことから、当時のアイヌの生活文化を知るうえでは好個の資料である[52]

○所蔵先及び点数：ペンシルバニア大学考古学人類学博物館（University of Pennsylvania Museum of Archaeology and Anthropology、159 点）、旭川市博物館、西巌寺、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以上図録未掲載、点数不明）

○資料情報：資料名（アイヌ語（カナ・ローマ字表記）・日本語・英語）、寸法、収集地（日本語・英語）、博物館収蔵番号

○概説・論考：3 点（エイドリア・カッツ「情熱にあふれた冒険：1901 年、北海道にてハイラム・ヒラーと小谷部全一郎」、小谷凱宣「ハイラム・M・ヒラーのアイヌ資料の背景　―海外、特に北米のアイヌ資料との関連において―」、青柳信克「ハイラム・H・ヒラーとコレクション」）

図版は「装う」「食べる・たしなむ」「住む・暮らしをたてる」「祈る・葬る」の 4 部構成となっており、図版ごと解説が、各部の扉にはヒラーの日記が引用されている。

これまでのアイヌ工芸品展で本展をあわせて 6 回海外の資料を借用した展示が行われているが、小谷が指摘するように、日本の博物館などに収蔵されているアイヌ民族関係資料には収集地などの基本情報が欠落しているのに対して、海外に保管されている資料にはその基本情報が記されていることが多く[53]、それを調査・研究していくことによりアイヌ文化の変遷や多様性を明らかにしていくことができるという。また、ヒラー（Hiller, Hiram M.）をはじめとした海外研究者の優れた収集方法として「アツシ機（一式）」を挙げ、この資料によりそれまで国内で展示されていた資料に関する使用方法の間違いが明らかとなり、2004 年に北海道開拓記念館と国立民族学博物館共同開催の「見誤った伝統？―アイヌの機

織り技術―」展につながったのであった[54]。

図録にはカッツ（Kats, Adria H.）によりヒラーの収集過程がヒラー自身の記録とともに解説されているが、その中でヒラーが撮影した写真も掲載されており、数枚の写真も別途掲載されている。これらはカラー着色されており、当時の様子を知る重要な資料であるが、別途掲載されているものには撮影年が明記されていない。また、ヒラーはアイヌ民族の信仰や「迷信」に使われる資料を収集しようとしていたが、熊の頭蓋骨を提供したアイヌの家族をヌサ（祭壇）の前で撮影した上で、明言はしていないもののおそらくヌサの前での撮影に応じたこと、あるいは日本人化してしまったこと対して「正統的なアイヌはヌサを平気で汚したりしない」[55]と述べている。このような、研究者こそが民族の伝統や文化の「正統性」を決定するという姿勢に対する言及や写真を撮影するに至った背景などの補足が望まれる。

15）「アイヌの美　カムイと創造する世界　ロシア民族学博物館・オムスク造形美術館所蔵資料」展（2009 年度）

○会場：市立函館博物館（北海道函館市）、北海道立帯広美術館・帯広百年記念館（北海道帯広市）、京都文化博物館（京都市中京区）

○開催趣旨：アイヌの人たちが創造した「美」に焦点をあて、ロシア連邦サンクト・ペテルブルク市にあるロシア民族学博物館が所蔵するアイヌ民族資料約 2600 点の中から 215 点を、同じくロシア連邦オムスク市にあるオムスク造形美術館が所蔵するアイヌ絵 12 点を、それぞれ借用して展示・公開する[56]

○所蔵先及び点数：サンクト・ペテルブルク市ロシア民族学博物館（215 点）、オムスク州立造形美術館（Омский областной музей изобразительных искусств、12 点）、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、市立函館博物館、十勝毎日新聞社、函館市中央図書館、北海道開拓記念館（以上図録未掲載、点数不明）

○資料情報（民具・工芸品）：アイヌ語名称、出典記号、日本語名称、寸法、材質、収集地、ロシア民族学博物館収蔵番号

○資料情報（アイヌ絵）：名称、材質、法量、オムスク造形美術館収蔵番号

○概説・論考：3 点 V・V・ゴルバチョーヴァ、I・A・カラペートヴァ「ロシア民族学博物館のアイヌコレクション」、長谷部一弘「樺太アイヌの工芸―くらしにみる服飾と木彫の世界―」、霜村紀子「平沢屏山とその時代」）

図版は「まかなう」「まとう」「いのる」「描かれたアイヌの世界」の 4 部構成である。平沢屏山に関しては 1999 年度の「アイヌの四季と生活　～十勝アイヌと絵師・平沢屏山～」展においても展示されていたが、今回はオムスク州立造形美術館が収蔵する 12 枚の平沢屏山のアイヌ絵を日本で初めて公開することになったものである。また、樺太アイヌの資料を中心とした展示としては 1997 年度と 2004 年度に続き 3 回目となる。図録ではロシア民族学博物館に収蔵されているアイヌ民族関係資料に関してゴルバチョーヴァ（Валентина В. Горбачева）とカラペートヴァ（Ирина А. Карапетова）による解説がなされており、それらがどのように収集されてきたかについて明らかにされていることが興味深いといえる。

平沢屏山に関して展示を行った 1999 年度の工芸展と比較すると、アイヌ絵を中心として関連するアイヌ文化を示す資料を展示し解説を加えた 1999 年度に対して、こちらではそれぞれのアイヌ絵に対してほとんど解説がなく、別途霜村による解説がなされているのみである。

16）「アイヌ　―美を求める心」展（2010 年度）

○会場：小樽市総合博物館（北海道小樽市）、川崎市市民ミュージアム（神奈川県川崎市）、沖縄県立博物館・美術館（沖縄県那覇市）

○開催趣旨：アイヌの人たちの生活用具・工芸品の展示をとおして、アイヌの人たちが創造してきた「美」に触れ、その生活文化とともに、尾張徳川家第 19 代当主徳川義親氏が親交を結んだ八雲アイヌに関係する資料、並びに北海道の木彫熊のルーツである八雲の木彫熊を展示・公開する[57]

○所蔵先及び点数：アイヌ民族博物館（294 点）、徳川黎明会・徳川林政史研究所（41 点）、市立函館博物館、函館市中央図書館（以上図録未掲載、点数不明）

○資料情報：名称（アイヌ語・日本語）、寸法、収蔵番号等

○概説・論考：3 点（太田尚弘「財団法人徳川黎明会と徳川林政史研究所」、山﨑幸治「アイヌ文化―伝統と現代―」、太田尚弘「徳川義親の熊狩と八雲「彫熊」の誕生」）

本展が開催される全会場で基本となっているのはアイヌ民族博物館所蔵の資料であるが、川崎市市民ミュージアム及び沖縄県立博物館・美術館ではこれに加え八雲アイヌに関する資料も展示された。図版は「財団法人アイヌ民族博物館所蔵資料」「尾張徳川家関係

資料」の 2 部構成となっている。

「彫熊」（木彫りの熊）は北海道における観光みやげとして有名であるが、その起源は八雲地域に入植した尾張徳川家第 19 代当主である徳川義親がヨーロッパにおける農村美術に着想を得て八雲の農民に冬場の副業として提案したものである[58]。そのためアイヌ民族に対してのみ提案したということではないが、義親が構想した「農村美術工芸品評会」には「八雲在住のアイヌたちの出品作品も含まれており、義親とは旧知の間柄で熊狩にも同行したイコトルという老アイヌが一度に 5 つの作品を寄せるなど、品評会の成功に向けて積極的に関わっていた」[59]という。

現代への視座としては山崎による解説で文化を語ることの難しさとともにアイヌ文化をめぐる現代の動向についても述べられている。

17）「千島・樺太・北海道　アイヌのくらし―ドイツコレクションを中心に」展（2011 年度）

○会場：北海道開拓記念館（北海道札幌市）、国立民族学博物館（大阪府吹田市）

○開催主旨：ヨーロッパの人たちが人類学・民族学見地から収集し、欧米各国の博物館・美術館に収蔵されている民具や工芸品を国内の資料とともに公開し、古い時代のアイヌの人たちの生活文化にふれてもらう[60]

○所蔵先及び点数：国立民族学博物館（252 点）、ライプツィヒ民族学博物館（Museum für Völkerkunde zu Leipzig、149 点）、北海道開拓記念館（25 点）、ドレスデン民族学博物館（Museum für Völkerkunde zu Dresden、3 点）

○資料情報：アイヌ語名称、日本語名称、寸法、地域、年代、収集者、所蔵館、原資料番号、備考（原資料名）

○概説・論考：10 点（出利葉浩司「とる／エキㇺネ／レパ／チェプコイキ」、齋藤玲子「たべる／イペ」、薮中剛司「すまう／ウパロイキ／ウチャロイキ」、村木美幸「よそおう／イミ／シピネ」、山崎幸治「いのる／イノミ」、田村将人「千島アイヌの歴史」、佐々木史郎「樺太アイヌの歴史」、齋藤玲子「北海道アイヌの歴史」、ハンス・ディータ・オェルシュレーガー「欧州博物館におけるアイヌコレクション」、岸上伸啓、佐々木史郎「19 世紀末から 20 世紀前半にかけてのアイヌ研究とアイヌ資料の収集―ドイツコレクション展示の背景として」）

1998 年度に開催された「テケカㇻペ―女のわざ　～ドイツコレクションから～」展以来 2 回目となるドイツの博物館の資料を中心として構成された展示だが、結果的には国立民族学博物館所蔵の資料が最も多くなっている。ただし資料点数としては「テケカㇻペ―女のわざ」展では 79 点だったのに対して本展では 429 点（ドイツの博物館のみでは 152 点）と大幅に充実したといえる。図版は「とる／エキㇺネ／レパ／チェㇷ゚コイキ」「たべる／イペ」「すまう／ウパロイキ／ウチャロイキ」「よそおう／イミ／シピネ」「いのる／イノミ」の 5 部構成となっているが、国立民族学博物館でのみ展示された資料に関しては別に掲載されている。

現代への視点として岸上・佐々木は欧米の博物館に所蔵されている資料との比較検討を通じて当時のアイヌ文化の地域的多様性を把握し解明することができると同時に、「それらは、現代のアイヌ民族の工芸家が参考にし、かつての器物を復元したり、新たな工芸を創り出したりするための源泉となりうる」[61]ことを指摘している。これは民族を扱った博物館の現代的意義の一つとして先住民族との協働を目指すことがあるが、これに沿ったものであるということができる。

以上、17 回のアイヌ工芸品展のそれぞれについて分析してきた。全体を通して検討を加えると、展示されている資料はそのほとんどが推進機構以外の博物館などが所蔵しているものであり、2011 年度までに個人所蔵を除き計 69 ヶ所から協力を得ている。主な所蔵先はアイヌ民族博物館（計 6 回の工芸品展に出品、のべ 503 点の資料を展示）、市立函館博物館（計 6 回、のべ 238 点）、函館市中央図書館（計 5 回、のべ 15 点、2005 年 10 月までの名称は「市立函館図書館」）、北海道開拓記念館（計 4 回、のべ 197 点）、旭川市博物館（計 4 回、のべ 126 点）、東京国立博物館（計 3 回、のべ 47 点）などであった。また、2011 年度までの工芸品展のうち、海外資料を中心としているのは 7 回であった。資料情報に関して、資料名（作品名）及び寸法（計測値など）については全ての図録において掲載されているが、第 3 章第 2 節で述べた収集地・収集年といった情報については、やはり海外からの資料に付されることが多いようである。資料名はアイヌ語が表記される場合とそうでない場合が混在しているが、これは収集地が不明確であること、アイヌ語にはいわゆる「標準語」はないことから、収集された地域における名称を記載できないことがあるためだと考えられる[62]。

展示会場については 1999 年度より原則的に道内と道外の両方で開催している（2000 年度・2001 年度を除く）。道外の開催地としては 2011 度までに岩手県、新潟県、埼玉県、東京都、神奈川県（3 回）、愛知県、京都府、大阪府（3 回）、徳島県、福岡県、沖縄県の計 12 ヶ所で開催されており、アイヌ文化を普及する対象が北海道だけではないことがわかる。

各展ではアイヌ民族に関する各分野の研究者が最新の論考・解説を行っており、年 2 回開催であった 1997 及び 1998 年度をまとめて考えれば、毎年 3 点以上、これまでにのべ 76 点（うち海外の研究者によるものが 9 点）の論考が掲載されている。その中ではそのためアイヌ民族に関する研究や調査がどの程度すすんでいるかが明らかになっており、研究者ではない一般への文化の普及・教育に大きな役割を果たしている。注目すべきは 2002 年度「海を渡ったアイヌの工芸　英国人医師マンローのコレクションから」展、2003 年度「アイヌからのメッセージ～ものづくりと心」展、2007 年度「アイヌからのメッセージ 2007 ―現在（いま）から未来（あす）へ―」展において現代のアイヌの工芸家の作品やインタビューが掲載されていることである。これは各博物館や研究者と協力して自らの文化を自らの手で表象するという点において意義深いと考えられると同時に、アイヌ文化が決して過去のものではなく現在も受け継がれていることを強く提示したものである。アイヌ民族に関する認識を深める学習が行われる前提として、アイヌ民族を取り巻く社会的文化的課題が北海道における地域問題ではなく、日本全体の問題であることを念頭に置く必要があるだろう。同時に、博物館で取り組むことが望まれることとしては、博物館は場の提供を行い、企画から実際の展示といった一連の作業をアイヌ民族のみで行う事であろう。

前項で分析したようにアイヌ民族に関する特別展は約半数が北海道を開催地としており、また単独で開催されることが多い。アイヌ文化振興法に伴う推進機構の設立の重要な意義としてこのようなほぼ同一の内容を持つ特別展が全国の複数箇所で毎年確実に開催されていることである。確かに文化のみに特化した活動はアイヌ民族の置かれた社会的経済的状況、あるいは歴史的な抑圧の経験への認識を薄めてしまう可能性は指摘できる。しかし近年各地で普及啓発活動が行われるようになり、徐々にではあるがアイヌ民族を取り巻く状況が改善する方向へと向かっているとはいえ、まだまだ社会がアイヌ民族の存在自体の認識を深めるという段階にあるといえる。今後とも着実な活動により、日本が多文化・多民族国家であることと同時にその包含する課題について学習する機会を提供していく必要があると考えられる。

推進機構によるアイヌ工芸品展だけではなく、その他アイヌ民族に関する資料を所蔵している博物館は積極的な教育普及活動を行う事が望まれる。それは特別展の開催は時間と場所が限られる一方で、雑誌や新聞などで紹介される機会が多く、社会に対する訴求効果は大きいといえる。所蔵している資料を積極的に活用することにより、多文化・多民族社会に関する問題提起を博物館が行っていけるということができるのである。

第 2 節　アイヌ民族博物館における伝承者育成事業の分析

第 1 項　伝承者育成事業カリキュラム案による研修内容

白老地域計画の中で示されていた「伝承者育成事業」は博物館の持つ教育機能が一般来場者に対してだけではなく、文化の担い手を養成するという方向にも発揮された例であるといえる。前述の通り、白老は伝承者の育成や普及啓発活動を行う「教育（学習）型イオル」とされており、博物館がその機能を生かして積極的に関わることが可能であることを示したということができるだろう。

この事業は「伝承者育成事業受講生募集要領（アイヌの伝統的生活空間の再生事業）」の「事業の主旨」によれば、「アイヌ文化の伝承者が高齢化し、伝承活動が減少している現状において、アイヌ民族、文化に関する総合的な知識や技術・技能を身につける伝承者の育成が必要不可欠であり、アイヌ文化を根底から支える総合的な人材（伝承者）を育成する」ための研修であるとされている。受講生の条件としては、「アイヌ民族、文化に関して関心が高く、文化伝承者となることを希望し、3 年間の研修を全うできる意志を持っている者」「18 歳から 35 歳までの者」「アイヌの子息であること」などが挙げられている。また、受講にあたっての経済的な支援も行われており、白老町内の住居を斡旋するとともに、推進機構による家賃及び上下水道・ガスの基本料負担、道内研修などの旅費支給、参加奨励費の支給がされている。2008 年度から 2010 年度の第 1 期（2008 年度のみ 8 月から 3 月）には道内・道外あわせて計 8 名が受講したが、最終的に 5 名が修了した。平成 23 年度からの第 2 期では 5 名が受講している。

それでは具体的に博物館で行われている研修内容について検討したい。研修は月 20 日程度、1 日 6 時間（自主研修の時間を含む）であり、午前と午後にそれぞれ 2 時間の研修

を行っている。単位制ではないため受講生は基本的に研修科目を選択することはできず、全ての科目への参加が求められている。研修科目は大分類として第 1 期・第 2 期とも 11 科目あり、カリキュラム案では「共通」「動物利用」「植物利用」「工芸」「身体技法」「料理」「精神文化」「アイヌ語」「歴史」「法学」「教材基礎」となっている。

それぞれの研修内容だが、

・共通：いくつかの科目を横断するものであり、「自然観察」と「自然関連講義」を中心として、「自然観察」ではイオル事業地を中心として四季を通じて動植物の生態や地形などを、「自然関連講義」では動植物を中心に地形や地質、環境などの自然に関わる基礎的な知識を学ぶ

・動物利用：アイヌ民族と関わりの深い鮭や鹿といった陸海の野生生物資源の処理や加工

・植物利用及び工芸：食用・薬用となる植物の採取・保存・処理・栽培、工芸のための素材となる植物の採取や加工を実際に行うが、実際に道具や祭礼具への加工や彫刻、編む・織る・縫うなどについては別科目である「工芸」として設定

・身体技法：ストレッチやボイストレーニングといった基礎的な実習及び舞踊、楽器の製作・演奏、山や川における狩猟・漁労

・料理：植物利用や動物利用のうち食文化に類するものや儀礼の際の料理についての講義・実習

・精神文化：儀礼に関わるアイヌ語の祈り詞、儀礼参加や各地の精神文化の学習

・アイヌ語：語彙・文法・聴解・文芸口演・コミュニケーション・教授法

・歴史：考古学から見た北海道・千島・樺太、文献史学から見た中世から現代にかけての歴史に関する講義

・法学：先住民族に関わる国内法・国際法・慣習法についての講義

・教材基礎：ワープロ・表計算・プレゼンテーション・映像などの処理ソフトの使用法を含めたパソコン講座、論述や作文の技法についての講義

となっており、アイヌ文化に関する伝統的な知識を総合的に学習するだけではなく、それに関する情報を伝達するための現代的な課題や技術についても研修範囲とした非常に幅広い内容であるといえる。表 1 は実際に行われた研修科目をカリキュラム案に示された科目ごとにコマ数をカウントしたものである。

表 1）第 1 期に行われた研修（カリキュラム案（※1）の分類による）

科目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	合計（割合）
共通	19.0	61.5	69.5	150.0（11.7%）
動物利用	13.0	0	1.0	14.0（1.1%）
植物利用	59.5	68.5	40.5	168.5（13.1%）
工芸	54.0	39.0	102.5	195.5（15.2%）
身体技法	28.0	31.5	13.0	72.5（5.6%）
料理	5.0	6.0	22.5	33.5（2.6%）
精神文化	33.5	21.0	15.5	70.0（5.4%）
アイヌ語	48.0	155.0	128.0	331.0（25.8%）
歴史	9.5	17.5	11.5	38.5（3.0%）
法学	1.0	0	0	1.0（0.1%）
教材基礎	26.0	77.5	59.0	162.5（12.6%）
その他（※2）	21.5	23.5	29.0	74.0（5.8%）
合計	318.0	501.0	492.0	1311.0（100%）

（事業カリキュラム案及び 2008～2010 年度担い手育成事業実績より筆者作成）

※1　カリキュラム案には研修科目の 1 回の時間数と回数、実施時期について記されているが、回数には「〇回」となっているものと「週〇回」となっているものが混在しているため、実際に行われた研修のコマ数でカウントした。コマ数は 2 時間の研修を 1 とした。

※2　カリキュラム案に記されていない科目（自主研修、文化関連イベント参加など）を「その他」としてカウントした。

第 2 項　研修内容の再分類

第 1 項で見たように、個々の研修内容は相互に関連し合っているものも多い。例を挙げるならば「植物利用」とされている科目には工芸のための素材となる植物についての知識や採取・保存・処理が含まれているが、「工芸」においても処理法や加工法に関する研修が行われている。また儀礼に用いる料理は当初のカリキュラム案では「料理」とされてい

たが、2010 年度の実際の研修では「精神文化」として研修が行われるなど、完全に固定化されているというわけではないようである。当然大学などの講義とは異なり所定の単位を選択的に修得するわけではないため、研修生からのニーズなどを参考に柔軟な対応を行うことが可能であったともいえる。そのためカリキュラム案と実際に行われた研修には一部に若干の相違が見られる。そこで研修内容の検討を行うにあたっては実際に行われた内容を踏まえ、「動植物利用・工芸」「アイヌ語」「教材作成」「自然観察」「一般教養」「信仰・儀礼」「芸能・舞踊」「食文化・料理」「自主研修」「会議・振り返り」の 10 科目に再度分類を行った（表 2）。分析対象は基本的に終了している第 1 期とする。

表 2）行われた研修を再分類したもの

科目	2008 年度	2009 年度	2010 年度	合計（割合）
動植物利用・工芸	104.0	100.5	142.0	346.5（26.4%）
アイヌ語	50.0	155.0	128.0	333.0（25.4%）
教材作成	31.5	82.0	65.0	178.0（13.6%）
自然観察	23.0	46.0	51.5	120.5（9.2%）
信仰・儀礼	39.5	21.0	26.5	87.0（6.6%）
一般教養	17.0	31.0	29.5	77.5（6.0%）
芸能・舞踊	20.0	31.5	13.0	64.5（4.9%）
食文化・料理	17.5	21.5	25.5	64.5（4.9%）
自主研修	8.0	10.0	4.0	22.0（1.7%）
会議・振り返り	7.5	1.5	7.0	16.0（1.2%）
合計	318.0	501.0	492.0	1311.0（100%）

a）動植物利用・工芸

これはカリキュラム案では「動物利用」「植物利用」「工芸」「身体技法」に含まれていた科目である。これらを再分類したのは、「動物利用」「植物利用」には工芸品や民具製作の前段階としての採取・処理・保存が含まれているが、「工芸」においても素材の処

理が行われることがあり、それぞれが明確に分類できないと考えたためである。また「身体技法」には「生業」という科目があり、ここでは主に漁労についての研修が行われた。基本的には食料のための漁労であるが、必ずしも食料としてのみ利用するとは限らないため、「動植物利用」としてカウントした。その結果、研修全体の 26.3%がこの科目に割かれており、最も重視された科目の 1 つであるといえる。

この科目は実際に工芸作品が作成できることから研修生が最も意欲的に取り組んだものである。この科目が最も多い理由は、工芸は文化を視覚的に表現できる領域の一つであるために研修生の達成感が得られること、採取や加工にあたって自然環境を利用するためにまとまった時間が必要であること、であると考えられる。また完成品やそのための素材は博物館資料の中心ともなっていることから、この科目において博物館の持つ豊富な資料の情報や専門的知識が発揮されているということができるだろう。内容としては比較的編みや織りが多くなっているが、これは女性の研修生が多かったためであると考えられる。ただし、男性の研修生もこの作業に参加している。

b）アイヌ語

「動植物利用・工芸」とほぼ同程度の 25.4%がこの科目の研修である。第 2 章で述べた「コーボゥ報告」や権利宣言（第 13 条）においても、民族固有の言語の使用に関する権利について述べられているように、言語は文化の継承にあたっては非常に重視されているということができる。初年度は基礎語彙のデータベース化、2 年目以降は金田一京助のノートや早稲田大学語学研究所のテキストなどを使用して口承文芸を中心に学習を行っている。ただし、口承文芸のうちの一部は「芸能・舞踊」あるいは「自然観察」として研修が行われたものもある。また各地方のアイヌ語会話や交易をめぐる言葉に関する講義も行われ、語学研修という内容にとどまらないものとなっている。

また、この科目で 2・3 年目に取り組んだこととして「イタカンロー」への出場がある。これは 1997 年から財団法人アイヌ文化振興･研究推進機構が主催して毎年開催されているアイヌ語弁論大会であり、「日々のアイヌ語学習の成果の発表及びアイヌ語を学習している方々の交流の場として、また一般の方々に日頃接することの少ないアイヌ語やアイヌ文化に触れていただく機会」[63]となっている。平成 23 年度では「子どもの部」「大人の部　口承文芸部門」「大人の部　弁論部門」「口演の部」に分かれており、各年度でも概ね同様の部門に分かれている。出場に際して用意した原稿を見ながらの発表は可能であるものの、

高い評価を受けるためには暗記と十分な練習が求められる。そのため初年度こそ見学のみであったが、平成 21 年度では 28 コマ（56 時間）、22 年度では 21 コマ（42 時間）をイタカンローの準備・出場・反省にあてている。アイヌ語の科目では初年度を除き習熟度を測るような試験を行っていないため、研修生のアイヌ語に関する習熟度を見る一つの指標となっている。また、これはアイヌ語学習の動機付けと達成感を得るという点でも重要な研修であるといえる。

c）教材作成

「動植物利用・工芸」「アイヌ語」に次いで重視されたといえるのがこの科目であり、全体の 13.6%を占めている。ここでは模擬授業の発表を中心としてその準備や調査の研修が行われた。また、カリキュラム案の「共通」では「自然観察」において白老の自然を紹介する活動を行っているボランティア「めむの会」による指導を受けながら、各自が担当樹を選び、解説する模擬授業についての研修もここに分類した。初年度は基礎的な知識としてパソコンの使用法や各種処理ソフトの知識を学習することに重点が置かれていたため、模擬授業は初年度に 1 回であったが、2 年目には 5 回、3 年目には 4 回行われている。

本事業の目的は「アイヌ民族、文化に関する総合的な知識や技術・技能を身につける伝承者の育成」であるが、これはアイヌ文化を総合的に学び身につけるだけではなく、研修生各自が他に対してアイヌ文化を教え伝承させることでもある。家庭やコミュニティにおける伝統的な文化伝承が行われることが極めて少ない状況においては、座学や体験授業によってアイヌ文化を伝えていく技術も学ぶ必要がある。他の者にアイヌ文化を伝達するという性格の模擬授業の立案・実践をすることによって、研修での学習内容を整理し、また自主的に学習することで文化に対する理解を自らも深めていく機会ともなっている。

この科目の課題としては 2 点指摘できる。1 点目は模擬授業発表後の振り返りを共有する時間が設定されていないということである。もちろん発表時には担当講師よりアドバイスがなされるが、模擬授業において重要なポイントや技術、あるいは反省点が検討されることによってさらに研修が充実したものになっていくと考えられる。2 点目としては博物館学芸員・職員は必ずしも教育に関する専門家ではないということである。博物館における通常業務においても教育普及活動は重要であり、来館者への活動を通じた経験・情報の蓄積は十分にあるということができるが、本事業の進め方では経験や伝統的手法だけに頼らない学術的な視点も重視されているため、なぜそれらの授業を企画する必要があるのか、

その授業を行う事で研修生自身、あるいは受講者に対してどのような効果を期待しているのか、また授業の場を単なる知識伝達の場としてのみ捉えて良いのか、といった働きかけを行う事も必要となってくるだろう。その意味では教育学概論のような研修も望ましいと考えられる[64]。

d）自然観察

これはカリキュラム案における「共通」の「自然観察」「自然関連講義」にあたる科目である。実際には「植物観察会」「植物関連講座」としても行われた。自然（植物）観察会では博物館内の研修室での学習だけではなく、イオル事業地として予定されているエリアをまわり、植物だけではなく鳥類などの動物に関しても観察を広く行ったものである。再分類にあたっては自然に関する知識・データを収集し、一般向けにガイドを企画する模擬授業もなされたが、明確に模擬授業の企画・実践に関わることが明らかな研修内容については「教材作成」としてカウントした。

またカリキュラム案においても述べたように、「共通」はいくつかの科目を横断するような内容を持っているため、内容としては「教材作成」ともいえるものや「動植物利用」と重なるものもある。口承文芸の一つである「ウウェペケレ（uwepeker）」から「イヌエンジュの神に助けられた娘」を教材として使用した研修もあるが、これは「植物関連講座」であると同時にその内容について理解を深めるという「アイヌ語」の学習でもあるといえる。そのため明確に分類することは難しい部分もあるが、座学と実地調査を関連させることで自然に関するアイヌ民族の世界観を学ぶ内容となっているのである。

e）一般教養

アイヌ民族の歴史や取り巻く社会的状況を理解するための基礎知識を得る研修である。カリキュラム案では「歴史」として「考古学」「文献史学」、そして「法学」が挙げられていた。具体的には博物館や大学などで開催されたアイヌ文化・歴史関連のシンポジウム・講演会の聴講や遺跡・博物館の常設展・特別展の見学が中心となっている。また博物館資料の取り扱いとして「実測図の取り方」など実践的な内容も含まれている。

アイヌ民族の歴史や文化、あるいは現代のアイヌ民族の社会的な状況に関する基礎的な知識を得ることは現代社会におけるアイヌ民族の位置づけを考える上で不可欠であると考えられるが、実際には研修全体の 6%にとどまることから、そのような研修を行えるよう

な機会は十分とはいえない。これを補うためには大学や他の研究機関から専門の研究者の協力を得ることが必要となってくるだろう。

f）信仰・儀礼

アイヌ民族博物館では毎月初めに「チュㇷ゚カムイノミ」（cupkamuynomi）という月例の安全祈願を行っている。研修の一環としてこれへの参加も行われているが、コマ数としてはこの儀礼と他の研修が 1 コマ中に行われているため、それぞれを 0.5 コマとしてカウントした。また、「酒の仕込み」や「シト（sito、団子）作り」などは「食文化・料理」「動植物利用」として分類できるものもあるが、基本的には儀礼に関する料理についてはここに分類した。

この研修内容についても博物館学芸員・職員の持つ知識や経験、あるいは博物館の持つ環境が発揮されているということができるだろう。

g）芸能・舞踊

カリキュラム案では「身体技法」として「芸能」及び「生業」が挙げられていたが、再分類するにあたって実際の内容としては「生業」が主に漁労が中心であったため、「生業」を「動植物利用・工芸」として分類し、歌や踊り、あるいは音楽にあたるものを「芸能・舞踊」として分類した。「芸能」にあたるもののうち、伝統的な楽器の製作やアイヌ語を用いた舞踊については「動植物利用・工芸」として考えることも可能であるが、ここではその目的を重視して「芸能・舞踊」とした。

特徴的なのは「ストレッチ」や「ボイストレーニング」が研修内容に含まれていることである。これは「動植物利用・工芸」と同様、経験や家庭・地域における伝統的な継承の方法だけに頼るのではなく、科学的な手法も取り入れていこうとする意欲的な研修であるといえる。もちろん研修期間が限られている中、効果的に習得することを目指したものであるということもできるだろう。

h）食文化・料理

ここでは「信仰・儀礼」に関するものを除いた食文化に関する研修を分類した。カリキュラム案では「共通」「動物利用」「植物利用」の一部にあたるものも含まれているが、「共通」の「自然観察」及び「植物利用」においては「有用植物」として薬用にする植物

に関する研修、「動物利用」「植物利用」となっていた内容のうち食用としての採取・処理・保存・調理といった研修はここに分類した。

i）自主研修

カリキュラム案には「1〜2 時間は自主研修」とあるが、これは午前・午後それぞれ 2 時間（計 2 コマ）行われる研修以外の時間に自主的に行う研修を指している。しかし何らかの都合で午前･午後の研修時間も自主研修の時間となることもあり､それをカウントした。ただし、休みの日における自主研修も実績表には記載されているが、再分類にあたっての仕分けが難しいため、記載のあるものに限って分類した。

行われた内容は各研修の予習・復習や模擬授業の自主的な準備である。

j）会議・振り返り

これはカリキュラム案には明記されていない項目である。本事業の目的について再確認、それまで行われた研修についてまとめのレポートの作成、及び自己評価の時間となっている。

本事業は 3 年間という長期にわたる研修であるとともに、前例がない事業となるため研修目的についての理解が不十分であったり、また内容が多岐にわたるため混乱が生じたりすることがある。そのために個々人に対する面談や受講生全員及び事業関係者を交えた会議の時間を設けることは研修の充実をはかる上でも有効であると考えられる。しかし内容が多岐にわたることは、逆に言えばこのような時間を研修として確保することを難しくしており、実績としては全体の 1.2%と低い割合となってしまっている。個別に意見を聞くことは研修以外の時間で行っていることもあるが、各自の意見や問題点の共有をはかる機会としては非常に少ないといえる。学習の定着をはかる上でも定期的な振り返りの時間を設ける必要があると考えられる。

以上のようにアイヌの文化に関する伝承者育成を行う場合の基本的なカリキュラムとしては「動植物利用・工芸」「アイヌ語」「教材作成」「自然観察」「一般教養」「信仰・儀礼」「芸能・舞踊」「食文化・料理」の 8 科目であるといえる。このうちさらに検討を加える必要があるとすれば「教材作成」及び「一般教養」であろう。ともすれば「文化」を学ぶ場合、言語や自然の知識・利用法、あるいは精神的な側面が強調されがちである。

しかしながら現代社会において文化を継承し発展させていくためには基礎的な一般教養、つまり歴史や法律などについても体系的に学習する必要がある。また、学習した内容をさらに他の伝承者や地域、民族としてのアイデンティティを獲得したいと考えている者などに伝達する役割を担うためには教育の方法論や理念について学習し、トレーニングを行うことも重要になってくると考えられる。

これらは高等教育、すなわち大学が得意とする部分が一部にはあるが、環境を含めた学習の場を提供するという観点からは「伝統的生活空間」や施設・環境の整った博物館などにおける教育が注目できるといえる。伝承者の育成に関するカリキュラムを構築する場合は博物館単体で考えるのではなく、大学や研究機関のもつ人的・物的資源を活用することでさらに内容を充実させていくことが可能であると考えられる。

この事業全体を博物館による伝統文化の伝承者育成という役割から振り返れば、2 つの課題が指摘できる。1 点目としてはやはり研修終了後の受講生の進路についてである。第 1 期においてはアイヌの文化について学びたいと考えて研修に応募した受講生もいたものの、工芸作家や博物館などでの雇用を期待して受講する場合もあると考えられる。研修は数ヶ月ではなく 3 年間という長期にわたるため、研修終了後の進路についても具体的な方策が必要になってくるだろう。また同時に定期的に研修の目的や到達点について受講生と対話をすることも重要である。もちろん受講前の説明はあるとはいえ、実際に研修を受講することによる問題点や認識の相違はあり得ることである。この問題点の共有という側面だけではなく、研修を充実させる意味でも受講生と博物館が相互に内容を振り返る機会を定期的に設けるべきではないかと考えらえる。

2 点目としては事業の目的と実際の内容に乖離が見られることである。「白老中核イオル整備基本計画」や本事業の主旨にはアイヌ文化の伝承者が少ない、あるいは高齢化していることが触れられており、今後アイヌ文化を支える者を育成していくことが述べられている。しかし、アイヌ文化は歴史的に断絶させられてしまったことにより、伝承者は「少ない」のではなく、「高齢化」とあわせて時間的・体力的に伝承活動を指導できるような伝承者は「ほとんどいない」のである。このような状況で新たに「伝承者」を育成するならば、一般的な日常における文化伝承という形では難しく、十分に検討されたカリキュラムを作成した上で、単なる知識や技術の習得ではなく、個々の内容についてもその文化を伝承する意味を考えさせるようにしていく必要があるといえる。今回分析した内容は第 1 期ということもあり試行錯誤があったこと、あるいは研修生からの要望を踏まえて柔軟に

対応したことにより、カリキュラム案で提示された研修科目間で内容的な重複があったり偏りがあったりしたといえるが、別の視点から考えればカリキュラム内容が十分に検討されていないということでもある。そのためカリキュラムに関する専門家との連携を行い、第 1 期の内容の検討を踏まえた上で次期の養成事業を行っていかなければならないのではないだろうか。

結

アイヌ文化振興法はアイヌ民族の権利について触れられておらず文化の振興・普及啓発のみに特化しているという批判はあるものの、この法律を受けての推進機構の設立とその事業の持つアイヌ文化振興に対する意義は大きいといえる。その意義を明らかにするためには同法に関する業務を行っている唯一の法人である推進機構の活動を検討する必要があり、本章では博物館と関連が深いといえるアイヌ民族関連の特別展及び伝承者育成事業について考察した。これによりアイヌ文化振興法が博物館に与えた影響を明確にできるといえる。

まず第 1 節では北海道内だけではなく北海道外も含めてアイヌ民族関連の特別展がどの程度開催されたのかについて調査し、推進機構によるアイヌ工芸品展と併せて分析を行った。第 1 項では、基本的に年間を通じてほとんど変更が加わらない「常設展示」ではアイヌ民族関連の展示の有無も含めて固定化されていることから、新たに収集した資料や他館からの借用などを中心とし、テーマ及び期間の設定を行った上で開催される特別展に注目し、全国で開催されたアイヌ民族に関する特別展についての調査と分析を行った。これにより全国の博物館でどの程度アイヌ民族に関する教育普及活動が行われているかが明確となった。その結果、アイヌ民族に関する特別展の転換点は 1993 年の世界の先住民の国際年（国際先住民年）であったといえる。特に北海道開拓記念館、東京国立博物館、国立民族学博物館では現代の工芸作家にも焦点を当てており、国際先住民年をきっかけに「現代に生きるアイヌ」を強く知らせようとする内容の特別展が開催されたのであった。これは第 3 章で述べた民族に関する活動を行っている博物館がその展示や活動を自省的に見直す世界的な潮流とも合致した動きであるといえる。またそれ以降では推進機構や北海道立アイヌ民族文化研究センターにより年間複数回の特別展が企画されており、アイヌ民族に関す

る学習の場は少しずつではあるが増えているということができる。第 2 項では第 1 項で行った分析より、推進機構が主催する「アイヌ工芸品展」が全国の博物館を開催館として毎年定期的に行われていたことから、同展の内容について分析を加えた。同展は海外からの資料の展示やアイヌの工芸作家との共同作業を積極的に行っており、特に北海道外における教育普及活動を定期的に行っていることはアイヌ民族に関する情報や最新の研究成果の普及に大きな意義があるといえる。また、現代の工芸作家による作品やインタビューを提示することは、アイヌ文化が決して過去のものではなく現代においても継承され発展している、という知識の伝達を、アイヌ民族についての情報が少ない北海道外で行っているということであり、日本が多文化・多民族社会であることに対する問題提起という意義もあるといえる。ただし、第 3 章第 2 節第 1 項で述べたとおり、北海道外の博物館であってもアイヌ民族に関する資料を所蔵している機関は多く存在しており、それらを意識的・積極的に活用することで多文化・多民族社会における問題提起を継続的に行っていくことができるといえるだろう。

本節で明らかとなったのは国際先住民年、アイヌ文化振興法成立は北海道内だけではなく北海道外においても博物館におけるアイヌ民族関連の取り組みと学習の機会を増加させたということ、同法に基づく業務を行っている推進機構のアイヌ工芸品展では現代におけるアイヌ文化を意識した普及活動が行われており、多文化・多民族社会である日本全体への問題提起となっているといえることである。

第 2 節ではアイヌ文化振興法のもう 1 つの影響といえる伝統的生活空間の再生事業の一環としての伝承者育成事業について分析を加えた。これは博物館の持つ経験や情報を含めた資源を評価したことで推進機構により委託されたものであるが、本事業は博物館の持つ教育機能が一般来場者に対してだけではなく、文化の担い手を養成するという方向にも発揮されたといえる。第 1 項では研修のカリキュラム案よりその内容について分析を行ったが、実践面・理論面ともにカバーする内容となっており、「文化を教える」にはどのような方向性を持つべきかについての示唆となっていると考えられる。しかし、第 2 項で行った実際の研修内容の分析からは実際には実践的な側面の充実が見られ、理論面にあたる一般教養や教育方法といった内容に関しては不十分な点が指摘できた。今後の課題としては大学や研究機関との協力により、理論的な側面をどのように教えるかといった方策を考えていかなければならないだろう。また研修内容を推進機構及び博物館側と受講生側とで相互に振り返る機会を設けるといった社会教育的手法の導入も検討していいと考えられる。

本事業の課題としては、研修終了後の受講生の進路、及び事業の目的と実際の内容の乖離を指摘できた。特に後者に関してはどのような伝承者を育成しようとしているのかが研修内容から見えづらいといえる。もちろん研修内容を研修生と博物館側で協議の上柔軟に対応していくことは必要ではあるが、個々の研修内容を表面的なものにしないためには、何を習得することが求められているかを明確にする必要があるだろう。そのような確固とした基盤を得ることで新たな「伝承者」が社会への働きかけや外部の学習活動の支援を行っていくことができると考えられる。

本節で明らかとなったのは、民族に関する活動を行っている博物館における教育普及活動には、展示やワークショップなど博物館一般で行われている活動だけではなく、次世代の民族文化の伝承者養成も可能であり、博物館の持つ資源の活用の一環であるということである。しかし同時に課題についても指摘することができた。それは第 1 に単に知識を伝達するというのではなく研修生自身がなぜ文化について学習する必要があるのか、その学習が自らの成長にどのように関わっていくのかを、振り返りなどの社会教育的手法を用いて個々人の主体性を育てる必要があるということ、第 2 に博物館の機能は教育普及だけではなく資料の収集・保存や研究調査など多岐にわたっており、学芸員や職員だけで伝承者を育成するのではなく、大学や研究機関などと連携することで多角的な養成プログラムを作成する必要があるということ、であるといえる。

以上のように本章では、アイヌ文化振興法と博物館の関係を見るためには、同法に基づく事業を統括する団体としての推進機構の活動を検討する必要があった。その活動において博物館と関係が深いといえるのは「アイヌ文化の振興」と「伝統的生活空間の再生」であるが、どちらも「現在」をどのように伝え、どのように受けついでいくかの模索ということができる。このような活動が可能になったという点においてアイヌ文化振興法は評価することはできるだろう。ただし同時にそれらの活動からアイヌ文化振興法の範囲を超える土地などの権利に関する課題について、社会への働きかけや学習活動の支援を継続していく必要があるといえる。

第 6 章　博物館における多文化教育の課題

序

序で述べたとおり、博物館における多文化教育を考える際に重要であることは、1）すべての地域住民に対する民族･社会階級などの差異にかかわらない平等な学習機会の保障、2）展示内容から特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見･差別の排除、3）異なった民族･文化についての学習と差異の承認、4）異なった民族･文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性、5）民族的アイデンティティの維持と継承の自由、であるといえる。前章までの考察はこれら全てに関わるものであるが、本章の目的は、第 2 部のここまでの考察を受け、第 3 章から提起された課題である博物館が民族の歴史や文化を主流社会の視点のみで提示し、アイヌ民族に対して「過去のもの」「下位のもの」といった差別的なイメージを形成してきてしまったことに対し、博物館はどのような専門性を発揮しうるのかについて、そして第 3 章及び第 4 章から提起される国際的な先住民族の権利獲得の流れの中で、博物館が先住民族の文化を語ってきたことに対して自省的となり、その活動を見直し新たな試みを行う中で、多文化教育の理念がどのように適用できるかについてさらに考察を加えることである。前者は特に上述の 2）及び 3）に、後者は 3）及び 4）に関わるといえる。

多文化教育は民族・性・社会階級などといった個々の多様な背景を問わず、平等な学習機会を持てるような教育改革として発展してきた。また、主流社会への同化要請を排除し、民族固有の文化を尊重し、その権利を認める社会における教育活動を組織することを目指して取り組まれてきた。多文化教育の対極にある教育とは「主流の、あるいは支配的な文化・言語への強い同化要請、あるいは同化の強制を伴う教育」[1]であるが、そのような教育はともすれば無意識的に行われてしまっていたといえる。すなわち強い同化要請や強制を伴っていることが明示的ではないとしても、その内容において同化要請や、特定の文化・歴史観が優れているとする、あるいは無意識的に優れている・自明のものであるとしてしまっていた。特にこれは視覚に訴える手法が多い博物館における教育普及活動において顕著であり、第 1 章で述べたような植民地主義的な内容を広く「知らしめる」ためには「特定のイデオロギーに媒介された価値を普及する手段として、その社会におけるさまざまな媒体（メディア）のなかから、「目に訴える」ことをその最大の特徴とする博物館という<

装置>が選択されてきた」[2]のであった。

そこで本章では学校ではなく社会教育施設、特に博物館における多文化教育の課題について博物館における「政治性」と「専門性」、民族イメージの構築の 2 点から考察する。まず第 1 節では博物館における「政治性」と「専門性」について述べる。博物館で行われる活動は確かに物質的な資料を中心としており、その資料自体に疑義が発生することはほとんどない。博物館の「政治性」とは、それを解釈し、研究し、学習の素材として提供するときには学芸員ないしはその活動の立案者の意図が反映されているということであり、またそれを自覚した上での問題提起が「専門性」であるといえるのである。第 2 節では民族に対するイメージと現代の展示について述べる。主流社会からの一方的なイメージを変革するためにはその民族が歴史的にどのように現代まで継続してきたのかを示す必要がある。またそれを多角的に検討するためには展示に対する評価を行っていく必要があるだろう。もちろんこれは数的な評価ではなく、幅広く意見を聞き、活動に反映させていくということである。第 3 節では博物館における差異の承認へ向けての課題について考察する。ここでは第 2 章で述べた ILO 第 169 号条約に見られるアファーマティブ・アクション、そして「管理者」としての博物館の立場が重要であることについて考察を加える。

第 1 節　博物館における「政治性」と「専門性」

博物館における機能として一般的に想起されるのは展示であるといえるが、これは教育普及活動の一環であるということができる。展示はある一定のテーマや目的に沿って構成され、来館者が資料や解説を見たり触れたりということを通じてそのテーマについて学習できるように配慮されたものである。ここで展示という活動が問題となるのはそこに「政治性」があるためである。すなわち展示はある目的をもって作り上げられた一個の「作品」であり、どのような立場からも等距離に身を置く、透明で中立的な展示など存在しないものであるということができる[3]。

ただしこれは博物館の教育普及活動における特殊な事情ではない。多文化教育においても類似した問題点が指摘できる。菊池久一は文化人類学における議論、すなわち文化間の対立を考えたときに自らの正当性を主張し、自文化が他の文化よりも優れているとする絶対主義と、複数の文化の存在権を平等に認めようとする相対主義を引き合いに出しながら、

これらの相克は「これまでの識字の議論にもあてはまる」[4]として「中立普遍」という事象に関して疑問を提示している。識字は学習する個人の生き方や文化に関わってくるため多文化教育を考える上でも重要な側面といえるが、その教育活動の内容については慎重な検討が必要であることは明白である。そのため、識字の実践においては基本的にそれぞれの識字獲得の程度や学習要求に応えるような教材を選んでいくことになる。そしてその教材は識字の獲得が十分になされなかった人たちの厳しい道のりを踏まえた上で「その個人史を前向きに捉えていけるようなものが選択されるべき」である[5]といえる。しかしこれは同時に個々人の学習要求に真摯に応えていくことは当然「中立普遍」ではなく、極めて私的な選択である、ということもできるのである。

そして「中立普遍」な識字教育は存在し得ないという立場から、教育上の対応策として菊池は「識字術を教えるときに、中立の技術として教えないこと」「識字教育の政治性を隠すことは、相対主義が容易に自民族中心主義へと変わってしまうことを許してしまうものだ(ママ)であると認識し、生徒や学生にそのことを日々の教育の中で伝えていく努力をすべきだろう」[6]といったことを提示し、そのことに関する議論の重要性を強調している。近年では社会における主流言語と識字を獲得しようとする個々人の母語が必ずしも一致しないことから、どの言語をどのように獲得していくかを考えるときには、その個人がいかに社会と関わり、自らのアイデンティティを保持・構築していくかを考えて行く必要があるといえる。

このように識字教育においては「中立普遍」がありえないという観点に立つことで議論の重要性が提起されているが、これは第 3 章で述べたように「博物館の無謬性」に対する疑問であるということもできよう。その疑問から起きた自省的な試みを行う上で近年の博物館展示の流れの中で触れられては来なかったことがある。それは.見る側にも批判的に展示を読み解く能力が要求されるようになってきているということである。

序においてニエトが多文化教育に批判的教育学としての側面があると述べたように[7]、あるいは平沢安政が多文化教育の方法論的課題の一つとして挙げたように[8]、社会をより批判的に解釈できる視点をどのように養うかを検討する必要性がある 。博物館において表象されているものは展示には直接かかわっていない第三者が展示を見ることが圧倒的に多い。そのため博物館が行っている資料に対する解釈を無批判に、さもなければ絶対的なものとして吸収してしまう可能性がある。つまり博物館で示された「歴史」や「文化」は十分な研究に裏打ちされた「正しい」ものであるとしてしまうことである。そのため近年の新し

い試みに見られる「自省的」な取り組みは博物館側だけではなく、先住民族あるいはそのほかの学習者の側にとっても大きな意味を持つようになるだろう。これまで疑問をもたずに触れてきた資料が、博物館の「政治性」について認識することにより今までとは異なった文脈の中に表象されることにより異なった意味を持つこともあり得ることが新しい試みの中では示されていくことになるのである。

前述の「政治性」について留意すべき点は 2 点ある。1 つは展示自体がどのようなものであれ恣意的なものにならざるを得ないということである。それはある学説や理論に基づいている展示ということだけではなく、事実とは異なる内容や特定の民族に対する差別や攻撃といった内容は多くの意見の一つとして参考にするのみにとどめる、あるいは極力排除するということも「恣意的」ということでは同一であるということである。

2 点目は「ある目的をもって学芸員たちが作り上げた」、つまりそこでの展示やその他の博物館活動をコーディネートするのはその館の「学芸員」であるということである。その学芸員がその文化の担い手でもあるという点で吉田のいう「文化の担い手自身による『自文化』の展示」が民族に関する活動を行っている博物館においては最も新しい動きであるといえる[9]。

第 3・4 章の事例からは博物館は自己決定を補佐する管理者である、という立場にあることが伺える。しかしながら博物館の活動は個々の民族による視点のみでいいのであろうか。もちろんこれまでの博物館における活動は植民地主義的な「展示する側＝マジョリティ」「展示される側＝マイノリティ」といった二分法になってしまっており、その反省から自分たちの文化を自分たちが語ることが求められていることは明らかである。しかし多くの博物館では必ずしも「文化の担い手自身」が直接展示活動に関わっているとは限らないということである。先住民族の文化における考え方は最大限尊重すべきである。しかし先住民族以外の者により新たに先住民族に関する資料が発見されるということがあった場合、その取扱いに関する情報がなければ、例えば先住民族の文化においては慎重な取扱いを要する、といった重要な知識が伝達されないということが起こり得るだろう。そのため、博物館自身がそのような可能性を認識しなくてはならないといえる。しかし現実的にはその民族の文化を担っている学芸員だけがその資料の取扱いを行うことは多くはない。

その場合、「文化の担い手」ではない学芸員はどのような立場になるのであろうか。国立アメリカ歴史博物館のイエングスト（Yeingst, William）とバンチ（Bunch, Lonnie G.）は人種問題を扱った現代史の展示を構成するにあたり、学芸員の職務として、選択すること

と意味を伝達することを賢明に堂々と行うべきであるとし[10]、「誰が、何が価値を持つかを決める力」を持っているとしている。同時に現代史の分野では学芸員の選択に対して来館者やその資料に関わっている人々が異議を申し立てることが多くあることから、こうした選択基準は以前よりも厳しく問われるようになったとしながらも、それにより「学芸員や博物館が複合的な、あるいは論争となるような意味を持つ問題の探求が阻まれてはならない」[11]と述べている。

オーストラリア博物館における取り組みの最も大きな目的は先住民族との和解（reconciliation）にあったといえるが、先住民族と博物館の関係を見直し、またその関係を深めていくためには資料の所有の問題だけではなく、さらなる取り組みも必要とされている。ケリーらは来館者が求めているものが先住民族に関する現代的な課題であることから、「展示が発展していく中では政治的社会的文脈についても考慮していかなくてはならない」[12]と述べ、土地権などの政治的問題にも触れていくことが必要だという認識を示した。もちろんこれは慎重に扱わなくてはならない問題であるものの、そのような取り組みを経ることで現在先住民族が直面している問題を来館者に伝えると同時に博物館と先住民族が和解していくことができるのである。また、もしこれらの問題を扱わずに「伝統的な」文化だけを博物館で扱ってしまうのであれば、博物館と先住民族の関係は変化しないだろう。

また同時にケリーらは「民族を扱った博物館はそこでの学習活動やコミュニティとの協働により他の機関に対してリーダーシップとモデルを提示することができる」[13]とも述べており、博物館がそれ単体での研究や学習機能だけではなく、社会的な働きかけを行うことが可能だと指摘している。ケリーらの意見は、地域内における相互認識を深めていくためには、まず博物館と先住民族の関係を改善した上で、博物館を通じて来館者に対し文化の紹介だけにとどまらない今後の民族的な問題についても提示していくことが必要ということだと考えられる。ケリーらが述べたようにリーダーシップとモデルの提示により、博物館がそれ単体での研究や学習機能だけではなく、社会的な働きかけを行うことが必要となってくるだろう。法整備など社会的な条件が整うのを待った上で行動するのではなく、博物館自身による積極的な取り組みが求められているといえる。

以上のような議論を検討した上で博物館の教育機能として示されているのは、「複合的な、あるいは論争となるような意味を持つ問題の探求」としての問題提起を行うことであるといえよう。しかし現場からの意見として、特に日本の場合は来館者が受動的であるこ

とが多いため、博物館から「論争となる」ような活動をある程度は考えていかなくてはならないだろう。そのため、特定の学問領域の専門的知識及び研究だけではなく、博物館のそれまでの活動を見直すと同時にそれを展示会、あるいは講演会や研究会などの場を用いて伝えることで議論を起こすといったコーディネーターとしての役割が博物館における「専門性」として求められているのではないかと考えられる。

もちろんこのことは、社会教育における専門性として学級や講座をどのように運営していくかといった議論と重なると考えられる。社会教育「現場」や「経験者」の声として宮坂広作は「大衆の多くは教養よりも慰安を求め、学習よりもレジャーを欲している（中略）、学習・講座でもレクリエーション五分、いや七分に学習三分くらいの取り合わせでいくしかない」[14]といった声を紹介している。これに対して宮坂は「いずれももっともな意見であり、一般民衆の要求水準、学習の準備（レディネス）の問題についてオプティミスティックな見方をするのは確かに観念的である」としながらも、「これらの学級にレクリエーション的要素を加味することの必要はいうまでもないが、そのことと学習の質を高める工夫とは両立するはずである」[15]と述べている。講師に関しても、大学などの専門の研究者が常に最良の講師であるとは限らず隣人のなかにも必ずいる[16]、としているが、これは市民自らが受講者であり講師でもあるという社会教育における学級や講座の基本的な考え方であるといえる。

展示などの博物館における活動は時として啓蒙主義的な内容となってしまいがちであるが、教育という観点からすれば「学習者の知識を増やすということのほかに、学習者の思考力・判断力を発達させ、かれらのパーソナリティを変容させることに貢献するような学習機会を提供すべき」[17]であるということができる。

第２節　アイヌ民族に対するイメージと博物館の関係

アイヌ民族に対する様々なイメージをつくりあげることに博物館が関わってきたことは否定できない。例えば「アイヌは狩猟民族である」[18]というイメージが挙げられる。正確には歴史上アイヌ民族は狩猟や漁撈のほかに農耕も行っていたことが確認されており[19]、また本州以南や大陸と活発な交易を行っていた。しかし現在は当然狩猟採集を行っていないにもかかわらず、博物館展示や観光などを通じて多くの人びとの間に浸透してしまっているイメージなのではないだろうか。「狩猟民族」が提示するイメージには「『文明』へと

方向づけられた国民の歴史によって、狩猟採集社会は『非文明』、『文明の対極』の代表として蔑まれてきた」[20]歴史が存在していることは否定できない。また、アイヌ民族博物館のあるポロトコタンでは国の重要無形文化財となっている古式舞踊の公演が行われ、伝統的な着物を着た職員が構内で案内を行っており、来場者が求めているイメージに合致するような演出がなされているといえる。ただし、公演においては単に舞踊などが行われるだけではなく、自分達の着物はあくまでも演出であることも含めた解説がなされている。

逆に近年では「自然との調和」「エコロジカル」といったイメージを想起させていることも出版物や博物館展示などで散見できる。このような言説は狩猟民族を「未開である」とみなすものと同様にその現在を無視してしまっているといえる。確かに博物館で展示されている内容はその時点での考古学的に「正しい」文化を提示している。しかしその表象するものが社会的にはどのような影響を及ぼし、現在生きているアイヌの文化に対してはどう関わってくるのかと行った視点が欠けていたのではないかと考えられる。

そこで現代の博物館がなさなくてはならないことはこのような一元的な民族イメージからの脱却を図ることである。歴史的に狩猟民族であることは平取町立二風谷アイヌ文化博物館（以下、「二風谷博物館」）でも開拓記念館でも展示に対する解説が行われ資料も充実している。それと同時に交易を通じて文化を変容させていったことも多く触れられている点であるといえよう。しかしながら現在アイヌ民族が置かれている状況や現在脈々と受け継がれてきた文化が実際にはどのようなものであるのかといったことには十分触れられていない。

二風谷博物館ではアイヌ民族が舞踊を受け継ぐことによりこれまでの文化に加え新しく産みだされた文化も現れてきていることを博物館の活動を通じて表象している。また木彫もアイヌのアイデンティティ形成と結びつくものであるが、この木彫とアイヌ民族を結合させるイメージも和人がつくりあげたものであるといえる。しかしこのような活動を通じて「他者のつくりあげた幻想に擦り寄るのではなく、その幻想の生産に加担することから芸術家としての新しいアイヌ像をそこに創造することができる」[21]のであり、博物館はこういった現代のアイヌ像を積極的に表象することにより民族のアイデンティティ形成の一助とならなくてはならない。すなわち「現実と意識の乖離が、もうこれ以上大きくならないよう」[22]な活動が行われていかなくてはならないのである。

しかしながらこのような取り組みが行われつつある状況にありながら、来館者が求めていることが「必ずしも実際の姿ではなく、エキゾチックなイメージ」[23]となってしまって

いることは拭い難い。博物館の事業を評価する時に来館者数は大きな指標となるため、来館者の表面的な興味をひく展示が行われてしまうことが存在している。カナダ･アルバータ州立博物館での「Ainu Art and Life」展ではこれまでの民族展示に対する反省を踏まえた上で和人とアイヌ民族双方の視点からの展示を行い、図録には今日的課題に関する論文を掲載するなどの配慮が為された。それにもかかわらずアイヌ民族についての展示の入り口には日本庭園風の装飾を置き、展示室内を東屋風にするといった展示の趣旨とは何ら関係のない装飾が施されてしまった。これに対し資料選定と解説を行った開拓記念館側はアイヌ文化に対する認識をゆがめるものとして強く抗議したものの、結局来館者に対するアピールを重視したアルバータ州立博物館側が政治的行政的判断のもと強行してしまったのであった[24]。

博物館の展示では来館者数という「成功」を求めてこの事例のように結局はマジョリティ側の視点･都合のみで文化を表象してしまうことが現在でも行われている。この事例は当該地域に居住しているマジョリティ･マイノリティの双方に関係のない「異文化」の展示であったため起きてしまった事態だといえるが、異文化を表象する際に忘れてはならないことは「その文化を表象する権利がどこのあるのか」ということであろう。

二風谷博物館では、現代の文化を表象することでアイヌ民族がいまもなお「活力を失わず発展の途上にある」ことを示し、さらにアイヌ民族が生活している二風谷という地域の特性を生かし地域全体がひとつの博物館であるといった立場をとっている。このことはまさしく地域博物館の目指す方向性であるといえるが、さらにアイヌ文化の体系的な研究成果を大学などの研究機関と連携させていくことができれば地域課題としてのアイヌの民族問題に対応していくことが可能であろう。必要とされていることは「過去の展示」と「現代の展示」を別々に表象するのではなくどのようにして現代のアイヌ文化が受け継がれてきたかを示していかなくてはならない。

ただし、現在の姿の展示を行うことによって時代ごとに独立したアイヌ民族の姿ではなく、間断なく文化が継承されてきていることを提示する取り組みはまだまだ議論の余地があるといえる。第 3 章で述べた展示を見つめなおす試みは先住民族の権利に対する主張が為されていることを受け現実に行われてきてはいる。しかしマジョリティ側の視点･都合のみで文化を表象してしまう可能性があることは前述のとおりである。これに対しては展示する側･される側･それを見る側が博物館活動全体に対する評価を行っていかなくてはならず、その手法の確立が今後の課題であるだろう。

しかし展示評価を行うことに関しても非常に難しい問題がある。論文などの文字情報とは異なり視覚に訴える部分が大きいことが「展示」という文化表象の特徴であるが、その展示という行為に関しての限界の中で展示の意図や手法とは全く関係無しに生じる誤読は避けられない。来館者が自由な見方をすることを否定するわけではないが、特にその民族に対する偏見や差別に繋がるような「誤読」を排除したコンセプトと展示活動が存在しなくてはならない。そのためには展示する側･される側、そして見る側の対話を進めるような内容を伴わなくてはならず、その中で博物館の評価もなされていくべきである。それでも「誤読」は存在してしまうと考えられるが、その三者の対話を通じて常に展示の修正や見直しを行っていくことにより、極力その民族に対する偏見や差別に繋がるような「誤読」を回避しなくてはならないだろう。この展示評価については「今まであまり関心が払われてこなかった領域」[25]であるためその手法などについてはまだまだ研究の余地があるといえる。

「誤読」は展示という視覚に訴える手法における限界であるということもできる。山田尚彦は印刷された論文などによる資料の提示・解説といった活字メディアと比較し、展示という手法との違いを 5 点挙げている。それは①論文は主に研究者を対象としているのに対して、展示は不特定多数を対象とするといった「読者」の違いがあること、②抽象的な概念を提示することが展示では難しいこと、③展示ではいくつかの学説を併記することや、はっきりと断定できないことなどといったあいまいな表現が排除されてしまうこと、④展示で表現したいことと実際に展示で提示できることとの間には大きな開きがあること、⑤展示の意図や手法とは全く関係なしに生じる誤読があることである[26]。特に⑤に関しては「観る側には、展示をする側の意図とは関わりなく自分の関心にもとづいて観る『自由』、いわば『誤読する自由』がある」[27]と述べ、「このような『誤読』は積極的な読み換えの契機ともなる可能性を秘めて」[28]いるとしている。

ただし「誤読する自由」は来館者の自由な学習を支援し保障するという観点からも重要な点であると考えられるが、特に民族という人間集団を扱った場合は「誤読させてしまう」ことは避けなくてはならない。つまり「アフリカの深層」展では博物館が人種差別や植民地支配を正当化していると展示を観る者に誤読させてしまったことで大きな反発へとつながってしまったのであった。しかし反発することなく展示の印象を誤読させられたまま受け取り、場合によっては自分に優位性を感じてしまう可能性もあるのである。

カナダにおける事例のような問題提起を含ませた展示に限らず、ある民族の一時代、文

化の一つの側面のみを取り上げてしまうことはマジョリティがマイノリティに対する認識を誤らせてしまうことがあり得るであろう。それは観光における民族文化の表象と構造が似ている面がある。例えば北海道におけるアイヌ民族独自の文化を模した観光土産や、訪問者が鑑賞することを前提として行なわれている舞踊などはその民族に対する固定的なイメージを形作ってしまう。そこでは「狩猟」「エコロジー」といったキーワードで表現されるような「アイヌイメージの定着と虚像の肥大化現象」[29]が起こってしまっているのだといえる。

もちろんこれはアイヌ民族や観光の側面だけの問題ではない。場所によっては博物館が観光施設化してしまっている場合もあるが、視覚に訴えるという点では共通している。このような一面的な民族の「イメージの定着と虚像の肥大化現象」は民族の誇りを尊重し文化の発展を阻害しかねないだろう。確かに「表現の自由」や「学習の自由」は尊重されなくてはならない。しかし博物館におけるその議論は依然として不足しているといえる[30]。博物館の原点が珍品や宝物を収めていた場所であったことを述べるまでもなく、国宝や重要文化財などの価値を認められ権威づけられた資料を公開する場としての博物館像が、逆にキャメロン（Cameron, Duncan F.）が「神殿としての博物館」[31]としたように、博物館に収められているということがそこに展示・収蔵されている資料が権威づけてしまう状況があったのではないだろうか。このような状況に対しキャメロンは「議論の場としての博物館」[32]を提起しているが、第 3 章第 2 節で述べた開拓記念館による一連の展示企画は、このような「博物館の無謬性」からの脱却であったということができるだろう。つまり、博物館を通じて何を用い何を表現するかには慎重な議論と研究を重ねて行くことと同時に、そこに関わる多くの立場の者との対話を行なうことで博物館をつくりあげて行く姿勢がなくてはならないと考えられる。

第 3 節　博物館における差異の承認に向けての課題

第 4 章までに述べてきたように世界各国の博物館において民族的アイデンティティに配慮した活動が行われてきている。民族の文化を扱った博物館ではその「民族」や「文化」といった概念について明確な定義づけを行うことは難しい。一般的に「民族」とは言語・宗教・生活様式などが独自のものであり同時にそれを構成している集団がその集団に対す

る帰属意識を持っているものであると解釈できるが、現実的にはその集団を完全に他の集団と区別することは困難である。民族という概念は他の集団との関わりによって影響しあい変化していくものであるからである。

民族を厳密に区別してしまうことは異文化の中で自文化を相対化しはっきりと境界をつくってしまい、異文化を排除してしまう危険性がある。事実、前述の 19 世紀ごろに見られる民族学博物館は異文化を表象することによって一つの国民的アイデンティティを構築し自文化の範囲に収まらないものを排除、または同化していこうとするものであった。逆にいうならば異文化を表象することがその文化をもつ民族集団に対してのみ行われるならば多民族の共生ではなく各民族の境界線を策定し地域の分割になってしまう可能性がある。多文化主義ではそれぞれの差異の承認が不可欠であるが、逆にこれが強調されすぎると民族的アイデンティティが個人の生活規範を拘束し個々の違いが抑圧され個人間の差異が無視されてしまう恐れがある。民族的アイデンティティにはその集団の中であっても差異が存在しているためである。差異を認め合うこと自体が強迫観念を持つようになってはならない。個々の差異の承認とは「個が本来もっている多重多層な帰属のなかから、どの局面でのアイデンティティを個が選択するかの自由が容認され」[33]ることを念頭におかなくてはならない。その上で地域をモザイク状にいくつかの塊と捉えるのではなく同じ地域内に暮らす差異のある個人を差別することなく認め合い、生活空間としての地域をよりよいものにしていこうという営みが必要とされているのである。

梶田孝道は社会が複数の下位集団に分裂してしまうことの危惧に対して、ある程度普遍的な性格を持った「市民文化」の共有を提案している[34]。この市民文化は地域という空間を考えた時当てはまる部分が多いように思われる。しかし博物館という装置においては国家の名のもとに主流社会優位の文化表象になってしまってきたことを考えると前節のような段階を踏みながら徐々に練り上げていった上で市民文化を考える必要があるだろう。民族の共生や差異の承認はできる限り速やかに実現されていかねばならない問題であるが、梶田は「多文化主義の楽観的な理解とその安易な実現の試みは、厳しい状況の中では、多文化主義に対する失望を生み、場合によっては多文化主義そのものを放棄させる結果にもつながりかねない」と指摘し「実現のための客観的検討」[35]のレベルへの移行が為されなくてはならないとしている。理論的枠組みを構築せずに安易に実現を試みることは確かに危険をはらんでいるだろう。しかし各国の事例を見てみると議論を先行させるよりも問題の提示を含めた実験的試みをしながら並行して議論を行うことにより広く社会への問題提

起を行うことが現実的ではないかと考えられる。

序で述べたように、多文化教育とは「人種、民族、性、社会階級、障害等による偏見、ステレオタイピング、差別を排除し、多様な集団とそれに属する人々（児童・生徒）のアイデンティティを認め、支配的主流文化への同化を要請しない多様な文化に基盤を置き、即ち、民主主義的文化的多元主義に基づき、教育改革運動を含む、全ての児童・生徒の学力向上をめざす一つの教育である」[36]ということができ、これを博物館における活動に引きつけて考えるとすれば、本章の序で述べた 1）～5）が重要であるといえる。この実現にはまず従来の異文化単体としての展示内容の見直しを行うことから始まる。それは既述のとおり博物館における展示は主流社会からの視点のみで構成されてしまうことがあり、その問題点を博物館が認識しなくてはならないからである。その上で自省的に博物館を見つめなおし展示される側･展示を見る側に対してどのような影響を与えてきたのかを検討することが重要となってくるだろう。博物館自体が主体的にこれまで展示してきたものが表象してきた意味を見つめなおした上で展示される側との共同作業を志向していく必要がある。この試みを段階的にではなく同時並行で行うことには危険が伴う可能性がある。それぞれの試みと議論が並行されるのではなくいくつかの試み自体を並行させてしまうことは、これまで展示する側であった主流社会が問題点を内面化しづらくなると考えられるからである。同じように対する展示される側であった先住民族内部での議論が深まるばかりか問題点の焦点がぼやけてしまう可能性がある。このような試みは積極的かつ段階的に行っていくことが望ましいだろう。

また、アファーマティブ･アクションに関しても検討を加える必要がある。1984 年のアイヌ新法案においては大学における既存の規定にとらわれない教員の登用や入学及び受講への特例措置が求められており[37]、第 2 章で述べた ILO 第 169 号条約及び人種差別撤廃委員会の勧告でもそれに類する規定が述べられている。特に前者は高等教育におけるアファーマティブ・アクションの必要性が具体的に明示されているといえる[38]。多文化教育としての学校教育及び社会教育の課題としては「人権に関する学習の組織化」「異なった民族、文化に関する学習」などに加え、「アファーマティブ・アクションを視野に入れた教育」[39]が挙げられるが、このことは社会教育計画・学級・講座・施設等の見直しや、民族的な社会教育職員構成の比率についてかかわることになるといえる[40]。そのため、多文化・多民族社会における博物館のあり方を考えるためには、これにどのように取り組むことができるかを考える必要がある。

博物館においてアファーマティブ･アクションを導入するとすれば、具体的にはこれまで見てきた自省的展示ないしは民族的アイデンティティの形成を意識した文化の表象に加え、先住民族に関する展示を行う時には補助金などによる支援を行うこと、博物館において先住民族が独自の活動を行う際には優先的な利用を認めること、学芸員や司書などの専門的職員への優先的な登用などをしなくてはならないだろう。もちろん逆差別の問題や一部の個人や団体への利益誘導、さらには先住民族自身に対するダメージになるといった議論が数多くなされている[41]。しかし、範囲を日本に限ってみれば「アファーマティブ･アクションによって逆差別が生じるような事態、即ち、逆差別が生じるほど、差別を解消する努力がなされたことがない」[42]状況であるため積極的な導入へ向けた議論が望まれる。アファーマティブ･アクションを導入するためにはまず主流社会の意識が変革しなければならない。それは先に挙げたようにある特定の人びとのみの優遇になり結果的に逆差別が起こることによって､問題解決ではなくさらなる偏見･差別の深刻化といった問題悪化を引き起こしてしまうことが考えられるからである。これを避けるためには全国の博物館において、特別展や講座・講演会などの一定の回数の取り組みを行うことで、社会がアファーマティブ･アクションを受け入れるような環境を整えていくことが望まれる。

博物館は基本的には物質資料を媒介としてのメッセージを発信する装置であるため、文化の要素のうち無形である「言語」に関しては不得手とする面がある。民族はそれぞれが持つ自己の言語を獲得する権利があることは、国際人権規約 B 規約第 27 条において自己の持つ文化･宗教･言語に対する権利が規定されているように明らかである。博物館は対象が有形であっても無形であっても扱わなくてはならないと考えられる。しかし博物館が単独では言語に関する文化を扱うことが不十分であるならば、公民館や各学校などと連携して言語獲得のための補助となる活動を行うことは十分可能であるし、このような取り組みも含めて博物館のあり方を見つめなおす必要があると考えられる。

上述の 5 点の課題は現代的な課題であるといえるが、これはオーストラリア博物館の取り組みにおいても重要とされていたように、民族を扱った博物館がどのようなレベルで現代的課題を扱うかについては議論が必要である。例えば国立民族学博物館（民博）のアイヌ民族についての展示に対して「伝統的生活」のみに重点が置かれているといった批判があったが[43]、これに対し民博側は「民博のアイヌ展示は、1970 年代末、日本国政府がいまだアイヌを独立した民族と認めていない時代に民博とアイヌの人びとが共同で作り上げたものであり、それ自体がアイヌ民族の先住権を認めようという動きの一環としての性格を

もっていた」[44]と反論した。そのため現代的課題を扱うにはそれを多くの人が認識できるような形で、継続して伝える必要があるといえる。それはその社会的影響が博物館と先住民族との間にとどまるものではなく社会へ向けた問題提起となることで、広く相互認識を深めるという効果が期待できるためである。

第 3 章第 3 節のオーストラリア博物館での事例と踏まえて考察すると、民族を扱った博物館は基本的には民族資料の「管理者」としての立場が求められているといえよう。これは社会教育職員が基本的に指導と助言を行うことと同じ方向性であるといえる。ただし、博物館が単なる収蔵庫とは異なる点は、それまでの調査・研究を基にしてその文化を語る権利を抑圧されてきた民族への助言や補佐を行う事ができるという点である。もちろんそのためにはそれまで行ってきた博物館活動にある問題点を見直し、先住民族との関係を構築していくような取り組みが不可欠であろう。具体的には、誰がどの資料を所有するのかという問題への対応、アファーマティブ・アクションを志向した先住民族の専門的職員への雇用、そして過去だけではなく現代に関する情報の提示といった現代的な課題への対応である。ただしそれぞれの博物館を取り巻く状況が異なるためこれらを全て行うことは現実的ではないかもしれない。そのためどのようにして博物館活動においてそこで扱われている民族と協働していけるかを議論していく必要があるだろう。

結

本章では第 2 部、特に第 3 章から提起された課題である博物館が民族の歴史や文化を主流社会の視点のみで提示し、アイヌ民族に対して「過去のもの」「下位のもの」といった差別的なイメージを形成してきてしまったことに対し、博物館はどのような専門性を発揮しうるのかについて、そして第 3 章及び第 4 章から提起される国際的な先住民族の権利獲得の流れの中で博物館が先住民族の文化を語ってきたことに対して自省的となり、その活動を見直し新たな試みを行う中で、序に示した多文化教育の 1）～5）の理念を踏まえ主流社会と先住民族の差異の承認がどのように行えるかについてさらに考察してきた。

第 1 節では博物館における「政治性」と「専門性」について述べた。これは第 3 章で考察を加えた博物館における自省的な取り組み､そしてそれを受けた新しい試みを行う際に、主流社会からの視点の恣意性が加わってしまうことを博物館が「専門性」として自覚した

上で、そのような取り組みを行うことが必要であることを提示するためである。博物館の「政治性」とは、その活動において学芸員ないしはその活動の立案者の意図が反映されている。これは同様の考察が菊池による識字教育に関する議論でもあり、識字教育において中立普遍な教育方法は存在していないとするものであった。つまり博物館における教育活動では、その活動である歴史や文化を無批判に「正しい」としてしまうのではなく、中立的な展示はあり得ないと認識した上で、なお中立を目指すための問題提起を行うことが必要であるといえる。また、ニエトや平沢が多文化教育に批判的教育学の側面があると述べたことは学習者の批判的な視点を養うような教育を行うことが必要であることを示唆したものである。またイエングストらやケリーらの論考からは、博物館学芸員や職員は社会に対する問題提起を行っていくことが求められているといえる。本節で明らかとなったのは、博物館の活動から政治的社会的文脈についても考慮し社会に対する働きかけを行っていくことが重要であるといえ、そのことが民族に関する活動を行っている博物館における「専門性」であるということである。

第 2 節では民族に対するイメージと現代の展示について述べた。これはこれまで博物館がアイヌ民族に対して過去のものであったり下位のものであったりといったイメージをつくりあげることに関わってきたことが否定できず、このようなイメージをつくりあげてきたことを見直すためには、民族の現代の姿を示す必要があることについて指摘するためである。民族の現代の姿を提示することは第 3 章や第 4 章で述べたとおり、民族に関する活動を行っている博物館に求められる活動内容であるといえるが、どのような展示を行ったとしても、その展示を見る側に起きうる「誤読」は避けることが難しく、同時に自由な学習を保障するという観点からは「誤読する自由」もあるといえる。しかしその誤読により民族に対して差別的な、あるいは民族自身が望んでいないイメージが生じてしまうことを考えれば、「誤読する自由」は極力排除していかなければならないだろう。本節で明らかとなったのは、民族が望まないイメージを避けるためには主流社会との対話が必要であり、そのための場として博物館をつくりあげなくてはならないということである。

第 3 節では博物館における差異の承認においてどのような点が問題点となるかを考察した。多文化・多民族社会においては相互の差異を承認が課題であるが、民族を厳密に区別することは異文化に対して排他的になる危険性も存在しているといえる。そのため、民族としてのアイデンティティを維持しながらも社会的に共生を図っていくためには博物館においても多文化教育の理念を尊重することが必要である。ここで重要な点としては、ILO

第 169 号条約などにも言及されているアファーマティブ・アクションに対しての博物館の取り組み、そして「管理者」としての博物館の立場が重要であることについて述べた。博物館におけるアファーマティブ・アクションは補助金などによる支援だけではなく、博物館において先住民族が独自の活動を行う際には優先的な利用を認めること、学芸員や司書などの専門的職員への優先的な登用などがある。また、社会教育職員が基本的に指導と助言を行うことと同じ方向性であるが、博物館側は資料の「管理者」であることが求められている。本節で明らかとなったのは、博物館のみがその文化について語ることができるのではなく、その文化を所有する民族に対して社会教育職員あるいは管理者として、博物館の専門性を生かした補佐や助言を行うことで、その民族の文化に関する権利を保障していく必要があり、博物館という公共性を持つ場でそのような取り組みを行うことにより多文化・多民族が地域に存在する社会に対して相互認識への提言を行っていくことができるということである。

本章の考察を通じて明らかとなった博物館における多文化教育へ向けての課題をまとめれば、民族に関する活動を行っている博物館における「専門性」とは博物館の活動から政治的社会的文脈についても考慮し社会に対する働きかけを行っていくこと、主流社会との対話の場として博物館をつくりあげなくてはならないこと、博物館のみがその文化について語ることができるのではなく、その文化を所有する民族に対して社会教育職員あるいは管理者として、博物館の専門性を生かした補佐や助言を行うことで、その民族の文化に関する権利を保障していく必要があること、である。

博物館における多文化教育は、その対象が児童・生徒だけではなく、成人も含まれていることから、学校における多文化教育とは内容において異なる点がいくつか存在しているといえる。しかし「社会変革」を目指すという点においては共通した問題意識があり、その「社会変革」は民族がそのアイデンティティを保ち、継承・発展させ、自立へと向かう道筋であることが受容であると考えられるのである。

結論

本論ではマイノリティ、特に先住民族の文化の継承及び発展を目的とした博物館活動に関して多文化教育の視点から検討を加え、多文化・多民族社会における博物館教育のあり方について考察してきた。

現代の日本は急速に多文化・多民族化しているが、国内における先住民族であるアイヌ民族に対しての取り組みについては十分とはいえない。近年世界各国の先住民族が権利獲得の流れの中で、自らの文化についてもそれを表象する権利を主張できるようになった。そのため博物館においてもその流れを受けて活動の見直しが進んできている。

アイヌ民族に関しては、国家的に「日本人」への同化を強制し文化を断絶させられたことにより、民族の文化は家庭においても社会においても継承されなくなってしまったという歴史がある。そのため、文化継承活動においても文化の表象においても研究者が収集した資料を利用せざるを得ないのが現状である。しかしその学習活動は着実に進んでいるといえる。

多文化教育においては民族・性・社会階級などといった個々の多様な背景を問わず、平等な学習機会を持てるような教育改革として発展し、主流社会への同化要請の排除、民族固有の文化の尊重を理念として、その権利を認める社会における教育活動を組織することを目指して取り組まれてきた。博物館における活動の見直しと新しい試みは先住民族の権利を認めようとする社会運動としての側面、そして多文化教育の理念と合致する教育としての側面があるといえる。

本論では、博物館における先住民族の文化維持・発展の権利保障の方法及びその可能性を検討し、先住民族自身の主体性形成の働きかけや、博物館での研究の蓄積を生かして先住民族と主流社会の相互の認識を深めるための働きかけについて考察を加えてきた。以下に各部・各章における考察について述べる。

第 1 部では教育と「展示」を中心とした近代国家成立過程におけるアイヌ民族の位置づけと、国際条約における先住民族の権利について述べてきた。これらは博物館における多文化教育で重要な点である 1）すべての地域住民に対する民族･社会階級などの差異にかかわらない平等な学習機会の保障及び 2）展示内容から特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見･差別の排除、について歴史的・制度的な側面からの考察といえる。すなわち、

「差異にかかわらない平等な学習機会」が奪われてきた過程と「特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見･差別」の構築過程、そしてそれらの排除を目指した権利保障についての考察である。

第 1 章では日本が近代国家として成立してからアイヌ民族の自立が歴史的に妨げられてきた過程を教育と展示の 2 つの視点から考察した。まず、「日本人」へアイヌ民族を統合していく流れの中で最初の学校における教育を行った東京の開拓使仮学校附属北海道土人教育所及び開拓使第三官園における教育について述べた。これは開拓使によるアイヌ民族の強制連行・入学であり、「陋醜」な「風俗」を改めさせ日本人へと同化させていくことを目指したものであった。開拓使はアイヌ民族を年齢にかかわらず民族全体として初等教育段階であるという認識であったため、そこで用いられた教育方法は初等教育に使用する教科書を使うなど問題があるものであった。これ以外に気候や食生活などといった大幅な環境の変化により帰郷・帰省を希望する者が多くなった。このような強制的な就学は当然成功せず、理念だけが先行した拙速な場当たり的な施策という結果になった。ここでのアイヌ民族への視線は「陋醜」であった後に教育を受けて西欧風となったことに対して「外觀實に立派なる風貌」としているが、あくまでも外見上のことであり、実際の認識は「陋醜」というものであったといえる。

次に北海道における最初のアイヌ民族の学校である対雁学校について述べた。1872 年に学制が公布されたことを受け、1876 年に開拓使は教化の必要性を「戸長總代」のみならず「教員等」に対しても説明するように求めている。つまりアイヌ教育を推進し得る基盤を開拓使はまだほとんど有しておらず、教員に対してもアイヌ児童の就学について説明しなくてはならなかったのである。これは教育の枠組みからアイヌ民族の存在が抜け落ちていたと考えられる。そして 1877 年に教育所を設置し、翌年に対雁学校と改称した。この対雁学校の状況は非常に盛況であり、児童の成績も「優良」であると述べられているが、学用品だけではなく食事なども給与して就学するように誘導したものであり、援助を廃止・縮小してからは出席者が減少していったのであった。また、就学への恫喝も同時に行われており、結果的に和人側としての成果は上がらなかったといえる。ここではアイヌ民族を「まつろわぬ者」として見ており、飴と鞭により「誘導」しなければならないという視線が明らかとなっている。

アイヌ民族に対する教育に関して東京への強制連行、対雁学校の設立の次に大きな出来事となるのは 1899 年の旧土法制定と 1901 年の旧土人児童教育規定であった。これと対照

的であったのが聖公会のバチェラーらによる教育活動であり、これはアイヌ民族に対して真摯に向き合ったことから一定の評価ができる。しかしこのような外国人による活動は北海道側を刺激し、アイヌ民族への教育及び統治に関する新たな枠組みを作ることが必要であると認識させることが旧土法成立への布石となったのであった。旧土法において第九条の小学校設置の規定は注目すべきであるが、教育に関してはこれまで通りの差別的な認識であったため和人児童との分離教育が正当化された。和人への教育とは異なりアイヌ民族に対しては「忠君・愛国」に加えて「清潔・秩序」が求められていた。これは日常生活から根本的に変更を迫り、精神的にも忠節を尽くすことを教え込むことで和人社会に組み入れていくという意図であり、アイヌ民族の児童のみならず保護者も学校と密接に関わることを求めることでアイヌ民族の居住する地域を管理していこうとする意図がみられた。アイヌ民族に対する教育の本質としてはアイヌ民族の個性や文化を全面的に否定し、日本語だけの教育を行い、徹底的な同化・皇民化教育を行ったということができ、アイヌ民族は和人にとって北海道開拓をすすめる上では排除すべき存在であるために、民族としての自覚や自立を失わせ、形の上では「日本人」に文化や言語の上では同化させていくことを目指した一方で、「日本人」ではなく「旧土人」という枠組みに押し込み続けてきたということができるのである。

そして主流社会に対してアイヌ民族の存在をどのように示していたかは、1903 年の第 5 回内国勧業博覧会における「学術人類館」が端的に表しているといえる。これは人間自体を展示対象としたものであるが、学術人類館は「場外の余興」として設置され、台湾原住民などとともに「固有の文化」を示すことが目的であり、あくまで学術的なものであるとされた。このとき、海外でも同様の民族の「展示」が行われており、世界における強国の一員であることを示すには「文明的」なものと「未開」なものの対比が必要であったと考えることができる。しかしこれは「学術」の名の下に「余興」として「研究対象」を見世物とした展示であった。このような人間を見世物にすることへの批判は存在していたが、アイヌ民族自身からではなく、他の民族による「アイヌ視」への批判であった。ここでの視線としては「アイヌ視」することが「侮辱」であるとするもの、そして「アイヌでありながら」教育について語るアイヌを評価するという視線であった。

海外において初めてアイヌ民族自身の「展示」が行われたのは 1904 年のセントルイス万国博覧会であった。ここでは野外民族展示として 30 以上の民族の文化が表象されていたのであった。この目的としては学問・教育上であるとされていたが、その実際はアイヌ民

族の伝統に「固執」した「守舊主義」と日本人の工業的進歩を示すことであった。しかし日本側の反応としてはアイヌ民族と「日本人」を同一視することについて不快感を示しており、「学術人類館」におけるアイヌ民族と琉球の関係と同一であった。また、工業そのものの発展を示すだけではなく、工業の発展が国家や民族に優れた影響を与えていることを示そうとするためにアイヌ民族をはじめとする「未開」の民族が選定され集められたのであり、民族の優劣を近代化の程度によって明らかにしようとし、それを固定化させることでアイヌ民族の自立への道を狭めていったということができる。

以上のようにアイヌ民族に関する教育と「展示」について検討したが、教育においては和人への同化を求める一方で、アイヌの文化に対しては劣ったもの・下位のものとして考えていたことから「同一視」されることを受け入れることはなかったのであった。しかし西欧との比較においてアイヌ民族の評価が和人への好意的な視線につながると判断された場合は必ずしも「同一視」を好まなかったということではなかったのであった。

これらのことは現代においても多くの博物館においても変化のない固定化された民族イメージを作り上げてしまっていることと関連していると考えられる。つまり「先進的な主流社会」が「伝統的な生活をしている民族」を表象していることには変化がなかったといえる。これは「展示する側」と「展示される側」、言い換えれば「征服者」と「被征服者」の区別であることへの批判として捉えることができるといえる。

第 2 章では先住民族の持つ権利について国連における議論及び国際法より整理し、特に教育に関する権利及び文化に関する権利について考察を加えた。早くから先住民族の権利について取り組んできている国際機関としては国際労働機関（ILO）が挙げられるため、まず ILO 第 107 号条約採択に至る議論とその内容について述べた。第 107 号条約は 1957 年の採択時において先住民族に目を向け、その問題について取り組んだ国際的な条約であるということ、また土地に関する権利を認めている点など一部は評価できる。しかし、社会や経済の基準はあくまでも主流社会にあり、先住民族の社会などを主流社会と同等に「引き上げる」ことが国際社会及び当該国のつとめである、とする社会進化論に基づく優生思想的な認識が中心であった。また教育機会は主流社会と平等であることが述べられており、母語による識字教育についても言及があるが、あくまで同化の過程として認められていたのであり、先住民族を「進化の過程」における資料として考えていたのであった。次にコーボゥ報告の内容について検討した。コーボゥ報告では第 107 号条約に対する批判がなさ

れており、各民族に配慮した発展と自己決定が重視されたものであった。またここでは先住民族が社会的に不利な状況にあることを明言しており、第 169 号条約の議論の土台となったのであった。3 番目として第 169 号条約について検討したが、ここには「先住民族」を「被支配者となっている民族」と規定しており、先住民族が可能な限りの決定権を有すべきことが述べられていた。また、教育に関しては「少なくとも同等の立場で」とされており、アファーマティブ・アクションなどの措置を講ずることが求められていると考えることができる。識字教育についても先住民族自身の言語を用いることが第一とされ、同時に主流社会に対する相互認識を深めるための教育についても述べられていた。しかしこれら施策について先住民族の「合意」ではなく、先住民族との「協議」となっていた点には問題が残ると考えられる。

先住民族の権利に関する国際連合宣言（以下「権利宣言」）における先住民族の権利についての考察では、まず権利宣言に関する議論を整理するとともに、1997 年の「二風谷ダム裁判」における文化享有権について述べた。議論の中では先住民族の「自決権」を認めることにより彼らの分離・独立が起こるのではないかという懸念が一つの焦点となった。先住民族がいかなる発展の道を選択するかを先住民族自身が選択するという考え方を徹底させるために合意までの時間がかかったといえる。この議論と並行して国際先住民年の制定、「先住民族の 10 年」の決議などが行われるとともに、人種差別撤廃条約の履行監視を行っている人種差別撤廃委員会は条約規定の解釈となる「一般的勧告」で先住民に関する勧告を採択した。「最終見解」では日本のアイヌ民族に関しての言及があり、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」）と二風谷ダム裁判について歓迎の意を表した。この裁判は日本で初めてアイヌ民族を先住民族とし、また国際人権規約 B 規約第 27 条の文化享有権を尊重した画期的な判決であるといえる。同委員会は日本に対して第 169 号条約の批准ないしは指針としての運用を求めており、同条約に照らせばアファーマティブ・アクションなどの措置を講ずること、民族固有の言語、すなわちアイヌ語の教育の機会を保障することが求められているといえる。

権利宣言は ILO 第 107 号条約に見られたような社会進化論的同化主義について強く否定したものであった。特に民族に関する活動を行っている博物館に関係した条文としては第 11 条から第 15 条であり、先住民族は文化を「維持し、保護し、及び発展させる」権利があるとされている。また、遺骨や祭礼具などの「資料」の返還についても述べられており、

博物館が先住民族の権利を尊重するためには先住民族との協働が不可欠であると考えられる。また権利宣言では先住民族の文化などに関して、その社会の全ての構成員が「寛容、理解及び良好な関係」を持つために、文化だけではない先住民族に関する情報についても注意を払うべきであるとしている。このことは相互認識を深めるための多文化教育が必要であることが述べられているといえ、その意味では序で述べた博物館における多文化教育での重要な点として挙げた 3）異なった民族･文化についての学習と差異の承認、4）異なった民族･文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性､とも関連しているということができる。博物館における民族に関する活動への指針作成や実際の協同においては権利宣言を念頭に置いた取り組みをすることで社会への働きかけを行っていかなければならないと考えられる。

そして、このような国際的な議論を背景とした博物館の事例から日本への示唆を得るため、オーストラリアの先住民族の文化を扱った博物館の活動を検討した。まずオーストラリア博物館協会が策定した「かつての所蔵品と新たな義務」（Previous Possessions, New Obligations: PPNO）と「連続した文化と継続する責任」（Continuous Cultures, Ongoing Responsibilities: CCOR）の 2 つの行動指針についてその内容を検討した。PPNO は 1993 年の「世界の先住民族のための国連国際年」を契機として発表された行動指針であるが、これは主に先住民族の遺骨や祭礼具、その他民族資料の取り扱い、調査・研究などの博物館活動への先住民族の関与、そしてそれらの管理に関して言及されたものであり、先住民族の「自己決定」を重視したものであった。PPNO はオーストラリア博物館関係者の間に遺骨や祭礼具などの返還についての議論を引き起こしたが、結局は遺骨や祭礼具など注意が必要な資料への対応や、展示などの博物館活動での先住民族の将来像の伝達が多くの博物館で行われたのであった。同時に博物館にある先住民族の文化に関しての資料の管理に対する彼らの権利意識の高まり、博物館と先住民族の関係の強化・改善、来館者の先住民族に対する認識の高まりが見られ、一定の評価ができるといえる。そして PPNO の改訂版である CCOR では文化的・知的所有権と和解に関しての項目が追加されたが、PPNO との差異としては「自己決定」と「雇用と養成」の 2 項目で顕著な違いが認められた。つまり博物館が行うべきことを前面に押し出すのではなく、先住民族自身の権利に基づく選択を尊重するようになったのであった。オーストラリアこれらの行動指針を策定し、それに基づき博物館活動を見直すことで、それまでの博物館が持っていた一方的・植民地主義的な博物館観からの脱却を図ろうとしたといえる。

以上のように、第 1 部では近代及び現代におけるアイヌ民族の位置づけと先住民族の権利について、教育と「展示」を中心とした近代国家成立過程におけるアイヌ民族への視線と、国際条約における先住民族の権利について述べてきた。

日本の近代国家の成立過程においては、「日本人」に統合すべくアイヌ民族に対して平等とはいえない学習の機会しか存在しておらず、教育及び展示を通じて特定の民族集団に対するステレオタイプや偏見・差別が成立していったといえる。しかし各国の先住民族も同様の状況があり、その権利保障の議論が高まったことを背景に、第 169 号条約や権利宣言などの明文化された権利が示されるようになってきたのである。このことは博物館においても同様であり、事例として取り上げたオーストラリアのように、先住民族の権利保障を背景とした行動指針の作成とそれに基づいた取り組みが行われるようになってきたのであった。これらは日本においても行動指針やそれに類する明文化された指針の作成の必要性やそれへ向けた示唆であると考えることができる。

第 2 部では博物館活動の見直しと新しい試み及び地域における博物館を中心とした空間について、民族に関する博物館活動の見直しと新しい試み、観光における博物館の教育的意義、博物館におけるアイヌ文化振興法の意義から考察を加えてきた。これらは博物館における多文化教育で重要な点のうち、主に 3）異なった民族･文化についての学習と差異の承認、4）異なった民族･文化集団との交流機会の提供による相互認識と地域活性、5）民族的アイデンティティの維持と継承の自由、に関連しているといえ、事例を示しながら考察するとともに、その上で提起された博物館における多文化教育の課題について検討を加えた。

第 3 章は植民地主義的な博物館からの脱却の過程と現代の博物館における文化表象について、特に先住民族に関する活動を行うための博物館像について考察した。まず、民族に関する博物館活動における新しい試みに至る背景として、その博物館活動の見直しの取り組みについて考察した。民族に関する資料はわずかな例外を除きそのほとんどは不当な対価との交換かまさしく収奪したものであると推定できるが、そのことによりその資料の価値判断は本来の所有者から離れ、主流社会の研究者や博物館関係者によってその価値が表象されてきたのであった。これに対する異議申し立てとしてはニューヨーク近代美術館とカナダ・グレンボウ博物館での事例がある。前者では展示企画者が西洋的視点から「部族美術」を評価したことに対して、その評価が西洋社会の収奪の結果であると反論されたも

のであった。これを契機に博物館は自らの活動に対して自省的にならざるを得なくなったのである。また、後者の事例からは先住民族との十分な協議や共同作業が必要であることが明らかとなった契機であるといえる。

この流れを受けた博物館における新しい試みについて、修正主義的な展示・自省的な展示・対話や共同作業を志向する展示・「自文化」の展示があるとした吉田憲司の理論を援用して考察した。現代の博物館は 19 世紀の植民地主義に基づく活動内容から着実に変容を遂げつつあるということができる。博物館は単なる娯楽であったり、一つの国民的アイデンティティ形成や統治を円滑に行うためのものであったりする装置から、展示する側・される側・それを見る側といった人間の関係性を十分に認識するための装置の役割を果たすことができるようになってきたといえる。そしてそれぞれが相手の文化に対して知識や情報を得ることにより人権やアイデンティティに対する認識を深めることを助ける装置に変化してきているといえるのである。

次に日本国内の事例、特にアイヌ民族に関する活動を行っている博物館における事例を挙げて考察した。日本国内のアイヌ民族に関する活動のある博物館について北海道大学アイヌ・先住民研究センターの調査によれば、北海道の大学・博物館・資料館・教育委員会が所蔵するアイヌ民族関係資料は道外全体を合せた数とほぼ同程度であり、北海道の地域の歴史・文化を扱う博物館では多くの場合アイヌ民族に関する展示や資料の収集・保管が行われているともに、北海道外であってもアイヌ民族に関する教育普及活動を行うことは可能であることが確認できた。

そこで、アイヌ民族に関する活動を行っている博物館の事例として、平取町立二風谷アイヌ文化博物館（北海道沙流郡平取町）及び北海道開拓記念館（北海道札幌市）を選定した。平取町立二風谷アイヌ文化博物館は、「アイヌ伝統文化の今日的継承」を理念としており、現代工芸に関しての展示も積極的に行われている。同博物館のテーマ展は、メッセージ性を強く含み、まず地元のアイヌ民族が自分たち自身の文化的伝統について再認識するための契機となるものであった。またアイヌ文化振興クラスター事業のように現在も受け継がれていくアイヌ文化を地域住民とともに育てていく活動における重要な位置を占めるなど、地域におけるアイヌ文化について共同で作業していき、社会へ問題提起を行うという活動もあった。これらの活動を通じて「伝統」をどのように解釈するのか、といった問いに対して、アイヌ文化を構成する要素を博物館での学習を通じてアイヌ民族と和人のそれぞれが考えることがアイヌ民族の主体形成につながっていくと考えられるのである。

北海道開拓記念館を事例とした考察では、展示改訂を経て現在では「開拓」した和人とアイヌ民族の相互認識を深めるための活動を行っていることがまず確認できる。しかしながら現代につながる展示を考えるのであれば、アイヌ民族が土地所有の概念を持たなかったことが現代の先住民族としての認定や土地権の問題につながっていることを示す必要があるだろう。また、展示を補うためにテーマ展や特別展が開催されているが、ここではまたここでは「ポスターとの対話―民族のイメージを探る―」展や「見誤った伝統？　―アイヌの機織り技術―」展など、これまでの活動を自省的に検討し直し、主流社会側である和人に対するメッセージ性を強く持った活動を行ってきていた。特に後者のテーマ展では展示に対する「誤読」について検証したものであり、博物館は決して無謬でもなく中立でもないことを示したものとして注目できるものであった。なお、この「誤読」に関しては第 6 章で改めて検討を行った。

そして先住民族の権利獲得の流れの中で行動指針を策定したオーストラリアにおける事例としてはオーストラリア博物館をとりあげ検討を加えた。ここでは博物館と先住民族のコミュニティとの仲介を行う A.H.U.の設立、特に先住民族による文化遺産の保護・管理の補佐としての活動が重視され、小規模な資料館であるキーピングプレイスなどの設置やアボリジナル・ミュージアム・アウトリーチ・プログラムによるワークショップの開催、職員養成や研修、情報提供、教育方法の提示、情報提供などが行われたのであった。

また、博物館資料の先住民族への返還の意義についての検討を行った。代表的な博物館や大学において先住民族の遺骨は大量に「資料」として保管されていたが、返還を行うことで先住民族はその伝統性やアイデンティティを取り戻す一助となることができるという効果があった。しかしその「資料」が持つ本来の意味が失われていることもあるため、博物館と先住民族による調査・研究が必要となってくる。また、外部に見せることができない「資料」もあるが、公開を前提とせずに特定の集団のためだけの博物館・資料館という形態も考えられるだろう。このような活動は民族のアイデンティティに関わるだけではなく、その民族自身がそれらを主体的に検討し自立への道筋を探るためにも必要となってくると考えられる。

本章では以上のように民族に関する博物館活動の見直しと、その反省による新しい試みについて考察を加えてきた。この新しい試みについては吉田による 4 つの類型化が整理されたものであるということができるため、その類型化の検討と日本国内及びオーストラリアにおける事例を通じて主流社会にある博物館が先住民族の文化に関してどのように取り

組むことが可能であるかを探った。そこから民族に関する活動を行っている博物館に必要な機能としては、現代への意識を活動のコンセプトとして持つこと、地域や社会に対する問題提起を行うこと、博物館の無謬性に対して批判的に検討すること、そして民族自身が自らの文化を語るために必要なスキルを得るための機会を提供することであることが明らかになったといえる。

第 4 章では観光が一般的となった現代において訪問者を受け入れる側の文化に与える影響について理論的な流れを整理し、民族文化を対象とした観光を通じての文化の維持・発展と博物館の役割について考察を加えた。それは観光の目的地の一つとして各地の博物館があり、修学旅行による中高生による訪問も多いことから、博物館における観光をとらえる視点について検討を加える必要があるためである。観光の商品化をめぐる立場には 2 つあり、1 つは伝統的な文化が経済の文脈に捕らわれてしまうことによる文化の形骸化を危惧するものであり、もう 1 つは文化が発展と新たな創造へと至るとするものであった。ここでは文化を流動的に捉えるかどうか、そしてその文化が真正であるかどうかを誰が判断するのかが焦点となっていた。その判断は文化の所有者たる住民や民族が行うものであるものの、彼ら自身のみではなく、他者との相互の関わりの中でその判断を行っていくのである。

ここでの事例としては北海道阿寒郡阿寒町（現・北海道釧路市阿寒町）の「まりも祭り」を取り上げた。そこには阿寒の住民としての主体性、一方ではアイヌとしての民族アイデンティティを高めていくだけではなく、来訪者自身もその地域・民族への多様性への認識を深め共同意識を涵養していく効果が存在しているといえる。そして博物館が現実的には地域住民よりも外部からの来館者の訪問が多いことを受け、伊藤寿朗による類型化を振り返り、観光の文脈における博物館の役割について考察を行った。博物館は観光による来訪者と住民や民族を繋ぐ媒介として重要な役割を持っており、来館者に対して文化の所有者たる住民・民族が選択した文化をそこにおいてどのように提示していくかを当該地域の住民・民族自身が検討していかなくてはならないといえる。

そしてこれらを踏まえた実践として、博物館の中でも観光活動、すなわち不特定多数の訪問を念頭に置き、地域の歴史や文化を扱ったものとして、エコミュージアムがある。そこでその概念を用いて民族に関する活動を行っている博物館のあり方について検討した。エコミュージアムは住民参加を前提とし、生活と環境が調和したものであり、来訪者に対

しても積極的な働きかけを行うことで一方通行の文化の提示に留まらず、その活動を通じて自らの文化や歴史を見つめ直すことで相互に認識を深めることが目指されているといえる。エコミュージアムと一般的な博物館の差異はその成立過程にあり、行政から用意された博物館ではなく、住民側からの意志による行政との協力の下で形成し運営するものである。ただし、単なる観光や地域おこしを志向したものではなく、一般的な博物館において専門的職員の配置や教育プログラム、地域との連携といったことに十分に取り組んでこなかったことへの批判を含んでいるものであった。そのため、エコミュージアムは一般的な博物館の問題点を提起したものであるということができる。エコミュージアム論を元に民族の文化表象に関していえば、固定化したイメージに対して文化の所有者が真正であると解釈した文化の姿を提示するのが博物館やその地域全体の役割だといえるのである。

次に伝統的生活空間（「イオル」）の再生と白老アイヌ民族博物館について検討した。アイヌ民族博物館はアイヌ民族に関する活動や海外の少数民族との交流事業を積極的に行ってきており、観光施設の中に存在しながらアイヌ民族に関する正確な知識が得られるような機能を有している。観光と結びついた活動は批判されることもあったが、観光として訪れる人々に対してどのようにそれらを提示してみせるかといった質を改善することで文化を保存し継承することの意義を示してきたといえる。

アイヌ民族博物館が大きな役割を果たすことが期待されており、同時に観光と密接な関係があるといえるのが、「伝統的生活空間（「イオル」）の再生」である。「伝統的生活空間（「イオル」）の再生」については、その議論の過程において「イオル」の機能としては伝統文化の伝承と文化の振興、文化伝承を支える実践的な調査研究、体験を通した普及・啓発、世界の民族文化との交流が挙げられており、エコミュージアムや博物館においての活動と類似した点が多いことが指摘できた。また、「中核イオル」として選定された白老町の取り組みについても検討し、白老町の考える「イオル」とはアイヌ文化伝承を目的とした自然素材の活用・確保のできる大規模な自然保護区域と考えられ、そこには博物館としての機能も含まれていると考えられる。ただし「イオル」とはあくまで見本として捉え、これを元に民族としての自立の姿を訴える手段として活用していかなければならないといえる。つまり議論をさらにアイヌ民族自身や住民も関わって深める必要があり、来館者と住民や民族を繋ぐ媒介としての博物館の役割を深める必要があるといえる。

アイヌ民族博物館は知識・技術などの経験を生かして指導者育成・伝承者育成事業などに取り組んでおり、博物館の教育機能が発揮されていると考えられる。また、財団法人ア

イヌ文化振興・研究推進機構（以下「推進機構」）の白老イオル事務所も近隣に設置され「現在」を意識した活動の拠点として機能しており、アイヌ民族博物館との連携が模索されている。先住民族に関する議論が活発になっていることを考え、文化だけに偏らない活動が必要であるといえる。

観光を意識した博物館の役割は、不特定多数の来館者がその地域の文化に対して認識する契機となるだけではなく、発展・創出された文化に対する議論を深め、その文化がどのような背景の元に選択され変化してきたのかを提示することでもある。また従来からの博物館の機能として持っている保存・研究機能を生かしその文化の変遷を記録し調査も引き続き併せて行うことで、民族文化を改めて民族自身あるいは地域住民自身が位置づけることが可能となるということが明らかとなった。ただし、観光とは地域や民族のアイデンティティに対し働きかけ影響を及ぼすが、それはアイデンティティ確認のための一手段に過ぎず、観光における文化の発展・創造は確かに存在するもののそれは文化の総体ではないことには注意を要するといえる。それ故に地域住民・民族、さらに来訪者はそれぞれが観光における文化が限定されたものであることを認識していかなければならないのである。地域住民・民族・来訪者相互の仲介をし、総体的な認識を深める装置として博物館はその地域において必要とされるのである。

第 5 章ではアイヌ文化振興法の博物館に対する影響について考察を加えた。アイヌ文化振興法はアイヌ民族の権利について触れられておらず文化の振興・普及啓発のみに特化しているという批判はあるものの、この法律を受けての推進機構の設立とその事業の持つアイヌ文化振興に対する意義は大きい。アイヌ文化振興法と博物館の関係を見るためには同法に基づく事業を統括する団体としての推進機構の活動を検討する必要があった。

まず、全国で開催されたアイヌ民族関連の特別展について検討し、併せて推進機構によるアイヌ工芸品展の分析を行った。アイヌ民族に関する特別展の転換点となったのは 1993 年の世界の先住民の国際年（以下「国際先住民年」）であった。特に北海道開拓記念館、東京国立博物館、国立民族学博物館では現代の工芸作家にも焦点を当てており、国際先住民年をきっかけに「現代に生きるアイヌ」を強く知らせようとする内容の特別展が開催されたのであった。これは民族に関する活動を行っている博物館がその展示や活動を自省的に見直す世界的な潮流とも合致した動きであるといえる。またそれ以降では推進機構や北海道立アイヌ民族文化研究センターにより年間複数回の特別展が企画されており、アイヌ

民族に関する学習の場は少しずつではあるが増えているということができる。推進機構のアイヌ工芸品展は海外からの資料の展示やアイヌの工芸作家との共同作業を積極的に行っていた。同時にこの特別展の大きな意義としては北海道外における教育普及活動を定期的に行っていることである。ただし、第 3 章で述べたとおり、北海道外の博物館であってもアイヌ民族に関する資料を所蔵している機関は多く存在しており、それらを意識的・積極的に活用することで多文化・多民族社会における問題提起を継続的に行っていくことができるといえるだろう。

次に伝統的生活空間の再生事業の一環としての伝承者育成事業について述べた。これは推進機構がアイヌ民族博物館の持つ経験や情報を含めた資源を評価したことで委託されたということができるが、伝承者育成事業が博物館の持つ教育機能が一般来場者に対してだけではなく、文化の担い手を養成するという方向にも発揮されたといえる。この研修のカリキュラムは実践面・理論面ともにカバーする内容となっており、体系的に「文化を教える」にはどのような視点が考えられるかについての示唆となっている。しかし実際には実践的な側面の充実が見られ、理論面にあたる一般教養や教育方法といった内容に関しては不十分な点も指摘できる。今後の課題としては大学や研究機関との協力により、理論的な側面をどのように教えるかといった方策を考えていかなければならない。

本章で明らかとなったことは、アイヌ文化振興法と推進機構の活動において博物館と関係が深いといえるのは「アイヌ文化の振興」と「伝統的生活空間の再生」であるが、どちらも「現在」をどのように伝え、どのように受けついでいくかの模索ということができる。このような活動が可能になったという点においてアイヌ文化振興法は評価することができるといえる。ただし同時にそれらの活動からアイヌ文化振興法の範囲を超える土地などの権利に関する課題について、社会への働きかけや学習活動の支援を継続していく必要があるといえるのである。同時に、アイヌ文化を伝承してきたアイヌ民族の専門家は非常に少ないことにも留意しなくてはならない。これはその知識の伝承が地域的・時間的に制約されるということであり、そのためにも博物館をはじめ大学や研究機関の持つ資料や蓄積を生かしていく必要が緊急に存在しているということができる。

第 6 章では第 2 部のこれまでの考察、特に第 3 章から提起された課題である博物館が民族の歴史や文化を主流社会の視点のみで提示し、アイヌ民族に対して「過去のもの」「下位のもの」といった差別的なイメージを形成してきてしまったことに対し、博物館はどの

ような専門性を発揮しうるのかについて、そして第 3 章及び第 4 章から提起された国際的な先住民族の権利獲得の流れの中で博物館が先住民族の文化を語ってきたことに対して自省的となり、その活動を見直し新たな試みを行う中で、序に示した多文化教育の 1）～5）の理念を踏まえ主流社会と先住民族の差異の承認がどのように行えるかについてさらに考察してきた。

まず、博物館における「政治性」と「専門性」について述べた。これは第 3 章で考察を加えた博物館における自省的な取り組み、そしてそれを受けた新しい試みを行う際に、主流社会からの視点の恣意性が加わってしまうことを博物館が「専門性」として自覚した上で、そのような取り組みを行うことが必要であることを提示するためである。博物館の「政治性」とは、その活動において学芸員ないしはその活動の立案者の意図が反映されている。これは識字教育において中立普遍な教育方法は存在していないとするものであったのと同様であるといえる。つまり博物館における教育活動では、その活動である歴史や文化を無批判に「正しい」としてしまうのではなく、中立的な展示はあり得ないと認識した上で、なお中立を目指すための問題提起を行うことが必要であるといえる。また、多文化教育の理論において、そこに批判的教育学の側面があるということは、学習者の批判的な視点を養うような教育を行うことが必要であることを示唆したものである。そして博物館学芸員や職員は社会に対する問題提起を行っていくことが求められているといえ、このことも「専門性」であると考えられる。

次に、これまで博物館がアイヌ民族に対して過去のものであったり下位のものであったりといったイメージをつくりあげることに関わってきたことを見直すためには、民族の現代の姿を示す必要があることについて指摘するため、アイヌ民族に対するイメージと博物館の関係について述べた。博物館が民族のイメージを形成する一端を担ったことは否定できないが、現代の博物館がなさなくてはならないことは一元的な民族イメージからの脱却を図ることである。これはその文化を表象する権利がどこのあるのかを問い続けるとともに、その民族の現代における活動を示すことが重要であるといえるのである。民族の現代の姿を提示することは第 3 章や第 4 章で述べたとおり、民族に関する活動を行っている博物館に求められる活動内容であるといえるが、どのような展示を行ったとしても、その展示を見る側に起きうる「誤読」は避けることが難しく、同時に自由な学習を保障するという観点からは「誤読する自由」もあるといえる。しかしその誤読により民族に対して差別的な、あるいは民族自身が望んでいないイメージが生じてしまうことを考えれば、「誤読

する自由」は極力排除していかなければならないだろう。ここで明らかとなったのは、民族が望まないイメージを避けるためには主流社会との対話が必要であり、そのための場として博物館をつくりあげなくてはならないということである。

そして、博物館における主流社会と先住民族の差異の承認においてどのような点が問題点となるかを考察した。多文化・多民族社会においては相互の差異を承認が課題であるが、民族を厳密に区別することは異文化に対して排他的になる危険性も存在しているといえる。そのため、民族としてのアイデンティティを維持しながらも社会的に共生を図っていくためには博物館においても多文化教育の理念を尊重することが必要である。ここで重要な点としては、ILO 第 169 号条約などにも言及されているアファーマティブ・アクションに対しての博物館の取り組み、そして「管理者」としての博物館の立場が重要であることについて述べた。博物館におけるアファーマティブ・アクションは補助金などによる支援だけではなく、博物館において先住民族が独自の活動を行う際には優先的な利用を認めること、学芸員や司書などの専門的職員への優先的な登用などがある。また、社会教育職員が基本的に指導と助言を行うことと同じ方向性であるが、博物館側は資料の「管理者」であることが求められている。ここで明らかとなったのは、博物館のみがその文化について語ることができるのではなく、その文化を所有する民族に対して社会教育職員あるいは管理者として、博物館の専門性を生かした補佐や助言を行うことで、その民族の文化に関する権利を保障していく必要があり、博物館という公共性を持つ場でそのような取り組みを行うことにより多文化・多民族が地域に存在する社会に対して相互認識への提言を行っていくことができるということである。

本章の考察を通じて明らかとなった博物館における多文化教育へ向けての課題をまとめれば、民族に関する活動を行っている博物館における「専門性」とは博物館の活動から政治的社会的文脈についても考慮し社会に対する働きかけを行っていくこと、主流社会との対話の場として博物館をつくりあげなくてはならないこと、博物館のみがその文化について語ることができるのではなく、その文化を所有する民族に対して社会教育職員あるいは管理者として、博物館の専門性を生かした補佐や助言を行うことで、その民族の文化に関する権利を保障していく必要があること、であるといえる。

以上の考察をまとめれば、まず現代におけるアイヌ民族に対する視線は近代国家成立時のアイヌ学校及び博覧会での明確な位置づけから可視的でなくなったというだけであり、

現代の多くの博物館においても変化のない固定化された民族イメージを作り上げてしまったと考えられる。これは「先進的な主流社会」が「伝統的な生活をしている民族」を表象しているという構図であり、その構図を変えない限りその活動はアイヌ学校や博覧会における「展示」と本質的に変わらないということができる。このような構図への反省から博物館における新しい試みが行われるようになってきたが、その際には国際的な先住民族の権利獲得の流れについて認識する必要がある。

国際条約においても先住民族は元々社会進化論に基づく同化主義的・植民地主義的な認識であったが、人権に関する法整備が整ったことにより先住民族の権利もまた人権であることが認められてきたのであった。ILO 第 169 号条約に見られるアファーマティブ・アクションなどの措置の要求や、識字教育において先住民族自身の言語を用いることが第一とされ、同時に主流社会に対する相互認識を深めるための教育が重視されたこと、そして権利宣言における文化を維持・保護・発展させる権利、遺骨や祭礼具などの「資料」の返還の規定はまさしく博物館が取り組むべき課題であるといえる。

不特定多数の訪問という点に注目すれば観光は博物館にとって無視してはならない要因であるといえる。もちろん地域における博物館としては地域住民ともいえる先住民族の学習が第一とされるが、現実的な課題として一過性の来訪者に対しての情報の提示をどのように行うかは十分検討する必要がある。事例として挙げた「まりも祭り」のように、創造された祭礼であったとしても、伝統文化を一切無視したものではなく、むしろ伝統を発展させるという視点から創造されたものであった。そのため、文化が維持され創造され発展していくことは一概に「真性」ではないとは言い切れない。そのような文化の姿についても提示し、現代において「伝統」がどういう意味を持つのかについて示していくのが民族に関する活動を行っている博物館の役割である。

博物館における多文化教育において重要な点としては平等な学習機会の保障、ステレオタイプや偏見･差別の排除、多民族･多文化についての学習と差異の承認、相互認識と地域活性、民族的アイデンティティの維持と継承の自由、が挙げられた。これらは民族に関する活動をしている博物館における新しい試みとして修正主義的な展示・自省的な展示・対話や共同作業を志向する展示・「自文化」の展示が挙げられる中、まだまだ十分に生かされていないといえるものの、そこへ向けた取り組みはいくつかの博物館で行われている。特に二風谷博物館では現代的な課題を重視した取り組みが行われており、そこにアイヌ民族自身が主体的に関わることで文化や伝統について見つめ直す活動が行われており、また

開拓記念館では特別展を通じて主流社会に対する問題提起を行っていた。確かに先住民族と博物館の関係においては共同作業あるいは「自文化」の展示は重要な課題となるが、博物館には必ず第三者として来館し、そこで学習する者がいることから、主流社会の中で先住民族と博物館をどのように位置づけるかを今後とも検討していかなければならない。

本論で考察したアイヌ文化の表象に関する課題として最も大きいものはアイヌ民族自身が文化を語ることが難しい状況がまだ存在しているということである。本論では文化を語るための環境醸成が行われていることについて検討し、その環境自体は徐々に整ってきているということができる。しかし、第 5 章における「担い手育成事業」にみられるように、断絶させられてしまった文化を再び語れるようになるためには何が必要であるのかは現在でも模索段階にあるといえる。また、アイヌ民族の中で学術的に自らの文化や歴史を位置づけることのできる研究者は非常に限られているために、今後どのように専門家・研究者を養成していくのかは大きな課題となってくるといえる。

本論で残された課題としては次の 3 点であるといえる。第 1 に、本論で検討した事例は主に北海道の博物館におけるものであったために、北海道外における事例については検討できなかった点である。理論的な面で多文化教育は多くの論考が行われてきており、海外事例も多数報告されている。しかし、博物館における多文化教育について、北海道だけの事例分析だけでは不十分であろう。アイヌ民族を取り巻く課題は北海道だけではなく日本全体としての課題であることは明らかであるために、北海道外における事例の分析や手法の検討について今後研究を重ねていく必要があるといえる。同時に北海道内であっても地域差が大きいことから､その地域の実情をさらに検討しなければならないだろう｡第 2 に、本論では学校教育については明治期のみの考察となってしまったが、現代に至るまでの学校における教育、そして社会教育を含む教育はどのようなものであったのかを検証していかなければならないという点である。博物館のみでアイヌ民族への教育活動が完結することはなく、学校教育と社会教育のそれぞれにおいて総合的に教育を行っていかなければならないといえるが、現代に至るまでのアイヌ民族に関する教育内容を学校教育と社会教育の双方から検討することで、「日本人」へと組み込まれていった過程を検証し、そこから民族としてのアイデンティティを形成するためには何が必要となってくるのかを考察しなければならないだろう。第 3 に、学校における教育との連携についての考察を行っていく必要があるという点である。博物館における教育では、その活動にアイヌ民族自身の文化や歴史に関する強い思い入れを反映させたとしても、あくまでもそれに関する学習は個々

人の自由意志になるために、その理解や捉え方は個人差が大きいといえる。しかし基本的人権の一つとしてアイヌ民族自身の思い入れを捉えるとするならば､許容される｢個人差｣には限界があるといえるだろう。そのため、カリキュラムとして体系的に行われている教育との連携を行うことで、主流社会のアイヌ民族に対する認識をさらに効果的に深めていくことができると考えられる。

主流社会、そしてアイヌ民族自身もアイヌの文化に対する認識は十分とはいえない。もちろんそこには歴史的背景が存在している。そのため、多文化・多民族社会における博物館教育を考える上では、博物館が議論の場となり、多角的な視点を養うための「トレーニングセンター」となるということが必要である。そして、その中では博物館が一元的な民族イメージからの脱却と社会に対しての先住民族に関する問題の働きかけを行っていくこと、そして主流社会が多民族・多文化社会に対して十分な認識をし、多角的な視点を養うことが重要であり、これらのことがアイヌの民族としての主体性を持った「自立」へ向けた道筋になると考えられるのである。

資料 1　アイヌ民族関連特別展一覧（1990 年から 2011 年まで）

※本表は第 5 章第 1 節のアイヌ民族に関する特別展についての分析に使用した。

※本表作成の目的は日本全国でどの程度アイヌ民族に関する特別展が開催されてきたかについて示すことであり、第 5 章第 1 節では主にアイヌ文化振興法成立前後での開催数の変化及び開催地についてを分析対象とした。このほか本表からは開催期間、タイトルから読み取れるテーマ設定が分析可能であるが、これらについては今後の課題としたい。

※本表作成にあたっては日本博物館協会編『博物館研究』（日本博物館協会）の 1990 年から 2011 年まで（25（1）～46（12））の「イベント情報」、各博物館ウェブページ、各博物館図録、北海道新聞より抽出した。全 239 件である。

※斜体字は特別展の詳細が確認できなかったものであるが、特別展タイトルからアイヌ民族関係資料がある可能性が指摘できるものである。

※基本的にはアイヌ民族に限定したため、アイヌ文化期以前が中心となっているもの、あるいは中世における「エミシ」が中心となっているものに関しては除外した。

※主催者が開催場所と異なる場合、判明する限り「備考」に記載した。

会期（自）	会期（至）	開催場所	タイトル	備考
1990/1/5	1990/2/18	北海道立旭川美術館	砂澤ビッキ展	
1990/8/10	1990/11/4	北海道開拓記念館	北海道開拓記念館所蔵　北方民族資料展	第 38 回特別展
1990/9/17	1991/3/20	東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館	アイヌ文化展	
1991/2/17	1991/3/24	北海道立北方民族博物館	北の色・形・文様　国立民族学博物館所蔵資料による	開館記念特別展
1991/3/26	*1991/5/19*	*岩手県立博物館*	*山人―その生業と伝承*	

1991/6/7	*1991/7/14*	*岐阜市歴史博物館*	*世界の民族衣装*	
1991/7/10	1991/7/16	後志労働福祉センター	北方民族資料展　移動開拓記念館	主催：北海道開拓記念館、北海道職員互助会
1991/7/20	1991/7/28	江差町生涯学習センター	北方民族資料展　移動開拓記念館	主催：北海道開拓記念館、北海道職員互助会
1991/8/27	1991/9/23	北海道立函館美術館	夷酋列像 200 年　蠣崎波響とその時代展	開館 5 周年記念
1991/9/1	1991/9/30	アイヌ民族博物館	アイヌの衣服文化	第 8 回企画展
1991/9/1	*1991/10/18*	*利尻町立博物館*	*装う―ファッションの源流*	
1991/9/18	*1991/11/24*	*岩手県立博物館*	*北国の樹皮文化*	
1991/10/1	1991/10/31	北海道開拓記念館	文様の世界	第 89 回テーマ展
1991/12/7	1992/1/12	板橋区立美術館	蠣崎波響とその時代	
1992/2/8	1992/3/15	北海道立北方民族博物館	アイヌ文化にみる猟と漁	第 3 回特別展
1992/--/--	1992/5/31	島根県立八雲立つ風土記の丘	環日本海地域の人々とその文化　北方狩猟文化にみるくらしと文様	開始月日不明
1992/7/21	1992/8/23	北海道立北方民族博物館	サハリン先住民の精神世界	第 4 回特別展
1992/8/1	1992/9/23	北海道開拓記念館	「アメリカのアイヌ民族資料」写真展	第 92 回テーマ展
1992/8/23	1992/11/15	北海道立近代美術館	蝦夷の風俗画―小玉貞良、蠣崎波響から平澤屏山まで	
1992/10/20	*1992/11/23*	*青森県立郷土館*	*背を飾る―東北の装飾衣類展*	
1993/1/5	*1993/6/20*	*仙台市歴史民俗資料館*	*装う―暮らしの中のひとと衣服*	

1993/--/--	1993/2/7	堺市平和と人権資料館	アイヌ民族の文化と人権―世界の先住民族のための国際年にあたって	開始月日不明
1993/1/7	1993/2/28	大阪人権歴史資料館	国際先住民年記念　近代日本と先住民族・アイヌ展	
1993/3/11	1993/5/14	国立民族学博物館	民族学の先覚者・鳥居龍蔵の見たアジア	
1993/4/30	1993/5/30	北海道開拓記念館	現代に生きるアイヌ文化	第 96 回テーマ展
1993/6/10	1993/8/17	国立民族学博物館	アイヌモシリ・民族文様から見たアイヌの世界	
1993/7/20	1993/8/8	到道博物館	北の紋様展―アツシと津軽こぎん	
1993/7/20	1993/9/19	北海道立北方民族博物館	北方諸民族と現代の民芸芸術	国際先住民年記念特別展
1993/7/24	1993/8/29	アイヌ民族博物館	亮昌寺資料展	第 9 回企画展
1993/8/4	*1993/8/29*	*奈良そごう美術館*	*北方ロマンを訪ねる旅「北海道立近代美術館展」*	
1993/9/5	1993/9/19	アイヌ民族博物館	北方民族の詩	第 1 回特別展 主催：アイヌ民族博物館、北海道北方博物館協会
1993/9/14	1993/9/26	北海道ウタリ協会静内支部	静内地方のアイヌ衣服	1993 国際先住民年記念事業 主催：静内町、北海道ウタリ協会静内支部

1993/10/1	1993/10/31	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	現代のアイヌ木彫文化展 1993―「国際先住民年」記念特別展	
1993/10/6	1993/11/3	北海道開拓記念館	「新収蔵資料　アイヌ絵」―妻沼コレクション紹介 1	第 97 回テーマ展
1993/11/13	1993/12/12	北海道開拓記念館	「新収蔵資料　蝦夷錦」―妻沼コレクション紹介 2	第 98 回テーマ展
1993/11/--	1993/12/14	東京国立博物館	特別展観　アイヌの工芸	
1993/--/--	1994/1/16	静岡市立芹沢銈介美術館	アイヌの意匠	開始月日不明
1994/2/1	1994/3/8	北海道立北方民族博物館	鳥居龍蔵のみた北方民族	第 7 回特別展
1994/4/2	*1994/5/8*	*福山市立福山城博物館*	*日本の服飾―美のうつりかわり*	
1994/4/16	1994/5/15	北海道立近代美術館	TENTACLE　砂澤ビッキ展	
1994/4/20	1994/6/5	秋田県立博物館	北方文化のかたち　アイヌ文化展	
1994/7/21	1994/9/4	アイヌ民族博物館	描かれた近世アイヌの風俗	開館 10 周年記念・第 10 回企画展
1994/8/1	1994/9/25	遠野市立博物館	北の文化―アイヌのくらしと祈り	
1994/9/14	1994/9/24	北海道立道民活動センター	ピㇼカ ノカ　アイヌの文様から見た民族の心	主催：北海道ウタリ協会、北海道開拓記念館
1994/10/1	1994/10/30	仙台藩白老元陣屋資料館	東北諸藩と蝦夷地警備―陣屋の風景	開館 10 周年記念特別展

1994/10/1	1994/10/30	北海道開拓記念館	ピㇼカ ノカ　アイヌの文様から見た民族の心	世界の先住民の国際10年記念特別展 主催：北海道ウタリ協会、北海道開拓記念館
1994/10/1	1994/11/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	沙流川流域の遺跡群―この川は遠い昔からずっと人と文化を育んできた	
1994/10/28	1994/11/26	盛岡市中央公民館	北から見る盛岡藩―北海道"蝦夷地"との関係史	
1994/--/--	1994/12/21	日本民藝館	アイヌ工芸	
1995/2/7	1995/3/14	北海道立北方民族博物館	北方民族の船　北の海をすすめ	第9回特別展
1995/3/6	1995/3/10	北海道庁道民ホール	北の歴史・文化交流研究事業展	主催：北海道開拓記念館
1995/4/28	1995/5/26	北海道開拓記念館	明治年間の虻田とアイヌの人びと	第106回テーマ展
1995/4/--	1995/11/30	国際染織美術館	アイヌの衣裳展	開始日不明
1995/7/22	1995/9/17	福島県立博物館	海のまくあけ―漂流・探検・海防そして開国	
1995/9/23	1995/11/3	北海道立文学館	北の夜明け　海峡を越えた探検家・紀行家たち	開館記念特別展
1995/10/1	1995/11/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	アイヌ舞踊、その心と形―ウトウラノ ホリッパヤン リムセヤン	
1995/10/4	1995/10/10	北海道立道民活動センター	Northern Peoples 北方地域にくらす諸民族	開館5周年記念移動展 主催：北海道立北方民族博物館
1995/10/11	1995/10/28	昭和女子大学光葉博物館	アイヌ民族の服飾展　その“技”と“美”	

1995/10/23	1995/12/25	高知県立坂本龍馬記念館	龍馬の夢　蝦夷地開拓展	
1995/--/--	*1995/10/1*	*清水港湾博物館（フェルケール博物館）*	*東北アジアの民族造形*	*開始月日不明*
1995/--/--	1995/11/29	シーボルト記念館	シーボルトとアイヌ展	開始月日不明
1996/1/5	1996/2/18	北海道旭川美術館	木の現代造形―創造と思索の森から	
1996/2/6	1996/3/24	北海道立北方民族博物館	Northern Peoples 北方地域にくらす諸民族	開館 5 周年記念企画展
1996/2/10	1996/3/10	林原美術館	シーボルト父子のみた日本生誕 200 年記念	主催：林原美術館、林原共済会、ドイツ-日本研究所、読売新聞大阪本社
1996/4/20	1996/6/30	東京都江戸東京博物館	シーボルト父子のみた日本生誕 200 年記念	東京都江戸東京博物館、東京都歴史文化財団、ドイツ-日本研究所、読売新聞社
1996/6/1	1996/7/28	北海道開拓記念館	山丹交易と蝦夷錦	第 42 回特別展
1996/6/22	1996/8/25	仙台藩白老元陣屋資料館	平成 8 年度企画展　新指定文化財「白老八幡神社社宝」展・「蝦夷島奇観」展・「三好監物新着資料」展・「陣屋に咲く花・とぶトンボ」展	
1996/7/13	1996/9/22	北海道立北方民族博物館	たばこと民族文化―たばこが北方へ伝わるまで	第 11 回特別展

1996/8/1	1996/11/19	国立民族学博物館	シーボルト父子のみた日本 生誕200年記念	主催：国立民族学博物館、ドイツ-日本研究所、読売新聞大阪本社
1996/9/1	1996/10/15	アイヌ民族博物館	樺太アイヌ―児玉コレクション	第11回企画展
1996/9/15	1996/10/6	北海道開拓記念館	新着民族資料紹介―W.カーチス・コレクション	第114回テーマ展
1996/10/1	1996/11/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	現代のアイヌ木彫文化展1996―シシリムカの匠たち	
1996/11/16	1996/11/30	武蔵野美術大学美術資料図書館	アイヌの造形　測図から学ぶ	
1997/1/16	1997/2/9	北海道開拓記念館	バラートシ・アイヌコレクション展―ヨーロッパからの里帰り	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、北海道開拓記念館
1997/1/28	1997/3/23	大阪府立近つ飛鳥博物館	「北」の列島文化―清野謙次コレクションから	
1997/2/4	1997/3/16	北海道立北方民族博物館	作ってみよう　入ってみようきたのすまい	企画展
1997/3/1	1997/3/16	帯広百年記念館	バラートシ・アイヌコレクション展―ヨーロッパからの里帰り	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、帯広百年記念館
1997/7/19	1997/9/28	北海道立北方民族博物館	樺太 1905-45―日本領時代の少数民族	第12回特別展
1997/8/14	1997/9/14	名護博物館	アイヌ文様刺しゅうのこころ―チカップ美恵子作品展	
1997/9/6	1997/11/16	盛岡市先人記念館	アイヌの心へと続く小道―金田一京助　ユーカラ研究の足跡	

1997/9/30	1997/11/24	大阪府立近つ飛鳥博物館	「あつれき」と「交流」―古代律令国家とみちのくの文化	
1997/10/1	1997/10/31	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	アイヌ語のいま―多彩なアイヌ語的世界への誘い	
1998/1/11	1998/1/25	旭川市博物館	アイヌの美　装い　土佐林コレクションの世界	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
1998/1/16	1998/2/15	青森県立郷土館	サハリンアイヌの生活文化	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
1998/2/1	1998/2/22	アイヌ民族博物館	アイヌの美　装い　土佐林コレクションの世界	第 2 回特別展 主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
1998/3/1	1998/3/15	帯広百年記念館	アイヌの美　装い　土佐林コレクションの世界	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
1998/3/1	1998/3/31	北海道開拓記念館	サハリンアイヌの生活文化	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
1998/5/16	1998/6/21	北海道開拓記念館	ポスターとの対話―民族のイメージを探る	第 119 回テーマ展
1998/7/1	1998/9/30	青森市歴史民俗展示館「稽古館」	縄文とアイヌとのかかわり展―紋様を見つめて	
1998/7/1	*1998/8/30*	*北海道開拓記念館*	*雪と寒さと文化―北のくらしと技術*	*第 46 回特別展*
1998/7/22	1998/9/13	市立函館博物館・五稜郭分館	北前船と蝦夷地―和人とアイヌのくらし	

1998/9/1	1998/9/30	旭川市博物館	開館 5 周年記念　装い―「アイヌ風俗画」にみる近世の服飾	
1998/9/18	1998/11/3	北海道開拓記念館	うるし文化―漆器が語る北海道の歴史	第 47 回特別展
1998/10/1	*1998/11/22*	*斜里町立知床博物館*	*知床の海獣狩猟*	
1998/10/22	1998/11/8	名寄市北国博物館	アイヌの美・彫る　清野謙次コレクションを中心に	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
1998/11/9	*1998/11/25*	*東京家政大学博物館*	*「日本の布」―手ざわりとぬくもり*	
1998/11/20	1998/12/10	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	アイヌの美・彫る　清野謙次コレクションを中心に	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
1999/1/26	1999/3/22	大阪府立近つ飛鳥博物館	「装い」文化あれこれ―清野謙次コレクションから	
1999/1/30	1999/3/10	アイヌ民族博物館	テケカラペ―女のわざ　～ドイツコレクションから	第 3 回特別展 主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、アイヌ民族博物館
1999/2/5	*1999/6/13*	*静岡市立芹沢銈介美術館*	*芹沢銈介コレクションより「世界の民族衣裳」展*	
1999/2/23	1999/3/21	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	地域を知る、アイヌ文化に学ぶ―博物館と学校、そして子どもたちのコラボレーション（共同作業）	

1999/7/2	1999/11/8	北海道立帯広美術館	アイヌの四季と生活―十勝アイヌと絵師・平沢屏山	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、埼玉県立博物館
1999/7/20	1999/9/26	北海道立北方民族博物館	神の魚・サケ―北方民族と日本	第 14 回特別展
1999/8/31	1999/9/26	豊橋市美術博物館	菅江真澄展　白井英二・秀雄より真澄へ	豊橋市美術博物館開館 20 周年記念 主催：豊橋市美術博物館、中日新聞社
1999/9/3	1999/10/17	埼玉県立博物館	アイヌの四季と生活―十勝アイヌと絵師・平沢屏山	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、埼玉県立博物館
1999/9/9	*2000/1/11*	*国立民族学博物館*	*越境する民族文化―いきかう人びと、まじわる文化*	
1999/9/11	*1999/12/18*	*東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館*	*芹沢銈介の蒐集―もうひとつの創造　第I期*	
1999/10/1	1999/12/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	現代のアイヌ木彫文化展 1999―伝統と創造のダイナミズム／人はなぜ彫るのだろう	
2000/1/7	2000/2/6	北海道開拓記念館	アイヌ衣服展	第 125 回テーマ展
2000/1/20	*2000/3/10*	*東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館*	*芹沢銈介の蒐集―もうひとつの創造　第II期*	
2000/2/1	2000/3/20	北海道立北方民族博物館	北の海と川のめぐみ―縄文文化からアイヌ文化まで	企画展
2000/2/19	2000/3/26	板橋区立郷土資料館	石田収蔵　謎の人類学者の生涯と板橋	

2000/4/18	2000/6/11	大阪人権博物館	博覧会―文明化から植民地化へ	
2000/6/6	2000/7/2	北海道立北方民族博物館	木彫り「熊」源流展	企画展 主催：木彫り「熊」源流展実行委員会、北海道立北方民族博物館
2000/7/14	2000/8/20	広島県立歴史民俗資料館	馬場・児玉コレクションにみる　北の民　アイヌの世界	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、広島県立歴史民俗資料館
2000/8/12	2000/10/9	北海道立文学館	「北緯五十度」の詩人たち―更科源蔵と豊かな交流圏	開館 5 周年記念特別企画展
2000/9/9	2000/10/9	名古屋市博物館	馬場・児玉コレクションにみる　北の民　アイヌの世界	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、名古屋市博物館、中日新聞社
2000/9/11	2000/10/31	大谷女子大学博物館	北の土器　蝦夷の文化	
2000/9/15	2000/11/5	兵庫県立歴史博物館	豪商　高田屋嘉兵衛展	主催：高田屋嘉兵衛展実行委員会
2000/11/11	2000/12/10	洲本市立淡路文化史料館	豪商　高田屋嘉兵衛展	主催：高田屋嘉兵衛展実行委員会
2001/2/10	2001/5/13	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	21 世紀に受けつぐアイヌ伝統文化―新しい世紀に向けた民族誌・平取編	
2001/4/17	2001/6/10	大阪人権博物館	描かれた「異国」「異域」　朝鮮、琉球、アイヌモシリの人びと	第 50 回特別展

2001/6/2	2001/7/1	市立函館博物館	よみがえる北の中・近世―掘り出されたアイヌ文化	特別企画展 主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、市立函館博物館
2001/6/3	2001/7/15	芸術の森美術館	樹氣―砂澤ビッキ展	
2001/7/14	2001/8/19	苫小牧市博物館	よみがえる北の中・近世―掘り出されたアイヌ文化	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、苫小牧市博物館
2001/7/19	2001/9/26	北海道立北方民族博物館	美しき北の文様　the brilliant northern design	第 16 回特別展
2001/9/1	2001/10/7	釧路市立博物館	よみがえる北の中・近世―掘り出されたアイヌ文化	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、釧路市立博物館
2001/9/1	2001/12/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	モレウ―アイヌの渦巻き紋、その多彩な世界	
2001/9/20	2002/1/15	国立民族学博物館	ラッコとガラス玉―北太平洋の先住民交易	
2001/11/1	2002/1/13	秋田県立博物館	菅江真澄資料センター企画展 真澄の見たアイヌの暮らし	
2002/1/20	2002/3/17	青森市歴史民俗展示館「稽古館」	自然と共生したアイヌの人々	特別企画展
2002/4/26	2002/6/9	北海道開拓記念館	海を渡ったアイヌ工芸―英国人医師マンローのコレクションから	第 53 回特別展 主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道開拓記念館

2002/7/1	2002/9/30	アイヌ民族博物館	アイヌの儀礼具―イクパスイを中心に	第 1 回テーマ展
2002/7/12	2002/8/27	北海道開拓記念館	描かれた北海道―18・19 世紀の絵画が伝えた北のイメージ	第 54 回特別展
2002/7/19	*2002/9/26*	*北海道立北方民族博物館*	*狩る―北の地に獣を追え*	*第 17 回特別展*
2002/7/21	2002/12/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	アイヌ文様を活かす私の提案	
2002/7/27	2002/9/1	神奈川県立歴史博物館	海を渡ったアイヌ工芸―英国人医師マンローのコレクションから	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、神奈川県立歴史博物館
2002/8/3	2002/9/23	北海道立文学館	大自然に抱擁されて―知里幸恵「アイヌ神謡集」の世界へ	特別企画展
2002/9/14	2002/11/10	帯広百年記念館	120 年より前の帯広	
2002/9/14	2002/12/8	静岡市立芹沢銈介美術館	アイヌ　大地の模様	
2002/10/5	2003/1/28	アイヌ民族博物館	アイヌの編み文様―エムシアッを中心に	第 2 回テーマ展
2002/10/15	2002/11/12	東京家政大学博物館	衣服にみる文様―日本の北・南	特別展
2003/1/4	*2003/5/25*	*静岡市立芹沢銈介美術館*	*芹沢銈介もう一つの創造―日本篇*	
2003/1/11	2003/2/16	北海道開拓記念館	アイヌの生活文化	第 135 回テーマ展
2003/1/15	2003/2/16	大阪人権博物館	アイヌ民族の青春群像	
2003/2/4	*2003/3/23*	*北海道立北方民族博物館*	*毛皮―身をまもる技と心*	*企画展*

2003/2/8	2003/2/9	アイヌ民族博物館	ポロトコタン冬のくらし	第 3 回テーマ展
2003/2/8	2003/3/31	アイヌ民族博物館	まちのアイヌ工芸展	第 4 回テーマ展
2003/6/27	2003/8/17	北海道開拓記念館	北・貝・道　―海と陸と人びと	第 56 回特別展
2003/7/19	2003/9/28	北海道立北方民族博物館	先住民社会と水産資源　サケ・海獣・ナマコ	第 18 回特別展
2003/7/19	2003/8/31	徳島県立博物館	アイヌからのメッセージ―ものづくりと心	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、徳島県立博物館、徳島県立二十一世紀館
2003/8/1	2003/9/2	アイヌ民族博物館	絵画にみるアイヌの風俗	第 12 回企画展
2003/9/6	2003/11/9	アイヌ民族博物館	北方民族の工芸	第 13 回企画展
2003/9/11	2003/11/3	北海道開拓記念館	北海道の基層文化をさぐる―北から南から	第 57 回特別展
2003/9/26	2003/11/3	青森県立郷土館	蝦夷錦と北方交易	開館 30 周年記念特別展 主催 : 青森県立博物館、東奥日報社
2003/10/7	2003/11/24	東北歴史博物館	鮭―秋味を待つ人々	
2003/10/12	2003/11/30	旭川市博物館	アイヌからのメッセージ―ものづくりと心	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、旭川市博物館
2003/10/24	2003/12/14	石巻文化センター	アイヌ資料展　毛利コレクション	石巻市市制施行 70 周年記念特別展

2004/1/8	2004/2/15	国立民族学博物館	アイヌからのメッセージ―ものづくりと心	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、国立民族学博物館
2004/1/30	2004/3/31	東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館	開館以来 15 年　東北福祉大学コレクション―アイヌ・アフリカ・東南アジア・インド	
2004/2/11	2004/3/28	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	北海道遺産としてのアイヌ語地名	
2004/4/28	2004/6/13	北海道開拓記念館	松浦武四郎　時代と人びと	第 58 回特別展
2004/7/6	2004/8/8	北海道開拓記念館	見誤った伝統？―アイヌの機織り技術	第 140 回テーマ展
2004/7/17	2004/8/29	八戸市博物館	樺太アイヌ民族誌―工芸に見る技と匠	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、八戸市博物館
2004/7/23	2004/8/22	北海道立帯広美術館	松浦武四郎　時代と人びと	主催：北海道立帯広美術館、松浦武四郎帯広展実行委員会、十勝毎日新聞社、NPO 十勝文化会議
2004/7/24	2004/9/26	北海道立文学館	更科源蔵生誕 100 年　北の原野の物語	
2004/8/27	2004/11/3	北海道開拓記念館	北海道の民俗芸能　―舞う・囃す・競う	第 59 回特別展
2004/9/11	2004/10/31	帯広百年記念館	樺太アイヌ民族誌―工芸に見る技と匠	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、帯広百年記念館

2004/10/1	2004/12/18	東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館	芹沢銈介コレクション　世界の民族衣裳	
2004/10/1	2004/12/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	IWOR―沙流川流域イウォロの過去・現在・未来―【前期展】―沙流川流域の IWOR（イウォロ）構想	
2004/10/30	2004/11/28	北海道立文学館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、北海道立文学館
2004/11/1	*2004/11/28*	*北海道立北方民族博物館*	*北の展示を彩るポスター&カタログ展*	*ロビー展*
2004/11/29	2004/12/18	早稲田大学會津八一記念博物館	アイヌ民族の美の世界―土佐林コレクションに見る	
2005/1/16	2005/3/6	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	IWOR―沙流川流域イウォロの過去・現在・未来―【後期展】―IWOR（イウォロ）について共に考え、創る	
2005/2/1	2005/3/27	北海道開拓記念館	北海道神宮史料にみる北海道のあゆみ	第 142 回テーマ展
2005/2/5	2005/3/13	板橋区立郷土資料館	樺太アイヌ民族誌―工芸に見る技と匠	収蔵品展 主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、板橋区立郷土資料館
2005/4/22	2005/6/19	北海道開拓記念館	ロシア民族学博物館アイヌ資料展―ロシアが見た島国の人びと	第 60 回特別展 主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道開拓記念館

2005/7/2	2005/8/21	旭川市博物館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2005・旭川	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、旭川市博物館
2005/7/2	2005/8/28	川崎市市民ミュージアム	ロシア民族学博物館アイヌ資料展―ロシアが見た島国の人びと	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、川崎市市民ミュージアム
2005/7/2	2005/8/21	名寄市北国博物館	北国の薬用植物	
2005/7/16	2005/9/25	小樽市博物館	描かれた岸辺のアイヌ　旅の絵師がのこしたスケッチ	第 57 回特別展
2005/7/16	2005/10/10	北海道立北方民族博物館	アイヌと北の植物民族学　たべる・のむ・うむ	第 20 回特別展
2005/10/1	2005/12/18	東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館	アイヌ文化の新資料―150 年前の集団種痘図・甲冑・その他	
2005/10/29	2006/1/23	アイヌ民族博物館	西平ウメとトンコリ	第 14 回企画展
2005/11/3	2005/12/4	北海道立北方民族博物館	ミュージアムコレクション「北の楽器展」	ロビー展
2006/4/8	2006/4/23	北海道立北方民族博物館	北方の船	ロビー展
2006/8/22	2006/10/29	余市水産博物館	海に生きるアイヌ民族	第 32 回特別展
2006/9/2	2006/9/24	釧路市立博物館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2006・釧路/十勝	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、釧路市立博物館

2006/9/23	2006/11/26	北九州市立いのちのたび博物館	アイヌ文様の美―線のいのち、息づくかたち	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、北九州市立いのちのたび博物館
2006/9/30	2006/10/15	帯広百年記念館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2006・釧路/十勝	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、帯広百年記念館
2006/10/15	2006/12/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	北の鍋―アイヌの煮炊具を考える	
2006/12/10	2007/3/25	水平社博物館	アイヌ民族の歴史と文化	
2006/12/13	2007/1/28	北海道立近代美術館	アイヌ文様の美―線のいのち、息づくかたち	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道立近代美術館
2007/1/16	2007/2/18	北海道開拓記念館	北の手仕事―テケカラペ　ヌカラ　ワ　ウンコレ　ヤン（作ったものをみてください）	第 145 回テーマ展
2007/2/3	2007/3/25	北海道立北方民族博物館	北の台所事情―食にまつわる道具類	企画展
2007/2/27	2007/4/1	北海道開拓記念館	北方文化へのまなざし―河野広道がみた北方世界	第 146 回テーマ展
2007/6/1	2007/7/29	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	砂澤ビッキ素描展　北の女	
2007/6/16	2007/7/8	名寄市北国博物館	松浦武四郎―150 年前の天塩川を分けつくした男	

2007/6/23	2007/8/19	一関市博物館	アイヌからのメッセージ―現在（いま）から未来（あす）へ	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、一関市博物館
2007/7/21	2007/8/26	名寄市北国博物館	ヒグマ	
2007/7/26	*2008/3/4*	*国立民族学博物館*	*世界を集める―研究者の選んだみんぱくコレクション*	*開館 30 周年記念企画展*
2007/8/15	*2007/9/17*	*青森県立郷土館*	*よみがえれ北前船展　北国の海運と船*	
2007/8/18	2007/9/17	アイヌ民族博物館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2007・胆振/日高	第 15 回企画展 主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、アイヌ民族博物館
2007/8/31	2007/9/30	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2007・胆振/日高	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、平取町立二風谷アイヌ文化博物館
2007/9/2	2007/10/26	美幌博物館	北海道を探検した男・松浦武四郎―未知への憧れ・挑戦	
2007/9/2	2007/10/21	市立函館博物館	アイヌからのメッセージ―現在（いま）から未来（あす）へ	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、市立函館博物館
2007/9/2	2007/9/22	苫小牧市立中央図書館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2007・胆振/日高	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、苫小牧市立中央図書館

2007/9/11	2007/10/14	日高町立門別図書館郷土資料館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2007・胆振/日高	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、日高町立門別図書館郷土資料館
2007/9/22	2007/11/18	アイヌ民族博物館	魚は山で獲る―シラオイコタンの漁撈文化	第 5 回特別展
2007/9/28	2007/10/8	室蘭市文化センター	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2007・胆振/日高	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、室蘭市文化センター
2007/10/7	2007/12/9	旭川市博物館	カムイのもとに暮らして―アイヌの人びとの四季	
2007/10/11	2007/10/14	だて歴史の杜カルチャーセンター	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2007・胆振/日高	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、だて歴史の杜カルチャーセンター
2007/10/15	2007/12/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	額平川流域のアイヌ伝統文化	
2007/11/23	2008/2/18	アイヌ民族博物館	絵葉書の中のアイヌ	第 16 回特別展
2007/11/26	2007/12/15	早稲田大学會津八一記念博物館	東アジアの中のアイヌ文化	
2008/1/8	2008/3/9	大阪人権博物館	アイヌからのメッセージ―現在（いま）から未来（あす）へ	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、大阪人権博物館
2008/2/22	2008/3/30	北海道開拓記念館	近世蝦夷地のすがた　林家文書から見えるもの	第 149 回テーマ展
2008/3/15	2008/5/11	岩手県立博物館	北の黒船	

2008/4/21	2008/7/21	東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館	染色家芹沢銈介と考古学者芹沢長介	
2008/6/28	2008/9/28	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	砂澤ビッキ展	
2008/7/19	*2008/8/17*	*仙台藩白老元陣屋資料館*	*“洞爺湖サミット記念”北海道鳥瞰図の世界―郷土の姿、北海道観光のあり方を探る*	
2008/8/10	2008/9/28	新潟県立歴史博物館	アイヌの工芸―ペンシルバニア大学考古学人類博物館ヒラーコレクション―	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、新潟県立歴史博物館
2008/10/7	2008/10/18	函館市中央図書館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2008・渡島/檜山/津軽海峡	ミニ展示 主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、函館市中央図書館
2008/10/9	2008/11/16	市立函館博物館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2008・渡島/檜山/津軽海峡	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、市立函館博物館
2008/10/15	2008/12/16	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	物とこころ―萱野茂のみたアイヌの民具	
2008/10/31	2008/11/30	北海道立北方民族博物館	素晴らしき口琴の世界	ロビー展
2008/11/1	2008/12/24	旭川市博物館	アイヌの工芸―ペンシルバニア大学考古学人類博物館ヒラーコレクション―	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、旭川市博物館

2009/1/31	2009/3/22	アイヌ民族博物館	タマサイ―連なるかたち・連なる想い	第 6 回特別展
2009/1/31	2009/4/5	北海道立北方民族博物館	北方民族小物のおしゃれ～small handicrafts in the north～	企画展
2009/2/1	2009/3/29	北海道大学総合博物館	先人の手あと　北大所蔵アイヌ資料―受けつぐ技	主催：北海道大学アイヌ・先住民研究センター、北海道大学総合博物館
2009/2/6	2009/3/25	秋田県立博物館	真澄、北への視角	企画コーナー展
2009/4/28	2009/5/31	北海道開拓記念館	アイヌのよそおい展　北海道開拓記念館所蔵	第 153 回テーマ展
2009/5/30	2009/7/20	北海道立文学館	語り、継ぐ。―アイヌ口承文芸の世界	企画展
2009/7/18	2009/9/6	市立函館博物館	アイヌの美―カムイと創造する世界　ロシア民族学博物館・オムスク造形美術館所蔵資料	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、市立函館博物館、北海道立帯広美術館、帯広百年記念館、十勝毎日新聞社
2009/7/18	2009/8/16	仙台藩白老元陣屋資料館	絵図から辿る仙台藩白老元陣屋の秘密	
2009/7/18	2009/10/18	北海道立北方民族博物館	環北太平洋の文化 4：千島列島に生きる―アイヌと日露・交流の記憶	特別展
2009/8/30	2008/12/7	小樽市総合博物館	ピリカ・モシリ　現代にいきるアイヌ工芸	
2009/9/7	2009/9/11	北海道庁	アイヌ語地名を歩く―山田秀三文庫の資料から　2009・札幌	ロビー展 主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター

2009/9/18	2009/11/11	北海道立帯広美術館･帯広百年記念館	アイヌの美―カムイと創造する世界　ロシア民族学博物館・オムスク造形美術館所蔵資料	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、
2009/9/25	2009/10/31	アイヌ民族博物館	こどもアイヌ語教室作品展	第 5 回テーマ展
2009/10/3	2009/11/8	アイヌ民族博物館	赤阪友昭写真展[The Myth -神話の記憶-]	第 1 回写真展
2009/10/15	2009/12/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	沙流川流域の文化的景観	
2009/10/31	*2009/12/13*	*北海道立北方民族博物館*	*カムチャツカ先住民調査の10年*	*企画展*
2009/11/21	2010/1/17	北海道立文学館	サハリンを読む―遙か「樺太」の記憶	企画展
2009/11/23	2010/1/11	京都文化博物館	アイヌの美―カムイと創造する世界　ロシア民族学博物館・オムスク造形美術館所蔵資料	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、京都文化博物館
2009/11/28	2010/1/24	アイヌ民族博物館	アコラシノッ（アイヌの芸能）	第 17 回企画展
2010/7/17	2010/9/5	小樽市総合博物館	アイヌ―美を求める心	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、小樽市総合博物館
2010/7/17	2010/10/17	北海道立北方民族博物館	トナカイのパーカとアザラシのブーツ―北方の衣文化をさぐる	

2010/8/28	2010/9/26	小樽市総合博物館運河館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2010・小樽/せたな	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、小樽市総合博物館運河館
2010/9/11	2010/9/26	せたな町情報センター	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2010・小樽/せたな	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、せたな町教育委員会
2010/9/11	*2010/10/17*	*北海道立近代美術館*	*現代木彫の潮流*	
2010/9/18	2010/11/7	川崎市市民ミュージアム	アイヌ―美を求める心	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、川崎市市民ミュージアム
2010/10/14	*2010/12/7*	*国立民族学博物館*	*アジアの境界を越えて*	
2010/10/15	2010/12/15	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	アイヌ伝承地を観る―沙流川流域の文化的景観めぐり	
2010/12/3	2011/1/10	沖縄県立博物館・美術館	アイヌ―美を求める心	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、沖縄県立博物館・美術館、文化の杜共同企業体
2011/1/17	2011/3/20	平取町立二風谷アイヌ文化博物館	沙流川流域の農村景観―芽生の暮らしと産業を観る	

2011/1/22	2011/3/31	北海道開拓記念館	北の手仕事これから…　カンナ イカラカラアシ ルウェタパンナ	第 156 回テーマ展
2011/2/18	2011/5/8	北海道大学総合博物館	アイヌと境界	グローバル COE プログラム成果展示第 4 期「先住民と国境」後期展示 主催：北海道大学スラブ研究センター、北海道大学アイヌ・先住民研究センター
2011/4/29	2011/7/10	市立函館博物館	幕末の動乱と蝦夷地への道 函館の自然と美術	
2011/8/5	2011/9/25	北海道開拓記念館	千島・樺太・北海道　アイヌのくらし―ドイツコレクションを中心に	第 68 回特別展 主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道開拓記念館
2011/9/13	2011/12/4	豊田市民芸館	日本民藝館コレクション―柳宗悦の眼	
2011/9/16	2011/10/16	稚内市立図書館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2011・稚内/名寄	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、稚内市教育委員会
2011/9/17	2011/10/30	稚内市北方記念館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2011・稚内/名寄	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、稚内市教育委員会
2011/10/6	2011/12/6	国立民族学博物館	千島・樺太・北海道　アイヌのくらし―ドイツコレクションを中心に	主催：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、国立民族学博物館

2011/11/19	2011/12/25	名寄市北国博物館	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から　2011・稚内/名寄	主催：北海道立アイヌ民族文化研究センター、名寄市北国博物館
2011/11/20	2012/2/12	北海道立旭川美術館	砂澤ビッキ―ポリヘドロンの世界	
2011/11/26	2012/2/12	北海道開拓記念館	小嶋コレクションにみるアイヌ文化の世界　なぜ民芸品店主が民具を集めたのか？	第 157 回テーマ展

資料２　伝承者（担い手）育成事業授業一覧（第１期）

※本表はアイヌ民族博物館の報告による「担い手育成事業実績　2008 年度～2010 年度」を元に再分類を加えたものである。2011 年度より第 2 期となるが、現在継続中の事業のため、ここには掲載しない。また、資料によって「伝承者」「担い手」の 2 つの用語が混在しているが、推進機構の事業としては「伝承者」を使用している。ただし、内容に差異はない。

※本表は第 5 章第 2 節のアイヌ民族博物館における伝承者育成事業の分析に使用した。

※本表作成の目的は研修項目を内容によって分類することであり、第 5 章第 2 節に掲載した表及び分析においてその分類を示した。このほか本表からは具体的な科目名、科目による連続開講の必要性、博物館以外の実習先、アイヌ語学習に関するテキストが分析可能であるが、これらについては今後の課題としたい。

※表中の「研修科目」「テーマ・内容」において、「担い手育成事業実績」に記載されていなかった箇所には※印を付した。ただし、他との比較で推定できるものについては※印の後に推定した項目を記載した。

※「実施場所」は博物館外で研修が行われた場合にのみ記載した。

※「担い手育成事業実績」ではアイヌ語における「ㇱ」「ㇷ゚」「ㇺ」などが区別されていない箇所が多く見られたが、本表では原文に沿って全て同じフォントサイズで記載した。

＜2008 年度＞

年月	分類	分類	研修科目	テーマ・内容	実施場所
2008 年					
8/5	午前	会議・振り返り	※	開講式	
8/5	午後	会議・振り返り	※	オリエンテーション	
8/6	午前	教材作成	教材開発基礎	記録の手法 1	
8/6	午後	教材作成	教材開発基礎	記録の手法 1	

8/7	午前	教材作成	教材開発基礎	記録の手法 2	
8/7	午後	教材作成	教材開発基礎	記録の手法 2	
8/8	午前	教材作成	教材開発基礎	記録の手法 3	
8/8	午後	教材作成	教材開発基礎	記録の手法 3	
8/10	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能 2「ムックリ（製作・演奏）」	
8/10	午後	芸能・舞踊	身体技法	芸能 3「ムックリ（製作・演奏）」	
8/11	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	表記・発音の基礎 2	
8/11	午後	自然観察	植生調査	イオル事業地見学会	白老町
8/12	午前	動植物利用・工芸	身体技法	生業 1 講座「アイヌの漁労」	
8/12	午後	動植物利用・工芸	身体技法	生業 1 講座「白老アイヌの漁労（sirkap）」	
8/16	午前	動植物利用・工芸	身体技法	芸能 1 講座「ストレッチ・ボイストレーニング 1」	
8/16	午後	信仰・儀礼	料理 2	講座・実習「儀礼料理シト」	
8/17	午前	信仰・儀礼	動物利用	儀礼参加「sirkap 送り」	
8/17	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「sinnurappa」	
8/19	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能 1 基本 3 講義「アイヌ芸能の概要」	
8/19	午後	教材作成	教材開発基礎	パソコン講座ワード	
8/20	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
8/20	午後	教材作成	教材開発基礎	パソコン講座ワード	
8/21	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「植生調査（kuma 材採取）」	白老町
8/21	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「kuma 材皮むき（加工処理）」	

8/22	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講義「靭皮繊維の処理」	
8/22	午後	教材作成	教材開発基礎	パソコン講座ワード	
8/24	午前	信仰・儀礼	精神文化	神事儀礼実習「cipsanke」見学	平取町
8/24	午後	信仰・儀礼	精神文化	神事儀礼実習「cipsanke」見学	平取町
8/25	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸 3 実習「kuma の作製」	
8/25	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸 3 実習「kuma の作製」	
8/26	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「シナノキの加工 1 実習（樹皮処理）」	
8/26	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「シナノキの加工 1 実習（樹皮処理）」	
8/27	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「シナノキの加工 2 実習（樹皮処理）」	
8/27	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「シナノキの加工 2 実習（樹皮処理）」	
8/28	午前	自然観察	自然観察	関連講義「アイヌ民族の植物利用」	
8/28	午後	自然観察	自然観察	植生調査（ポロトの森）	ポロト湖畔
8/29	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
8/29	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
8/30	午前	芸能・舞踊	芸能 1	講座「ストレッチ・ボイストレーニング 2」	
8/30	午後	教材作成	教材開発基礎	パソコン講座ワード	
9/2	午前	会議・振り返り	座談会 1	担い手育成事業について　目標等	
9/2	午後	芸能・舞踊	身体技法	芸能 2「ムックリ製作 2」	
9/3	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
9/3	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
9/4	午前	食文化・料理	動・植物利用	映像視聴「アイヌの食べもの―秋から冬」「アシリチェプノミ」	

9/4	午後	自然観察	自然観察	植生調査	ポロト湖畔
9/5	午前	信仰・儀礼	動物利用	精神文化「petkamuynomi」儀礼参加	ウヨロ川
9/5	午後	動植物利用・工芸	工芸	基礎実習「編み 4 本・6 本・8 本」	
9/6	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能 3・各地舞踊見学「アイヌ文化フェスティバル」	室蘭市
9/6	午後	芸能・舞踊	身体技法	芸能 3・各地舞踊見学「アイヌ文化フェスティバル」	室蘭市
9/7	午前	動植物利用・工芸	身体技法	生業 1 海漁見学「地引網み」体験交流事業	白老町
9/7	午後	動植物利用・工芸	身体技法	生業 1 海漁見学「地引網み」体験交流事業	白老町
9/10	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 2「ガマの採取」	白老町
9/10	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 2「ガマの採取」	白老町
9/11	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 2「ガマの処理 1」	
9/11	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 2「ガマの処理 1」	
9/12	午前	動植物利用・工芸	身体技法	生業 3・川漁見学「ラウォマプ」体験交流事業	ウヨロ川
9/12	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
9/13	午前	信仰・儀礼	身体技法	生業 3・精神文化儀礼見学実習「アシリチェップノミ」	札幌市
9/13	午後	信仰・儀礼	身体技法	生業 3・精神文化儀礼見学実習「アシリチェップノミ」	札幌市
9/16	午前	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解	
9/16	午後	動植物利用・工芸	工芸	編み　3 本編み、4 本編み、8 本編み	
9/17	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
9/17	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
9/18	午前	一般教養	歴史考古 1	遺跡見学「厚真町チャシ等遺跡」	厚真町
9/18	午後	一般教養	歴史考古 1	遺跡見学「厚真町チャシ等遺跡」	厚真町

9/19	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能 1・基本 3 視聴「阿寒アイヌ民族文化保存会」	
9/19	午後	芸能・舞踊	身体技法	芸能・歌踊り実習「ウポポ」「イヨマンテリムセ」	
9/20	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能 1 基本 1「ストレッチ 3」・基本 2「ボイストレーニング 3」	
9/20	午後	教材作成	教材開発基礎	ワープロ講座 5	
9/23	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼見学実習「シャクシャイン法要祭」	新ひだか町
9/23	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼見学実習「シャクシャイン法要祭」	新ひだか町
9/25	午前	自然観察	自然観察	植物調査（町内素材供給ゾーン）	白老町
9/25	午後	自然観察	自然観察	植物調査（町内素材供給ゾーン）	白老町
9/26	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
9/26	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
9/27	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能 1 基本 1「ストレッチ 4」・基本 2「ボイストレーニング 4」	
9/27	午後	教材作成	教材開発基礎	パソコン講座ワード	
9/28	午前	自然観察	自然関連講義	オヒョウの帯の話	
9/28	午後 1	一般教養	視聴	「アイヌ文化に学ぶ」	
9/28	午後 2	会議・振り返り	座談会 2	「事業 2 か月を終えて等」	
10/1	午前 1	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「チュプカムイノミ」	
10/1	午前 2	一般教養	歴史講座	「北海道史概説」	
10/1	午後	一般教養	歴史講座	「アイヌ及び周辺の歴史概説」、映像視聴「STV 制作夷酋列像」	
10/2	午前	食文化・料理	植物利用	食用・薬用講義「アイヌの有用植物」	

10/2	午後	自然観察	植物利用	観察会	ポロト湖畔
10/3	午前	アイヌ語	アイヌ語	講義「名前の付け方」「自分のアイヌレヘを付ける」	
10/3	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
10/4	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能 1・基本 1「ストレッチ」・基本 2「ボイストレーニング」	
10/4	午後	教材作成	教材開発基礎 1	パソコン講座ワード	
10/5	午前	自然観察	自然関連見学会	鮭のふるさと館	鮭のふるさと館
10/5	午後	自然観察	自然関連講座	動物利用「ピパ採取と儀礼」	千歳市
10/8	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
10/8	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
10/9	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
10/9	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
10/10	午前	動植物利用・工芸	動物利用	道具「ピパ作り」	
10/10	午後	動植物利用・工芸	動物利用	道具「ピパ作り」	
10/14	午前	食文化・料理	植物利用	栽培作物「アマムチャ」	白老町
10/14	午後	食文化・料理	植物利用	栽培作物「アマムチャ」	白老町
10/15	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
10/15	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
10/16	午前	自然観察	自然観察	植物調査	白老町
10/16	午後	自然観察	自然観察	植物調査	白老町
10/17	午前	信仰・儀礼	精神文化	講座「コタンノミの進行と内容」	
10/17	午後	信仰・儀礼	精神文化	講座「コタンノミの進行と内容」	
10/18	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能 1・基本 1「ストレッチ」・基本 2「ボイストレーニング」	

10/18	午後	信仰・儀礼	精神文化	講座「コタンノミ　祈り詞と男女の役割について」	
10/19	午前	一般教養	※工芸	シンポジウム「丸木舟が照らすアイヌ文化」	苫小牧駒澤大学
10/19	午後	一般教養	※工芸	シンポジウム「丸木舟が照らすアイヌ文化」	苫小牧駒澤大学
10/22	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
10/22	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
10/23	午前	動植物利用・工芸	工芸	道具「イテセ用の pi（石）採集」	白老町
10/23	午後 1	動植物利用・工芸	工芸	道具「pi（石）採集」	白老町
10/23	午後 2	食文化・料理	植物利用	「ラウラウの試食」	
10/24	午前 1	アイヌ語	アイヌ語 1	小テスト	
10/24	午前 2	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
10/24	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「カムイユカラ」	
10/25	午後	動植物利用・工芸	※工芸	札幌大学シンポジウム参加「アイヌのモノと技の世界」	札幌大学
10/26	午後	動植物利用・工芸	※工芸	札幌大学公開講座参加「アイヌのモノと技の世界」	札幌大学
10/29	午前	動植物利用・工芸	※工芸	シンポジウム参加レポート作成	
10/29	午後	動植物利用・工芸	※工芸	シンポジウム参加レポート作成	
10/30	午前	自然観察	植物利用	講義「アイヌ語の植物名について」	
10/30	午後	自然観察	植物利用	観察会「植物調査」	ポロト休養林
10/31	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼の準備「コタンノミ」イナウケ	
10/31	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼の準備「コタンノミ」シト作り・酒濃し	
11/1	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「コタンノミ」	
11/1	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「コタンノミ」	

11/2	午後	一般教養	※歴史	公開講座「伝承から探るアイヌの社会」聴講	札幌大学
11/5	午前 1	アイヌ語	アイヌ語	小テスト	
11/5	午前 2	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
11/5	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「静内の人の声が良い訳」oyna	
11/6	午前	教材作成	植物利用	植物観察「担当樹の決定」	ポロト湖畔
11/6	午後	教材作成	植物利用	担当樹の解説プログラム作成	
11/7	午前	信仰・儀礼	民具講座	儀礼の道具	
11/7	午後	一般教養	民具講座	視聴「世界がみとめたアイヌ文化」（NHK）	
11/8	午前	一般教養	博物館見学	旭川市博物館	旭川市博物館
11/8	午後	動植物利用・工芸	※工芸	アイヌ工芸品展「ペンシルバニア大学　ヒラーコレクション展」	旭川市博物館
11/11	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
11/11	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「「静内の人の声が良い訳」oyna	
11/12	午前	教材作成	植物利用	植物解説「担当樹の解説」	ポロト湖畔
11/12	午後	一般教養	地域講座	白老の歴史とアイヌ語地名	
11/13	午前 1	アイヌ語	アイヌ語	小テスト	
11/13	午前 2	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「まじない詞」	
11/13	午後	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
11/14	午前	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「「静内の人の声が良い訳」oyna」	
11/14	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「「静内の人の声が良い訳」oyna」	
11/15	午前	アイヌ語	※アイヌ語	アイヌ文化関連事業「イタカンロー」見学	むかわ町
11/15	午後	一般教養	※	アイヌ文化関連事業「アイヌ文化祭」見学	むかわ町

11/18	午前	動植物利用・工芸	工芸 5	道具「カプメスプ」作成	
11/18	午後	動植物利用・工芸	工芸 5	道具「カプメスプ」作成	
11/19	午前	動植物利用・工芸	動物利用	サケ皮の処理	
11/19	午後	動植物利用・工芸	動物利用	サケ皮の処理	
11/20	午前	食文化・料理	料理	実習「骨と鹿肉のオハウ」	
11/20	午後	動植物利用・工芸	動物利用	サケ皮の処理	
11/21	午前	食文化・料理	植物利用	薬用「ナギナタコウジュ採取」	白老町
11/21	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「静内の人の声が良い訳」oyna	
11/22	午前	食文化・料理	植物利用	講座「アイヌの有用植物」、観察会	
11/22	午後	一般教養	法令講座	日本のアイヌ民族政策について	白老社会福祉センター
11/23	午前	動植物利用・工芸	衣文化関連講座	アイヌの衣服文化	
11/23	午後	一般教養	歴史講座	シャクシャインの戦いについて	
11/26	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
11/26	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「静内の人の声が良い訳」oyna	
11/27	午前	アイヌ語	アイヌ文化関連講座	アイヌ語地名を歩く	白老町
11/27	午後	アイヌ語	アイヌ文化講座	アイヌ語の地名、伝説「イヌエンジュの神が助けた娘の話」	
11/28	午前 1	アイヌ語	アイヌ語	小テスト	
11/28	午前 2	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
11/28	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「静内の人の声が良い訳」oyna	
12/1	午前 1	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「チュプカムイノミ」	
12/1	午前 2	動植物利用・工芸	工芸 5	道具「槌作製」	
12/1	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 2「ワラの加工」	
12/3	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
12/3	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「静内の人の声が良い訳」oyna	
12/4	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	

12/4	午後	会議・振り返り	座談会	コミュニケーション	
12/5	午前	自然観察	植物利用	植物観察会「冬の樹」	白老町
12/5	午後	自然観察	植物関連	口承文芸「イヌエンジュの神が助けた娘の話」	
12/6	午前	一般教養	※	北大シンポジウム参加「アイヌ研究の現在と未来」	北海道大学
12/6	午後	一般教養	※	北大シンポジウム参加「アイヌ研究の現在と未来」	北海道大学
12/9	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「基礎語彙のデータベース化」	
12/9	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「静内の人の声が良い訳」oyna	
12/10	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
12/10	午後	アイヌ語	アイヌ語 2	聴解「静内の人の声が良い駅」oyna	
12/11	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3「カヤ刈り」	伊達市
12/11	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3「カヤ刈り」	伊達市
12/12	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3「カヤ刈り」	伊達市
12/12	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3「カヤ刈り」	伊達市
12/13	午前	動植物利用・工芸	工芸 3	建築・講義「アイヌのチセ」	
12/13	午後	教材作成	教材開発基礎	パソコン講座エクセル	
12/14	午前	食文化・料理	料理	講義・実習「食材と調理」	
12/14	午後	一般教養	歴史講座	考古学 1	
12/17	午前	アイヌ語	アイヌ語 1	語彙「発音音声ファイル作成」	
12/17	午後	食文化・料理	料理	実習「イウタ」、実習「南瓜の保存処理」	
12/18	午前	自然観察	植物利用	植物観察会「ハンノキを中心に」	ポロト湖畔
12/18	午後	自然観察	植物関連	口承文芸「イヌエンジュの神が助けた娘の話」	
12/19	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 2「縄綯い」	

12/19	午後	教材作成	教材開発基礎	音声資料の媒体について	
12/20	午前	アイヌ語	アイヌ語 3	暗唱「静内の人の声が良い訳」oyna	
12/20	午後	教材作成	教材開発基礎	パソコン講座エクセル	
12/23	午前	アイヌ語	アイヌ語 3	暗唱「静内の人の声が良い訳」oyna	
12/23	午後	食文化・料理	植物利用	食材「南瓜の保存処理、食材の保存」	
12/24	午前	芸能・舞踊	芸能講座	各地の芸能視聴「帯広カムトウウポポ保存会」	
12/24	午後	芸能・舞踊	芸能講座	実技「ク リムセ・イヨマンテリムセ」	
12/25	午前	自然観察	植物観察	まとめ「データ入力」	
12/25	午後	自然観察	植物関連	口承文芸「イヌエンジュの神が助けた娘の話」	
2009 年					
1/7	午前	会議・振り返り	座談会	昨年の講習を振り返って、新年の抱負	
1/7	午後	信仰・儀礼	精神文化	講座「送り儀礼について」	
1/8	午前	芸能・舞踊	芸能講座	「各地のウポポ」（釧路、旭川、平取、十勝など）	
1/8	午後	芸能・舞踊	芸能講座	「各地のウポポ」（釧路、旭川、平取、十勝など）	
1/9	午前	自然観察	自然観察会	冬道の歩き方・動物の足跡	ポロトの森・湖
1/9	午後	芸能・舞踊	芸能講座	「各地のウポポ」	
1/10	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「asirpa nomi」	登別市
1/10	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「asirpa nomi」	登別市
1/11	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「asirpa nomi」	千歳市蘭越生活館

1/11	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「asirpa nomi」	千歳市蘭越生活館
1/14	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼準備「熊の解体」記録、工芸道具 1「カエカ」	
1/14	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼準備「熊の解体」記録、工芸道具 1「カエカ」	
1/15	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼の料理「イウタ（粉搗き）、シト作り」	
1/15	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼の料理「イウタ（粉搗き）、シト作り」	
1/16	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼準備「シト」「料理」「酒濃し」	
1/16	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼「クマの霊送り　前夜祭」記録・参加	
1/17	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼「クマの霊送り」記録・参加	
1/17	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼「クマの霊送り」記録・参加	
1/18	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼「クマの霊送り」記録・参加	
1/18	午後	信仰・儀礼	精神文化	儀礼「シンヌラッパ」、儀礼用具の扱いについて	
1/19	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼の道具「チタラペ」	
1/19	午後	信仰・儀礼	精神文化	オメカプ記録・参加、儀礼用具の扱いについて	
1/22	午前	食文化・料理	動物利用	料理 1 実習「クマ肉の処理と脂採取」	
1/22	午後	食文化・料理	動物利用	料理 1 実習「クマ肉の処理と脂採取」	
1/23	午前	食文化・料理	動物利用	料理 1 調理実習「カムイハル・オハウ」	
1/23	午後	食文化・料理	動物利用	料理 1 実習「クマ肉の処理と脂採取」	
1/24	午前	自然観察	自然観察会	野鳥と川・植物	ウヨロ川
1/24	午後	食文化・料理	動物利用	料理 1 実習「クマ肉の処理と脂採取」	

1/28	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」採取	白老町
1/28	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」採取	白老町
1/29	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔
1/29	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔
1/30	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔
1/30	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔
1/31	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼「チセコッエノミ（地鎮祭）」参加・記録	
1/31	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	
2/1	午前	自然観察	自然観察会	野鳥とエゾモモンガ	ポロト湖畔
2/1	午後	一般教養	歴史講座	サハリンアイヌの歴史	
2/3	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔
2/3	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔
2/4	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔
2/4	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔
2/5	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき	ポロト湖畔

2/5	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「サクマ（アオダモ）」処理皮むき、工芸素材「ヨシの処理」	ポロト湖畔
2/6	午前	動植物利用・工芸	工芸 5	道具「すだれ編み機」準備　「糸巻き・結び」	ポロト湖畔
2/6	午後	動植物利用・工芸	工芸 5	道具「すだれ編み機」準備　「糸巻き・結び」	ポロト湖畔
2/10	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
2/10	午後	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
2/11	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
2/11	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸 3 建築「ブドウヅルの採取」	ポロト湖畔
2/12	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
2/12	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「屋根材処理（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/13	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
2/13	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 3 建築材「屋根材処理（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/16	午前	動植物利用・工芸	工芸 3	建築材「屋根拭き用カヤ束ね（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/16	午後	動植物利用・工芸	工芸 3	建築材「屋根拭き用カヤ束ね（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/17	午前	動植物利用・工芸	工芸 3	建築材「屋根拭き用カヤ束ね（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/17	午後	動植物利用・工芸	工芸 3	建築材「屋根拭き用カヤ束ね（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/18	午前	動植物利用・工芸	工芸 3	建築材「屋根拭き用カヤ束ね（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/18	午後	動植物利用・工芸	工芸 3	建築材「屋根拭き用カヤ束ね（ヨシ）」	ポロト湖畔

2/19	午前	動植物利用・工芸	工芸 3	建築材「屋根拭き用カヤ束ね（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/19	午後	動植物利用・工芸	工芸 3	建築材「屋根拭き用カヤ束ね（ヨシ）」	ポロト湖畔
2/20	午前	自主研修	自主研修	芸能、アイヌ語、模擬授業準備、文献調査等々	
2/20	午後	自主研修	自主研修	芸能、アイヌ語、模擬授業準備、文献調査等々	
2/21	午前	自主研修	自主研修	芸能、アイヌ語、模擬授業準備、文献調査等々	
2/21	午後	自主研修	自主研修	芸能、アイヌ語、模擬授業準備、文献調査等々	
2/24	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理（オニガヤ）」	ポロト湖畔
2/24	午後	動植物利用・工芸	工芸 3	建築「屋根拭き」	ポロト湖畔
2/25	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理（オニガヤ）」	ポロト湖畔
2/25	午後	動植物利用・工芸	工芸 3	建築「屋根拭き」	ポロト湖畔
2/26	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理（オニガヤ）」	ポロト湖畔
2/26	午後	動植物利用・工芸	工芸 3	建築「屋根拭き」	ポロト湖畔
2/27	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理（オニガヤ）」	ポロト湖畔
2/27	午後	動植物利用・工芸	工芸 3	建築「屋根拭き」	ポロト湖畔
3/1	午前	信仰・儀礼	精神文化	儀礼参加「チュプカムイノミ」	
3/1	午後 1	動植物利用・工芸	工芸 3	関連記録映画視聴	
3/1	午後 2	芸能・舞踊	身体技法	芸能舞踊基本 1「ストレッチ」、舞踊実習「ハンチカップリムセ」	
3/3	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔

3/3	午後 1	動植物利用・工芸	工芸 3	建築「屋根拭き」	ポロト湖畔
3/3	午後 2	教材作成	※	アイヌ文化フェス発表内容検討	
3/4	午前	動植物利用・工芸	工芸 3	建築「屋根拭き」	ポロト湖畔
3/4	午後	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
3/5	午前	動植物利用・工芸	工芸 3	建築「屋根拭き」	ポロト湖畔
3/5	午後	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
3/6	午前	動植物利用・工芸	工芸 3	建築「屋根拭き」	ポロト湖畔
3/6	午後	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
3/7	午前	芸能・舞踊	身体技法	芸能基本 3「ウポポ（白老）」	
3/7	午後	会議・振り返り	座談会	担い手育成講座の目的再確認	
3/10	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
3/10	午後	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
3/11	午前	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
3/11	午後	動植物利用・工芸	工芸 6	編み「すだれ編みと材料処理」	ポロト湖畔
3/12	午前	教材作成	教材開発基礎	パワーポイント作成、フェスティバル発表準備	
3/12	午後	教材作成	教材開発基礎	パワーポイント作成、フェスティバル発表準備	
3/13	午前	教材作成	※	フェスティバル発表ナレーション原稿作成準備	
3/13	午後	教材作成	※	フェスティバル発表ナレーション原稿作成準備	
3/14	午前	自主研修	休み	（「アイヌ文化フェスティバル in しらおい」参加）	白老町コミュニティセンター
3/14	午後	自主研修	休み	（「アイヌ文化フェスティバル in しらおい」参加）	白老町コミュニティセンター
3/16	午前	自主研修	休み	（スダレ編み仕上げ）	ポロト湖畔

3/16	午後	自主研修	休み	（スダレ編み仕上げ）	ポロト湖畔
3/17	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「ツルウメモドキ」採取	白老町
3/17	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「ツルウメモドキ」採取	白老町
3/18	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「ツルウメモドキ」加工処理	
3/18	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「ツルウメモドキ」加工処理	
3/19	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「ツルウメモドキ」加工処理・漂白	
3/19	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「ツルウメモドキ」加工処理・漂白	
3/20	午前	動植物利用・工芸	※工芸	北大博物館特別展関連講座聴講（講演：小谷凱宣氏）	北海道大学
3/20	午後	動植物利用・工芸	※工芸	北大博物館特別展「テエタシンリッテクルコチ」見学	北海道大学
3/21	午前	教材作成	※教材基礎	模擬授業（中間発表）	
3/21	午後	教材作成	※教材基礎	模擬授業（中間発表）	
3/22	午前	教材作成	※教材基礎	模擬授業準備	
3/22	午後	教材作成	※教材基礎	模擬授業準備	
3/24	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「ツルウメモドキ」加工処理・漂白	
3/24	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材 1「ツルウメモドキ」加工処理・漂白	

＜2009 年度＞

年月	分類	分類	研修科目	テーマ・内容	実施場所
2009 年					
4/6	午前	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ語詞遊び「労働歌・小鳥の歌・酒の歌・遊び歌」	
4/6	午後	アイヌ語	アイヌ語	kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/7	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「ツルウメモドキ」処理	
4/7	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「ツルウメモドキ」処理	
4/8	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「ツルウメモドキ」処理	
4/8	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「エゾイラクサ」処理	
4/9	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「エゾイラクサ」処理	
4/9	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「エゾイラクサ」処理、カエカ（糸作り）	
4/10	午前	教材作成	教材開発	「模擬授業の進め方」	
4/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/11	午前	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/11	午後	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/14	午前	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/14	午後	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/15	午前 1	信仰・儀礼	信仰	「アシリチセ火入れ」	ポロト湖畔
4/15	午前 2	自然観察	植物観察	トリカブト等	白老町
4/15	午後	自然観察	植物観察	カタクリ、オオウバユリ、ヤブマメ、コケイラン等	白老町

4/16	午前	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/16	午後	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/17	午前	食文化・料理	料理	アザラシオハウ、ラタシケプ（干し南瓜・生南瓜）エソエンゴ	
4/17	午後	食文化・料理	料理	油採取「アザラシ」	
4/18	午前	信仰・儀礼	信仰	「チセノミ」参加	
4/18	午後	信仰・儀礼	信仰	「チセノミ」参加	
4/19	午前	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/19	午後	信仰・儀礼	信仰	チセノミオメカプ参加、儀礼の道具の扱いについて	
4/21	午前	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/21	午後	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kamuy yukar「hankiri kiri hankkiri kiri」	
4/22	午前	自然観察	植物利用	講義「水と湿原について」	
4/22	午後	自然観察	植物観察会	フクジュソウ、ノリウツギ、イヌエンジュ、ミズキ等	ポロト湖畔
4/23	午前	自然観察	植物観察会	「ポロトの森（自然休養林）」	ポロト自然休養林
4/23	午後	自然観察	植物観察会	「ポロトの森（自然休養林）」	ポロト自然休養林
4/24	午前	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし　美幌　菊池チャレヌム　サコラウ	
4/24	午後	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし　美幌　菊池チャレヌム　サコラウ	
4/25	午前	芸能・舞踊	芸能	ストレッチ　ハンチカップリムセ	

4/25	午後	芸能・舞踊	芸能	ムックリ　映像	
4/28	午前	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kam wakka	
4/28	午後	アイヌ語	アイヌ語	聞き起こし kam wakka	
4/29	午前	自然観察	植物観察	シナノキ・ハルニレの下見　皮はぎ用樹木の下見	白老町
4/29	午後	自然観察	植物観察	シナノキ・ハルニレの下見　皮はぎ用樹木の下見	白老町
4/30	午前	教材作成	教材作成	模擬授業のテーマ発表 1 回目	
4/30	午後	芸能・舞踊	芸能講座	フェスティバルの演目選定（タプカラ、リムセ等）	
5/1	午前	信仰・儀礼	信仰・料理	コタンノミ準備「シト、トノト、ラタシケプ等」	
5/1	午後	信仰・儀礼	信仰・料理	コタンノミ準備「シト、トノト、ラタシケプ等」	
5/2	午前	信仰・儀礼	信仰	コタンノミ参加	
5/2	午後	教材作成	教材作成	模擬授業ジャンル発表（全員）・テーマ発表（6 月発表者）	
5/3	午前	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ語方言辞典単語データベース作成	
5/3	午後	信仰・儀礼	信仰	オメカプ参加、祭具の手入れ	
5/7	午前	食文化・料理	植物利用	植物採取（ヒメザゼンソウ・ニリンソウ）	静内町
5/7	午後	食文化・料理	植物利用	植物採取（ヒメザゼンソウ・ニリンソウ）	静内町
5/8	午前	食文化・料理	植物利用	野草処理（ヒメザゼンソウ・ニリンソウ）	
5/8	午後	食文化・料理	植物利用	野草処理（ヒメザゼンソウ・ニリンソウ）	
5/12	午前	アイヌ語	アイヌ語	翻訳・文法「kam wakka」	

5/12	午後	アイヌ語	アイヌ語	翻訳・文法「kam wakka」	
5/13	午前	アイヌ語	アイヌ語	翻訳・文法「kam wakka」	
5/13	午後	一般教養	※	シンポジウム「ウレシパ・シンポジウム」参加	札幌大学
5/14	午前	自然観察	※共通	植物観察会	
5/14	午後	自然観察	※共通	自然関連講義「アイヌと野鳥」	
5/15	午前	一般教養	※	「北海道アイヌ協会総会」傍聴	かでる 2・7
5/15	午後 1	一般教養	※	「北海道アイヌ協会総会」傍聴	かでる 2・7
5/15	午後 2	芸能・舞踊	芸能	映像実見「北大植物園」	北大植物園
5/16	午前	芸能・舞踊	芸能	講座ムックリ制作	
5/16	午後	芸能・舞踊	芸能	講座　歌ウポポ、シネオッカイポトウメノコ	
5/19	午前	アイヌ語	アイヌ語	翻訳「kam wakka」	
5/19	午後	アイヌ語	アイヌ語	翻訳「kam wakka」	
5/20	午前	アイヌ語	アイヌ語	文法	
5/20	午後	アイヌ語	※アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門（解説）」	
5/21	午前	教材作成	模擬授業	中間発表（6 月発表者 4 名）	
5/21	午後	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門（解説）（改訂）」1 課・2 課終了	
5/22	午前	アイヌ語	アイヌ語	翻訳「kam wakka」	
5/22	午後	アイヌ語	アイヌ語	翻訳「kam wakka」	
5/23	午前	自然観察	※共通	植物観察会	ポロトの森
5/23	午後	自然観察	※共通	植物観察会	ポロトの森
5/24	午前	動植物利用・工芸	※工芸	企画展見学「アイヌのよそおい展」	開拓記念館
5/24	午後	一般教養	※歴史	講演会「アイヌ文学研究とその後」	開拓記念館
5/26	午前	アイヌ語	アイヌ語	翻訳・文法「kam wakka」	
5/26	午後	アイヌ語	アイヌ語	翻訳・文法「kam wakka」	
5/27	午前	動植物利用・工芸	※植物利用	樹皮剥ぎ（ハルニレ、シナノキ）	白老町
5/27	午後	動植物利用・工芸	※植物利用	樹皮剥ぎ（ハルニレ、シナノキ）	白老町

5/28	午前	動植物利用・工芸	※植物利用	樹皮剥ぎ・処理（ハルニレ、シナノキ）	白老町
5/28	午後	動植物利用・工芸	※植物利用	樹皮剥ぎ・処理（ハルニレ、シナノキ）	
5/29	午前	アイヌ語	アイヌ語	文法	
5/29	午後	アイヌ語	アイヌ語	文法・数の数え方	
5/30	午前	アイヌ語	※アイヌ語	企画展見学「語り継ぐ　アイヌ口承文芸の世界」	北海道立文学館
5/30	午後	アイヌ語	※アイヌ語	講演会「語り継ぐ　アイヌ口承文芸の世界」	北海道立文学館
6/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	cup kamuynomi	
6/1	午前 2	動植物利用・工芸	※植物利用	オヒョウの樹皮の採取	
6/1	午後	動植物利用・工芸	※植物利用	オヒョウの樹皮の採取	
6/2	午前	動植物利用・工芸	樹皮の加工	オヒョウとシナ等の鬼皮剥き	
6/2	午後	動植物利用・工芸	樹皮の加工	オヒョウとシナ等の鬼皮剥き	
6/3	午前	アイヌ語	アイヌ語	kam wakka のゴロ合わせラスト	
6/3	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田音声資料 NO4 cep kukoyki	
6/4	午前	自然観察	植物観察	poroto ぐるり	ポロト自然休養林
6/4	午後	自然観察	植物観察	poroto ぐるり	ポロト自然休養林
6/5	午前	自然観察	植物関連	講義「写真等で植物、地層について学ぶ」	
6/5	午後	自然観察	植物観察	中止（イヌエンジュの物語　聞き起こし）	
6/9	午前	自然観察	植物観察	オオハナウド・エゾニュウ等	白老町
6/9	午後	自然観察	植物観察	樹木中心に観察	白老町
6/10	午前	教材作成	模擬授業	6 月発表者中間 2 回目	

6/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	「uwenewsar 語りもの」yukar 叙事詩	
6/11	午前	教材作成	模擬授業	7 月発表者中間 1 回目	
6/11	午後	アイヌ語	ビデオ観察	「各地方のアイヌ語会話・知里真志保」	
6/12	午前	アイヌ語	アイヌ語	「uwenewsar 語りもの」yukar 叙事詩	
6/12	午後	アイヌ語	アイヌ語	「uwenewsar 語りもの」yukar 叙事詩・「tap-kar」	
6/13	午前	芸能・舞踊	芸能	サロルンチカプリムセ、ロホンリムセ	
6/13	午後	芸能・舞踊	芸能	サロルンチカプリムセ、ロホンリムセ	
6/14	午前	アイヌ語	※アイヌ語	シンポジウム「口承文芸の魅力　アイヌとその隣人」参加	北海道大学
6/14	午後	アイヌ語	※アイヌ語	シンポジウム「口承文芸の魅力　アイヌとその隣人」	北海道大学
6/16	午前	自然観察	自然観察	「社台滝」	白老町
6/16	午後 1	自然観察	自然観察	「社台滝」	白老町
6/16	午後 2	動植物利用・工芸	※	湖で木の皮処理	ポロト湖畔
6/17	午前	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞き起こし	
6/17	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語改訂 5	
6/18	午前	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞き起こし	
6/18	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語改訂 6	
6/19	午前	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞き起こし	
6/19	午後 1	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞き起こし	
6/19	午後 2	教材作成	模擬授業	中間発表	
6/23	午前	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞き起こし	
6/23	午後	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞き起こし	

6/24	午前	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ語で文を作ろう（平常文、疑問文等）	
6/24	午後 1	アイヌ語	アイヌ語	平常文、疑問文	
6/24	午後 2	食文化・料理	植物利用	「映像視聴オオウバユリ」	
6/25	午前	食文化・料理	植物利用	オオウバユリの採取	白老町
6/25	午後	食文化・料理	植物利用	オオウバユリの採取と処理	白老町
6/26	午前	食文化・料理	植物利用	オオウバユリの処理	
6/26	午後	食文化・料理	植物利用	オオウバユリの保存（オンカと乾燥）	
6/27	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸　オヒョウ樹皮処理	ポロト湖畔
6/27	午後	食文化・料理	植物利用	オオウバユリの保存	
6/30	午前	教材作成	模擬授業	発表	
6/30	午後	教材作成	模擬授業	発表	
7/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	cup kamuynomi	
7/1	午前 2	アイヌ語	アイヌ語	浜クメ yukar 聞き起こし	
7/1	午後	アイヌ語	アイヌ語	浜クメ yukar 聞き起こし	
7/2	午前	アイヌ語	アイヌ語	浜クメ yukar 聞き起こし	
7/2	午後	アイヌ語	アイヌ語	浜クメ～ゲームで覚える「私たち」包括/除外と同士の単語	
7/3	午前	動植物利用・工芸	植物利用	樹皮の処理（ハルニレ）	ポロト湖畔
7/3	午後 1	食文化・料理	植物利用	オオウバユリ	
7/3	午後 2	教材作成	※教材基礎	模擬授業	
7/4	午前	一般教養	※歴史	講演会「知里真志保生誕百年記念フォーラム」	登別市民会館
7/4	午後	一般教養	※歴史	講演会「知里真志保生誕百年記念フォーラム」	登別市民会館
7/7	午前	教材作成	教材作成	模擬授業 B 班　中間発表 2 回目	
7/7	午後	教材作成	教材作成	模擬授業 B 班　中間発表　休みのため中止（自主学習）	

7/8	午前	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞きおこし	
7/8	午後	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞きおこし	
7/9	午前	動植物利用・工芸	植物利用	hup（トドマツ）・karinpani（桜）の樹皮採取	白老町
7/9	午後	食文化・料理	植物利用	オオウバユリ処理と保存（onturep）	
7/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	浜クメさん yukar 聞きおこし	
7/10	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸　樹皮の処理（ハルニレ）	ポロト湖畔
7/11	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸　樹皮の処理（ハルニレ）	ポロト湖畔
7/11	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸　樹皮の処理（ハルニレ）	ポロト湖畔
7/14	午前	アイヌ語	アイヌ語	浜クメ yukar	
7/14	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門 7・8 課	
7/15	午前	教材作成	模擬授業	A 班（8 月発表）中間発表（15 分）1 回目	
7/15	午後	芸能・舞踊	芸能	（帯広）エリリムセ、ロホンリムセ、ポロリムセの歌の練習	
7/16	午前	教材作成	教材作成	スライド講話「onturep ができるまで」	
7/16	午後	自然観察	植物観察会	ミズナラ、カシワ、ツリガネソウ等ポロト散策	ポロト湖畔
7/17	午前	自然観察	植物観察会	湿原の植物	白老町
7/17	午後	自然観察	植物観察会	湿原の植物	白老町
7/21	午前	アイヌ語	アイヌ語	様似　岡本ユミ　ヒグマの子守歌聞き取り	
7/21	午後	アイヌ語	アイヌ語	様似　岡本ユミ　ヒグマの子守歌聞き取り	
7/22	午前	アイヌ語	アイヌ語	様似　岡本ユミ　ヒグマの子守歌聞き取り　DVD	
7/22	午後	アイヌ語	アイヌ語	様似　岡本ユミ　ヒグマの子守歌聞き取り　DVD	

7/23	午前	動植物利用・工芸	植物利用	樹皮処理（シナノキの処理）	ポロト湖畔
7/23	午後	動植物利用・工芸	植物利用	樹皮処理（シナノキの処理）	ポロト湖畔
7/24	午前	アイヌ語	アイヌ語	kamuy yukar キツネのチャランケ	
7/24	午後	アイヌ語	アイヌ語	kamuy yukar キツネのチャランケ	
7/25	午前	芸能・舞踊	芸能	鳥の踊り、弓の踊りの歌、動作の復元作業	川沿生活館
7/25	午後	芸能・舞踊	芸能	鳥の踊り、弓の踊りの歌、動作の復元作業	川沿生活館
7/28	午前	芸能・舞踊	芸能	十勝地方（ポロリムセ、ロホンリムセ、バッタキウポポ）	
7/28	午後	芸能・舞踊	芸能	十勝地方（ポロリムセ、ロホンリムセ、バッタキウポポ）	
7/29	午前	芸能・舞踊	芸能	十勝地方（フプタレチュイ、スチョショイチョイナ）	
7/29	午後	芸能・舞踊	芸能	十勝地方（フプタレチュイ、スチョショイチョイナ）	
7/30	午前	教材作成	教材作成	模擬授業準備	
7/30	午後	一般教養	※	「学校におけるアイヌ民族関連学習実践報告」教員研修会（聴講）	
7/31	午前	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ語教室の進め方（見学）	
7/31	午後	教材作成	教材作成	模擬授業 B 班	
8/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
8/1	午前 2	教材作成	教材開発	模擬授業 B 班	
8/1	午後	教材作成	教材開発	模擬授業 B 班	
8/4	午前	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ語教室「絵本を作ろう」	
8/4	午後	一般教養	※	人権講座「同和問題」について	
8/5	午前	自然観察	自然観察会	「クッタラ湖周辺」の植物と湖	倶多楽湖
8/5	午後	自然観察	自然観察会	「クッタラ湖周辺」の植物と湖	倶多楽湖

8/6	午前	アイヌ語	アイヌ語	「キツネのチャランケ」の聞きおこし	
8/6	午後	アイヌ語	アイヌ語	「キツネのチャランケ」の聞きおこし	
8/7	午前	信仰・儀礼	信仰	北海道大学イチャルパ参加	北海道大学
8/7	午後	動植物利用・工芸	※工芸	民具講座　ウタリ総合センター見学	かでる 2・7
8/8	午前	一般教養	※	人権講座「同和問題」について	
8/8	午後	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ語教室「舞踊」歌とおどり	
8/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ語教室「絵本をつくろう」仕上げと発表	
8/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	カムイノミ　織田ステノ「apararkekur」・「moslrkorhuci」	
8/16	午前	食文化・料理	料理	シト作り・ラタシケプ作り	
8/16	午後	食文化・料理	料理	シト作り・ラタシケプ作り	
8/17	午前	信仰・儀礼	信仰	シリカプ送り・シンヌラッパ参加	
8/17	午後 1	信仰・儀礼	信仰	シリカプ送り・シンヌラッパ参加	
8/17	午後 2	教材作成	模擬授業	中間発表準備	
8/18	午前	教材作成	教材制作	模擬授業中間 2 回目 A 班準備 1	
8/18	午後	教材作成	教材制作	模擬授業中間 2 回目 A 班・B 班 1 回目	
8/19	午前	動植物利用・工芸	工芸	「イテセ」ござ編み	
8/19	午後	動植物利用・工芸	工芸	「イテセ」ござ編み	
8/20	午前	動植物利用・工芸	工芸	「イテセ」ござ編み	
8/20	午後	動植物利用・工芸	工芸	「イテセ」ござ編み	
8/21	午前	動植物利用・工芸	工芸	「イテセ」ござ編み	
8/21	午後	動植物利用・工芸	工芸	「イテセ」ござ編み	
8/22	午前	自然観察	自然観察会	「白老滝」（めむの会例会参加）	白老町
8/22	午後	自然観察	自然観察会	「白老滝」（めむの会例会参加）	白老町

8/25	午前	アイヌ語	アイヌ語	キツネのチャランケ聞き取り	
8/25	午後	アイヌ語	アイヌ語	キツネのチャランケ聞き取り	
8/26	午前	自然観察	植物観察会	オロフレ岳の植物	登別市
8/26	午後	自然観察	植物観察会	オロフレ岳の植物	登別市
8/27	午前	教材作成	教材制作	「オオウバユリ」画像作成	
8/27	午後	教材作成	教材制作	「オオウバユリ」画像作成	
8/28	午前	動植物利用・工芸	※工芸	アイヌ工芸品展「アイヌの美　カムイと創造する世界」見学	市立函館博物館
8/28	午後	動植物利用・工芸	※工芸	アイヌ工芸品展「アイヌの美　カムイと創造する世界」見学	市立函館博物館
8/29	午前	動植物利用・工芸	※工芸	民具講座「北方民族資料館のアイヌ資料と展示」見学	函館市北方民族資料館
8/29	午後	動植物利用・工芸	※工芸	民具講座「北方民族資料館のアイヌ資料と展示」見学	函館市北方民族資料館
9/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
9/1	午前 2	教材作成	教材制作	模擬授業	
9/1	午後	教材作成	教材制作	模擬授業	
9/2	午前	アイヌ語	アイヌ語	岡本ユミ氏「キツネのチャランケ」聞き起こし	
9/2	午後	アイヌ語	アイヌ語	岡本ユミ氏「キツネのチャランケ」聞き起こし	
9/3	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ」ござ編み	
9/3	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ」ござ編み	
9/4	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ」ござ編み	
9/4	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ」ござ編み	
9/5	午前	自主研修	自主研修	（カムイノミ）/ペッカムイノミ/自主研修	鶴居村・白老町
9/5	午後	自主研修	自主研修	（カムイノミ）/ペッカムイノミ/自主研修	鶴居村・白老町

9/6	午前	自主研修	自主研修	（カムイノミ）/アシリチェプノミ/自主研修	鶴居村・千歳川
9/6	午後	自主研修	自主研修	（カムイノミ）/アシリチェプノミ/自主研修	鶴居村・千歳川
9/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローに向けての暗記・各自練習	
9/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローに向けての暗記・各自練習	
9/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローに向けての暗記・各自練習	
9/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローに向けての暗記・各自練習	
9/11	午前	動植物利用・工芸	植物利用	靭皮繊維標本（サンプル）作り（オヒョウ、シナノキ、ハルニレ、イラクサ、ツルメモドキ）	
9/11	午後	動植物利用・工芸	植物利用	靭皮繊維標本（サンプル）作り（オヒョウ、シナノキ、ハルニレ、イラクサ、ツルメモドキ）	
9/12	午前	教材作成	教材制作	模擬授業中間 2 回目	
9/12	午後	教材作成	教材制作	模擬授業準備	
9/15	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」参加演目練習	
9/15	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」参加演目練習	
9/16	午前	自然観察	植物講座	植物観察会ポロトキャンプ場周辺	ポロトの森
9/16	午後	自然観察	植物講座	植物観察会ポロトキャンプ場周辺	ポロトの森
9/17	午前	教材作成	植物講座	植物観察会プログラム練習	ポロトの森
9/17	午後	教材作成	植物講座	植物観察会プログラム練習（プログラム実践）	ポロトの森

9/18	午前	芸能・舞踊	芸能講座	十勝地方の芸能	
9/18	午後	芸能・舞踊	芸能講座	十勝地方の芸能	
9/22	午前	芸能・舞踊	芸能講座	「静内　音楽フェスティバル」見学	新ひだか町
9/22	午後	芸能・舞踊	芸能講座	「静内　音楽フェスティバル」見学	新ひだか町
9/23	午前	信仰・儀礼	信仰	シャクシャイン法要祭参加	新ひだか町
9/23	午後	信仰・儀礼	信仰	シャクシャイン法要祭参加	新ひだか町
9/26	午前	教材作成	教材制作	模擬授業中間 1 回目	
9/26	午後	一般教養	※	アイヌ文化フェスティバル見学	苫小牧市民会館
9/27	午前	動植物利用・工芸	植物講座	工芸「チシポ」作成、材料採取（ノリウツギ）	白老町
9/27	午後	動植物利用・工芸	植物講座	工芸「カサイエプ」制作	
9/28	午前	動植物利用・工芸	植物講座	工芸「カサイエプ」制作	
9/28	午後	動植物利用・工芸	植物講座	工芸「カサイエプ」制作	
9/29	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」参加演目練習	
9/29	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」参加演目練習	
9/30	午前	教材作成	教材制作	模擬授業	
9/30	午後	教材作成	教材制作	模擬授業	
10/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
10/1	午前 2	アイヌ語	アイヌ語	カムイノミの言葉	
10/1	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/2	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/2	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/3	午前	芸能・舞踊	芸能	エムシリムセ、クリムセ等	

10/3	午後	芸能・舞踊	芸能	バッタキウポポ、ポロリムセ、シネオッカイトウメノコ等	
10/6	午前	自然観察	自然観察	ウヨロ川　鮭の産卵床見学	白老町
10/6	午後	食文化・料理	植物利用	カシワ、ミズナラのドングリ採集と保存	白老町
10/7	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/7	午後 1	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸練習（各自）	
10/7	午後 2	教材作成	※教材基礎	模擬授業中間 1	
10/8	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/8	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/10	午前	自主研修	※	休み（アイヌ文化フェスティバル参加）	
10/10	午後	自主研修	※	休み（アイヌ文化フェスティバル参加）	
10/13	午前	教材作成	模擬授業	中間 2 回目	
10/13	午後	教材作成	模擬授業	中間 2 回目	
10/14	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
10/14	午後	芸能・舞踊	芸能	イヨマンテリムセ等	
10/15	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/15	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/16	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	

10/16	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/17	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/17	午後	一般教養	※	講演会「僕は猟師になった」	
10/20	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/20	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/21	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/21	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/22	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/22	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸講座「イテセ（文様編み）」	
10/23	午前	教材作成	植物観察	植物観察模擬授業（研修）	ポロト自然休養林
10/23	午後	教材作成	植物観察	植物観察模擬授業（実践）	ポロト自然休養林
10/24	午前	自然観察	植物観察	樹木中心に（カシワ、ミズナラ、エゾマツ、トドマツ）	ポロト自然休養林
10/24	午後	自然観察	植物観察	樹木中心に（カシワ、ミズナラ、エゾマツ、トドマツ）	白老町
10/27	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「チシポ」彫り文様図案作成	
10/27	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「チシポ」彫り	
10/28	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「チシポ」彫り	
10/28	午後	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンローの練習」	
10/29	午前	教材作成	教材制作	模擬授業発表	
10/29	午後	教材作成	教材制作	模擬授業発表	
10/30	午前 1	食文化・料理	料理	シト作成	
10/30	午前 2	教材作成	教材制作	模擬授業準備（各）	
10/30	午後	教材作成	模擬授業	中間発表 1 回目	
10/31	午前	信仰・儀礼	信仰	コタンノミ参加	
10/31	午後	信仰・儀礼	信仰	コタンノミ参加	
11/1	午前	教材作成	教材制作	模擬授業	

11/1	午後	信仰・儀礼	信仰	オメカプ、コタンノミ道具片付け	
11/3	午前	一般教養	※歴史	歴史講演会「東北の歴史からアイヌ北海道を見る」	開拓記念館
11/3	午後	一般教養	※歴史	歴史講演会「東北の歴史からアイヌ北海道を見る」	開拓記念館
11/4	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
11/4	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
11/5	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
11/5	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
11/6	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
11/6	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」演目練習（各自）	
11/7	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンロー出場	北海道大学
11/7	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンロー出場	北海道大学
11/8	午前	一般教養	※歴史	歴史講演会「小氷期（Little Ice Age）の中のアイヌ」	開拓記念館
11/8	午後	一般教養	※歴史	歴史講演会「小氷期（Little Ice Age）の中のアイヌ」	開拓記念館
11/12	午前	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」反省会（記録ビデオ観賞）	
11/12	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸「イタカンロー」反省会（記録ビデオ観賞）	
11/13	午前	教材作成	模擬授業	中間 2 回目	

11/13	午後	アイヌ語	※アイヌ語	「交易をめぐるアイヌ口承文芸と交易のコトバ」	
11/14	午前	食文化・料理	植物利用	「ナギナタコウジュ」採取・保存・利用	
11/14	午後	芸能・舞踊	※身体技法	芸能	
11/17	午前	食文化・料理	植物利用	「ナギナタコウジュ」採取・処理	白老町
11/17	午後 1	食文化・料理	植物利用	「ナギナタコウジュ」採取・処理	白老町
11/17	午後 2	アイヌ語	アイヌ語	「交易をめぐるアイヌ口承文芸と交易のコトバ」	
11/18	午前	アイヌ語	アイヌ語	「アイヌの歴史と物語世界」から中川裕氏	
11/18	午後	アイヌ語	アイヌ語	「アイヌの歴史と物語世界」から佐々木利和氏	
11/19	午前	アイヌ語	アイヌ語	「日本昔話通観・虎杖丸」あらすじ	
11/19	午後	アイヌ語	アイヌ語	「知里真志保著作集 3 ユーカラの人々」	
11/20	午前	アイヌ語	アイヌ語	「知里真志保著作集 3 ユーカラの人々」	
11/20	午後	動植物利用・工芸	工芸・植物利用	講座「アイヌ民具講座」（矢筒、刀身、鞘、柄鍔等）	
11/21	午前	自然観察	植物利用	講義「アイヌの植物利用」	
11/21	午後	自然観察	植物関連講座	口承文芸「イヌエンジュの神に助けられた娘の話」	ポロト湖畔
11/24	午前	信仰・儀礼	信仰	チセコチエノミ参加	ポロト湖畔
11/24	午後	アイヌ語	アイヌ語	アイヌの歴史と物語世界「ユーカラの歴史性を考える」等	
11/25	午前	食文化・料理	料理	ラタシケプ、粥、オハウ、チタタプ等	

11/25	午後 1	食文化・料理	料理	ラタシケプ、粥、オハウ、チタタプ等	
11/25	午後 2	教材作成	※教材基礎	模擬授業中間 1 回目	
11/26	午前	アイヌ語	アイヌ語	アイヌの歴史と物語世界	
11/26	午後	アイヌ語	アイヌ語	口承文芸の実演練習	
11/27	午前	自然観察	植物関連講座	植物のアイヌ語名について	ポロト湖畔
11/27	午後	自然観察	植物関連講座	口承文芸「イヌエンジュの神に助けられた娘の話」	
11/28	午前	一般教養	※工芸	民具・歴史　幕別町考古歴史館	幕別町
11/28	午後	芸能・舞踊	芸能	アイヌ文化祭見学	幕別町
11/29	午前	一般教養	※工芸	民具・歴史　帯広百年記念館見学	帯広百年記念館
11/29	午後	一般教養	※工芸	民具・歴史　帯広百年記念館見学	帯広百年記念館
12/1	午前	教材作成	教材制作	模擬授業	
12/1	午後	教材作成	教材制作	模擬授業	
12/2	午前	教材作成	教材制作	模擬授業	
12/2	午後	教材作成	教材制作	オオウバユリのムービー編集（録音）	
12/3	午前	教材作成	教材制作	オオウバユリのムービー編集	
12/3	午後	教材作成	教材制作	オオウバユリのムービー編集	
12/6	午前	一般教養	※	シンポジウム「アイヌ民族と博物館の共同に向けて」参加	北海道大学
12/6	午後	一般教養	※	シンポジウム「アイヌ民族と博物館の共同に向けて」参加	北海道大学
12/7	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
12/7	午前 2	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　イラクサ採集	白老町
12/7	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　イラクサ採集	

12/8	午前	アイヌ語	アイヌ語	「交易をめぐるアイヌ口承文芸と交易のコトバ」	
12/8	午後	アイヌ語	アイヌ語	「交易をめぐるアイヌ口承文芸と交易のコトバ」	
12/9	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　イラクサ採集	
12/9	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　イラクサ採集	
12/10	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　イラクサ採集	
12/10	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　イラクサ採集	
12/11	午前	教材作成	教材制作	オオウバユリのムービー編集	
12/11	午後	教材作成	教材制作	模擬授業中間 2	
12/15	午前	アイヌ語	アイヌ語	「交易をめぐるアイヌ口承文芸と交易のコトバ」	
12/15	午後	アイヌ語	アイヌ語	「交易をめぐるアイヌ口承文芸と交易のコトバ」	
12/16	午前	動植物利用・工芸	植物関連講座	アイヌ有用植物を使ったクラフト	
12/16	午後	動植物利用・工芸	植物関連講座	アイヌ有用植物を使ったクラフト	
12/17	午前	自然観察	植物関連講座	植物のアイヌ語名	
12/17	午後	自然観察	植物関連講座	口承文芸「イヌエンジュの神に助けられた娘の話」	
12/18	午前	アイヌ語	アイヌ語	ユカラ（砂澤クラ）	
12/18	午後	アイヌ語	アイヌ語	「交易をめぐるアイヌ口承文芸と交易のコトバ」歴史議論	
12/19	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（春採）	
12/19	午後	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（春採）	
12/20	午前	一般教養	※	シンポジウム「アイヌ民族政策のこれから」	北海道大学

12/20	午後	一般教養	※	シンポジウム「アイヌ民族政策のこれから」	北海道大学
12/23	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「チシポ」制作	
12/23	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「チシポ」制作	
12/24	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「チシポ」制作	
12/24	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸「チシポ」制作	
12/25	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート金田一京助全集 14(鍋沢ワカルパ)	
12/25	午後	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート金田一京助全集 14(鍋沢ワカルパ)	
12/26	午前	教材作成	教材制作	オオウバユリのムービー編集直し	
12/26	午後	教材作成	教材制作	オオウバユリのムービー編集直し	
12/27	午前	教材作成	教材制作	模擬授業	
12/27	午後	教材作成	教材制作	模擬授業	
12/28	午前	自主研修	※	自主研修	
12/28	午後	自主研修	※	自主研修	
2010 年					
1/6	午前	信仰・儀礼	信仰	アシリパ・チュプカムイノミ参加	
1/6	午後	教材作成	教材制作	模擬授業 2 月実施テーマ発表	
1/7	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート～（春採　マレウレウ）	
1/7	午後	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（芦別ユカラ）	
1/8	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート～（春採　マレウレウ）	
1/8	午後	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（芦別ユカラ）	
1/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート～（春採　マレウレウ）	
1/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート～（春採　マレウレウ）	

1/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	顔の各部位アイヌ語名称「ふくわらい」	
1/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	「すごろく」でアイヌ語講座	
1/12	午前	動植物利用・工芸	工芸	「チェプケレ　ヌイトカラ」(縫糸)	
1/12	午後	動植物利用・工芸	工芸	「チェプケレ　ヌイトカラ」(縫糸)	
1/13	午前	動植物利用・工芸	工芸	「チェプケレ　ヌイトカラ」（糸作り・靴紐作り）	
1/13	午後	動植物利用・工芸	工芸	「チェプケレ　ヌイトカラ」（糸作り・靴紐作り）	
1/14	午前	動植物利用・工芸	工芸	「チェプケレ　カラ」（型紙作り・模型作り）	
1/14	午後	動植物利用・工芸	工芸	「チェプケレ　カラ」（型紙作り・模型作り）	
1/15	午前	動植物利用・工芸	工芸	「チェプケレカラ」（靴作り）	
1/15	午後	動植物利用・工芸	工芸	「チェプケレカラ」（靴作り）	
1/16	午前	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ伝統音楽「ヘチリ」、知里真志保著作集 2	
1/16	午後	アイヌ語	アイヌ語	かるた、歌でアイヌ語基礎単語学習	
1/17	午前	教材作成	教材作成	模擬授業中間発表 2 回目	
1/17	午後	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ伝統音楽「白老のウポポ」	
1/19	午前	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」（基礎学習）	
1/19	午後	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」（基礎学習）	
1/20	午前	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」（断面図と平面図）	
1/20	午後	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」（断面図と平面図）	
1/21	午前	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」	
1/21	午後	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」	
1/22	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（芦別のユカラ）	

1/22	午後	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（旭川のオイナ）	
1/23	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（旭川のオイナ）	
1/23	午後	アイヌ語	アイヌ語	「かるた」で覚えるアイヌ語単語と文章、ウポポ	
1/25	午前	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ」図面等作成（各自）	
1/25	午後	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ」図面等作成（各自）	
1/26	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（旭川のオイナ）	
1/26	午後	アイヌ語	アイヌ語	沙流方言のカムイユカラ	
1/27	午前	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ」図面作成（各自）	
1/27	午後	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ」図面作成（各自）	
1/28	午前	芸能・舞踊	芸能	「トンコリ演奏」調弦等	
1/28	午後	芸能・舞踊	芸能	「トンコリ演奏」調弦等	
1/29	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（旭川のオイナ）	
1/29	午後	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ」作成（各自）	
1/30	午前	アイヌ語	アイヌ語	沙流方言のカムイユカラ	
1/30	午後	アイヌ語	アイヌ語	「かるた」で覚えるアイヌ語単語と文章、ウポポ	
2/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
2/1	午前 2	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」（断面図と平面図）	
2/1	午後	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」（断面図と平面図）	
2/2	午前	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」（断面図と平面図）	

2/2	午後	一般教養	民具講座	「実測図の取り方」（断面図と平面図）	
2/4	午前	自然観察	※共通	植物観察	
2/4	午後	自然観察	※共通	植物観察	
2/5	午前	教材作成	教材制作	模擬授業中間 3 回目	
2/5	午後	教材作成	教材制作	模擬授業中間 3 回目	
2/6	午前	芸能・舞踊	芸能	「トンコリ演奏」調弦等	
2/6	午後	アイヌ語	アイヌ語	ウポポのアイヌ語、アイヌ語の応用文	
2/9	午前	芸能・舞踊	芸能	「トンコリ演奏」調弦等	
2/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（旭川のオイナ）	
2/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	金田一ノート（旭川のオイナ）	
2/10	午後	芸能・舞踊	芸能	「トンコリ演奏」調弦、演奏等（西平ウメ氏）	
2/12	午前	教材作成	教材制作	模擬授業準備（各自）	
2/12	午後	教材作成	教材制作	模擬授業準備（各自）	
2/13	午前	教材作成	教材制作	模擬授業	
2/13	午後	教材作成	教材制作	模擬授業	
2/14	午前	教材作成	教材制作	模擬授業	
2/14	午後	教材作成	教材制作	模擬授業	
2/17	午前	動植物利用・工芸	工芸	トンコリ、ニマ、エムシシリカ制作	
2/17	午後	動植物利用・工芸	工芸	トンコリ、ニマ、エムシシリカ制作	
2/18	午前	動植物利用・工芸	工芸	トンコリ、ニマ、エムシシリカ制作	
2/18	午後	動植物利用・工芸	工芸	トンコリ、ニマ、エムシシリカ制作	
2/19	午前	動植物利用・工芸	工芸	トンコリ、ニマ、エムシシリカ制作	
2/19	午後	動植物利用・工芸	工芸	トンコリ、ニマ、エムシシリカ制作	
2/22	午前	自主研修	自主研修	芸能、アイヌ語他各自	
2/22	午後	自主研修	自主研修	芸能、アイヌ語他各自	

2/24	午前	アイヌ語	アイヌ語	萱野「カムイユカラ kasusun kasusun」	
2/24	午後	芸能・舞踊	芸能	「トンコリ演奏」調弦、演奏等	
2/25	午前	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
2/25	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
2/26	午前	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
2/26	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
3/1	午前 2	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/1	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/2	午前	自然観察	植物関連講座	「植物のアイヌ語名　アクセントと音の構成」	
3/2	午後	自然観察	植物関連講座	「エゾニワトコ等」、植物調査（計画案作り）	
3/3	午前	自然観察	植物関連講座	口承文芸から植物関連聞き取り（川上まつこ）	
3/3	午後	自然観察	植物関連講座	口承文芸から植物関連聞き取り（各自の植物）	
3/4	午前	自然観察	植物関連講座	「植物観察会」　萩野里の樹木を中心に見学	白老町
3/4	午後	自然観察	植物関連講座	口承文芸「イヌエンジュの神に助けられた娘の話」	

3/5	午前	アイヌ語	アイヌ語	萱野茂「カムイユカラ kasusun kasusun」	
3/5	午後	芸能・舞踊	芸能	トンコリ演奏、調弦等	
3/6	午前	アイヌ語	アイヌ語	萱野茂「カムイユカラ kasusun kasusun」	
3/6	午後	一般教養	歴史講座	「北海道観光・イメージの形成史を考える」	
3/9	午前	動植物利用・工芸	植物関連講座	「イタヤカエデとシラカバの樹液」	白老町
3/9	午後	動植物利用・工芸	植物関連講座	「イタヤカエデとシラカバの樹液」	白老町
3/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	萱野茂「カムイユカラ kasusun kasusun」	
3/10	午後	芸能・舞踊	芸能	トンコリ演奏、調弦等	
3/11	午前	動植物利用・工芸	植物関連講座	「イタヤカエデとシラカバの樹液」	
3/11	午後	動植物利用・工芸	植物関連講座	「イタヤカエデとシラカバの樹液」	
3/12	午前	食文化・料理	料理講座	「イタヤカエデ」えご飯を炊く	
3/12	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/13	午前	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/13	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/16	午前	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/16	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	

3/17	午前	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/17	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/18	午前	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/18	午後 1	会議・振り返り	面談	（機構職員）	
3/18	午後 2	教材作成	※共通	5 月の植物観察会計画（模擬授業）	
3/19	午前	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ等」制作	
3/19	午後	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ等」制作	
3/20	午前	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ等」制作	
3/20	午後	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、ニマ、エムシシリカ等」制作	
3/23	午前	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/23	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/24	午前	アイヌ語	アイヌ語	萱野茂「カムイユカラ kasusun kasusun」	
3/24	午後	教材作成	教材制作	5 月植物観察会公開模擬授業計画	
3/25	午前	アイヌ語	アイヌ語	萱野茂「カムイユカラ kasusun kasusun」	
3/25	午後	教材作成	教材作成	模擬授業内容の教材化　ムービー編集	
3/26	午前	アイヌ語	アイヌ語	萱野茂「カムイユカラ kasusun kasusun」	

3/26	午後	アイヌ語	アイヌ語	民具のアイヌ語名	
3/27	午前	動植物利用・工芸	植物関連講座	「イタヤカエデとシラカバの樹液」	白老町
3/27	午後	動植物利用・工芸	植物関連講座	「イタヤカエデとシラカバの樹液」、植物の年間利用について	
3/30	午前	動植物利用・工芸	植物関連講座	「イタヤカエデとシラカバの樹液」（キハダを浸ける）	白老町
3/30	午後	教材作成	教材制作	模擬授業ムービー　発表会	
3/31	午前	教材作成	教材制作	模擬授業ムービー　発表会、座談会	
3/31	午後	会議・振り返り	※	2009 年度のまとめ座談会（研修の自己評価、今後の活動等）、掃除等	

＜2010 年度＞

年月	時間	分類	研修科目	テーマ・内容	実施場所
2010 年					
4/1	午前	信仰・儀礼	信仰	チュプカムイノミ	
4/1	午後	芸能・舞踊	芸能	イヨマンテリムセ・サロルンチカプリムセ	
4/2	午前	芸能・舞踊	芸能	イヨマンテリムセ・サロルンチカプリムセ・ハンチカプリムセ	
4/2	午後	芸能・舞踊	芸能	イヨマンテリムセ・サロルンチカプリムセ・ハンチカプリムセ	
4/3	午前	芸能・舞踊	芸能	イヨマンテリムセ・サロルンチカプリムセ・ハンチカプリムセ	
4/3	午後	芸能・舞踊	芸能	イヨマンテリムセ・サロルンチカプリムセ・ハンチカプリムセ	
4/4	午前	教材作成	教材開発	5 月公開模擬授業準備（植物等下見調査）	ポロト自然休養林
4/4	午後	教材作成	教材開発	5 月公開模擬授業準備（企画検討）	
4/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	※	
4/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	※	
4/10	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　ツルウメモドキ採集	白老町
4/10	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　ツルウメモドキ処理	
4/11	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　ツルウメモドキ処理	
4/11	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　ツルウメモドキ処理	
4/13	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　ツルウメモドキ処理	
4/13	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材　ツルウメモドキ処理	
4/14	午前	自然観察	植物講座	植物利用	
4/14	午後	自然観察	植物観察会	ビジターセンター～2 コース（高速側、キャンプ場側）	ポロト自然休養林
4/15	午前	アイヌ語	アイヌ語	四宅ヤエ聞き起こし	

4/15	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門	
4/16	午前	食文化・料理	※料理	peneimo を iyuta	
4/16	午後	アイヌ語	アイヌ語	四宅ヤエ聞き起こし	
4/17	午前	信仰・儀礼	信仰	酒の仕込み	
4/17	午後	教材作成	教材開発	5 月植物公開模擬授業の準備	
4/19	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸（まな板・トンコリ・emus）	
4/19	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸（まな板・トンコリ・emus）	
4/20	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸（まな板・トンコリ・emus）	
4/20	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸（まな板・トンコリ・emus）	
4/21	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸（まな板・トンコリ・emus）	
4/21	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸（まな板・トンコリ・emus）	
4/22	午前	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門	
4/22	午後	信仰・儀礼	信仰	酒濾し、シト作り	
4/23	午前	信仰・儀礼	信仰	チセノミ参加（iyomare）	
4/23	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門	
4/24	午前	自然観察	植物関連講座	ウトナイの自然観察会	苫小牧市ウトナイサンクチュアリ
4/24	午後	自然観察	植物関連講座	ウトナイの自然観察会	苫小牧市ウトナイサンクチュアリ
4/27	午前	教材作成	植物関連講座	植物観察（模擬授業準備）	白老町
4/27	午後	教材作成	植物関連講座	植物観察（模擬授業準備）	白老町
4/28	午前	教材作成	教材開発	公開模擬授業準備（植物）	白老町
4/28	午後	教材作成	教材開発	公開模擬授業準備（植物）	白老町
4/29	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門解説 5・6」	

4/29	午後	アイヌ語	アイヌ語	「散文説話」山本スミ氏（帯広）の聞き取り	
4/30	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門解説 7・8」	
4/30	午後	アイヌ語	アイヌ語	「散文説話」山季スミ氏（帯広）の聞き取り	
5/1	午前	信仰・儀礼	信仰	コタンノミ参加	
5/1	午後	信仰・儀礼	信仰	コタンノミ祭具の手入れ	
5/2	午前	教材作成	教材開発	模擬授業ムービー視聴会	
5/2	午後 1	信仰・儀礼	※精神文化	オメカプ	
5/2	午後 2	教材作成	教材開発	公開模擬授業「植物観察」準備	
5/7	午前	教材作成	教材開発	公開模擬授業準備（植物）	
5/7	午後	教材作成	教材開発	公開模擬授業準備（植物）	
5/8	午前	信仰・儀礼	※精神文化	知里幸恵銀のしずく記念館地鎮祭、ahunrupar	登別市
5/8	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門	
5/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門～10	
5/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門～10	
5/11	午前	動植物利用・工芸	工芸	まな板・tonkori・emus	
5/11	午後	動植物利用・工芸	工芸	まな板・tonkori・emus	
5/12	午前	動植物利用・工芸	工芸	まな板・tonkori・emus	
5/12	午後	動植物利用・工芸	工芸	まな板・tonkori・emus	
5/13	午前	アイヌ語	アイヌ語	パソコンでアイヌ語電子辞書作成	
5/13	午後	アイヌ語	アイヌ語	パソコンでアイヌ語電子辞書作成	
5/14	午前	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門～11	
5/14	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門～11	
5/18	午前	教材作成	植物観察会	模擬授業の練習	ポロト自然休養林
5/18	午後	教材作成	植物観察会	模擬授業の練習	ポロト自然休養林

5/19	午前	教材作成	教材開発	公開模擬授業準備	
5/19	午後	教材作成	教材開発	公開模擬授業準備	
5/20	午前	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門 12	
5/20	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門 12	
5/21	午前	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門 13	
5/21	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門 13	
5/22	午前	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
5/22	午後	教材作成	※教材基礎	公開模擬授業	
5/23	午前	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
5/23	午後	教材作成	教材開発	公開模擬授業	
5/26	午前	自然観察	植物観察	鳥類調査の仕方	
5/26	午後	自然観察	植物観察	鳥類調査の仕方	
5/27	午前	アイヌ語	アイヌ語	更科源蔵ノート閲覧（弟子屈資料館）	弟子屈町図書館
5/27	午後	アイヌ語	アイヌ語	更科源蔵ノート閲覧（弟子屈資料館）	弟子屈町図書館
5/28	午前	アイヌ語	アイヌ語	更科源蔵ノート閲覧（阿寒オンネチセ）	弟子屈町図書館
5/28	午後	アイヌ語	アイヌ語	更科源蔵ノート閲覧（阿寒オンネチセ）	釧路市阿寒町
5/29	午前	アイヌ語	アイヌ語	更科源蔵ノート閲覧（白老帰宅）	釧路市阿寒町
6/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
6/1	午前 2	自然観察	植物関連講座	「シナノキとオヒョウ」	白老町
6/1	午後	自然観察	植物関連講座	「シナノキとオヒョウ」	白老町
6/2	午前	自然観察	植物関連講座	「湿原の植物観察会」植物関連講座	白老町

6/2	午後	自然観察	自然関連講座	「アイヌ民族と野鳥」	
6/3	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門 15・16」	
6/3	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
6/4	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門 15・16」	
6/4	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
6/8	午前	教材作成	教材開発	模擬授業中間 2 回目（2 名）	
6/8	午後	教材作成	教材開発	模擬授業中間 2 回目（3 名）	
6/9	午前	動植物利用・工芸	植物関連講座	「シナノキの処理」準備	
6/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
6/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門 15・16」	
6/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	関連講座聴講「博物館連絡協議会研修講座」	
6/11	午前	動植物利用・工芸	植物関連	記録映画視聴「織る」	
6/11	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
6/14	午前	動植物利用・工芸	植物利用	「シナノキ皮剥ぎ」	白老町
6/14	午後	動植物利用・工芸	植物利用	「シナノキ皮剥ぎ」	白老町
6/15	午前	動植物利用・工芸	植物利用	「シナノキ皮煮処理」	
6/15	午後	動植物利用・工芸	植物利用	「シナノキ皮煮処理」	
6/16	午前	動植物利用・工芸	植物利用	「シナノキ皮洗い、乾燥等処理」	
6/16	午後	動植物利用・工芸	植物利用	「シナノキ皮洗い、乾燥等処理」	
6/17	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門 15・16」	
6/17	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）	
6/18	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門 15・16」	
6/18	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）	
6/19	午前	信仰・儀礼	精神文化講座	「対雁慰霊祭」参加	江別市

6/19	午後	信仰・儀礼	精神文化講座	「対雁慰霊祭」参加	江別市
6/22	午前	動植物利用・工芸	工芸	※	
6/22	午後	動植物利用・工芸	工芸	※	
6/23	午前	動植物利用・工芸	工芸	※	
6/23	午後	動植物利用・工芸	工芸	※	
6/24	午前	教材作成	教材開発	模擬授業中間 3 回目（2 名）	
6/24	午後	教材作成	教材開発	模擬授業中間 3 回目（3 名）	
6/25	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門 15・16」	
6/25	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説語（山本スミ氏）」	
6/29	午前	自然観察	植物関連講座	「植物観察会」	白老町
6/29	午後	自然観察	植物関連講座	「植物観察会」	白老町
6/30	午前	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
6/30	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
7/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
7/1	午前 2	教材作成	※教材基礎	模擬授業	
7/1	午後	教材作成	教材開発	模擬授業	
7/2	午前	教材作成	教材開発	模擬授業	
7/2	午後 1	教材作成	教材開発	模擬授業	
7/2	午後 2	一般教養	※歴史	北大講演会「ミトコンドリア DNA からみたアイヌ」	北海道大学
7/5	午前	食文化・料理	植物関連講座	「オオウバユリ採取」	白老町
7/5	午後	食文化・料理	植物関連講座	「オオウバユリ採取」	白老町
7/6	午前	食文化・料理	植物関連講座	「オオウバユリ処理」	

7/6	午後	食文化・料理	植物関連講座	「オオウバユリ洗って、杵で搗いてザルで漉す」	
7/7	午前	食文化・料理	植物関連講座	「オオウバユリ処理」	
7/7	午後	食文化・料理	植物関連講座	「ザルで漉したものの水を取り換える、hicisi を杵でつぶして」	
7/8	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」	
7/8	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
7/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」	
7/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
7/12	午前	一般教養	歴史講座	「副読本を読む」	
7/12	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
7/13	午前	自然観察	※共通	野鳥観察	ポロト湖畔
7/13	午後	自然観察	植物関連講座	「アイヌ民族と野鳥」	
7/14	午前	動植物利用・工芸	植物関連講座	「シナノキの処理と糸づくり」	苫小牧市
7/14	午後	動植物利用・工芸	植物関連講座	「シナノキの処理と糸づくり」	苫小牧市
7/15	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」	
7/15	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
7/16	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」	
7/16	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
7/19	午前	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、エムシ等の製作」	
7/19	午後	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、エムシ等の製作」	
7/20	午前	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、エムシ等の製作」	
7/20	午後	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、エムシ等の製作」	
7/21	午前	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、エムシ等の製作」	
7/21	午後	動植物利用・工芸	工芸	「トンコリ、エムシ等の製作」	

7/22	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」	
7/22	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
7/23	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」	
7/23	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
7/27	午前	自然観察	※共通	植物観察会	ポロト湖畔
7/27	午後	自然観察	自然関連講座	「アイヌ民族と野鳥」	
7/28	午前	一般教養	※歴史	教職員研修講座聴講「歴史」	
7/28	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
7/29	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」	
7/29	午後	アイヌ語	アイヌ語	「tuitak 散文説話（山本スミ氏）」	
7/30	午前	食文化・料理	植物関連講座	「オオウバユリ onturep 処理・乾燥保存」	
7/30	午後	一般教養	※	教職員研修講座聴講	
7/31	午前	動植物利用・工芸	※工芸	アイヌ民具関連講座「アイヌ工芸品展とミュージアムトーク」	小樽市博物館
7/31	午後	動植物利用・工芸	※工芸	アイヌ民具関連講座「アイヌ工芸品展とミュージアムトーク」	小樽市博物館
8/1	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	チュプカムイノミ	
8/1	午前 2	教材作成	※教材基礎	模擬授業中間発表	
8/1	午後	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表	
8/3	午前	教材作成	教材開発	模擬授業中聞発表	
8/3	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
8/4	午前	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
8/4	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
8/5	午前	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門練習問題	
8/5	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門練習問題	
8/6	午前	教材作成	教材開発	公開模擬授業	
8/6	午後	教材作成	教材開発	公開模擬授業	

8/7	午前	教材作成	教材開発	公開模擬授業	
8/7	午後	教材作成	教材開発	公開模擬授業	
8/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」練習問題	
8/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」練習問題・アイヌ民族歴史と現在	
8/11	午前	アイヌ語	アイヌ語	「早稲田アイヌ語入門」練習問題・アイヌ民族歴史と現在	
8/11	午後	信仰・儀礼	信仰	料理「酒仕込み」	
8/16	午前	信仰・儀礼	信仰	料理「シト作り」（2 種類のシトをつくる）	
8/16	午後	信仰・儀礼	信仰	酒濾し（3 種類の酒漉しをして試飲する）	
8/17	午前	信仰・儀礼	信仰	シリカプの送り儀礼、シンヌラッパ	
8/17	午後	信仰・儀礼	信仰	シンヌラッパ	
8/18	午前	自然観察	植物観察会	樽前山登頂	苫小牧市
8/18	午後	自然観察	植物観察会	樽前山登頂	苫小牧市
8/19	午前	アイヌ語	アイヌ語	有声音と無声音の違い	
8/19	午後	アイヌ語	アイヌ語	早稲田アイヌ語入門練習問題 17	
8/20	午前	アイヌ語	アイヌ語	北大のテスト	
8/20	午後	アイヌ語	アイヌ語	栃木政吉さんの英雄詞曲	
8/23	午前	動植物利用・工芸	工芸	アットゥシ織機製作　ヘラ作り	
8/23	午後	動植物利用・工芸	工芸	アットゥシ織機製作　ヘラ作り	
8/24	午前	動植物利用・工芸	工芸	アットゥシ織機製作　オサ作り	
8/24	午後	動植物利用・工芸	工芸	アットゥシ織機製作　オサ作り	
8/25	午前	アイヌ語	アイヌ語	歴史	
8/25	午後	アイヌ語	アイヌ語	霊送りについて、早稲田	
8/26	午前	アイヌ語	アイヌ語	栃木さん英雄叙事詩	
8/26	午後	アイヌ語	アイヌ語	凍ったミカン	
8/27	午前	教材作成	教授法	言語演習 1「韓国語」	

8/27	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材、樹の皮処理	
8/30	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材、樹の皮処理	
8/30	午後	一般教養	人権	「台湾先住民族の取り組み」	
8/31	午前	自然観察	自然関連講座	「アイヌと野鳥」	
8/31	午後	自然観察	植物関連講座	「イヌエンジュの神に助けられた娘」	
9/1	午前	一般教養	歴史講座	「アイヌ民族、歴史と現在」p24～p26 植物利用　工芸素材	
9/1	午後	アイヌ語	アイヌ語	「アコロイタク」P134～	
9/2	午前	アイヌ語	アイヌ語	歴史の副読本を読む・栃木政吉さんの yukar 聞き取り	
9/2	午後	アイヌ語	アイヌ語	栃木政吉さんの yukar 聞き取り・akoritak	
9/3	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
9/3	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
9/4	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
9/4	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
9/7	午前	動植物利用・工芸	植物利用	「ガマ刈り」	札幌市
9/7	午後	動植物利用・工芸	植物利用	「ガマ刈り」	札幌市
9/8	午前	動植物利用・工芸	植物利用	「ガマ処理」	
9/8	午後	動植物利用・工芸	植物利用	「ガマ処理」	
9/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの原稿を作る	
9/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの原稿を作る	

9/10	午前	信仰・儀礼	信仰儀礼講座	「pet kamuynomi」	白老町
9/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの原稿を作る	
9/13	午前	動植物利用・工芸	工芸	attuskar の工具作り	
9/13	午後	動植物利用・工芸	工芸	attuskar の工具作り	
9/14	午前	動植物利用・工芸	工芸	attuskar の工具作り	
9/14	午後	動植物利用・工芸	工芸	attuskar の工具作り	
9/15	午前	自然観察	動物利用	「鳥」について調べ学習発表	
9/15	午後	自然観察	植物関連講座	イヌエンジュの話の訳	
9/16	午前 1	食文化・料理	食関連	酒漉し	
9/16	午前 2	アイヌ語	アイヌ語	「アイヌ民族歴史と現在」	
9/16	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンロー原稿のアイヌ語訳	
9/17	午前	信仰・儀礼	精神文化講座	儀礼参加「知里幸恵記念館」新築の祈り	登別市
9/17	午後	信仰・儀礼	精神文化講座	儀礼参加「知里幸恵記念館」新築の祈り	登別市
9/21	午前	自然観察	植物観察会	「ポロトの森の自然観察」	ポロト湖畔
9/21	午後	自然観察	植物関連講座	「イヌエンジュの神に助けられた娘の話」織田ステノさん	
9/22	午前	食文化・料理	植物関連講座	ヒシの実採取	白老町
9/22	午後	一般教養	歴史講座	副読本を読む	
9/23	午前	信仰・儀礼	精神文化講座	儀礼見学「シャクシャイン法要祭」	新ひだか町
9/23	午後	信仰・儀礼	精神文化講座	儀礼見学「シャクシャイン法要祭」	新ひだか町
9/24	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの準備	
9/24	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの準備	

9/25	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの準備	
9/25	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの準備	
9/28	午前	動植物利用・工芸	工芸	「チセについて」	
9/28	午後	教材作成	教材開発	模擬授業の準備	
9/29	午前	アイヌ語	アイヌ語	栃木政吉さんの英雄詞曲の続き	
9/29	午後	アイヌ語	アイヌ語	栃木政吉さんの英雄詞曲の続き	
9/30	午前	アイヌ語	アイヌ語	栃木政吉さんの英雄詞曲の続き	
9/30	午後	教材作成	教材開発	模擬授業中間 1 回目（テーマ:歴史）	
10/1	午前 1	信仰・儀礼	儀礼・信仰	「チュプカムイノミ」	
10/1	午前 2	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウ糸撚り attusu 用」	
10/1	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
10/4	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの原稿つくり	
10/4	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンローの原稿つくり	
10/5	午前	食文化・料理	植物利用	「ドングリ採取」	白老町
10/5	午後	食文化・料理	植物利用	「ドングリ採取とその処理」	白老町
10/6	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
10/6	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
10/10	午前	一般教養	※	シンポジウム「アイヌ政策の実現に向けて～現状報告とアイヌからの提言」	北海道大学
10/10	午後	一般教養	※	シンポジウム「アイヌ政策の実現に向けて～現状報告とアイヌからの提言」	北海道大学
10/11	午前	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
10/11	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
10/12	午前	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表 2 回目	

10/12	午後	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表 2 回目	
10/13	午前	自然観察	※共通	植物観察会	ポロトの森
10/13	午後	自然観察	※共通	植物観察会	ポロトの森
10/14	午前	アイヌ語	アイヌ語	栃木政吉ユカラ聞き起こし	
10/14	午後	アイヌ語	アイヌ語	栃木政吉ユカラ聞き起こし	
10/15	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
10/15	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
10/16	午前	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
10/16	午後	動植物利用・工芸	植物利用	工芸素材「オヒョウの糸撚り attus 用」	
10/19	午前	芸能・舞踊	芸能	トンコリの概要・トンコリ演奏	
10/19	午後	芸能・舞踊	芸能	トンコリの概要・トンコリ演奏	
10/20	午前	芸能・舞踊	芸能	アイヌ音楽の概要・発声法と歌	
10/20	午後	芸能・舞踊	芸能	アイヌ音楽の概要・発声法と歌	
10/21	午前	芸能・舞踊	芸能	歌・トンコリ演奏法	
10/21	午後	芸能・舞踊	芸能	歌・トンコリ演奏法	
10/22	午前	芸能・舞踊	芸能	まとめ	
10/22	午後	芸能・舞踊	芸能	まとめ	
10/24	午前	一般教養	※	シンポジウム「アイヌ政策の実現に向けて～海外からの提言」	アスティ 45
10/24	午後	一般教養	※	シンポジウム「アイヌ政策の実現に向けて～海外からの提言」	アスティ 45
10/25	午前	一般教養	人権講座	NHK 研修会参加	
10/25	午後	一般教養	人権講座	NHK 研修会参加	
10/26	午前	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」オヒョウ樹皮で作った糸で帯の機織り	

10/26	午後	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」オヒョウ樹皮で作った糸で帯の機織り	
10/27	午前	教材作成	植物関連講座	「野鳥とアイヌ文化プログラム作成」	
10/27	午後	教材作成	植物関連講座	「野鳥とアイヌ文化プログラム発表」	
10/28	午前	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンロー準備」各自イタカンローに向けての練習	
10/28	午後	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンロー準備」各自イタカンローに向けての練習	
10/30	午前	一般教養	※	アイヌ文化フェスティバル in SAPPORO	札幌共済ホール
10/30	午後	一般教養	※	アイヌ文化フェスティバル in SAPPORO	札幌共済ホール
10/31	午前	一般教養	※	札幌大学ウレシパフェスタ	札幌大学
10/31	午後	一般教養	※	札幌大学ウレシパフェスタ	札幌大学
11/1	午前 1	信仰・儀礼	儀礼・信仰	cupkamuynomi	
11/1	午前 2	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」	
11/1	午後	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」	
11/2	午前	自然観察	自然関連講座	「野鳥観察」	ポロトの森
11/2	午後	自然観察	自然関連講座	「アイヌ民族と野鳥」	
11/3	午前	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンロー準備」	
11/3	午後	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンロー準備」	
11/4	午前	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンロー準備」	
11/4	午後	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンロー準備」	
11/5	午前	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンロー準備　発表練習」	
11/5	午後	アイヌ語	アイヌ語	「イタカンロー準備　発表練習」	

11/6	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンロー出場	北海道大学
11/6	午後	アイヌ語	アイヌ語	イタカンロー出場	北海道大学
11/9	午前	自然観察	自然関連講座	「植物データ整理」川上まつ子（NO34645）	
11/9	午後	自然観察	自然関連講座	「植物データ整理」川上まつ子（NO34645）	
11/10	午前	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」	
11/10	午後	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」	
11/11	午前	アイヌ語	アイヌ語	イタカンロー映像鑑賞	
11/11	午後	アイヌ語	アイヌ語	叙事詩について	
11/13	午前	一般教養	※	シンポジウム「人類学とアイヌ研究～日常としてのフィールドワーク」	北海道大学
11/13	午後	一般教養	※	シンポジウム「人類学とアイヌ研究～日常としてのフィールドワーク」	北海道大学
11/16	午前	食文化・料理	植物関連講座	「ドングリ処理」	
11/16	午後	食文化・料理	植物関連講座	「ドングリ処理」	
11/17	午前	食文化・料理	植物関連講座	「アハ堀り」	白老町
11/17	午後	食文化・料理	植物関連講座	「アハ堀り」	白老町
11/18	午前	アイヌ語	アイヌ語	クリスマスソングをアイヌ語で起こす授業	
11/18	午後	アイヌ語	アイヌ語	クリスマスソングをアイヌ語で起こす授業	
11/19	午前	食文化・料理	食文化講座	「鮭」「アハ」	
11/19	午後	食文化・料理	食文化講座	「鮭」「アハ」	
11/22	午前	信仰・儀礼	信仰・儀礼	「cip iwakte」	

11/22	午後	信仰・儀礼	信仰・儀礼	「cip iwakte」	
11/23	午前	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
11/23	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
11/24	午前	自然観察	自然関連講座	※	
11/24	午後	自然観察	自然関連講座	※	
11/25	午前	教材作成	教材開発	模擬授業テーマ「歴史」	
11/25	午後	教材作成	教材開発	模擬授業テーマ「歴史」	
11/26	午前	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」	
11/26	午後	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」	
11/29	午前	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」オヒョウ樹皮で作った糸で帯を機織りする続き	
11/29	午後	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」オヒョウ樹皮で作った糸で帯を機織りする続き	
11/30	午前	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」オヒョウ樹皮で作った糸で帯を機織りする続き	
11/30	午後	動植物利用・工芸	工芸	「attuskar」オヒョウ樹皮で作った糸で帯を機織りする続き	
12/1	午前	信仰・儀礼	儀礼・信仰	「cup kamuynomi」	
12/1	午後	動植物利用・工芸	衣服文化講座	「アイヌ衣服 4 種類のアイヌ語名、着物（ミニ）製作」	
12/2	午前	アイヌ語	アイヌ語	白老フェスティバル準備・練習	
12/2	午後	アイヌ語	アイヌ語	白老フェスティバル準備・練習	
12/3	午前	食文化・料理	食文化講座	「ドングリ」等　ドングリの加工（つぶして粉にして、水に浸すなど）	

12/3	午後	食文化・料理	食文化講座	「ドングリ」等　ドングリの加工（つぶして粉にして、水に浸すなど）	
12/6	午前	動植物利用・工芸	工芸	attuskar 続き（仕上げ）	
12/6	午後	動植物利用・工芸	工芸	attuskar 続き（仕上げ）	
12/7	午前	自然観察	自然関連講座	自然編卒業制作	
12/7	午後	自然観察	自然関連講座	川上まつ子（34645B）聞き取り（各自）	
12/8	午前	食文化・料理	食文化講座	「ドングリシト」等　ドングリ調理（ドングリ団子、かぼちゃラタシケプなど）	
12/8	午後	食文化・料理	食文化講座	「ドングリシト」等　ドングリ調理（ドングリ団子、かぼちゃラタシケプなど）	
12/9	午前	アイヌ語	アイヌ語	自習	
12/9	午後	アイヌ語	アイヌ語	織田ステノ氏 yukar 聞き起こし	
12/12	午前	一般教養	歴史	講座「幕末の日露国境交渉、その時現地では」	開拓記念館
12/12	午後	一般教養	歴史	講座「幕末の日露国境交渉、その時現地では」	開拓記念館
12/13	午前	動植物利用・工芸	工芸	講座「民具制作」sitopera 制作	
12/13	午後	動植物利用・工芸	工芸	講座「民具制作」sitopera 制作	
12/14	午前	動植物利用・工芸	工芸	講座「民具制作」sitopera 制作	
12/14	午後	動植物利用・工芸	工芸	講座「民具制作」sitopera 制作	
12/15	午前	自然観察	自然関連講座	川上まつこ氏の聞き起こし	
12/15	午後	自然観察	自然関連講座	自然編の卒業制作準備	

12/16	午前	アイヌ語	アイヌ語	フェスティバル準備	
12/16	午後	アイヌ語	アイヌ語	子供達と歌の練習	
12/17	午前	自然観察	自然素材処理	「イラクサ」採取・加工　poncise 前にて採取	
12/17	午後	自然観察	自然素材処理	「イラクサ」採取・加工　poncise 前にて採取	
12/20	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/20	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/21	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/21	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/22	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/22	午後	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ文化フェスティバル練習・準備	
12/23	午前	一般教養	※	アイヌ文化フェスティバル参加	白老コミュニティセンター
12/23	午後	一般教養	※	アイヌ文化フェスティバル参加	白老コミュニティセンター
12/25	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/25	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/26	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/26	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/27	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/27	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/28	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
12/28	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amip kar / emus kar」	
2011 年					
1/6	午前 1	信仰・儀礼	※精神文化	asirpanomi	

1/6	午前 2	アイヌ語	アイヌ語	織田ステノ氏 yukar 聞き起こし	
1/6	午後	アイヌ語	アイヌ語	織田ステノ氏 yukar 聞き起こし	
1/7	午前	アイヌ語	アイヌ語	織田ステノ氏 yukar 聞き起こし・実践	
1/7	午後	アイヌ語	アイヌ語	各自ムービーメーカーによる卒業制作	
1/8	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り） emus kar（刀作り）	
1/8	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り） emus kar（刀作り）	
1/9	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り） emus kar（刀作り）	
1/9	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り） emus kar（刀作り）	
1/10	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り） emus kar（刀作り）	
1/10	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り） emus kar（刀作り）	
1/12	午前	自然観察	自然関連講座	「イオル再生事業担い手育成講座自然編卒業制作」	
1/12	午後	自然観察	自然関連講座	「イオル再生事業担い手育成講座自然編卒業制作」	
1/13	午前	アイヌ語	アイヌ語	織田ステノ氏 yukar 聞き起こし	
1/13	午後	アイヌ語	アイヌ語	ムービーメーカーによる、アイヌ語卒業制作	
1/14	午前	動植物利用・工芸	民具講座	「民具資料の整理、調査」（実習：静内の資料等）	
1/14	午後	会議・振り返り	※	担い手育成講座について（反省、要望等）	

1/15	午前	動植物利用・工芸	※工芸	アイヌ文化普及啓発セミナー「建築学からみたアイヌの建築文化 : 小林孝二」	静内町公民館
1/15	午後	動植物利用・工芸	※工芸	アイヌ文化普及啓発セミナー「建築学からみたアイヌの建築文化 : 小林孝二」	静内町公民館
1/17	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　emus kar（刀作り）	
1/17	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　emus kar（刀作り）	
1/18	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　emus kar（刀作り）	
1/18	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　emus kar（刀作り）	
1/19	午前	自然観察	自然関連講座	「イオル再生事業担い手育成講座自然編卒業制作」	白老町
1/19	午後	自然観察	自然関連講座	「イオル再生事業担い手育成講座自然編卒業制作」	白老町
1/20	午前	アイヌ語	アイヌ語	各自ムービーメーカーによる、アイヌ語卒業制作	
1/20	午後	アイヌ語	アイヌ語	「金田一京助ノート書き起こし」	
1/21	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「鹿笛」鹿笛製作体験	
1/21	午後 1	動植物利用・工芸	工芸講座	「鹿笛」	
1/21	午後 2	教材作成	教材開発	模擬授業テーマ発表	
1/22	午前	一般教養	※	アイヌ文化祭（平取地方）	平取町中央公民館
1/22	午後	一般教養	※	アイヌ文化祭（平取地方）	平取町中央公民館
1/25	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「弓矢製作体験」	

1/25	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「弓矢製作体験」	
1/26	午前	自然観察	自然関連講座	「イオル再生事業担い手育成講座自然編卒業制作」	
1/26	午後	自然観察	自然関連講座	「イオル再生事業担い手育成講座自然編卒業制作」	
1/27	午前	アイヌ語	アイヌ語	「金田一京助ノート聞き起こし」	
1/27	午後	アイヌ語	アイヌ語	各自ムービーメーカーによる、アイヌ語卒業制作	
1/28	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　emus kar（刀作り）	
1/28	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　emus kar（刀作り）	
1/29	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　emus kar（刀作り）	
1/29	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　emus kar（刀作り）	
2/1	午前 1	信仰・儀礼	儀礼・信仰	「cupkamuynomi」	
2/1	午前 2	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/1	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/2	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/2	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/3	午前	アイヌ語	アイヌ語	「アクセント」	
2/3	午後	アイヌ語	アイヌ語	「白沢ナベ・小田イトアイヌ語会話」から千歳方言のアクセント	
2/4	午前	自然観察	自然関連講座	「卒業制作」	
2/4	午後	自然観察	自然関連講座	「卒業制作」	
2/5	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	

2/5	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/8	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/8	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/9	午前	自然観察	自然関連講座	「卒業制作」	
2/9	午後	自然観察	自然関連講座	「卒業制作」	
2/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	「白沢ナベ・小田イトアイヌ語会話」から千歳方言のアクセント	
2/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	「研修リポート作成」	
2/11	午前	教材作成	教材開発	模擬授業中間 1（15 分）	
2/11	午後	食文化・料理	食文化議座	「トウキビ・ヒエ　トノト」映像視聴・制作工程	
2/12	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/12	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/15	午前	自然観察	自然関連講座	「動物　ひぐま」	
2/15	午後	自然観察	自然関連講座	「動物　ひぐま」	
2/16	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/16	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/17	午前	食文化・料理	食関連	iuta（トウキビの薄皮取り）	
2/17	午後	アイヌ語	アイヌ語	アイヌ語会話練習	
2/18	午前	食文化・料理	食文化講座	「トウキビ酒、ヒエ酒造り」	
2/18	午後	食文化・料理	食文化講座	「トウキビ酒、ヒエ酒造り」	
2/19	午前	一般教養	歴史講座	展覧会「アイヌと境界」見学	北海道大学
2/19	午後	一般教養	歴史講座	講演会「サハリンアイヌの歴史と経験」	北海道大学
2/22	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	

2/22	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	amip kar（着物作り）　木彫	
2/23	午前	自然観察	自然関連講座	「卒業制作ムービーメーカーでテキスト作り」	
2/23	午後	自然観察	自然関連講座	「卒業制作ムービーメーカーでテキスト作り」	
2/24	午前	アイヌ語	アイヌ語	レポート作成	
2/24	午後	アイヌ語	アイヌ語	会話練習、金田一ノート	
2/25	午前	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表 2	
2/25	午後	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表 2	
2/26	午前	動植物利用・工芸	衣服文化講座	「カンナ イカラカラアシ ルウェタパンナ」見学	開拓記念館
2/26	午後	一般教養	歴史講座	「アイヌ絵を読む～誰が何のために描いたのか～」聴講	かでる 2・7
3/1	午前 1	信仰・儀礼	儀礼・信仰	cupkamuynomi	
3/1	午前 2	教材作成	教材作成	「体験交流事業プログラム案」	
3/1	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/2	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/2	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/3	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/3	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/4	午前	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
3/4	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
3/5	午前	自主研修	休み	（模擬授業準備）	
3/5	午後	自主研修	休み	（模擬授業準備）	
3/7	午前	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表 4（プレ授業）	
3/7	午後	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表 4（プレ授業）	
3/8	午前	会議・振り返り	※	担い手講座まとめ　研修レポート作成	

3/8	午後	会議・振り返り	※	担い手講座まとめ　研修レポート作成	
3/9	午前	会議・振り返り	※	担い手講座まとめ　研修レポート作成	
3/9	午後	会議・振り返り	※	担い手講座まとめ　研修レポート作成	
3/10	午前	アイヌ語	アイヌ語	レポート作成	
3/10	午後	アイヌ語	アイヌ語	会話練習、金田一ノート聞き起こし	
3/11	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/11	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/13	午前	一般教養	※歴史	フォーラム「松浦武四郎」	開拓記念館
3/13	午後	一般教養	※歴史	フォーラム「松浦武四郎」	開拓記念館
3/14	午前	アイヌ語	アイヌ語	「金田一ノート聞き起こし」	
3/14	午後	アイヌ語	アイヌ語	「金田一ノート聞き起こし」	
3/15	午前	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表 4（プレ授業）	
3/15	午後	教材作成	教材開発	模擬授業中間発表 4（プレ授業）	
3/16	午前	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
3/16	午後	教材作成	教材開発	模擬授業準備	
3/17	午前	教材作成	教材開発	模擬授業	
3/17	午後	教材作成	教材開発	模擬授業	
3/18	午前	自主研修	休み	（工芸　amipkar）	
3/18	午後	自主研修	休み	（工芸　amipkar）	
3/20	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/20	午後	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	
3/21	午前	動植物利用・工芸	工芸講座	「amipkar / pasuy kar」	

注

序

[1] 類似の意味を持つ用語として「異文化間教育」（intercultural education）があるが、「多文化教育」（multucultural education）が主にアメリカやイギリスで使用されているのに対して、「異文化間教育」はドイツやフランスなどのヨーロッパ大陸諸国で使用されている。これらに関する理論的考察・具体的政策・教育実践の間には大きな差異はなく使用されているが（江原武一「公教育における多文化教育の展開」（江原武一編著『多文化教育の国際比較』玉川大学出版部、2000）、p15）、小林哲也と江淵一公によれば多文化教育は「一国の多文化社会内での異民族・異文化間の共存の問題」、異文化間教育は「国内・外での異民族・異文化間の接触によって生ずる問題」に課題を限定している（小林哲也、江淵一公編『多文化教育の比較研究　教育における文化的同化と多様化』第 3 版、九州大学出版会、1997、piii。傍点は原文ママ）としている。これを受けて、本論の課題設定では「共存」の語の方が適切であるため、「多文化教育」を用語として使用する。

[2] 統計センターウェブページ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000007375670（2011 年 1 月 24 日閲覧）。

[3] 統計センターウェブページ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000007731486（2011 年 1 月 24 日閲覧）。

[4] 2011 年の外国人登録者数は 2,078,508 人（統計センターウェブページ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001089591（2012 年 11 月 3 日閲覧））となっており、2008 年をピークとして減少傾向にある。しかし、依然として 200 万人を超える外国人が日本で生活をしているため、受け入れに関する課題は残っているといえる。

[5] 厚生労働省人口動態調査平成 21 年人口動態統計によれば、夫妻のどちらかが外国人である割合は婚姻総数の約 5%である。統計センターウェブページ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001066477（2011 年 6 月 24 日閲覧）。

[6] 北海道が 2006 年に実施した「アイヌ生活実態調査」によれば、北海道に居住するアイヌ民族は 23,782 人となっている。しかしこれはあくまで「北海道に居住していて、調査に応じたアイヌ民族の人数」であり、北海道だけではなく全国的に差別を理由として自ら

がアイヌ民族であることを公にしていないことが多い。そのため「アイヌの人口を問われた際に、歯切れ良く具体的な数をもって回答できない現状」（山﨑幸治「調査対象の特性」（小内透編『現代アイヌの生活と意識　2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2010）、p7）がある。ただし、アイヌ新法案の前文では「道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる」（萱野茂 [ほか] 著『アイヌ語が国会に響く』草風館、1997、p243）としており、日本全体では 10 万人程度になる可能性がある。

[7] 「和人」に関しては「5　民族呼称について」を参照。

[8] 永田方正、岩谷英太郎「あいぬ教育ノ方法」（北海道教育會『北海道教育雑誌』第 9 号、玉振堂、1893）、p11。

[9] 『風俗畫報』269 号、東陽堂、1903、p37。

[10] 「土人」「旧土人」について、元々はアイヌ民族と和人を区別するという程度であり、差別を意図した呼称ではなかったが、旧土法をはじめとする各法律の施行や施策の過程で、アイヌ民族は「卑陋不潔ナル風俗」を持ち「粗野怠惰」であるとされることによって、それらの呼称が差別的な意味を持つようになったのである。アイヌ民族が戸籍の登録により日本国民へと編入させられていく過程については、榎森進『アイヌ民族の歴史』草風館、2008、pp388-392 を参照。

[11] 今田克司「米国における文化多元主義」（初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』同文舘出版、1996）、p152。なお、今田は“cultural pluralism”を「文化多元主義」としている。

[12] 同上。

[13] 朝倉征夫『産業革新下の庶民教育』酒井書店、1999、pp360-361。また、梶田孝道によれば多文化主義と文化的多元主義は「ほとんど同義語」としながらも、微妙な違いとして多文化主義は「各文化間の平等な関係が強調され、圧倒的に強い文化は存在しないというニュアンス」、文化的多元主義は「マジョリティの文化は存在するが、それ以外にも複数の文化が存在し、それによって従来からの支配的な文化が相対化されるというニュアンス」であると述べている（梶田孝道「『多文化主義』をめぐる論争点」（初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』同文舘出版、1996）、pp69-70）。

[14] Banks, James A., “Multicultural Education: Characteristics and Goals,” in *Multicultural*

Education: Issues and Perspectives, 7th ed., ed. by James A. Banks and Cherry A. McGee Banks, John Wiley and Sons, 2010, p. 6.

[15] *Ibid.*

[16] *Ibid.*, pp. 6-7.

[17] 中島智子「多文化教育研究の視点」（中島智子編著『多文化教育　多様性のための教育学』明石書店、1998）、p15。

[18] 関根政美「エスニシティの社会学」（梶田孝道編『国際社会学　国家を超える現象をどうとらえるか』名古屋大学出版会、1992）、pp32-33。

[19] 同上、p32。

[20] Bennett, Christine I., *Comprehensive Multicultural Education: Theory and Practice*, 4th ed., Allyn and Bacon, 1999, p. 11.

[21] United Nations, *Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*, United Nations, 2007, p. 2. ただし閲覧は国際連合ウェブページ（http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_en.pdf）の PDF ファイルによる（2012 年 11 月 3 日閲覧）。

[22] Bennett, Christine I., *op. cit.*, p. 11.

[23] Banks, James A., *op. cit.*, p. 25.

[24] *Ibid.*, p. 22.

[25] ソニア・ニエト著、太田晴雄監訳、フォンス智江子・高藤三千代訳『アメリカ多文化教育の理論と実践　多様性の肯定へ』明石書店、2009、p672。

[26] 同上、pp674-675。

[27] 同上、p695。

[28] Geertz, Clifford, *The Interpretation of Cultures*, 2000 ed., New York: Basic Books, 1973, p. 44.

[29] Pai, Young, “Cultural Pluralism, Democracy and Multicultural Education,” in *Adult Education in a Multicultural Society*, ed. by Beverly Benner Cassara, London: Routledge, 1990, p. 17.

[30] 朝倉征夫「多文化・多民族共生社会と社会教育の課題」（日本社会教育学会編『多文化・民族共生社会と生涯学習』東洋館出版、1995）、p27。

[31] 朝倉征夫、前掲『産業革新下の庶民教育』、p388。

[32] 人権の実現のために偏見や差別のない社会を目指すという観点からすれば民族的な問題とは言い切れないものの、識字教育を挙げることができる。識字の獲得は人権に関わ

る重要な問題であり、社会教育では数多くの実践研究がなされているが、本論の主眼はあくまでも民族と博物館の関係であるため、ここでの言及は行わない。

[33] 朝倉征夫、前掲『産業革新下の庶民教育』、p304。

[34] 同上、p303。

[35] 『朝日新聞』2008 年 6 月 6 日夕刊、p1。ただし、官房長官談話では「先住民族」が国連宣言と同義であるとは明言していないため、その包含する意味についてはさらに議論が必要である。

[36] 報告書が提出されたのは 1996 年である。

[37] 「アイヌ民族共有財産裁判の記録」編集委員会編『百年のチャランケ　アイヌ民族共有財産裁判の記録』緑風出版、2009、p596。

[38] 北海道アイヌ協会『収支予算書』平成 23 年度、2012。閲覧は北海道アイヌ協会ウェブページ http://www.ainu-assn.or.jp/cgi-bin2/pdfupld/disp.cgi による（2013 年 2 月 12 日閲覧）。

[39] 第 2 条第 1 項では「政府は、関係住民を保護し、及びそれぞれの国の生活に漸次統合させるため（以下略）」とあり、また第 23 条 2 項では母語から当該国の国語又は公用語に漸進的に移行する措置をとるように規定されている。

[40] 柳下み咲「国際機関における先住民族問題への取組み」（国立国会図書館調査立法考査局編『外国の立法』第 32 巻 2･3 号、国立国会図書館調査立法考査局、1993）、p3。

[41] United Nations, *op. cit.*, pp. 2-3.　ただし閲覧は国際連合ウェブページ（http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_en.pdf）の PDF ファイルによる（2012 年 11 月 3 日閲覧）。

[42] ベネディクト･アンダーソン著、白石さや、白石隆訳『想像の共同体』増補、NTT 出版、1997、pp274-310。

[43] 同上、pp274-275。

[44] 竹沢尚一郎「民族学博物館の現在　民族学博物館は 21 世紀に存在しうるか」（『国立民族学博物館研究報告』28（2）、国立民族学博物館、2003）、p178。

[45] 関雄二「異文化理解としての博物館　文化を語る装置」（藤巻正己・住原則也・関雄二編『異文化を『知る』ための方法』古今書院、1996）、p230。

[46] 橋本和也『観光人類学の戦略　文化の売り方・売られ方』世界思想社、1999、p55。

[47] 出利葉浩司「アルバータ州にある二つの博物館の先住民族展示について　博物館民族学

の立場から」（北海道開拓記念館『18 世紀以降の北海道とサハリン州・黒竜江省・アルバータ州における諸民族と文化―北方文化共同研究事業研究報告』北海道開拓記念館、2005）、pp204-205。

[48] 太田好信「文化の客体化　観光をとおした文化とアイデンティティの創造」（『民族学研究』57（4）、日本民族学会、1993）、山下晋司『観光人類学』（新曜社、1996）、橋本和也・佐藤幸男編『観光開発と文化』（世界思想社、2003）など。

[49] 条文によればカナダの先住民族とはこの 3 民族とされているため、全ての先住民族というわけではない。

[50] スチュアート ヘンリ「北部ケベックの先住民　二つのマジョリティーに翻弄されるイヌイットとインディアン」（西川長夫、渡辺公三、ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在　カナダ・オーストラリア・そして日本』人文書院、1997）、p113。

[51] 同上。

[52] 同上、p114。連邦政府は当初北部ケベックの「インディアン」、特にイヌイットに対してはケベック州政府の管轄であり、インディアン法の範囲外（すなわち「一般国民」）としていたが、1939 年の最高裁判所判決でイヌイットもインディアン法に該当し、連邦政府に管轄責任があるとされた（同上、p114-115）。

[53] 吉田憲司「民族誌展示の現在 2003」（『大阪人権博物館紀要』第 7 号、大阪人権博物館、2003）、p90。

[54] 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会、1997。

[55] 廣瀬健一郎「開拓使仮学校附属北海道土人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究」（北海道大學教育學部『北海道大學教育學部紀要』72、北海道大學教育學部、1996）

[56] 小川正人、前掲、pp24-25。

[57] 同上、p25。

[58] 金子淳『博物館の政治学』青弓社、2001。

[59] 吉田憲司「民族誌展示の現在」（『民族学研究』62（4）、日本民族学会、1998）、及び『文化の『発見』』岩波書店、1999。

[60] 吉田憲司、同上「民族誌展示の現在」、p518。

[61] 同上、p518。

[62] 岩本陽児「博物館における多文化教育　イギリスの事例から」（日本社会教育学会編、前掲『多文化・民族共生社会と生涯学習』）。

[63] 同上、p153。

[64] 伊藤寿朗「地域博物館論」（長浜功編『現代社会教育の課題と展望』明石書店、1986）、伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993 など。現在でも伊藤の論を軸として多くの論考が行われている。

[65] 同上『市民のなかの博物館』、p160。

[66] 同上。

[67] 教育史としては、小川正人（前掲）や竹ヶ原幸朗（『教育のなかのアイヌ民族―近代日本アイヌ教育史』及び『近代北海道史をとらえなおす　教育史・アイヌ史からの視座』社会評論社、2010）による優れた論考がある。

[68] 岩本陽児、前掲以外では、例えば、朝倉征夫「多文化・多民族共生社会と社会教育の課題」、元木健「社会教育研究と多文化・民族共生社会」（以上、日本社会教育学会編、前掲『多文化・民族共生社会と生涯学習』）、裘暁蘭「多文化共生社会におけるマイノリティ教育の実践　1990 年代以後日本の華僑・華人教育の動向と可能性」（日本社会教育学会編『グローバリゼーションと社会教育・生涯学習』東洋館出版社、2005）などがある。また、米村健司『多文化教育の教育理念に関する基礎的研究　文化概念と自己形成の視点から』（2001 年度博士論文、早稲田大学）では「アイヌ教育」という言説が形成されてきた過程について論じているいるが、現代的な課題として論じているわけではないため、本論とは視点が異なる。

[69] 竹ヶ原幸朗「アイヌ民族と社会教育　北海道を中心に」（日本社会教育学会編『日本社会教育学会紀要』No.30、日本社会教育学会、1994）、p21。

[70] 前田耕司「先住民族の自己決定と大学における法曹養成システムの開放　アボリジニの法的処遇をめぐって」（オーストラリア学会編『オーストラリア研究』第 13 号、オーストラリア学会、2001）。

[71] 「皇道興隆、知藩事任命、蝦夷地開拓ニ關シ行政官及六官等ノ官員ニ對スル御下問」（外務省編纂『日本外交文書』第 2 巻第 1 冊、外務省蔵版、日本外交文書頒布会、1954）、pp894-895。

[72] 吉田憲司、前掲「民族誌展示の現在 2003」、p90。

[73] 吉田憲司、前掲『文化の『発見』』、p8。

[74] 2002 年 4 月 30 日現在　住民基本台帳。

[75] 2002 年 2 月 12 日に二風谷博物館が所蔵する資料のうち 919 点が国の重要有形民俗文化財の指定（正式名称は「北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション」）を受けた。同時に萱野茂二風谷アイヌ資料館所蔵資料のうち 202 点、あわせて 1,121 点が指定を受けた。

[76] 北海道開拓記念館編『2001 要覧』北海道開拓記念館、2001、p1。また、2002 年 3 月 31 日現在全資料数は 145,826 点であり、そのうち「民族」分類のものは 5,041 点である。ただし「民族」にはアイヌ民族以外の北方民族も含まれている（北海道開拓記念館三十周年記念誌編集委員会編『北海道開拓記念館三十周年記念誌』北海道開拓記念館、2002、pp168-169）。

[77] 上野昌之「アイヌ文化の振興に関する考察　阿寒湖アイヌコタンの事例を中心に」（『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊 8 号 2、早稲田大学大学院教育学研究科、2001）、p41。

[78] 吉田憲司、前掲「民族誌展示の現在」、p530。

[79] 吉田憲司「先住民族と博物館　『アイヌからのメッセージ』展における自文化展示の新たな試み」（アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌからのメッセージ　ものづくりと心』アイヌ文化振興・研究推進機構、2003）、p149。

[80] これ以外に、現在は幕別町の管理となっている蝦夷文化考古館も挙げられる。

[81] 白老中核イオル整備促進期成会『白老中核イオル整備基本計画』白老中核イオル整備促進期成会、2004、p24。

[82] アイヌ民族と観光の関連については東村岳史「『観光アイヌ』に見る和人のアイヌ民族差別」（『解放社会学研究』9、日本解放社会学会、1995）に詳しい。

[83] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構ウェブページ http://www.frpac.or.jp/itm/jigyo303.html（2011 年 9 月 30 日閲覧）。

[84] 「参議院議員紙智子君提出『先住民族の権利に関する国連宣言』採択を受けた政府対応に関する質問に対する答弁書」2007、p1。閲覧は参議院ウェブページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/168/syuisyo.htm（2013 年 1 月 30 日閲覧）の PDF ファイルによる。

[85] 佐々木利和「アイヌ史は成立するだろうか」（北海道・東北史研究会編『北からの日本史』三省堂、1988）、pp310-311。

[86] 小川正人、前掲、pp4-5。また、「本来ならばアイヌ民族に対応する言葉は当然にも「○○民族」という呼称がふさわしいにもかかわらず、未だに自らの民族呼称を定めきれないでいる現状は、＜日本人＞の主体的な姿勢が依然として脆弱であることの反映であり、かかる現状にある限りは、アイヌが用いた呼称を借用すべきと考える」（p5）とも述べている。

[87] アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、2009、p34。

第 1 章

[1] 同館の資料はその後「拓殖館」及び「北海道拓殖館」に引き継がれるが、これについては第 3 章第 1 節第 3 項で述べる。

[2] 山田伸一「拓殖館のアイヌ民族資料についての覚書」（『北海道開拓記念館研究紀要』第 28 号、北海道開拓記念館、2000）、p184。

[3] 高倉新一郎『アイヌ政策史』新版、三一書房、1972、p413。

[4] 同上。

[5] 阿部正己「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（上）」（『歴史地理』第 37 巻第 2 号、日本歴史地理學會、1921）、p54。

[6] この名称は廣瀬健一郎「開拓使仮学校附属北海道土人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究」（北海道大學教育學部『北海道大學教育學部紀要』72、北海道大學教育學部、1996）、p90 及び p92 による。多くの文書では「開拓使仮学校」のみである。

[7] 吉見俊哉『博覧会の政治学　まなざしの近代』講談社、2010、pp190-192。

[8] 同上、p192。

[9] 阿部正己、前掲、pp54-55。素材の差は「眞鍮製のものは酋長脇乙名に、銅製は總小使 並乙名に、本（ママ）製は並土人に與へ」（p55）とあるように、身分により異なっていた。その後

ロシアの侵攻により「改俗牌を掛くるものは殺さると、遂に畏怖して皆之を水火に投ず」（同）とある。また、「明治十七年東京博物館に他の諸品と共に献納せり」「今此牌博物館に在るや否やを知らず、永久保存せられ度きものなり」（同）ともあるが、北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授・佐々木利和によれば現在の東京国立博物館の収蔵資料中には確認できていない（2011 年 11 月 1 日聞き取り）。また、方言札について、沖縄のものに関する研究がすすんでいる（井谷泰彦『沖縄の方言札　さまよえる沖縄の言葉をめぐる論考』ボーダーインク、2006 など）一方、北海道でも方言、あるいはアイヌ語を使用した児童・生徒に同様の札をかけさせたというが、実証する資料は未発見である。「改俗牌」は以下のようなものである。

（阿部正己、前掲「開拓使三縣時代のアイヌ教育（上）」、pp54-55 より筆者作成、「眞鍮ニテ製セシモノ、捨六所持同人ノ曾祖父哉ノ由」と注記あり）

[10] 高倉新一郎、前掲、p413。

[11] 「管内達第三拾壹　十月八日　舊土人ノ開墾スル者ヘハ居家屋農具ヲ給シ入墨耳環禁止ノ儀」（編輯課編纂『開拓使布令録』明治 2 年同 3 年同 4 年、[開拓使]、1882）、p203。

[12] カソマンテ（kasomante）は死者の国へ日用品や家自体を送る儀礼であり、それらを燃やすあるいは壊すことで「送る」のである（織田ステノ「静内町でのくらし」（北海道教育庁生涯学習部文化課編『アイヌのくらしと言葉』2、北海道文化財保護協会、1991）、pp166-168）。

[13] 廣瀬健一郎、前掲、p94。

[14] 同上、p95。

[15] 同上。

[16] 「申奏第八拾貳　六月廿三日　舊土人ヲ東京ニ招キ讀書農業等脩業申付」（編輯課編纂『開拓使公文鈔録』明治五年同六年、[開拓使]、1882）、p145。

[17] 廣瀬健一郎、前掲、pp90-91。

[18] 同上。

[19] 年齢については高倉新一郎、前掲、p414。人数について、「先ツ男女貳拾七名差登セ」とあるが 6 月 21 日にさらに 8 名を東京へ連行したため（阿部正己「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（中）」（『歴史地理』第 37 巻第 4 号、日本歴史地理學會、1921）、p21）、この時点では 35 名が連行されたことになる。廣瀬によれば 1874 年にさらに 1 名が入学したとあり（廣瀬健一郎、前掲、p97）、また小川正人によれば 1872 年に 36 名が連行されたとしている（小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会、1997、p38）。ここでは小川による人数を採った。

[20] 阿部正己、前掲「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（中）」、p22。

[21] 廣瀬健一郎、前掲、p108。また、阿部によれば「日本地理往來・啓蒙手習之文・ちゑのいとくち・勸善訓蒙史略・算盤等」とある（阿部正己、前掲「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（中）」、p22）。

[22] 阿部正己、前掲「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（中）」、pp22-23。

[23] 高倉新一郎、前掲、p415。

[24] 同上。

[25] 阿部正己、前掲「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（中）」、p24。

[26] 北海道大学編『北大百年史』札幌農学校史料（1）、ぎょうせい、1981、p154。

[27] 高倉新一郎、前掲、p416。

[28] 同上。

[29] 廣瀬健一郎、前掲、p99。

[30] 阿部正己、前掲「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（中）」、p25。

[31] 斎藤憲司「オーストラリア先住民に関する法制度の歴史と動向」（国立国会図書館調査立法考査局編『外国の立法』第 32 巻 2・3、国立国会図書館調査立法考査局、1993）、p208。

[32] 北海道廳内務部教育兵事課『北海道教育沿革誌』北海道廳内務部教育兵事課、1918、

pp5-11。

[33] 「本廳達丙第貳百八拾壹號　十二月八日　舊土人教育及人員取調」（編輯課編纂『開拓使布令録乙』明治 9 年、[開拓使]、1880）、p404。

[34] 小川正人、前掲、p47。

[35] 阿部正己「北海道開拓使及び三縣時代のアイヌ教育（下）」（『歴史地理』第 37 巻第 6 号、日本歴史地理學會、1921）、p34。

[36] 小川正人、前掲、p71。ただし、「筆者が確認できたものにとどまり、実態の把握が困難な事例は割愛した」（p69）とあるため、「など」とした。

[37] 北海道廳「舊土人に關する調査」（河野本道選『アイヌ史資料集』第 1 巻一般概況編、北海道出版企画センター、1980）、p72。

[38] 高倉新一郎、前掲、p432。

[39] 山邊安之助著、金田一京助編『あいぬ物語　附あいぬ語大意及語彙』博文館、1913、p17。

[40] 高倉新一郎、前掲、p432。

[41] 小川正人、前掲、p79。

[42] 阿部正己、前掲「開拓使三縣時代のアイヌ教育（下）」、p34。

[43] ただし、母語の使用は植民地における伝道活動では一般的であり、またイオマンテやカムイノミといった儀礼については熊を殺すことや飲酒を伴うことから批判的であった（小川正人、前掲、p121）。

[44] 仁多見巖訳編『ジョン・バチェラーの手紙』山本書店、1965、p151。

[45] 「旧土人教育基本金御下付ノ儀ニ付上請」（小川正人、山田伸一編『アイヌ民族近代の記録』草風館、1998）、pp425-426。

[46] 永田方正、岩谷英太郎「あいぬ教育ノ方法」（北海道教育會『北海道教育雜誌』第 9 号、玉振堂、1893）、p9。この報告はその前後のアイヌ教育に関する調査研究の中でも網羅的・体系的な内容を備えている（小川正人、前掲、p114）。

[47] 小川正人、山田伸一編、前掲、p410。

[48] 北海道廳内務部教育兵事課『北海道教育沿革誌』北海道廳内務部教育兵事課、1918、pp119-120。

[49] 同上、p119。

[50] 同上、p120。

[51] 同上、p131。

[52] 同上、p133。

[53] 「北海道廳令第四十二號　舊土人兒童教育規程」（北海道教育會『北海道教育雜誌』第99号、北海道教育會、1901）、pp62-63。

[54] 永田方正、岩谷英太郎、前掲、p11。

[55] 「北海道廳訓令第四十三號」（北海道教育會『北海道教育雜誌』第101号、北海道教育會、1901）、p97。

[56] 「小学校令施行規則（抄）（明治三十三年八月二十一日文部省令第十四号）」文部科学省ウェブページ http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198102/hpbz198102_2_048.html（2011年11月7日閲覧）による。

[57] 前掲「北海道廳訓令第四十三號」、p98。

[58] 榎森進『アイヌ民族の歴史』草風館、2008、pp446-447。

[59] 同上、p446。

[60] 高倉新一郎、前掲、p550。ただし、高倉は旧土法に対して「母国社会に吸収した原住民がそれに不馴れなために被った打撃から如何にして守り、有力な一員に育てていくかを問題」としていた（同）と述べているが、旧土法が同化政策の一環であったとする立場に立てば「原住民」が「不馴れ」であるから打撃を受けたとしている点については問題であると考えられる。

[61] 小川正人、前掲、p149。

[62] 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』東京国立博物館、1973、p47。なお、東京国立博物館は館の創始をこの湯島聖堂博覧会であるとしている（p1）。

[63] 同上、p49。

[64] 同上、p54。この4件に含まれるかは不明ではあるが、寶来堂による「博覽會圖式」には「北海道土人聖製器物」「北海道土人の弓矢」「蝦夷の花笠」「蝦夷錦」が確認できる（東京国立博物館『目でみる120年』東京国立博物館、1992、p9）。

[65] 中村尚弘「特別展を中心とした日本の博物館におけるアイヌ文化展示制作の意志決定過程」（北海道民族学会『北海道民族学』第6号、北海道民族学会、2010）、p5。中村は「アイヌ民芸品大観展」としているが、式場隆三郎による『アイヌ書誌』によれば日本民藝館で開催された講演会の案内状を兼ねた1941年9月の「アイヌ工藝文化展覽會繪葉

書」の存在が記されており（式場隆三郎『アイヌ書誌』（日本民藝協会『工藝』107、日本民藝協会、1942）p187）、時期と主催者は同一ではあるが、どちらが正式名称であるかは不明である。また、これ以前には丸井今井呉服店での「北海道原始文化展覽會」（1933年）や日本橋白木屋での「北方文化展」（1936 年、主催はアイヌ學會）といった百貨店での開催があった（式場隆三郎、同上、pp184-185）。

[66] 伊藤真実子『明治日本と万国博覧会』吉川弘文館、2008、p94。

[67] 『風俗畫報』269 号、東陽堂、1903、pp18-35。

[68] 「臺灣總督府は此機に乗じ。新領土の風俗文化産業の眞相を内外人に示」すことを目的としており、台湾館内の売店では「其の賣子及び給仕等は臺灣島民の男女を使用し居れば。一見其の風俗の實況を知るを得るなり」とあるように台湾人によるサービスが行われていた（同上、p34）。日本の植民地主義における台湾の位置づけについてはここでは詳述しない。

[69] 吉見俊哉、前掲、pp153-154。

[70] 前掲『風俗畫報』、p36。

[71] 東京人類學會『東京人類學會雜誌』203 号、東京人類學會、1903、p209。

[72] 吉見俊哉、前掲、p190。

[73] 前掲『風俗畫報』、p37。

[74] 同上、p1。

[75] 東京人類學會、前掲、p209。

[76] 伊藤真実子、前掲、p113。

[77] 松田京子『帝国の視線　博覧会と異文化表象』吉川弘文館、2003、pp121-123。

[78] 「學術人類館と改稱」（『大阪朝日新聞』明治 36 年 3 月 9 日付録、大阪朝日新聞、1903）、p1。

[79] 松田京子、前掲、pp142-144。

[80] 「人類館の設備」（『大阪朝日新聞』明治 36 年 3 月 17 日付録、大阪朝日新聞、1903）、p1。

[81] 東京人類學會、前掲、p209。

[82] 「人類館瞥見」（『大阪毎日新聞』明治 36 年 3 月 9 日、大阪毎日新聞、1903）、p5。

[83] 「アイノ土人の氣焔」（『大阪毎日新聞』明治 36 年 3 月 6 日、大阪毎日新聞、1903）、

p5。

[84] 同上。

[85] 北海道教育研究所編『北海道教育史』地方編 2、北海道教育委員会、1957、p1198。

[86] 北海道教育研究所編『北海道教育史』全道編 3、北海道教育委員会、1963、pp257-258。

[87] 「同胞に對する侮辱」（『琉球新報』明治 36 年 4 月 7 日、琉球新報社、1903）、p2。

[88] 同上。

[89] 「人類舘を中止せしめよ」（『琉球新報』明治 36 年 4 月 11 日、琉球新報社、1903）、p2。

[90] 松田京子、前掲、p132-133。

[91] 大井浩二『セントルイス万国博覧会と日本　公式ガイドおよび関連文献復刻集成　別冊日本語解説』ユーリカ・プレス、2009、p7。

[92] Starr, Frederick, *The Ainu Group at the Saint Louis Exposition*, Chicago: Open Court Publishing, 1904, p. 1.

[93] 農商務省『聖路易萬國博覽會本邦參同事業報告』第 2 編、農商務省、1905、p264。

[94] 同上、p265。

[95] ジョン・バチェラー著、仁多見巌、飯田洋右訳編『わが人生の軌跡　ジョン・バチラー遺稿』北海道出版企画センター、1993、p272。

[96] 近森聖美「アイヌ文化と私　祖父・辺泥五郎の足跡をたどって」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『普及啓発セミナー報告集』平成 20 年度、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2008）、p68。辺泥は釧路の出身だが、キリスト教を信仰し、当時は札幌のバチェラー邸に奉公人として寄宿していた。

[97] 同上。

[98] 農商務省、前掲、pp269-270。

[99] ジヨン・バチラー『我が記憶をたどりて　ジヨン、バチラー自叙傳』ジヨン・バチラー、1928、p290。同時に「明治三十八年（一九〇四）二月私は用事の爲、岩見澤に居りましたが、其時、突然 Starr（スター）博士（お札博士）と申すアメリカのお方に會ひました」（同上）と記されており、またスターも岩見沢駅で話しかけてきた男性がバチェラーであったと述べている（Starr, Frederick, *op. cit.,* p. 10）ことから、スターとバチェラーは偶然出会ったのであり、当初からバチェラーが協力していたわけではないと考えられる。

ただしスターはそれ以前からバチェラーの名前を知っており（*ibid.*）、何らかの協力を求めようと考えていた可能性はある。

[100] 農商務省、前掲、pp265-266。

[101] 宮武公夫『海を渡ったアイヌ　先住民展示と二つの博覧会』岩波書店、2011、p60。

[102] 柴田常惠「セントルイ博覽會の人類學部」（東京人類學會『東京人類學會雜誌』216 号、東京人類學會、1904、p240。）

[103] Bennitt, Mark, [et al.] ed., *History of the Louisiana Purchase Exposition: Comprising the History of the Louisiana Territory, the Story of the Louisiana Purchase and a Full Account of the Great Exposition, Embracing the Participation of the States and Nations of the World, and Other Events of the St. Louis World's Fair of 1904*, Kyoto : Eureka Press, 2009 (Originally published: Saint Louis : Universal Exposition Publishing, 1905), pp. 674-675.

[104] 水谷裕佳『米国メキシコ国境における先住民ヤキの移住と米国先住民化の過程』（上智大学外国語学研究科地域研究専攻博士論文）、上智大学、2009、p59。

第 2 章

[1] 萱野茂[ほか]著『アイヌ語が国会に響く』草風館、1997、p243。

[2] 吉田憲司「民族誌展示の現在 2003」（『大阪人権博物館紀要』第 7 号、大阪人権博物館、2003）、p90。

[3] ILO ウェブページ（http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_INSTRUMENT_ID:312252　2012 年 11 月 6 日閲覧）による。また、労働省（労働省編『ILO 条約・勧告集』第 3 版、労務行政研究所、1964、pp1195-1203）及び ILO 駐日事務所ウェブページ http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c107.htm（2011 年 8 月 18 日閲覧）、このページの最終更新は 2005 年 6 月 30 日となっている）の仮訳では「独立国における土民並びに他の種族民及び半種族民の保護及び同化に関する条約」となっており、「土民」（indigenous）・「種族民及び半種族民」（tribal and semi-tribal populations）といった用語が使用されている。

[4] ILO ウェブページ、同上。

[5] ただし、「これらの条項は、その批准国において、その法令上はともかく、現実の世界ではほとんど顧みられることがなかった」（柳下み咲「国際機関における先住民族問題への取組み」（国立国会図書館調査立法考査局編『外国の立法』第 32 巻 2･3 号、国立国会図書館調査立法考査局、1993）、p3）という状況であった。

[6] 佐々木秀吉編『主要 ILO 条約・勧告集』1974 年版、日本 ILO 協会、1974、p17。この宣言は「国際労働機関憲章」前文にも影響を与えている。

[7] ILO ウェブページ、前掲。

[8] 同上。

[9] 柳下み咲、前掲、p20。

[10] 手島武雅「ILO 一六九号条約の成立と日本」（部落解放研究所編『部落解放研究』第 77 号、部落解放研究所、1990）、p47。

[11] ILO ウェブページ、前掲。

[12] 同上。

[13] 同上。

[14] 同上。

[15] 同上。

[16] 同上。

[17] Cobo, José R. Martínez, “Final Report (last part) submitted by the Special Rapporteur,” in *Study of the Problem of Discrimination Against Indigenous Populations*, E/CN.4/Sub.2/1983/21/Add.8, United Nations Economic and Social Council, 1983, p. 44. 閲覧は国連先住民族常設フォーラム（UNPFII）ウェブページ（http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/en/spdaip.html）の PDF ファイルによる。

[18] 柳下み咲、前掲、p6。

[19] Cobo, José R. Martínez, *op. cit.*, p. 44.

[20] *Ibid.*, pp. 50-51.

[21] 手島武雅、前掲、p48。

[22] ILO ウェブページ http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:12100:0::NO::P12100_INSTRUMENT_ID:312314（2012 年 11 月 6 日閲覧）による。

また、ILO 駐日事務所ウェブページ http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c169.htm（2012 年 11 月 6 日閲覧、このページの最終更新は 2005 年 6 月 30 日となっている）の仮訳では「独立国における原住民及び種族民に関する条約」となっている。

[23] ILO ウェブページ、同上。

[24] 同上。

[25] 同上。

[26] 同上。

[27] 手島武雅、前掲、p49。

[28] 同上、p51。

[29] 同上、pp51-52。

[30] 同上。

[31] ILO ウェブページ、前掲。

[32] 上村英明「国際社会と先住民族　先住民族とエスニシティと国際政治」（初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』同文舘出版、1996）、p308。

[33] 岩倉洋子[ほか]『先住民族女性リゴベルタ･メンチュウの挑戦』岩波書店、1994、p44。

[34] 柳下み咲、前掲、p8。

[35] 上村英明、前掲、p309。

[36] 苑原俊明「ILO、先住民族およびアイヌ民族」（マヌエラ・トメイ、リー・スウェプストン著、苑原俊明、青西靖夫、狐崎知己訳『先住民族の権利　ILO 第 169 号条約の手引き』論創社、2002）、p101。

[37] Committee on the Elimination of Racial Discrimination, *Concluding observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: Japan 20/03/2001* (CERD/C/58/Misc.17/Rev.3). ただし閲覧は社団法人部落解放･人権研究所ウェブページ（http://blhrri.org/blhrri_e/other/003_e.htm、2011 年 12 月 1 日閲覧）による。

[38] 萱野茂、田中宏編集代表『アイヌ民族ﾄﾟﾝ叛乱　二風谷ダム裁判の記録』三省堂、1999、p509。ただしこの判決は、土地収用に際してアイヌの文化に関する調査を怠ったために違法である、つまりあくまでも手続きの過程で問題があったとしたものである。ダム自体は工事が続けられ、同年 10 月に完成した。

[39] 同上、p529。

[40] 市川須美子[ほか]編『教育小六法』平成 22 年版、学陽書房、2010、p1155。

[41] 同上、p1158。

[42] 同上。

[43] 同上、p526。

[44] 同上。

[45] 萱野茂、田中宏編集代表、前掲、p6。

[46] 同上、p8。

[47] 上村英明「「先住民族の権利に関する国連宣言」獲得への長い道のり」（明治学院大学国際平和研究所『PRIME』第 27 号、明治学院大学国際平和研究所、2008）、pp53-59。当時、オーストラリアが反対した（2009 年に賛成へと転換）理由で最も大きいものは、国の施策に関して事前の説明による先住民族の同意がなければ実施できないとする第 19 条が、国会において民主的に決定した事項に対して国民の一部が拒否権を持ってしまうことになるため、であるとしている（常本照樹「「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択とその意義」（北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会、2010）、pp205-206）。

[48] United Nations, *Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*, United Nations, 2007, p. 2. ただし閲覧は国際連合ウェブページ（http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_en.pdf）の PDF ファイルによる（2012 年 11 月 3 日閲覧）。

[49] 市川須美子[ほか]編、前掲、p1158。

[50] United Nations*, op. cit.*, p. 6.　なお、内閣官房による仮訳は、北海道大学アイヌ・先住民研究センター編、前掲、pp327-341 を参照。

[51] *Ibid.*

[52] *Ibid.*

[53] *Ibid.*, p. 7.

[54] 本多俊和「先住民とは何か」（本多俊和、大村敬一、葛野浩昭編『文化人類学研究　先住民の世界』放送大学教育振興会、2005）、p14。

[55] 上村英明、前掲「「先住民族の権利に関する国連宣言」獲得への長い道のり」、p64。

[56] 同上、p65。

[57] 同上。

[58] United Nations*, op. cit.*, p. 7.

[59] 前田耕司「先住民族をめぐる教育政策の課題と国際教育学の視座」（日本国際教育学会創立 20 周年記念年報編集委員会編『国際教育学の展開と多文化共生』学文社、2010）、p12。

[60] 同上、p13。

[61] ビクトリア・タウリ・コープス著、木村真希子訳「国連総会における「先住民族の権利宣言」採択に際して」（先住民族の 10 年市民連絡会『先住民族の 10 年 News』第 138 号、先住民族の 10 年市民連絡会、2007）、p5。

[62] 同上。

[63] 常本照樹、前掲、p207。

[64] 同上、p209。

[65] 吉田憲司「民族誌展示の現在」（『民族学研究』62（4）、日本民族学会、1998）を参照。

[66] ヴィクトリア州博物館（Museum of Victoria）とはメルボルン博物館（Melbourne Museum）、移民博物館（Immigration Museum）、科学博物館（Scienceworks Museum and Melbourne Planetarium）の 3 館を指す。

[67] Griffin, Des, “Previous Possessions, New Obligations: A Commitment by Australian Museums,” in *Curator*, vol. 39 no. 1, American Museum of Natural History, 1996, pp. 46-47.

[68] Anderson, Christopher, “Australian Aborigines and Museums: A New Relationship,” in *Curator*, vol. 33, no. 3, 1990, pp. 166-167.

[69] *Ibid.*, p. 167.

[70] この間の経緯については Griffin, Des, *op. cit.*を参照。

[71] 1994 年に他の博物館協会と併合してミュージアム・オーストラリア（Museums Australia Inc., Canberra）となった。

[72] Griffin, Des, *op. cit.*, pp. 60-61.

[73] 前田耕司「先住民族アボリジニの自己決定と大学開放」（早稲田大学オーストラリア研究所編『オーストラリアのマイノリティ研究』オセアニア出版、2005）、p172。

[74] Gibbons, Jacqueline A., “The Museum as Contested Terrain: The Canadian Case,” in *The*

Journal of Arts Management, Law, and Society, vol. 26, no. 4, Heldref Publications, 1997, p. 311.

[75] 内田綾子「アメリカ先住民と信教の自由　ローカルな聖性をめぐって」（『国際開発研究フォーラム』29、名古屋大学大学院国際開発研究科、2005、p146。

[76] Griffin, Des, *op. cit.*, p. 50.

[77] *Ibid.*

[78] *Ibid.* ただし、これはグリフィンとハーズ（Haas）の 1995 年の私信によるものである。

[79] *Ibid.*, pp. 53-54.

[80] *Ibid.*, p. 54.

[81] Sullivan, Tim, Lynda Kelly, Phil Gordon, "Museums and Indigenous People in Australia: A Review of Previous Possessions, New Obligations: Policies for Museums in Australia and Aboriginal and Torres Strait Islander Peoplesl," in *Curator* vol. 46 no. 2, American Museum of Natural History, 2003, pp. 217-218.

[82] Museums Australia, "Continuous Cultures, Ongoing Responsibilities," in *Museums Australia Magazine*, vol. 13, no. 6, Museums Australia, 2005, p. 16.

[83] Museums Australia, *Continuous Cultures, Ongoing Responsibilities: Principles and Guidelines for Australian Museums Working with Aborigin*

al and Torres Strait Islander Cultural Heritage, Museums Australia, 2005, pp. 13-14.

[84] Australian Museum, "Policy and Procedures for the Aboriginal Heritage Unit and Related Issues 2000," Australian Museum, [2000], p. 3.

[85] Museums Australia, *op. cit.*, p. 13.

[86] *Ibid.*, p. 8.

[87] Janke, Terri, Michael Frankel & Co., *Our Culture Our Future: Indigenous Cultural and Intellectual Property Rights*, M. Frankel, 1998, p. xvi.

[88] Museums Australia, *op. cit.*, p. 8.

第 3 章

[1] 国や論者によっては「民族学博物館」「自然史博物館」「人文系博物館」「歴史博物館」

などと呼称される。

[2] 佐々木高明『多文化の時代を生きる』小学館、2000、p200。

[3] 吉田憲司『文化の『発見』』岩波書店、1999、pp16-17 及び pp28-40。

[4] ベネディクト･アンダーソン著、白石さや･白石隆訳『想像の共同体』増補、NTT 出版、1997、pp274-310。

[5] 同上、pp274-275。

[6] 出利葉浩司「博物館資料はいかに収集されたか　―明治年間に残された外国人の記録から―」（『北海道開拓記念館研究紀要』第 25 号、北海道開拓記念館、1997）、p91。

[7] 同上。

[8] 同上。

[9] 萱野茂『アイヌの碑』朝日新聞社、1980、p131。ここで萱野が「必ず値打ちが出る」と述べているのは当然金銭的な価値ではなく民族の文化的資産としての価値である。

[10] 同上、p126。トゥキパスイ（tukipasuy、イクパスイ（ikupasuy）ともいう）はアイヌ民族にとって重要な祭礼具の 1 つであり、安易に手放すことはない。

[11] 同上、p127。

[12] 吉田憲司「民族誌展示の現在」（『民族学研究』62（4）、日本民族学会、1998）、p518。

[13] ウィリアム・ルービン著、小林留美、長谷川祐子共訳「モダニズムにおけるプリミティヴィズム」（ウィリアム・ルービン編『20 世紀美術におけるプリミティヴィズム　「部族的」なるものと「モダン」なるものとの親縁性』1、淡交社、1995）p74。また同書には吉田憲司「日本語版監修にあたって」の文中に本展で使用されている“primitive”や“tribal”といった語句に関しての解説がなされている（p.xiv）。

[14] 同上、p7。

[15] Clifford, James, *Predicament of Culture: Twentieth-Century Ethnography, Literature, and Art*, Cambridge: Harvard University Press, c1988, p. 196.

[16] 吉田憲司、前掲「民族誌展示の現在」、p522。

[17] Clifford, James, *op. cit.*, p. 190.

[18] ジェイムズ・クリフォード著、毛利嘉孝[ほか]訳『ルーツ　20 世紀後期の旅と翻訳』月曜社、2002、p234。

[19] 同上。

[20] 同上、p235。

[21] 同上。

[22] Bolton, Stephanie, “The Task Force on Museums and First Peoples, a Decade Later: A Case Study of the McCord Museum of Canadian History,” [Centre of Canadian Studies, University of Edinburgh], [2005], p. 2. ただし、エジンバラ大学カナディアンスタディーズセンターウェブページ http://www.cst.ed.ac.uk/2005conference/papers/Bolton_paper.pdf、2011 年 11 月 28 日閲覧による。

[23] Niessen, Sandra A., “The Ainu in Mimpaku: A Representation of Japan's Indigenous People at the National Museum of Ethnology,” in *Museum Anthropology*, vol. 18 issue 3, Flagstaff: Council for Museum Anthropology, 1994, pp. 18-25.

[24] Otsuka, Kazuyoshi, “Exhibiting Ainu Culture at Minpaku: A Reply to Sandra A. Niessen,” in *Museum Anthropology*, vol. 20 issue 3, Flagstaff: Council for Museum Anthropology, 1996, pp. 108-119 及び Shimizu, Akitoshi, “Cooperation, not Domination: A Rejoinder to Niessen on the Ainu Exhibition at Minpaku,” in *ibid.*, pp. 120-131. これに対しニッセンは誤解があった事を認めている（Niessen, Sandra A., “Representing the Ainu Reconsidered,” in *Museum Anthropology*, vol. 20 issue 3, Flagstaff: Council for Museum Anthropology, 1996, pp. 132-144.）。

[25] ニッセンは国立民族学博物館（民博）のアイヌ民族に関する展示が「伝統的生活」の再現のみでアイヌ民族による人権闘争に配慮していないと批判したが、大塚和義と清水昭俊はまだ日本政府がアイヌ民族を独立した民族として認めていない 1970 年代末に、アイヌ民族と民博の共同作業により展示を作り上げ、それ自体がアイヌ民族の先住権を認めようとするものであったと反論したものである（吉田憲司、前掲「民族誌展示の現在」、p519）。吉田はこれに対して「「極東」に位置する民博もまた、民族学博物館をめぐる近年の熱い議論の渦と無縁ではいられないことを示している」（同上）としている。

[26] 同上、p518。

[27] 同上、p526。

[28] ジェイムズ・クリフォード著、毛利嘉孝[ほか]訳、前掲、p236。

[29] 同上。

[30] 関有二「異文化理解としての博物館―「文化」を知る装置」（藤巻正己、住原則也、関有二編『異文化を「知る」ための方法』古今書院、1996）、p231-232。

[31] 同上、p527。

[32] ジョン･マック「翻訳の行為」（国立民族学博物館編『民博通信』no.66、千里文化財団、1994）。

[33] 吉田憲司、前掲「民族誌展示の現在」、p530。

[34] 岩本陽児「博物館における多文化教育　イギリスの事例から」（日本社会教育学会編『多文化･民族共生社会と生涯学習』東洋出版社、1995）、p145。

[35] 同上、p152。

[36] オランダでは 1997 年からの 4 ヵ年計画としての文化政策において積極的な多文化主義活動を政府が支援した。この文化政策に基づき全国の博物館に対し「インターカルチュラル･ミュージアム･プログラム（Intercultural Museum Program: IMP）」の普及活動を行った。補助金を含めたこの事業ではすべての博物館が館で行う様々な活動にマイノリティが参加できる機会を広めることを要請した背景がある（安井亮「世界における博物館の現状と課題」（加藤有次[ほか]編『現代博物館論』雄山閣出版、2000、p219-235））。

[37] とくに首長階級のものが威信をかけて宴会･贈答･蓄財の放出をおこなう儀礼である。ヨーロッパ的な観点からは放蕩の儀礼としか映らなかったため禁止された。

[38] 荻野昌弘「民族の展示」（山路勝彦･田中雅一編『植民地主義と人類学』関西学院大学出版会、2002）。

[39] 吉田憲司、前掲「民族誌展示の現在」、p530。

[40] 荻野昌弘、前掲、p379。

[41] 同上、p380。

[42] 伊藤寿朗「地域博物館論」（長浜功編『現代社会教育の課題と展望』明石書店、1986、p263。

[43] 北海道開拓記念館『北海道博物館等施設ネットワーク事業報告』II 北海道博物館等施設所蔵資料等概況民族関係、1992。当時の北海道の市町村数は 212 であった。

[44] 北海道大学アイヌ・先住民研究センター『アイヌ文化に関する研究の推進・連携等体制構築の検討事業報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2010、p3。

[45] 文書館･図書館は目録が整備されていることが多いことから本調査では意図的に除外されている（同上、p34）。

[46] 古いものは明治時代の初期に収集されていたようだが、研究者が組織的に収集し始めた

のは1930年代からであり、本格的な収集は戦後になってからであった。収集の時期がアイヌ民族の生活が大きく変えられてしまってからであるため日本国内の資料では収集した人物や組織･年代･場所･使用者などといった基本的な学術情報が欠落しているのが普通であった（小谷凱宣「アイヌ研究の問題点と研究の緊急性」（『民族学研究』61（2）、日本民族学会、1996）、p253）。資料の年代とのずれは後述する北海道開拓記念館の事例でも触れる。

[47] 小谷凱宣「博物館標本資料と基本的学術情報―海外アイヌ資料調査二〇年の教訓」（瀬川昌久編『文化のディスプレイ　東南アジア諸社会における博物館、観光、そして民族文化の再編』風響社、2003、pp19-47）、p21。

[48] 北海道は2010年に「北海道博物館基本計画」として北海道開拓記念館をリニューアルする計画を出した。この中では「北海道に先住するアイヌ民族とその文化を尊重するとともに、開拓に携わった先人の努力に敬意と感謝を表す考えを基本とし、道民の成り立ちが多様であることを充分考慮しながら、自然や環境の保全を含む持続可能な未来へ向けた人間史の博物館を目指す」とされている（北海道『北海道博物館基本計画　北海道開拓記念館のリニューアルから北海道ミュージアムへ』北海道、2010、p1）。

[49] 平取町立二風谷アイヌ文化博物館ウェブページ http://www.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/nibutani/html/haku5N.htm（2011年11月28日閲覧）。

[50] 2002年10月3日平取町立アイヌ文化博物館にて、同館学芸員吉原秀喜への聞き取りによる。

[51] 吉原秀喜『アイヌ民族の文化活動とミュージアム　1990年代における二風谷アイヌ文化博物館の事例を中心に』試供版 Ver.3、2002、p7（本論文は2001年3月に開催された国立民族学博物館シンポジウム「博物館と先住民　オセアニアと日本における関係をめぐって」の報告書のために執筆されたものであるが、本論文を参照することを吉原氏に確認済みである（2012年6月25日））。カタカナの「ミュージアム」という語を使うことについて吉原は「広い意味での博物館、つまり先住民族の動物園や植物園、さらには科学館などが想定しうる」としている。つまり「博物館」といった場合は狭義の博物館を指す。

[52] 同上。

[53] 吉田憲司は「民族学博物館は、これまで『自己の文化』の対極としての『異文化』を発

見し、あるいはつくりあげる装置として機能してきた。今、それが、『異文化』ではなく、むしろ『自文化』を発見し、つくりあげる装置として改めてみなおされてきているのである。」（吉田憲司、前掲『文化の『発見』』、p6）と述べている。博物館側の明確なコンセプトの有無が重要になってくるといえよう。

[54] 江川直子、松本和良編『アイヌ民族とエスニシティーの社会学』学文社、2001、p222。

[55] 吉原秀喜、前掲、p8。

[56] イオマンテ（iomante、イヨマンテなどともいう）とは地域差はあるものの、主に熊を捕らえ、その肉や毛皮などはカムイ（kamuy、神）からの「贈り物」として受け取り、魂はカムイモシㇼ（kamuy mosir、神の国）に送り返す儀礼である。1955 年に北海道による通達で「野蛮」な行為であり廃止されなければいけないとされていたが、2007 年に環境省が「動物を利用した祭礼儀式にあたる」という見解を示すことで通達が廃止された（2007 年 4 月 28 日付北海道新聞朝刊 1 面）。

[57] 中村尚弘『現代のアイヌ文化とは　二風谷アイヌ文化博物館の取り組み』東京図書出版会、2009、p78。

[58] 同上、p46。

[59] 例えば萱野茂、中本ムツ子らが挙げられる。

[60] 田村すず子『アイヌ語沙流方言辞典』（草風館、1996）によればイウォロ（iwor）の意味は「尾根と尾根の間の比較的平らな部分、山の谷間（熊狩りなどをする所、狩場）、山奥。（中略）『だれそれの猟場』のように縄張りのような概念で使われた例は出てこない。」とある。また萱野茂『萱野茂のアイヌ語辞典』（三省堂、1996）では「①深川、奥山　②猟場：狩に行く時の自分の持っている場所。行きつけの山ふところ」とあり、どちらにしても「伝統的生活空間」とは一概にはいえないようである。平取町の『イウォロの創造的再生と発展に向けた提案』(アイヌ民族文化公園構想平取町推進協議会､2001）によれば「「伝統的生活空間」のアイヌ語名称・総称をどうするかはとりあえずは問わないこととして」とあり、名称よりもその内容が問題であると考えられているようであるが、2004・2005 年の特別展やシンポジウムではカナ表記ではない大文字の「IWOR」とされており、現代における文化とは何かを意識していると考えることもできる。

[61] 中村尚弘、前掲、pp30-31。

[62] 山田伸一「拓殖館のアイヌ民族資料についての覚書」（出利葉浩司研究代表『民族学的

情報伝達装置としての博物館の意義に関する基礎的研究（アイヌ文化展示を中心に）』（平成 9 年度～平成 12 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告）、2001）、p61。

[63] 同上、p62。

[64] 同上。

[65] 同上、p69。

[66] 北海道開拓記念館三十周年記念誌編集委員会編『北海道開拓記念館三十周年記念誌』北海道開拓記念館、2002、 p 13。

[67] 出利葉浩司「旧拓殖館コレクションについて」（北海道開拓記念館『旧拓殖館所蔵民族資料コレクション資料目録』北海道開拓記念館、2003）、p115。

[68] このほか開拓記念館に隣接する野幌森林公園には 1968 年着工・1970 年完成の「北海道百年記念塔」がある。また、帯広市の帯広百年記念館は 1883 年に開拓団体が入植してからの 100 年を記念する 1982 年に開館した（帯広百年記念館ウェブページ http://www.octv.ne.jp/~hyakunen/jouten.htm（2011 年 11 月 28 日閲覧））。

[69] 椎名仙卓『図解博物館史』雄山閣出版、1993、p169。この「明治百年」を記念する事業に対しては当然アイヌ民族からの反発があった。また、萱野茂は「アイヌはアイヌ・モシリ、すなわち＜日本人＞が勝手に名づけた北海道を＜日本国＞へ売ったおぼえも、貸したおぼえもございません」と述べており、北海道はアイヌ民族の土地であったことを強調している（萱野茂、前掲、p200）。

[70] 福田珠己「テクストとしての博物館　地域博物館研究に向けて」（大阪府立大学歴史研究会編『歴史研究』大阪府立大学、1998）、p72。

[71] 伊藤寿朗、前掲、p274。

[72] 福田珠己、前掲、p73。また、福田は「先人・先祖・祖先」「ふるさと」といった抽象的な語句についても注意を払う必要があるとしており、例えば「先人が残した文化遺産」「先人の遺産・歴史・歩み・苦難・苦労・偉業・英知・知恵・逞しい創造力」といった漠然とした過去の参照は事故造形性についての重大な問題を内包していると述べている（p77）。

[73] 北海道開拓記念館編『要覧』’85、北海道開拓記念館、1985、p7。

[74] テーマ 2 では同時にウィルタ・ニヴヒといった民族の資料も「2　アイヌ周辺の民族」

として展示されていた。

[75] 北海道開拓記念館三十周年記念誌編集委員会編、前掲、p16-18。

[76] 出利葉浩司「博物館展示はなにを伝達するのだろうか？　学芸員はなにを語ろうとしたのか？開拓記念館アイヌ展示のコンセプト」（出利葉浩司研究代表、前掲『民族学的情報伝達装置としての博物館の意義に関する基礎的研究』）、p14

[77] 北海道開拓記念館「北海道開拓記念館常設展示改訂事業報告書」北海道開拓記念館、1994。

[78] 吉原秀喜、前掲、p7。

[79] 笹木義友「新しい北海道」（『北海道開拓記念館常設展示解説書』7・8、北海道開拓記念館、2001）、p45。

[80] 北海道開拓記念館三十周年記念誌編集委員会編、前掲、p65-66。

[81] 同上、p66。

[82] たとえば「移動博物館」と称する 1 週間程度の出張展示を年間 2 支庁で行っているが、それ以上は予算の関係上札幌市内までが限界であるという（2002 年 10 月 5 日北海道開拓記念館にて同館学芸員出利葉浩司へのインタビューによる）。また開拓記念館に近い厚別東小学校で 1999 年度より出前授業の試みが始められている。ただしこの出前授業は未だ試行段階であり、学校教育との連携はやっと始まったばかりであるといえる。

[83] 北海道開拓記念館編『要覧』2001、北海道開拓記念館、2001、p10。

[84] 1974 年度に発生したオイルショックの影響で館の事業予算も減額を強いられたため、それまで年 3 回開催していた特別展を年 2 回とし、その分館蔵資料を有効に活用した。

[85] 北海道開拓記念館ウェブページ http://www.hmh.pref.hokkaido.jp/STUDY/shuppan/shu05.htm、http://www.hmh.pref.hokkaido.jp/STUDY/shuppan/shu21-l.htm、http://www.hmh.pref.hokkaido.jp/STUDY/shuppan/shu21-m.htm（2011 年 11 月 28 日閲覧）による。

[86] 手塚薫「フォーラムとしてのミュージアム」（出利葉浩司研究代表、前掲『民族学的情報伝達装置としての博物館の意義に関する基礎的研究』）、p38。

[87] 同上。

[88] 同上、p36。

[89] 日本における他の事例としては 1997 年に国立民族学博物館で開催された「異文化へのまなざし　大英博物館と国立民族学博物館のコレクションから」展がある。近代を通じ

て西洋･アフリカ･オセアニア、そして日本が互いにそれぞれをどのように見つめてきたのかを探るものであり、日本の「異文化」観、「異文化」へのまなざしに光を当てる試みであった。(吉田憲司「まなざしの刻印をたどる―博物館と美術館のなかの『異文化』」（吉田憲司、ジョン･マック編『異文化へのまなざし　大英博物館と国立民族学博物館のコレクションから』NHK サービスセンター、1997、p28-49））。

[90] 国際博物館会議『イコム倫理規定』日本博物館協会、2002、p17。ただし出版年は「序」による。

[91] 一般的にはオヒョウやシナノキの木の皮から作られた糸を用いて織った布、またはそれを用いて仕立てられた衣服を指す。これはアイヌ民族に関する資料を収集している多くの博物館において収集され展示されており、その意味では「基本的」な展示資料である。

[92] 手塚薫「装身具とアットゥシ織り」（北海道開拓記念館『常設展示解説書 2　アイヌ文化の成立』北海道開拓記念館、1999）、p33。

[93] 出利葉浩司執筆、北海道開拓記念館編『第 140 回テーマ展　見誤った伝統？　―アイヌの機織り技術―』、北海道開拓記念館、2004、pp11-14。

[94] 同上、p15。

[95] 同上、pp15-16、及び吉田忍執筆、国立民族学博物館『企画展展示解説　研究者が見誤った伝統？　アイヌの機織り技術』（国立民族学博物館ホームページ http://www.minpaku.ac.jp/museum/exhibition/ainuweaver/kaisetsu.pdf の PDF ファイルによる。2005 年 4 月 12 日閲覧）、p9。2001 年からの検証作業には開拓記念館の出利葉浩司も加わった。

[96] 同上『企画展展示解説　研究者が見誤った伝統？　―アイヌの機織り技術―』、p9。

[97] 同上、p8。

[98] 出利葉浩司執筆、北海道開拓記念館編、前掲、pp18-20。

[99] 同上、p26。

[100] 同上、p23。

[101] 同上、p24。

[102] 同上、p23。

[103] 同上、p25。

[104] 「櫛筬」は薄くそいだ竹や植物の茎を組み合わせてあるのに対し、「板筬」は板の上

下に数個の横並びの穴を開けたものである。

[105] 出利葉浩司執筆、北海道開拓記念館編、前掲、p24。

[106] 大塚和義「アイヌ工芸、その歴史的道程」（アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌからのメッセージ　ものづくりと心』アイヌ文化振興・研究推進機構、2003）、p128。

[107] 同上、pp128-129、及び大塚和義「アイヌ習俗の和人社会における受容・模倣についてアットゥシ衣を中心に」（植原和郎編『日本人と日本文化の形成』朝倉書店、1993）、p113。

[108] 大塚和義、前掲「アイヌ工芸、その歴史的道程」、p129。しかし大塚が前掲「アイヌ習俗の和人社会における受容・模倣について」で、アットゥシ衣を購入しようとするアイヌの人々に対しては「倍以上の価格につり上げられ、和人に暴利をむさぼられた」(p111)と指摘したように、「一定の価格」とはあくまでも和人と和人の取引の場合であると推測される。

[109] 竹沢尚一郎「民族学博物館の現在　民族学博物館は 21 世紀に存在しうるか」（『国立民族学博物館研究報告』28（2）、国立民族学博物館、2003）、p178。

[110] 関雄二「異文化理解としての博物館　文化を語る装置」（藤巻正己、住原則也、関雄二編『異文化を『知る』ための方法』古今書院、1996）、p230。

[111] 同時に「生物学的多様性の保護」についても述べている。

[112] Australian Museum, “Annual Report 2003-2004 Summary Report,” Australian Museum, 2004, p. 2. ただし閲覧はオーストラリア博物館ウェブページ http://www.austmus.gov.au/pdf/report/2004-summary-report.pdf（2005 年 9 月 3 日閲覧）の PDF ファイルによる。

[113] *Ibid.*, p. 6.

[114] *Ibid.*

[115] *Ibid.*

[116] Australian Museum, “Annual Report 2003-2004 Detailed Report,” Australian Museum, 2004, p. 24. ただし閲覧はオーストラリア博物館ウェブページ http://www.austmus.gov.au/pdf/report/2004-detailed-report.pdf（2005 年 9 月 3 日閲覧）の PDF ファイルによる。また、常設展示以外の特定のテーマに沿った展示（major exhibitions）をここでは便宜上「テーマ展」と呼称する。

[117] *Ibid.,* p.16. この他毎週日曜日には伝統舞踊が行われた。

[118] オーストラリア博物館ウェブページ http://www.austmus.gov.au/archives/fact01.htm（2005年8月18日閲覧）。

[119] Australian Museum, “Policy and Procedures for the Aboriginal Heritage Unit and Related Issues 2000,” Australian Museum, [2000], p. 5.

[120] AHU ウェブページ http://www.amonline.net.au/AHU/culture/index.htm による（2007年5月9日閲覧）。

[121] 資料展示や先住民族文化の学習活動が行われている比較的小規模な博物館・資料館である。窪田幸子は「収蔵館」と訳しており（窪田幸子「博物館の公開性をめぐる論理のアポリア　―アボリジニの実践と調査者の関与」（『文化人類学』70（4）、日本文化人類学会、2006））、またその他の文献やウェブページによればキーピングプレイスやカルチャーセンター（cultural center）を“community museums”としているものもある。

[122] Kelly, Lynda, Phil Gordon, “Developing a Community of Practice: Museums and Reconciliation in Australia,” in *Museums, Society, Inequality*, ed. by R. Sandell, London: Routledge, 2002, p. 164.

[123] 窪田幸子、前掲、p 6。

[124] Australian Museum, *op. cit.*, “Policy and Procedures for the Aboriginal Heritage Unit and Related Issues 2000,” p. 6.

[125] White, Peter, “Australian Museum’s Aboriginal Outreach Program,” in *COMA: Bulletin of the Conference of Museum Anthropologists*, no. 29, COMA, 1996, p. 9.

[126] *Ibid.*

[127] *Ibid.*, p. 10.

[128] *Ibid.*, p. 9.

[129] Ibid., pp. 9-10. また、資金提供はその後も行われていた（AHU ウェブページ http://www.amonline.net.au/AHU/outreach.htm（2007年5月9日閲覧）による）が、2005年にATSICは廃止された。ATSICが行っていたサービスは2003年よりアボリジニ及びトレス海峡諸島民サービス（Aboriginal and Torres Strait Islander Services: ATSIS）に移管され、現在では家族・コミュニティサービス・先住民省（Department of Families, Community Services and Indigenous Affairs）の先住民政策担当局（Office of Indigenous Policy Coordination）に引き継がれている。

[130] AHU ウェブページ http://www.amonline.net.au/AHU/outreach.htm（2007 年 5 月 9 日閲覧）による。

[131] Cowlishaw, Gillian, “Erasing Culture and Race: Practicing ‘Self-Determination,’” in *Oceania*, Oceania Publications, v. 68, no. 3, 1998, pp. 145-169.

[132] Kelly, Lynda, Phil Gordon, *op. cit.*, p. 164.

[133] 吉田憲司、前掲「民族誌展示の現在」、p530。

[134] Specht, Jim, Carolyn MacLulich, “Changes and Challenges: the Australian Museum and Indigenous Communities,” in *Archaeological Displays and the Public: Museology and Interpretation*, ed. by Paulette M. McManus, London: Institute of Archaeology, 1996, p. 35. ただし、博物館側が返還を申し出ても拒否される場合もあった。

[135] Hanchant, Deanne, “Practicalities in the return of remains: the importance of provenance and the question of unprovenanced remains,” in *The Dead and Their Possessions: Repatriation in Principle, Policy and Practice*, ed. by Cressida Fforde, Jane Hubert and Paul Turnbull, 2002, p. 312.

[136] 数字は各年の National Museum of Australia, “Annual Report of Operations and Audited Financial Statements” による。ただし国立オーストラリア博物館ウェブページ http://www.nma.gov.au/about_us/nma_corporate_documents/annual_report/（2009 年 8 月 27 日閲覧）の PDF ファイルによる。

[137] Aird, Michael, “Developments in the Repatriation of Human Remains and Other Cultural Items in Queensland, Australia,” in *The Dead and Their Possessions: Repatriation in Principle, Policy and Practice*, ed. by Cressida Fforde, Jane Hubert and Paul Turnbull, 2002, p. 304.

[138] *Ibid*.

[139] *Ibid.*, p 306.

[140] オーストラリアにおける議論では、返還することに対して前向きな姿勢をとっていることが確認できるが、英国では必ずしもそうとは言えないようである。例えば 2000 年のイギリスの文化・メディア及びスポーツ特別委員会での返還に関する議論において、イギリス自然史博物館は「（遺骨は）重要な科学的資源であり、それらの安全とアクセスが保障されない限り返還に応じることは非常に難しい」と述べている（Turnbull, Paul, “Indigenous Australian People, Their Defence of the Dead and Native Title,” in *The Dead and*

Their Possessions: Repatriation in Principle, Policy and Practice, ed. by Cressida Fforde, Jane Hubert and Paul Turnbull, London: Routledge, 2002, p. 63）。

[141] Aird, Michael, op. cit., p. 306.　また、実際に返却された資料に特に問題はなかったとも述べられている（p. 307）。

[142] 同上、p. 307.

[143] 関雄二、前掲、p237。

[144] 小谷凱宣「海外アイヌ文化財調査：目的と経過、収集の歴史、調査研究の成果」（小谷凱宣編『海外のアイヌ文化財：現状と歴史　～第 17 回『大学と科学』公開シンポジウム発表収録集』南山大学人類学研究所、2004）、p6。

[145] 同上。

[146] 関雄二、前掲、p230。

[147] 窪田幸子、前掲、pp495-496。

[148] Kelly, Lynda, Phil Gordon, *op. cit.*, p. 164.

[149] 窪田幸子、前掲、p498。

[150] 同上、p495。

第 4 章

[1] 太田好信「文化の客体化　観光をとおした文化とアイデンティティの創造」（『民族学研究』57（4）、日本民族学会、1993）、山下晋司『観光人類学』新曜社、1996、橋本和也・佐藤幸男編『観光開発と文化』世界思想社、2003 など。

[2] 前田勇「観光学からみたミュージアム」（『日本ミュージアム・マネージメント学会研究紀要』第 6 号、日本ミュージアム・マネージメント学会、2002）など。

[3] 上野昌之「アイヌ文化の振興に関する考察　阿寒湖アイヌコタンの事例を中心に」（『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊 8 号 2、早稲田大学大学院教育学研究科、2001）、p41。

[4] 吉田憲司「民族誌展示の現在」（『民族学研究』62（4）日本民族学会、1998）、p530。

[5] 吉田憲司「先住民族と博物館　「アイヌからのメッセージ」展における自文化展示の新

たな試み」（アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌからのメッセージ　ものづくりと心』アイヌ文化振興・研究推進機構、2003）、p149。

[6] これ以外に蝦夷文化考古館も挙げられるが、現在は幕別町の管理となっている。

[7] 白老中核イオル整備促進期成会『白老中核イオル整備基本計画』白老中核イオル整備促進期成会、2004、p24。

[8] アイヌ民族と観光の関連については東村岳史「『観光アイヌ』に見る和人のアイヌ民族差別」（『解放社会学研究』9、日本解放社会学会、1995）に詳しい。

[9] この「イオル」とはアイヌ語が元になっており、カナ表記では「イウォロ」、ローマ字表記では「iwor」となる。ただしその本来の意味からは「伝統的生活空間」とは必ずしも言えないだろう。第 3 章の注 60 を参照。

[10] 文中で「来館者」とは博物館を訪れる人、「来訪者」とは博物館を含めたその地域全体を訪れる人を指す。また、エコミュージアムについてはその特色である「特定のエリアを持たない」という理念を受け「来訪者」とした。このほかに「観光者」、あるいは「ゲスト／ホスト」という用語があるが、本稿では博物館の役割を考察することが目的であるため、「来館者」「来訪者」としたい。ただし、引用文中ではそれらの用語が使用されていても表記通りとする。

[11] 2002 年 10 月 1 日、北海道平取町立二風谷アイヌ文化博物館にて、同館学芸員・吉原秀喜への聞き取りによる。

[12] 2002 年 10 月 5 日、北海道開拓記念館にて、同館学芸員・出利葉浩司への聞き取りによる。

[13] 佐々木亨「ミュージアム・ユーザーに関する研究　北方民族博物館における調査から」（『北海道立北方民族博物館研究紀要』第 6 号、1997）、p85。

[14] 2010 年度からは調査方法に変更があったため、2009 年度から 5 年間を遡った。

[15] 日本観光協会編『観光の実態と志向　国民の観光に関する動向調査』平成 12 年度（第 19 回）、日本観光協会、2001、p5 及び p7。

[16] 山下晋司編『観光人類学』新曜社、1996、p6。

[17] 伊藤寿朗「地域博物館論」（長浜功編『現代社会教育の課題と展望』明石書店、1986）、『地域博物館論』、p262。

[18] 同上。

[19] 白老町住民と北海道ウタリ協会白老支部支部員（1998 年実施）、門別支部支部員（1999 年実施）を対象にして行われた調査によれば、観光業に従事しているアイヌ民族は 3.7%に過ぎない（江川直子・松本和良編『アイヌ民族とエスニシティーの社会学』学文社、2001、pp253-305）。

[20] 大塚和義「アイヌにおける観光の役割　同化政策と観光政策の相克」（石森秀三編『観光の二〇世紀』ドメス出版、1996）、p113。

[21] 伊藤寿朗『市民の中の博物館』吉川弘文館、1993、p176。

[22] 川森博司「アイヌの文様から見た民族の心地域社会　ふるさと観光の担い手たち」（『民族学研究』66（1）、日本民族学会、2001）、p80。

[23] 永渕康之「近代バリ社会の誕生　バリ人という『民族』とは誰か」（黒田悦子編著『民族の出会うかたち』朝日新聞社、1994）、p176。

[24] 安村克己「文化観光における真正性と商品化の問題」（徳久球雄、塚本珪一、朝水宗彦編『地域・観光・文化』嵯峨野書院、2001）、p41。

[25] Greenwood, Davydd J., “Culture by the Pound: an Anthropological Perspective on Tourism as Cultural Commoditization,” in *Hosts and Guests: the Anthropology of Tourism*, ed. by Valene L. Smith, University of Pennsylvania Press, 1977, p. 137. これは「観光という現象を人類学の立場からとらえた最初の論集」（川森博司、前掲、p69）である。

[26] *Ibid.*

[27] McKean, Philip Frick “Towards a Theological Analysis of Tourism: Economic Dualism and Cultural Iinvolution in Bali,” in *ibid.*, p. 100.

[28] *Ibid.,* p. 106.

[29] *Ibid.,* p. 105.

[30] *Ibid.,* p. 94.

[31] 山下晋司「『楽園』の創造　バリにおける観光と伝統の再構築」（山下晋司編『観光人類学』新曜社、1996）、p109。

[32] 同上、p111。

[33] 安村克己、前掲、p33。

[34] Greenwood, Davydd J., “Culture by the Pound: an Anthropological Perspective on Tourism as Cultural Commoditization,” in *Hosts and Guests: the Anthropology of Tourism*, ed. by Valene L.

Smith, 2nd ed. (pbk.), Philadelphia: University of Pennsylvania Press, c1989, p. 184.

[35] *Ibid.*, pp. 184-185.

[36] 太田好信、前掲、p391。太田によれば客体化によって生まれた文化要素、すなわち他者に提示するために選択された要素は意識的につくりだされたものであるが、それが真正かどうかは現在生きている人々に委ねられる、としている。

[37] 同上。

[38] 煎本孝「まりも祭りの創造　アイヌの帰属性と民族的共生」（『民族学研究』66（3）、日本民族学会、2001）、pp339-340。

[39] 四宅豊次郎「まりも祭り今昔」（阿寒湖アイヌ協会編『まりも祭り五十年のあゆみ』阿寒湖アイヌ協会、2000）、pp13-14。

[40] マリモは「神」ではなく「精霊」という位置づけである。また、マリモにまつわる「悲恋物語」がアイヌ民族の伝承として語られることもあるが、これは大正時代の和人による創作であるといわれる。

[41] 四宅豊次郎、前掲、p14。

[42] 同上。

[43] 釧路新聞社編『丹葉節郎　郷土文化に貫く熱情』「丹葉節郎」刊行委員会、1983、p156。

[44] 四宅豊次郎、前掲、p18。

[45] 同上、pp22-23。

[46] 同上、p23。

[47] 煎本孝、前掲、p341。

[48] 同上、p340。

[49] 太田好信、前掲、p386。

[50] 瀧端真理子によれば地域博物館論とエコミュージアム論は比較照合して論じられるべき価値があるとしている（「大阪市立自然史博物館における市民参加の歴史的検討（2）長居公園移転以降」(『博物館学雑誌』第 28 巻第 2 号、全日本博物館学会、2003)、pp17-18)。

[51] 新井重三「序章」（丹青研究所編『ECOMUSEUM　エコミュージアムの理念と海外事例報告』第 5 刷、丹青研究所、2001）、pp1-2。

[52] ICOM, “Symposium ‘Museum and Environment,’” in *Museum*, 25 1/2, Unesco, 1973, pp. 119-120。

[53] 鶴田総一郎「イコム自然史博物館国際委員会日記（1974）」（『博物館研究』Vol.9 No.10・11、日本博物館協会、1974）。

[54] 同上、p13。

[55] 同上、p14。

[56] Rivière, Georges Henri, “The Ecomuseum: an Evolutive Definition,” in *Museum*, 148, Unesco, 1985, pp. 182-183. ただしこの定義には”finalized in January 1980”と注記されている。

[57] *Ibid.*

[58] Engström, Kjell, “The Ecomuseum Concept in Taking Root in Sweden,” in *Museum*, 148, Unesco, 1985, pp. 206-210.

[59] *Ibid.,* p207。

[60] *Ibid.*

[61] *Ibid.*

[62] 丹青研究所「エコミュージアムの理念と定義」（丹青研究所編、前掲書）、p29。

[63] 同上。

[64] 「サテライト」とは主に丹青研究所による用語である。

[65] 同上。

[66] 福留強[ほか]「エコミュージアムの未来と課題」（丹青研究所編、前掲書）、p116。

[67] 大原一興『エコミュージアムへの旅』鹿島出版会、1999、p9。

[68] 同上、p10。

[69] 新井重三「エコミュージアム実践序論」（日本エコミュージアム研究会編『エコミュージアム・理念と活動　世界と日本の最新事例集』牧野出版、1997）、p8。

[70] 同上。

[71] 社会教育法にあるように「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」場であると考えることもできる。またこれを達成するために行政側が予算配分や必要な援助を行うことも同法には定められている。ただしこの条項を解釈するには「文化財保護、芸術文化、生活文化への公権力の関与のありかたが再検討」（姉崎洋一「社会教育の法概念と公共性認識」（日本社会教育学会編『現代社会教育の理念と法制』東洋館出版社、1996）、p33）される必要がある。

[72] 伊藤寿朗、前掲「地域博物館論」。

[73] 同上、p263。

[74] 末本誠「エコミュージアム論再考　朝日町の実践によせて」（星山幸男編著『自然との共生とまちづくり　エコミュージアムの農山村から』北樹出版、2005）、pp210-211。

[75] 日本で最初のエコミュージアムとされている。朝日町は自治公民館活動などが活発であり、同町の社会教育については同上『自然との共生とまちづくり　エコミュージアムの農山村から』のほか、菅井和広、長岡茂「これから山村がおもしろい　山形県朝日町の地域づくりと公民館活動」（小林文人編『これからの公民館　新しい時代への挑戦』国土社、1999）、小松光一編著『エコミュージアム　二一世紀の地域おこし』家の光協会、1999 などを参照。

[76] 福田珠己「地域再生の場、エコミュージアム」（浮田典良編『地域文化を生きる』大明堂、1997）、pp155-156。

[77] 同上、p157。

[78] 同上、p158。

[79] 丹青研究所『季刊ミュージアムデータ』No. 54、丹青研究所、2001、p8。

[80] 同展の図録では民博館長・佐々木高明及び萱野茂アイヌ記念館（現・萱野茂二風谷アイヌ資料館）館長・萱野茂による「ごあいさつ」が日本語及びアイヌ語で記されており、注目できるといえる（国立民族学博物館編『アイヌモシリ　民族文様から見たアイヌの世界』国立民族学博物館、1993、pp3-5）。

[81] 「アイヌモシリ」展と同様に、北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）理事長・野村義一及び北海道知事・横路孝弘による「ごあいさつ」がアイヌ語・日本語・英語・スペイン語で記されている（北海道ウタリ協会編『ピㇼカ ノカ　アイヌの文様から見た民族の心』北海道アイヌ協会、1994、pp4-7）。

[82] 2003 年度及び 2007 年度に「アイヌからのメッセージ」展が開催されている。

[83] 秋野茂樹「アイヌ民族博物館への道」（佐々木利和、吉原敏弘、児島恭子編『アイヌの道』吉川弘文館、2005）、p76。

[84] 同上、p77。

[85] 同上。

[86] ポロト湖畔にあるチセ（家）やアイヌ民族博物館などを含んだ観光施設であり、その入り口には 2009 年末までミンタラと呼ばれる民芸会館があった。「イオル」事業に伴う環

境整備のため解体されたが、2011 年現在では「民族共生の象徴となる空間」の具体的な方針が固まり次第撤退という条件付き（2011 年 2 月 2 日『北海道新聞』朝刊 21 面）ながら、規模を縮小して営業している。

[87] 白老町町史編纂委員会編『新白老町史』下巻、白老町、1992、p550。

[88] 秋野茂樹、前掲、p78。

[89] 同上、p79。

[90] 山丸和幸「アイヌ民族博物館の実践　アイヌ文化の継承と創造」（『月刊社会教育』34（7）、1990）、p30。

[91] 同上。

[92] 財団法人アイヌ民族博物館『財団法人アイヌ民族博物館　略歴及び概要』財団法人アイヌ民族博物館、2010、p4。

[93] 同上。

[94] 同上。

[95] 白老町観光協会『議案書』平成 15 年度、白老観光協会、2004。

[96] 白老町観光協会『事業報告』平成 21 年度、白老観光協会、2010、p3。

[97] 白老町観光協会平成 15 年度観光入込客数調査。

[98] 大塚和義「アイヌにおける観光の役割　同化政策と観光政策の相克」（石森秀三編『観光の二〇世紀』ドメス出版、1996）、p115。

[99] 計良智子[ほか]編『近代化のなかのアイヌ差別の構造』明石書店、1985、pp334-338。このほか 1974 年には「アイヌを観光の道具としている」として青年が白老町長を刺傷する事件も起きている（1974 年 3 月 9 日付朝日新聞夕刊、p9）。

[100] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構ホームページ http://www.frpac.or.jp/zaidan/utari042.html（2004.9.2 閲覧）。

[101] この法律案で挙げられているのは差別の絶滅、アイヌ民族の議席の確保、アイヌ民族に関する教育施策（母語教育、歴史教育、大学での特別枠の設置など）、文化の発展・保護、経済的自立のための施策、民族自立化基金の設置、審議機関の設置である。

[102] 北海道環境生活部総務課アイヌ施策推進室『伝統的生活空間の再生に関する基本構想』北海道環境生活部総務課アイヌ施策推進室、1999、p18。

[103] 同上、p15。

[104] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構ウェブページ「懇談会報告～アイヌの人々」http://www.frpac.or.jp/prf/utari01.html（2010.5.23 閲覧）

[105] 北海道『伝統的生活空間（イオル）再生構想の具体化に向けて』北海道、2002、p4。

[106] 同上、p2。

[107] 同上、p4。

[108] 同上。

[109] 白老・札幌・旭川・平取・静内・十勝・釧路となっている。

[110] アイヌ文化振興等施策推進会議『アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想』アイヌ文化振興等施策推進会議、2005、p6。

[111] 同上。ここで「優先」されるのは「アイヌ民族が」と推定できるが、明言はされていない。

[112] 同上、p7。

[113] 白老中核イオル整備促進期成会、前掲、p24。

[114] 荻野昌弘「民族の展示」（山路勝彦、田中雅一編『植民地主義と人類学』関西学院大学出版会、2002）、p380。

[115] 野本正博「アイヌ民族博物館における活動」（アイヌ文化振興・研究推進機構[編]『普及啓発セミナー報告集』平成 11 年度、アイヌ文化振興・研究推進機構）、p200。

[116] 木名瀬高嗣「表象と政治性　アイヌをめぐる文化人類学的言説に関する素描」（『民族学研究』62（1）、日本民族学会、1997）、p15。

[117] 川森博司、前掲、p80。

[118] アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、2009、p34。

[119] 同上。

[120] 同上、p37。

[121] アイヌ政策関係省庁連絡会議『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』アイヌ政策関係省庁連絡会議、2012、p3。

[122] 同上、p7。

[123] 同上、p8。

[124] 同上、p11。

[125] アイヌ民族博物館とここで述べられている博物館との関連については「象徴空間の整備に伴う、（財）アイヌ民族博物館をはじめとするポロト湖畔における既存施設の取扱いについては、別途、地元関係者と所要の調整を進める」（同上、p13）とされている。

[126] 白老中核イオル整備促進期成会、前掲、「はじめに」。

[127] 同上。

[128] 同上、p1。

[129] 同上。

[130] 同上。

[131] 白老中核イオル整備促進期成会、前掲、p6。また町内の仙台藩白老元陣屋資料館、「屋根のない博物館」も歴史を研究・学習する上で同様に活用が望まれている。

[132] 同上、p16。

[133] 白老中核イオル整備促進期成会、前掲、「はじめに」。

[134] 白老町イオル再生事業施策検討委員会及び幹事会『レラコラチ　白老地域計画』白老町イオル再生事業施策検討委員会及び幹事会、2006、p7。

[135] アイヌ文化振興・研究推進機構『イオル再生事業（白老地域）事業実施報告書』平成19年度、アイヌ文化振興・研究推進機構、2008、p44。

[136] アイヌ文化振興・研究推進機構とアイヌの伝統的生活空間の再生事業検討会議が 2007年にまとめた『アイヌの伝統的生活空間の再生事業の中期的展開方針に関する報告書』では「生活密着型」とされている。

[137] 2013年2月21日の北海道新聞朝刊で1984年の開館以来初となる展示の入れ替えが行われ、23日より公開されることが報道された（p28）。

[138] 第1回アイヌ政策推進会議では（2010年1月29日開催）「民族共生の象徴となる空間部会」で人骨の返還についても触れられている。

[139] 木名瀬高嗣、前掲、p15。

第5章

[1] 北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版

会、2010、p322。

[2] 田中了「『アイヌ文化振興法』と『先住民族の権利に関する国連宣言』（案）との関わり」（部落問題研究所『部落』51（6）、部落問題研究所出版部、1999）、p12。

[3] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構「アイヌの人たちとともに　その歴史と文化」財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2012、p35。

[4] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構ウェブページ http://www.frpac.or.jp/itm/index.html（2011 年 9 月 30 日閲覧）。

[5] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構ウェブページ http://www.frpac.or.jp/itm/jigyo303.html（2011 年 9 月 30 日閲覧）。

[6] 佐々木高明「アイヌ文化振興法 10 年　その意義と現代的課題」（国土交通省大臣官房公法課『国土交通　国土交通省広報誌』No.76、国土交通省大臣官房公法課、2007）、p29。

[7] 中村尚弘「特別展を中心とした日本の博物館におけるアイヌ文化展示制作の意志決定過程」（北海道民族学会『北海道民族学』第 6 号、北海道民族学会、2010）、p5。

[8] 同上、p2。

[9] 同上、p3。

[10] 北海道大学アイヌ・先住民研究センター『アイヌ文化に関する研究の推進・連携等体制構築の検討事業報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2010、p6。

[11] 同上、p20-23。

[12] 北海道内は、函館市北方民族資料館、北海道開拓記念館、サッポロピㇼカコタン、北海道立アイヌ総合センター、昭和新山アイヌ記念館、のぼりべつクマ牧場 ユーカラの里、アイヌ民族博物館、、名寄市北国博物館、旭川市博物館、川村カ子ト アイヌ記念館、平取町立二風谷アイヌ文化博物館、萱野茂 二風谷アイヌ資料館、帯広百年記念館、北海道立北方民族博物館、苫小牧市博物館、新ひだか町アイヌ民俗資料館、シャクシャイン記念館、浦河町立郷土博物館、幕別町蝦夷文化考古館、網走市立郷土博物館、弟子屈町屈斜路コタン アイヌ民俗資料館、釧路市立博物館、であり、北海道外は、国立歴史民俗博物館、アイヌ文化交流センター、東京国立博物館、野外民族博物館リトルワールド、松浦武四郎記念館、大阪人権博物館（リバティおおさか）、国立民族学博物館、天理大学附属天理参考館、である（アイヌ民族：歴史と現在（教師用指導書）編集委員会編『アイヌ民族：歴史と現在―未来を共に生きるために　教師用指導書』財団法人アイヌ文化

振興・研究推進機構、2010、p60）。

[13] この数値は中村が示した数値よりも多いが、中村の分析は 2005 年までであること、調査期間が短かったための見落としがあり得ること（中村尚弘、前掲、p2）、がその理由として挙げられる。

[14] 北海道立アイヌ民族文化研究センター編『アイヌ民族文化研究センターだより』No.21、北海道立アイヌ民族文化研究センター、2004、p2。

[15] ここでの「近代」は第 2 次世界大戦以前とする。

[16] 佐々木高明「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌの美　装い　土佐林コレクションの世界』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、1998）、p2。

[17] 複数の所蔵先がある場合は掲載点数順とした。また、個人所蔵のものは個人名があってもすべて「個人」とした。

[18] 「アイヌ彫刻の美」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編、前掲『アイヌの美　装い　土佐林コレクションの世界』）、p20。

[19] 佐々木高明「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌ工芸展サハリンアイヌの生活文化』北海道開拓記念館・開拓の村文化振興会、1998）、p2。

[20] 手塚薫「サハリンアイヌの人々」（同上書）、p9。

[21] 佐々木高明「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌの美・彫る　清野謙次コレクションを中心に』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、1998）、p4。

[22] 「平取町二風谷の現代木彫工芸について」（同上書）、p39。

[23] 佐々木高明「ごあいさつ」（アイヌ民族博物館編『テケカㇻペ　女のわざ　ドイツコレクションから』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、1999）、p4。

[24] クライナー・ヨーゼフ「ドイツにおけるアイヌ観、アイヌ研究並びにアイヌ・コレクションについて」（同上書）、p16。

[25] 同上、p17。

[26] 佐々木高明「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌの四季と生活　十勝アイヌと絵師・平沢屏山』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、1999）、p3。

[27] 五十嵐聡美「最後のアイヌ絵師　平沢屏山」（同上書）、p27。

[28] 佐々木利和「平沢屏山とアイヌ絵」（同上書）、p17。

[29] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、広島県立歴史民俗資料館、名古屋市博物館、中日新聞社「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『馬場・児玉コレクションにみる　北の民　アイヌの世界』名古屋市博物館、2000）、p4。

[30] 出利葉浩司「社会のうつりかわりと生業」（同上書）、p102。

[31] 長谷部一弘「北方文化と二つのコレクション　馬場コレクション・児玉コレクションについて」（同上書）、p122。

[32] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、市立函館博物館、苫小牧市博物館、釧路市教育委員会「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『よみがえる北の中・近世　掘り出されたアイヌ文化』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2001）、p4。

[33] 菊池徹夫「よみがえる北の中・近世　見え始めたアイヌ文化の形成過程」（同上書）、p14。

[34] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道開拓記念館、神奈川県立歴史博物館「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『海を渡ったアイヌの工芸　英国人医師マンローのコレクションから』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2002）、p4。

[35] 出利葉浩司「人びととの出会い、コレクションの収集、そして展示へ」（同上書）、p11。

[36] 同上、p13。

[37] 同上。

[38] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、徳島県立博物館、徳島県立二十一世紀館、旭川市博物館、国立民族学博物館「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌからのメッセージ　ものづくりと心』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2003）、p4。

[39] 吉田憲司「先住民族と博物館　「アイヌからのメッセージ」展における自文化展示の新たな試み」（同上書）、p150。

[40] 同上。

[41] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、八戸市博物館、帯広百年記念館、板橋区立郷土資料館「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『樺太アイヌ民族

誌　工芸に見る技と匠』板橋区立郷土資料館、2004）、p3。

[42] 大塚和義「樺太アイヌを中心とした先住民の分布　1940 年以前」（同上書）、p98。

[43] 北原次郎太「樺太アイヌの歴史」（同上書）、p108。

[44] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道開拓記念館、川崎市市民ミュージアム「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『ロシア民族学博物館アイヌ資料展　ロシアが見た島国の人びと』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2005）、p4。

[45] アイヌ工芸品展企画委員会「工芸品展『ロシア民族学博物館アイヌ資料展　ロシアが見た島国の人びと』開催にあたって」（同上書）、p8。

[46] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構「あいさつ」（北海道立近代美術館、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌ文様の美　線のいのち、息づくかたち』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2006）、p3。

[47] 「出品目録・解説」（同上書）、p160。

[48] 日比野利信「アイヌ文化と九州」（同上書）、p157。

[49] 同上。

[50] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、一関市博物館、市立函館博物館、大阪人権博物館「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌからのメッセージ 2007　現在（いま）から未来（あす）へ』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2007）、p4。

[51] アイヌ工芸品展企画委員会「「アイヌからのメッセージ 2007　現在から未来へ」開催にあたって」（同上書）、p5。

[52] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、新潟県立歴史博物館、旭川市博物館「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌの工芸　ペンシルバニア大学考古学人類博物館ヒラーコレクション』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2008）、p4。

[53] 小谷凱宣「ハイラム・M・ヒラーのアイヌ資料の背景　海外、特に北米のアイヌ資料との関連において」（同上書）、p96。

[54] 同上、p94。

[55] エイドリア・カッツ「情熱にあふれた冒険：1901 年、北海道にて　ハイラム・ヒラーと

小谷部全一郎」（同上書）、p77。

[56] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、市立函館博物館、北海道立帯広美術館、帯広百年記念館、京都府京都文化博物館、十勝毎日新聞社「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌの美　カムイと創造する世界　ロシア民族学博物館・オムスク造形美術館所蔵資料』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2009）、p4。

[57] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、小樽市総合博物館、川崎市市民ミュージアム、沖縄県立博物館・美術館「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『アイヌ　美を求める心』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2010）、p5。

[58] 太田尚弘「徳川義親の熊狩と八雲「彫熊」の誕生」（同上書）、pp156-157。

[59] 同上、p157。

[60] 中村睦男「ごあいさつ」（財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編『千島・樺太・北海道　アイヌのくらし　ドイツコレクションを中心に』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2011）、p4。

[61] 岸上伸啓、佐々木史郎「19 世紀末から 20 世紀前半にかけてのアイヌ研究とアイヌ資料の収集　ドイツコレクション展示の背景として」（同上書）、p132。

[62] 一般的に、表記などに関しては、北海道ウタリ協会『アコロイタク　アイヌ語テキスト』1（クルーズ、1994）に準拠することがよく見られる。

[63] 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構『イタカン ロー　アイヌ語で話しましょう！アイヌ語弁論大会　報告書』第 15 回、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、2012、p1。

[64] 第 2 期にあたる平成 24 年度から北海道大学アイヌ・先住民研究センターの教員がアイヌ民族博物館で月 1 回程度の研修を行っている。

第 6 章

[1] 朝倉征夫『産業革新下の庶民教育』酒井書店、1999、p304。

[2] 金子淳『博物館の政治学』青弓社、2001、pp10-11。

[3] 千野香織「戦争と植民地の展示　ミュージアムの中の『日本』」（栗原彬[ほか]編『身体：

みがえる』（越境する知 1）、東京大学出版会、2000）、pp109-110。

[4] 菊池久一『＜識字＞の構造　思考を抑圧する文字文化』勁草書房、1995、p162。

[5] 岡島和夫、岩槻知也「公的社会教育施設における識字実践について」（日本社会教育学会編『国際識字 10 年と日本の識字問題』東洋館出版社、1991）、pp72-73。

[6] 菊池久一、前掲、pp178-179。

[7] ソニア・ニエト著、太田晴雄監訳、フォンス智江子・高藤三千代訳『アメリカ多文化教育の理論と実践　多様性の肯定へ』明石書店、2009、p672。

[8] 平沢安政「多文化教育に関する一考察　シアトルでの経験をふまえて」（ジェームズ・A・バンクス著、平沢安政訳『民主主義と多文化教育　グローバル化時代における市民性教育のための原則と概念』明石書店、2006）、pp130-135。

[9] 吉田憲司「民族誌展示の現在 2003」（『大阪人権博物館紀要』第 7 号、大阪人権博物館、2003）、p92。

[10] Yeingst, William, Lonnie G. Bunch, “Curating the Recent Past: the Woolworth Lunch Counter,” in *Exhibiting Dilemmas: Issues of Representation at the Museum*, ed. by Amy Henderson and Adrienne L Kaeppler, Washington: Smithsonian Institute Press, 1997, p. 153.

[11] *Ibid.*

[12] Kelly, Lynda, Phil Gordon, “Developing a Community of Practice: Museums and Reconciliation in Australia,” in *Museums, Society, Inequality*, ed. by R. Sandell, London: Routledge, 2002, p. 164.

[13] Ibid.

[14] 宮坂広作「学級・講座の内容編成の基本的視点」（碓井正久編『社会教育の学級・講座』亜紀書房、1977）、p65。引用文献は 30 年以上前に出版されたものであるが、残念ながらこの議論は筆者が担当した公民館などの講座における状況と大きく変わらないといえる。

[15] 同上、p66。

[16] 同上。

[17] 同上、p68。

[18] 1998 年 7 月、任期満了となり引退を表明したアイヌ民族の国会議員・萱野茂はその際に「狩猟民族は足元が明るいうちに帰る」と述べた。また 1988 年 6 月 2 日付毎日新聞には

アイヌ紋様刺繍家・チカップ美恵子も「アイヌは自然の中で暮らす狩猟民族」と発言している。

[19] 北海道開拓記念館編『アイヌ文化の成立』北海道開拓記念館、1999、p26。

[20] 小川英文「考古学者が提示する狩猟採集社会イメージ」（『民族学研究』63（2）、日本民族学会、1998）、p194。

[21] 太田好信「文化の客体化　観光をとおした文化とアイデンティティの創造」（『民族学研究』57（4）、日本民族学会、1993）、p395。

[22] 吉原秀喜『アイヌ民族の文化活動とミュージアム　1990 年代における二風谷アイヌ文化博物館の事例を中心に』試供版 Ver.3、2002、p16。

[23] 手塚薫「フォーラムとしてのミュージアム」（出利葉浩司『民族学的情報伝達装置としての博物館の意義に関する基礎的研究』（平成 9 年度～平成 12 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告）、2001）、p57。

[24] 同上、p56。

[25] 佐々木亨「博物館民族学とアイヌ民族展示の評価に関する考え方」（出利葉浩司、前掲書）、p30。ただし開拓記念館では 1999 年に「展示の伝達度」の調査を行ったが調査実施の前提やその影響に関しての検討が十分ではなかったとしてデータの分析等を見合わせた（p32）。

[26] 山田尚彦「実践的展示批評に向けての試論」（日本民俗学会編『民俗世界と博物館　展示･学習･研究のために』雄山閣出版、1998）、pp33-34。

[27] 同上、p34。

[28] 同上。

[29] 大塚和義「アイヌにおける観光の役割　同化政策と観光政策の相克」（石森秀三編『観光の二〇世紀』ドメス出版、1996）、p113。その他観光に関する論考としては橋本和也『観光人類学の戦略　文化の売り方・売られ方』世界思想社、1999 などを参照。

[30] 君塚仁彦「博物館展示と『表現の自由』『見ることの自由』」（歴史科学研究会編『歴史評論』No.526、校倉書房、1994）。この中では富山県立現代美術館が昭和天皇の肖像画を用いた作品を一度は展示したものの、一部からの圧力を受け図録の焼却・作品の売却を行なってしまった問題に関して論じられている。

[31] Cameron, Duncan F., “The museum, a temple or the forum,” in *Reinventing the museum :*

historical and contemporary perspectives on the paradigm shift, ed. by Gail Anderson, AltaMira Press, Walnut Creek, 2004. pp. 61-73.　ただし“This article is derived from the 1971 University of Colorado Museum Lecture. It is prepared for *The Journal of World History* special number, “Museums, Society, Knowledge” (1972), reprinted with the permission of Unesco.”と注記されている（p. 73）。

[32] *Ibid.*

[33] テッサ･モーリス-鈴木「偽りのアイデンティティへの権利　あるポストコロニアルの物語」（栗原彬[ほか]編『知の植民地：越境する』、東京大学出版会、2001）、p212。

[34] 梶田孝道「『多文化主義』をめぐる論争点　概念の明確化のために」（初瀬龍平編著『エスニシティと多文化主義』同文舘出版、1996）、pp67-101。梶田は私的な生活領域での多様性を認めるが公的領域では認めないといったいわゆるリベラル多文化主義を指して「市民文化」を用いたわけではない。同じ地域で生活している人間であるといった連帯感を表現するためにこの用語を用いた。

[35] 同上、p100。

[36] 朝倉征夫、前掲、p388。

[37] 萱野茂[ほか]著『アイヌ語が国会に響く』草風館、1997、p245。

[38] 前田耕司「先住民族をめぐる教育政策の課題と国際教育学の視座」（日本国際教育学会創立 20 周年記念年報編集委員会編『国際教育学の展開と多文化共生』学文社、2010）、p17。

[39] 朝倉征夫『産業の革新と生涯学習』酒井書店、1996、pp129-134。

[40] 同上、p133。

[41] 今田克司「米国における文化多元主義」（初瀬龍平編著、前掲）、pp165-168。

[42] 朝倉征夫、前掲『産業の革新と生涯学習』、p133。

[43] Niessen, Sandra A., “The Ainu in Mimpaku: A Representation of Japan's Indigenous People at the National Museum of Ethnology,” in *Museum Anthropology*, vol. 18 issue 3, Flagstaff: Council for Museum Anthropology, 1994, pp. 18-25.

[44] 吉田憲司「民族誌展示の現在」（『民族学研究』62（4）、日本民族学会、1998）、p519。反論の全文は、Otsuka, Kazuyoshi, “Exhibiting Ainu Culture at Minpaku: A Reply to Sandra A. Niessen,” in *Museum Anthropology*, vol. 20 issue 3, Flagstaff: Council for Museum

Anthropology, 1996, pp. 108-119、及び Shimizu, Akitoshi, “Cooperation, not Domination: A Rejoinder to Niessen on the Ainu Exhibition at Minpaku,” in *ibid.*, pp. 120-131.　第 3 章注 25 を参照。